

朝鮮事情



本書は昭和十八年九月十五日現在に
於ける朝鮮の事情を紹介する爲編纂
したものである。

昭和十八年十二月

山田公英



朝鮮事情 昭和十九年版

目次

一 總說

沿 革

地 勢

氣 候

戶 口

二 行政

中央行政

沿 革

行政組織(附表)

目次

目次

(二) ii

地方行政……………一四

道・府・區・郡・島……………一四

公共團體……………一四

府・郡・島臨時恩賜金……………一三

三 農 業……………二四

耕地及氣候……………二四

國有未墾地……………二四

公有水面……………二五

農業者……………二五

農產……………二六

養蠶……………三〇

畜產……………三三

穀物檢查……………三四

肥料	三〇
勸農機關	三九
農業團體	四二
水利組合及水利組合聯合會	四四
米穀倉庫	四七

四 林 業

國有林野の保護	五〇
火田整理	五一
國有林經營	五三
國有林の實測調査	五七
造林貸付竝に成功讓與	五八
國有緣故森林の讓與	五八
民有林と獎勵施設	五九

目 次

iii(三)

目次

(四)IV

砂防事業……………六五

北鮮開拓事業……………六七

林業試験……………七〇

五 水産業……………七一

概況……………七一

漁業處分……………七三

水産業の保護獎勵……………七四

水産試験及調査……………七九

水産業の改良……………八四

六 鑛業……………八七

鑛業の概況……………八七

鑛業の助長施設……………九〇

主要鑛物……………九二

七 工 業……………九七

概 況……………九七

家内工業……………九八

工場工業……………一〇一

中央試験所……………一〇〇

工業獎勵……………一〇〇

度 量 衡……………一一一

電氣及瓦斯事業……………一二三

八 商 業……………一二六

朝鮮人の商業……………一二六

内地人の商業……………一二七

目 次

目次

(六) vi

會社	二一八
取引所附正米市場	二一九
商工會議所	二二一
重要物産同業組合	二二二
産業組合	二二二
工業組合	二二三
商業組合	二二四
商工獎勵館	二二五
九財政	二二六
歲計	二二六
國債	二二八
租稅	二二九

一〇 金融 一四九

通 貨 一四九

金融機關 一五一

一一 貿易 一六一

概 況 一六一

國別貿易 一六二

港別貿易 一六三

輸移出入重要品 一六三

貿易船舶 一六四

在外貿易促進施設 一六五

一二 專 賣 一六七

目 次

目次

煙草……………一六七

人蔘……………一六九

鹽……………一七〇

阿片……………一七一

一三 交通・通信……………一七三

鐵道……………一七三

自動車交通……………一八〇

道路……………一八二

港灣……………一八三

河川……………一八三

海事……………一八五

航空……………一八五

通信事業……………一八七

郵便爲替貯金	一八七
放送無線電話	一九〇
朝鮮簡易生命保險	一九一

一四 神社・宗教……………一九四

神社	一九四
宗教	一九五

一五 教育……………一九九

初等教育	一九九
中等教育	二〇一
師範教育	二〇三
專門教育	二〇四
大學教育及其の豫備教育	二〇五

目次

目次

(一〇)X

在內地朝鮮學生……………二〇六

朝鮮美術展覽會……………二〇七

陸軍兵志願者訓練所……………二〇八

海軍兵志願者訓練所……………二〇九

社會教化……………二〇九

指導者鍊成所……………二二二

海洋少年團……………二二三

朝鮮青年特別鍊成所……………二二三

青少年團體體育……………二四四

經學院……………二二七

圖書館……………二二八

古蹟調查及博物館……………二二九

一六司法……………二二三

裁判並に檢察制度	三三二
適用法規	三三三
小作調停	三三八
人事調停	三三九
借地借家調停	三三九
登記事務	三三〇
戸籍事務	三三一
寄留事務	三三一
公證事務	三三四
執達吏事務	三三四
供託事務	三三四
行刑制度	三三五
思想犯保護觀察	三三七
思想犯豫防拘禁制度	三三八

少年保護制度	三九
司法保護事業	二四〇
一七 社會事業	二四二
罹災救助	二四二
賑恤救護	二四三
方面事業	二四五
福利施設	二四五
住宅施設	二四七
勞働者保護	二四八
勞働需給調整	二四九
兒童保護	二五〇
救療機關	二五二
一八 軍事援護事業	二五四

軍事扶助	二五四
職業上の保護	二五四
傷痍軍人の保護	二五五
遺家族の保護	二五六
軍人軍屬の遺兒竝に傷痍軍人子弟育英	二五六
教化竝に教養	二五六
軍事後援相談機關	二五七

一九 警察

治安狀況	二五九
警察機構	二六〇
防 空	二六一
經濟警察	二六三

目 次

二〇 衛生……………二六四

醫療機關……………二六四

藥品取締……………二六八

食品取締……………二七〇

上水……………二七一

傳染病豫防……………二七一

二一 國民總力運動……………二七六

二二 國家總動員計畫……………二八六

二三 物價調整……………二八八

二四 情報宣傳……………二九二

二五 朝鮮史編修……………二九八

二六 軍 事 三〇〇

陸 軍 三〇〇

海 軍 三〇一

二七 在外朝鮮人に對する保護施設 三〇五

在滿朝鮮人の概況 三〇五

在滿者に對する施設 三〇六

朝鮮農民の滿洲新規入植 三〇九

在支朝鮮人の概況 三二三

在支者に對する施設 三二三

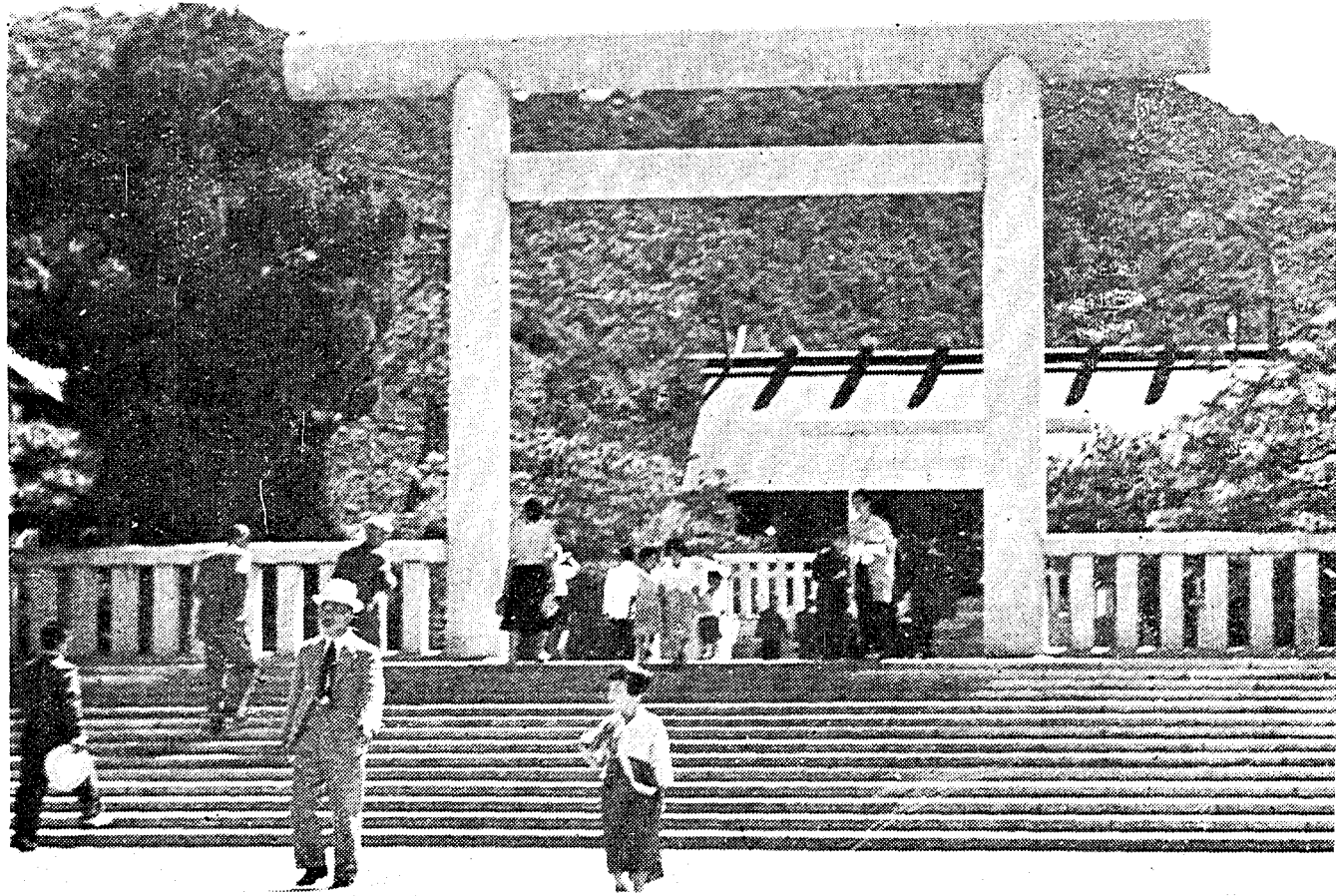
〔附 録〕

參考統計表 六九項目

朝鮮地圖 一 枚

挿入寫眞 一一葉

目 次



宮 神 鮮 朝 社 大 幣 官

朝鮮事情

昭和十九年版

一 總 說

沿 革

朝鮮はその地理上、古來内地と密接不離の關係に在り、平和的交通に依る血縁的混和、並に文化的傳承は更なり、半島が優勢な外圍諸民族の脅かすところとなるや我國は多大の犠牲を拂つてその急を救つたこと一再でなかつた。この間半島は三國・新羅・高麗を経て、李朝と革つたが、李朝中期以後は國勢頓に衰へ、内には國政紊亂して生民其の堵に安んぜず、外には加はり來る國際の重壓に抗してその存立を保つ能はず、延いて、東洋禍亂の危機を醸成するに至つた。是に於て、我國は之が爲に日清・日露の兩役を重ねてこの外難を撃攘し、東洋の安全を永遠に保障する必要より、明治四十三年、遂に之を完全に併合し、その人民は悉く皇國臣民として、天皇綏撫の下に立ち、總督に依つて施政せられることとなつたのである。

爾來、歴代總督は、よく併合の國是に遵つて民力の涵養に専念し、時勢の進展に應じて教育の改善、

産業の開發其他諸般の施設に努力せる結果、經濟・産業の發達より民力の向上、極めて著しく、國民精神また次第に涵養せられつゝあつた。適々、滿洲事變の發生により、我國威は普く中外に宣揚せられ、之に引續く王道滿洲國の建設を見るに及び、之を契機として民衆間に於ける國民精神の成長顯著なるものあり、更に支那事變の勃發以後に於ては、二千五百餘萬の民衆靡然として皇國臣民たるの忠誠を發露し内鮮一體の實を高度に具現したのである。かくて朝鮮は大東亞戰下益々その健全なる發展を遂ぐるとともに、その物心兩面よりする我が興亞國策遂行上北邊の基地たる重要性を愈加へつゝあるのである。

地 勢

朝鮮は亞細亞の東南に斗出せる一大半島であつて、地形南北に長く東西に短く、西南の沿岸に無數の島嶼を擁してゐる。東經百二十四度一分より百三十度五十六分二十三秒・北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位し、面積二二〇、八四〇方浬（本州より青森縣を除いたものに略々等しい）、東は日本海に面し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峽を隔て、九州及中國と對し、北は鴨綠江又豆滿江を以て滿洲國及露領沿海州に界してゐる。東部海岸には元山・城津・清津・羅津・雄基等の諸港があり、南部及西部海岸は島嶼散在し岬灣出入し、釜山・蘆水・木浦・群山・仁川・海州・鎮南浦等の良港を形成してゐる。地勢は長白山脈東北より西南に連つて北方の國境を擁し、其の一脈南に延びて平安南北・咸鏡南北四道の境を劃して江原道に入り、東海岸線に沿うて南に走り、半島の脊梁を成してゐる。脊梁山

脈以東の地は斜面急峻であつて大川平野に乏しいが、其の以西は比較的緩斜であつて處々平野が多い。

氣 候

氣溫 年平均氣溫は南岸地方に最も高く十四度を示し、北進するにつれて遞減し、中部地方では十度内外、國境附近に於ては四度乃至三度であるが、國境に近き蓋馬高臺は最も低くて一、二度に降り南北兩地方では實に十二、三度の差がある。又同緯度地方を比べれば東岸は西岸地方より溫和で、夏季を除いては約二度内外の高溫を示すのが常である。これは西海岸は冬季北西の季節風が多きに反し、東海岸は脊梁山脈の爲風勢弱く、且つ海水溫度は西岸に比し高溫である等、山脈とか海流とかの地形的影響を蒙ることが主因であると思はれる。又朝鮮には冬季大陸高氣壓の盛衰が殆んど周期的に來るが、之が爲め所謂三寒四溫の現象が起り、寒暖が交互に來る。

風 風向は氣壓の配置に據つて定まるものであるから、それが氣壓配置の季節的變化に隨つて變化することは勿論である。今半島に於ける冬と夏の季節風に就いて述べて見ると、冬期は大陸方面に大陸高氣壓が蟠居する影響で季節風は、黃海沿岸、南岸及北東岸に於ては北西乃至北であるが、内陸地方及中部の東海岸では地形の影響を承けて西偏風が卓越する。之と反對に夏季の氣壓配置は冬季と全く交代して、大陸方面が低壓部となり太平洋上に高氣壓が滯留する爲、南岸、黃海沿岸及北東岸では南偏風流行

し、中部以南の東海岸では東乃至南東風が卓越する。而して兩季節風の交替期である春秋の候は風向が區々で一定しない。又兩季節風は風向が相反するのみでなく、冬季は空氣が一般に乾燥して天氣晴れ、氣壓の傾斜が急で風力が強いが、夏季は濕潤で曇雨天の日多く且つ氣壓の傾斜が緩やかな爲風勢は甚だ弱い。又冬季季節風は夏季季節風に比べて其の間が永い。尙全域を通じて、風勢は沿海に於て強く、内陸に於て弱い傾向がある。

雨 雨の年總量は内地のそれと比べて約二分の一に當る寡量である。即ち凡そ五百耗乃至千五百耗で、今其の分布状態を見ると咸鏡南北道と大同江下流域地方即ち西朝鮮灣の南部に面する地域は最寡雨地域で年量八百耗に達せず、就中豆滿江中流域は僅に五百耗に過ぎない。千耗に達しないのは以上の外に鴨綠江流域と洛東江の上流域とであつて、其の他の所は孰れも千耗を超え、千三百耗以上の地域は西鮮北部の内陸と朝鮮中部の内陸及湖南地方から海峽沿岸に擴がり、就中蟾津江の河口附近には千五百耗を超ゆる最多雨地域がある。降雨は季節に因つて其の差異が甚しく、十月より翌年三月に至る間は乾燥期で雨量は極めて寡く、六月より八月に至る間は降雨期に屬する。而して南部地方に於ける降雨最盛期は七月であるが北鮮地方は後れて八月となつてゐる。斯様に各地方を通じて降雨期と乾燥期との判然とした區別があるのは半島の一特色であらう。

霜 初霜は蓋馬高臺地方に最も早く九月上旬に現はれる。斯様に早現するのは本邦の版圖内には見當らず、樺太の内陸に於ても漸く九月中旬頃である。其の他は概ね十月上旬より十一月上旬の間にあるが、

濟州島では十二月下旬に入つて初めて結霜を見、最早現より實に三箇月餘の遅れである。終霜は濟州島の三月中旬に始まり他は一般に四月中に終るが蓋馬高臺のみは五月下旬である。而して南部では往々五月中旬頃晩霜を見ることがある。

雪 降雪期は年に依つて差異があるが、初雪の最早はやはり蓋馬高臺地方で十月の上、中旬に始まり、其の他は概ね十一月であつて南東岸地方の十二月下旬が最晩となつてゐる。終雪は濟州及南岸が最も早くて三月上旬に、其の他は概して三月中旬から三月下旬となり、蓋馬高臺の五月上旬から中旬が最も遅い。然し乍ら冬季は一般に雨雪量が寡いから、積雪が一、二尺に及ぶのは北東部の山地に限られ、中部以南の平原に於ては五寸を超えることは稀である。

戸 口

昭和十七年末現在戸口調査に依れば、總戸數四百七十八萬二千九百六十九戸、内地人十七萬九千三百四十九戸(臺灣人四戸を含む)、朝鮮人四百五十八萬七千二百四十二戸、外國人一萬六千二百二十三戸總人口二千六百三十六萬一千四百一人、内地人七十五萬二千八百二十三人(臺灣人三十七人を含む)、朝鮮人二千五百五十二萬五千四百九人、外國人八萬二千六百六十一人である。而して之を併合當時に比すれば戸口は約二倍に増加してゐる。

各道面積と現在戸口 (昭和十七年末)

道	面積	戸口							
		總數	内地人	朝鮮人	外國人				
總數	三〇、八四〇・三〇	四、七八二、九六九	一七九、三三九	四、五六七、四四二	一六、三六六、四〇一	七五二、八三三	二五、五三三、四九八	八三、一六九	
京畿道	二、八三〇・八八	五七〇、九七七	四六、一八〇	五三三、〇七七	一、七〇〇	三、三三三、八五六	二〇六、六三七	三、〇二八、四九五	八、七三四
忠清北道	七、四一八・六	一七三、〇三三	二、四六三	一七〇、四五四	一二七	九七九、四三三	九、四一七	九六九、五九八	四〇八
忠清南道	八、一〇六・四	二九二、三四七	六、五〇六	二八五、五七八	二六三	一、六六七、八四〇	二八、三三八	一、六三八、五八二	一、〇三〇
全羅北道	八、五七四・二二	三二五、七三五	八、一三四	三〇七、三〇六	二八五	一、七二一、一六三	三五、三六三	一、六四四、五三九	一、二七一
全羅南道	一三、八八七・三七	五二七、一四六	一〇、六三七	五一六、三五三	一六	二、八一七、五八五	四三、二五〇	二、七七一、六三七	六九八
慶尙北道	一八、九八八・八四	四七七、六七四	一〇、九九二	四六六、五四六	一三七	二、六三四、七四三	四三、三三四	二、五八八、九三三	五六八
慶尙南道	一三、三〇四・六〇	四六四、〇一〇	三三、九四九	四四〇、九六六	一五	二、四七〇、三五三	九八、九七四	二、三七〇、九三三	四四六
黃海道	一六、七四四・四三	三二五、三三六	六、八〇二	三五七、六三三	八七一	一、九五六、一五六	二六、一八九	一、九三六、一六六	三、八〇一
平安南道	一四、九三九・三五	三三八、七〇二	一一、四三九	三三四、七九八	一、四七五	一、八四一、四三三	五二、二六三	一、七八三、五〇一	七、六六九
平安北道	二八、四六七・八五	三三四、三七	八、八六六	三二八、七三三	六、七九	一、八九六、二九〇	三三、三五三	一、八二六、六〇三	三七、四三六
江原道	二六、二六三・九八	三三三、九二二	五、八〇六	三三三、五五九	五四〇	一、八六六、二六〇	二二、一〇〇	一、八四四、〇三八	一、一三二
咸鏡南道	三、九七八・四二	三五六、三八	一七、四九九	三三七、三四	一、六九五	二、〇五四、九六五	七三、九九〇	一、九七二、六七	八、五八
咸鏡北道	二〇、三四六・七六	二二三、四九二	三〇、〇九八	二二一、〇九九	二、三九五	一、三三一、三四四	七六、九二五	一、一四〇、七七八	二一、六三三

現住戶口累年別

年	戸		人	
	總數	内地人	朝鮮人	外國人
明治四十三年	二、八〇四、一〇三	五〇、九九三	二、七四九、九五六	三、一五五
大正三年	三、二二一、七六一	八三、四〇六	三、〇三三、八二六	四、五四九
同 七年	三、二二七、九六一	九三、六三八	三、一三九、一四〇	五、一九五
同 十一年	三、三五六、五五三	一〇六、九九一	三、二四二、四三三	一〇、一三九
昭和 一年	三、六一四、五〇五	一七、〇〇一	三、四八三、七七九	一三、七三五
同 五年	三、八二一、五六四	一三六、三三三	三、六七九、四六三	一五、七九九
同 九年	四、〇一〇、六〇六	一四一、四二七	三、八五七、一六九	一三、〇三〇
同 十四年	四、二九六、五三四	一六一、四〇〇	四、一三三、六四六	一一、四七八
同 十七年	四、七八二、九六九	一七九、三四九	四、五六七、二四三	一六、三七八

現住戶口職業別 (昭和十七年)

職業	戸		人	
	總數	内地人	朝鮮人	外國人
農業	四、七八二、九六九	一七九、三四九	四、五六七、二四三	一六、三七八
水産業	三、九八六、八四四	一六、三七八	三、八七〇、四六六	三六、三六一、四〇一
鑛業	九四、九九四	一一、四七八	三、八〇〇、六四七	六五〇、一〇四
工業	一一八、五九九	一一、四七八	一一、二五五、八二七	三三、〇九八、三二〇
商業	二五三、二八	三三、八〇〇、六四七	二二、一三五、八二七	三三、〇九八、三二〇
交通業	三三、三七九	三三、八〇〇、六四七	五六一、三八四	二〇、五三三、八〇四
公務	八〇、九五六	六五〇、一〇四	六五〇、一〇四	三三、〇九八、三二〇
自由業者	二六、四八八	六五〇、一〇四	三三、〇九八、三二〇	五三、三三三
其他の有業者	四八八、二九四	七五三、八二三	二五、五三五、四〇九	八三、六九九
無業者	一四三、八七七	七五三、八二三	二五、五三五、四〇九	八三、六九九

總數

七

總 說

内地人	一七九、三五三	六、一〇三	二、〇三七	六、八五四	三、六八八	二八、一五七	一三、一三三	七四、九七三	八、三四七	八、一七三
朝鮮人	四、五七、二四三	二、九七六、四〇四	九三、九六六	一一〇、九六五	二二八、〇一六	三二四、二六三	六、四九一	一九三、〇六六	四七七、四八九	一三五、五八三
外國人	一六、三七八	四、三三八	一	一、一四〇	二、五二五	四、九六〇	三三三	四一〇	二、五五八	一三三

人 口

總 數	二六、三六、四〇一	一七、四七、六六六	五、四、一八〇	五、六四、四三四	一、三七、〇五一	一九、二、三四	四、五、一五〇	一、三〇、六八八	三、三、二五三	五、七、二、一七六
内地人	七五三、八六〇	三九、二二六	九、〇九三	三三、二六五	一四、〇六三	一三六、八〇一	五三、八七四	二九七、二六六	三三、六五一	二九、六六一
朝鮮人	二五、五五、四九一	三九、六八八	五、五、〇八三	五、三七、八〇六	一、七、七、〇九四	一、七、四、九三三	三、四、六、六七	一、〇、七、三六〇	二、三、六、四〇四	四、五、三、一五九
外國人	八三、一六九	二、五三三	四	三、三六三	一、四、八九六	二、五、三九五	二、五、五九八	一、七、九五	一、三、一九八	三、八八

備考 内地人中には臺灣人「工業」に戸數一、人口二、「公務、自由業」に戸數一、人口三、「其ノ他ノ有業者」に人口一、「無業」に戸數二、人口三一を含む。

内地人の分布状態 (昭和十七年末)

總 數	二六、三六、四〇一	七五、八六〇	一〇〇、〇〇〇	二八、五六一
京 畿 道	三、三三、八九一	二〇六、六三七	二七、四四五	六四、〇九
忠 清 北 道	九七九、四三三	九、四一七	一、三五	六、六一
人口總數	同上	同上	同上	同上
内地人の道別割合	同上	同上	同上	同上
人口千人に付内地人	同上	同上	同上	同上

忠清南道	一、六六七、八四〇	二八、三三八	三七五	一六・九二
全羅北道	一、七三二、一六三	三五、三六三	四・七〇	二〇・五五
全羅南道	二、八一七、五八五	四五、二五〇	六・〇一	一六・〇六
慶尙北道	二、六三四、七四五	四五、二四四	六・〇一	一七・一七
慶尙南道	二、四七〇、三五三	九八、九七四	一三・一五	四〇・〇六
黃海道	一、九五六、一五六	二六、一八九	三・四八	一三・三九
平安南道	一、八四一、四三三	五一、二六三	六・八一	二七・八四
平安北道	一、八九六、二九〇	三三、二五三	四・二八	一七・〇一
江原道	一、八六六、二六〇	二二、一〇一	二・八〇	一一・三三
咸鏡南道	二、〇五四、九六五	七三、九九〇	九・八三	三六・〇一
咸鏡北道	一、二三一、三三四	七六、九三五	一〇・四八	六四・一〇

備考 内地人人口中には臺灣人三七人を含む（京畿道及び慶尙北道）

二 行政

中央行政

沿革

明治四十三年韓國の併合と同時に朝鮮總督府を設置したが當分の内統監府及び其の所屬官署を存置し朝鮮總督の職務は姑く統監をして之を行はしめ且つ韓國政府に屬したる諸官廳は内閣及表勳院を除くの外總て之を總督府の所屬官署と看做して政務の執行に當らしめた（明治四十三年勅令第三百十九號朝鮮總督府設置ニ關スル件）。其の後約一箇月間に各種機關の廢合統一を爲し同年九月三十日朝鮮總督府官制及び其の所屬官署の諸官制を公布し十月一日より之を施行した。當初、朝鮮總督は親任とし陸海軍大將を以て之に充て 天皇に直隸し、委任の範圍内に於て陸海軍を統率し、朝鮮防備のことを掌ると共に朝鮮の諸般の政務を統轄し、又警務機關としては中央に警務總監部を、各道に警務部を置き憲兵隊司令官をして警務總長を、憲兵隊長をして警務部長を兼ねしめ地方行政機關の外に特立して一般警察衛生事務を統理執行せしむることとしたのであるが、大正八年八月の改正に總督の武官たる資格制限を撤廢し、總督に對する陸海軍統率權委任の條項を削り、朝鮮に於ける陸海軍の司令官に對する出兵を請求すること

とを得しむると共に憲兵警察制度を廢止し、以て所謂文化政治への一轉機を劃したのであつた。

行政組織

一、朝鮮に朝鮮總督府を置き其の長官を朝鮮總督とする(朝鮮總督府官制)。總督は朝鮮を管轄し諸般の行政事務を統理する朝鮮最高の行政官廳である。總督の權限の主なるものは

(一) 政務總理權 特に中央政府の權限に留保するもの以外、朝鮮に於ける行政事務は包括的に朝鮮總督の權限に屬する(朝鮮總督府官制第三條、第六條、第七條)

(二) 出兵請求權 安寧秩序保持の爲必要と認めるときは朝鮮に於ける陸海軍司令官に兵力の使用を請求し得る(同三條ノ二)

(三) 制令制定權 朝鮮に於ては法律を要する事項は總督の命令(制令)を以て之を規定することを得る(明治四十四年法律第三十號朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律第一條、第六條)

(四) 命令權 職權又は委任に依り總督府令を發し得る。之に附し得る罰則の限度は自由刑一年、財産刑二百圓迄である(朝鮮總督府官制第四條)

(五) 監督權 下級行政官廳を指揮監督しその違法不當の命令、處分の取消又は停止を爲し、所部の官吏を統督する(同五條、六條)

(六) 王公族及朝鮮貴族に關する權限

皇室令の委任に依り朝鮮に於ける李王職の事務、李王職職員、朝鮮貴族の監督をする（明治四十三年皇室令第十五號第三十九號）等である。

總督に故障あるときには、勅命を以つて他の親任官をして臨時その職務を代理せしめる。

總督府には總督官房及總務・司政・財務・殖産・農林・法務・學務・警務の八局を置き總督の補助機關として總督を補佐し府務を統理し各部署の事務を監督する爲め親任官たる政務總監があり以下局長・秘書官・書記官・事務官・調査官・理事官・祭務官・統計官・土木事務官・山林事務官・教學官・視學官・編修官・銀行検査官・會社監査官・技師・體育官・通譯官・屬・祭務官補・統計官補・編修官補・技手・會社監査官補・通譯生等を設置せられてゐる。

二、中樞院は朝鮮總督に隸し其の諮詢に應ずる所であつて兼ねて朝鮮の舊慣及制度に關する事項の調査を行ふ場合がある。中樞院には議長（政務總監を以て之に充つ）、副議長（親任待遇）、顧問（親任待遇）及び參議（勅任又は奏任待遇）等を置く。副議長以下の任期は何れも三年を原則とし朝鮮人の有力者達識の士の中より總督の奏請に依り内閣に於て之を任命する。書記官長以下の事務職員が附屬する。

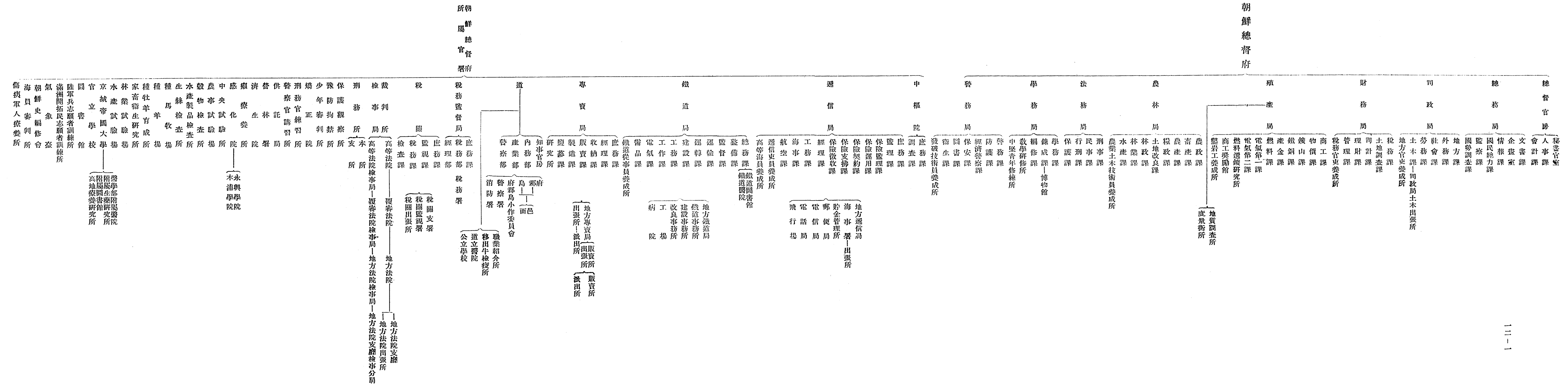
三、次に總督の管理の下に各官制を以て特別行政廳を置く。其の主なるものは

(イ) 遞信官署（朝鮮總督府遞信官署官制）

中央に遞信局を置き、朝鮮に於ける郵便・郵便爲替・郵便貯金・朝鮮簡易生命保險・朝鮮郵便年金
船員保險・電信・電話・航路標識・海員の養成及航空に關する事務を管理し、航路・船舶及海員の

朝鮮總督府及所屬官署分課一覽表

昭和十八年九月十五日現在



監督を掌る。地方に地方遞信局・海事署・貯金管理所・郵便局・電信局・電話局及飛行場を置く。

(ロ) 鐵道局 (朝鮮總督府鐵道局官制)

國有鐵道及其の附帶業務並に私設鐵道及軌道其の他の陸運の監督の事務を掌る爲に中央に鐵道局を置き、地方に地方鐵道局・事務所・出張所等を置く。

(ハ) 專賣局 (朝鮮總督府專賣局官制)

專賣局は煙草・鹽・人蔘・阿片の專賣事務を行ふ。中央に專賣局、地方に地方專賣局等を置く。

(ニ) 稅務官署 (朝鮮總督府稅務官署官制)

內國稅に關する事務は從來道財務部の所管であつたが、昭和九年五月財務部を廢止し特別地方官署たる稅務官署を設置し稅務監督局は內國稅に關する事務を監督し稅務署は內國稅に關する事務を執行することとした。

(ホ) 稅關 (朝鮮總督府稅關官制)

稅關は關稅・噸稅・移入稅・出港稅等に關する事務を掌る。下級官署として稅關支署・稅關監視署を置く。

以上の外朝鮮に於ける行政官廳としては警察官講習所・刑務官練習所・營林署・濟生院・癩療養所・中央試驗所・農事試驗場・水産試驗場・氣象臺・陸軍兵志願者訓練所・海軍兵志願者訓練所・各種學校等の所屬官署がある。

今朝鮮總督府及所屬官署 (司法官廳を含む) の分課狀況を表示すれば別紙の如くである。

地方行政

道府區郡島

行政上朝鮮全土を京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道・黃海道・平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道・咸鏡北道の十三道に區劃し、更に之を分ちて二十一府（京城に在りては更に之を七區區劃す）、二百十八郡、二島、百十四邑、二千二百一十一面とする。之に道知事・府尹（京城府の區には區長）郡守・島司・邑面長を置き官廳事務の執行者たらしむると共に、公共團體の事務を執らしめ、道には知事官房・内務部・産業部・警察部を置き、各部長は道事務官を以て之に充て、知事官房は機密・人事及褒賞等に關する事務を、内務部は地方行政・學務・社會事業・軍事援護・土木・會計・稅務・金融・物資物價調整等統制經濟及國民總力運動等の事務を、産業部は勸業一般事務を、警察部は警察一般・經濟警察・防護・衛生の事務を分掌する。

公共團體

道、現在の道制は昭和八年に施行せられたもので、道は法人にして議決機關たる道會を置き、歳入出豫算・決算・道稅・夫役現品・使用料又は手數料の賦課徵收・起債・基本財産及積立金等の設置管理及處

分、繼續費・特別會計・豫算外義務負擔及權利拋棄等重要事項に付議決權を有せしめ、仍議長(道知事)の外に副議長(議員中より選出)を置く。道會議員の定数は二十一乃至四十五人とし、定員の三分の二及其の端數は選舉區たる府・郡・島或は指定邑に配當し、府邑會議員又は面協議會員之を選舉し、残り三分の一は道知事之を任命する。而して道會議員の任期は四年である。

現在道の施設せる主なる事業は土木・砂防・勸業・教育・衛生・救濟及各種補助等である。而して其の主たる財源は道税・使用料及手数料並に各種國庫補助金(含財政調整補給金)で、道税の税目は地稅附加稅・營業稅附加稅・取引所稅附加稅・鑛稅附加稅・特別地稅・免稅地特別地稅・林野稅・戶別稅・家屋稅・屠場稅・屠畜稅・漁業稅・車輛稅及不動產取得稅である。

府の現行制度は昭和五年十二月改正に依り昭和六年四月一日より施行したものである。

イ、府の區域 法人たる府の區域は行政區劃たる府の區域と同じく(京城府に在りては更に之を七區に劃す)其の所在地は京城・仁川・開城・大田・群山・全州・木浦・光州・大邱・釜山・馬山・晋州・海州・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津・羅津及城津である。

ロ、府の事務及府住民の權利義務 府は官の監督を承け、一般公共事務及法令に依り府に屬する事務を處理し、府内に住所を有する者を以て住民とする。府住民は府制の規定に依り府の營造物を共用する權利を有し府の負擔を負ふの義務を有する。

ハ、府稅及使用料手数料 府稅は國稅たる地稅・營業稅・取引所稅・鑛稅・道稅たる戶別稅・家屋稅・

特別地稅・免稅地特別地稅、車輛稅・不動產取得稅の附加稅及特別稅として府内に住所を有する者、三月以上府内に滞在する者、府内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し府内に營業所を設けて營業を爲し、又は府内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並に神社寺院祠宇佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・說教所の用に供する建物及其の構内地、墓地・外國政府の所有に關する領事館及其の敷地等には府稅を課しない。府は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手數料を徵收することが出来る。

府の機關及權限 府尹は府を統轄し及代表する。必要あるときは府費を以て吏員を置くことを得る。府尹は吏員を任免し懲戒するの權限を有する。

京城府に在りては區内に關する府の事務は府尹の命を受け區長之を掌る。

府の意思機關として府會及教育部會を置く。教育部會は更に之を第一教育部會及第二教育部會に分つ。府會は議長（府尹を以て之に充つ）副議長（府會に於て府會議員中より選舉す）及府會議員を以て組織し、府に關する重要な事件の議決、副議長及検査委員の選舉、府の公益に關する意見書の提出、會議規則の設定、官廳の諮問に對する申答、該當府事務に關する書類及計算書の檢閲、事務管理、議決の執行及出納の検査を爲すの權限を有する。

府會議員の定數は最低二十四人にして、府の人口に應じて増加し、六十人を以て定限とし、其の任期は四年である。

府會議員は帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子にして、一年以來府住民と爲り且一年以來朝鮮總督の指定したる府稅年額五圓以上を納むる者が之を選擧する。選舉權のない者、所屬道及當該府の官吏及有級吏員、判事檢事及警察官吏、國民學校の教員等の如きは府會議員たることを得ないのは他の公共團體に於けると同様である。

第一教育部會は議長・副議長及内地人たる府會議員を以て、第二教育部會は議長・副議長及朝鮮人たる府會議員を以て之を組織する。教育部會は各特別經濟に關する重要なる事件の議決、副議長又は檢査委員の選舉、事務檢査、意見書の提出並官廳の諮問に對する答申を爲す等、府會と殆んど同様の權限を有する。

邑面、邑面制は大正六年十月發布せられ、大正九年及昭和五年の大改正を経て現行制度と爲つたものである。

イ、邑面の區域 法人たる邑面の區域は行政區劃たる邑面の區域と同じく、現在に於ける邑の數は百十四、面の數は二千二百十一である。

ロ、邑面の事務及邑面住民の權利義務 邑面は法人であつて官の監督を承け邑面の公共事務及法令に依り邑面に屬する事務を處理し、邑面内に住所を有する者を以て其の邑面住民とする。邑面住民は邑面制の規定に依り邑面の營造物を共用する權利を有すると共に、邑面の負擔を分任する義務を有する。

ハ、邑面稅及使用料手数料 邑面稅は國稅たる地稅・營業稅・鑛稅・道稅たる戸別稅・家屋稅・特別地稅・免稅地特別地稅・不動産取得稅・車輛稅の附加稅及特別稅として邑面内に住所を有する者、三日

面の公益に關する意見書の提出・官廳の諮問に對する答申を爲すの權限を有する。

邑會議員及面協議會員の定數は最低八人最高十四人で、邑面の人口に應じて區分し、其の任期は府會議員同様四年である。

邑會議員及面協議會員の選舉權は、府會議員の選舉に於けると同様帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子で、一年以來邑面住民と爲り、且一年以來朝鮮總督の指定したる邑面稅年額五圓以上を納むる者が之を有し、所屬道郡島の官吏・待遇官吏・吏員及當該邑面の邑面長並に有給吏員、判事檢事及警察官吏、國民學校の教員に非ざる者で、邑會議員又は面協議會員の選舉權を有する者は其の被選舉權を有する。

ホ、邑面組合 邑面に於ける事務中には往々他の邑面との利害直接相關聯するものがあるから邑面の事務の一部を共同處理せしむる爲、必要あるときは道知事は關係ある邑會及面協議會の意見を徵し、朝鮮總督の認可を受け邑面組合を設くることを得る。

學校費 現行朝鮮學校費令は大正九年十月一日より之を施行し、昭和五年地方制度の改革に際し其の一部を改正した

イ、學校費 朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲郡島に之を設け、郡守又は島司之を管理する。

ロ、學校評議會及評議會員 學校費に關し郡守・島司の諮問に應ぜしむる爲學校評議會を設く。學校評議會は郡守又は島司及學校評議會員を以て組織し、郡守・島司を以て議長とする。學校評議會員の定

員は郡島内の邑面數と同數である。學校評議會に諮問すべき事項は歳入出豫算、賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徵收及起債に關する事項等である。

學校評議員は名譽職であつて其の任期は四年であり、各邑面に於て朝鮮人たる邑會議員又は面協議會員が之を選擧する。

ハ、事業 學校費は朝鮮人教育に關する費用を總て支辨し得るを原則とするが、郡島の財力には自ら限度があるから其の經營せらるべき學校の種類も亦限定せられなければならぬ。現今に於ては公立國民學校の經營を普通とし、簡易初等教育の普及を圖る目的を以て國民學校に簡易學校を附設經營する外稀に實業補習學校を經營するものもある。

學校組合 明治四十二年十二月統監府公布の學校組合令に依り、從來日本人會の經營した朝鮮に於ける内地人教育に關する事務を處理したもので、本令は大正三年四月及昭和五年十二月に改正された。

イ、學校組合の設置と組合規約及組合員の權利義務 學校組合を設置せんとする場合は發起人區域(府區域を
除く)を定め、其の區域内に住所を有し獨立の生計を營む内地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り、朝鮮總督の許可を受けなければならぬ。組合員は營造物を共用する權利を有すると同時に組合の負擔を分擔するの義務を負ふ。

ロ、學校組合會と議決事項 學校組合に組合會を置く、組合會議員は之を選擧する。組合會議員は名譽職とし其の任期は四年で、議員の選舉及被選舉資格は組合規約を以て之を定める。而して組合會の議

決事項概目は左の通りである。

- (一) 組合規約を變更する事
- (二) 歳入出豫算を定むる事
- (三) 決算報告を認定する事
- (四) 基本財産、特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事
- (五) 不動産の管理及處分に關する事
- (六) 財産及營造物の管理方法を定むる事但し法令に規定あるものは此の限でない
- (七) 法令に定むるものを除く外使用料手数料組合費及夫役現品並其の賦課徴收に關する事
- (八) 組合債に關する事
- (九) 歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事
- (十) 組合に係る訴訟及和解に關する事

ハ、組合員の總會 組合員の數寡少なる組合其他特別の事情ある組合に在りては、組合員の總會を以て組合會に代へ得る。組合員の總會に關しては總て組合會に關する規定を準用する。

ニ、學校組合管理者と組合吏員 學校組合に管理者を置く。管理者は組合員中より道知事之を命じ、任期を四年とする。管理者は名譽職たるを原則とするが、必要に依り有給と爲すことを得る。

學校組合には管理者の外に有給又は名譽職の吏員を置くことが出来る。其の任免・懲戒處分等は管理者が之を行ふ。有給の管理者及吏員に對しては組合規約の定むる所に依り、退職料・退職給與金・死亡給與金又は遺族扶助料を給することを得、名譽職たる管理者及吏員に對しては職務の爲要したる費

用を辨償するの外、勤務に相當する報酬を給することが出来る。

ホ、學校組合の經費と組合費徴收及寄附又は補助 組合は營造物の使用に付使用料を徴收するの外、組合財産より生ずる収入其の他組合に屬する収入を以て其の經費を支出し、仍不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徴收することが出来る。又組合は内地人の教育に關し必要なる場合に於ては寄附又は補助を爲すことが出来る。

ヘ、組合の監督 學校組合の監督は第一次は郡守島司、第二次は道知事、第三次は朝鮮總督である。組合規約の變更、組合の起債及其の方法、利息の定率及償還の方法を定め又は其の變更を爲すには朝鮮總督の許可を要する。而して道知事は組合管理者に對し懲戒を行ふことが出来る。尙左記事項に付ては道知事の許可を受くるを要する。

- (一) 基本財産の管理及處分に關する事
- (二) 特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事但し積立金穀等を其の目的の爲使用する場合は此の限でない
- (三) 不動産の處分に關する事
- (四) 寄附又は補助を爲す事
- (五) 使用料・手数料・組合費及夫役現品の賦課徴收に關する事
- (六) 一時の借入金を爲す事
- (七) 繼續費を定め又は變更する事

(八) 歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し及權利の拋棄を爲す事

府郡島臨時恩賜金

併合の際特に下賜せられた臨時恩賜金三千萬圓の内一千七百三十九萬八千圓は之を府郡島に配與して永久に保存せしめ、其の利子の凡五分の三は授産に、其の五分の一・五は教育に、五分の〇・五は凶歉救済の資に充つる方針を以て之を道費に編入して事業を計畫し、若くは適切な事業に對して補助を與へ、恰く惠恤撫養の本義に副はしめることとなし來つたのであるが、大正九年一月よりは更に事業の範圍を擴張し、從來授産費に充てた資金の一部を割いて新に社會救済に關する事業を行ひ來つたが、凶歉救済の資に充つべき利子收入に限り昭和十三年公布された朝鮮罹災救助基金令に基き各道に於て設置した罹災救助基金特別會計豫算を通じて凶歉救済施設費に充つることとした。

三 農 業

耕地 及 氣候

朝鮮は南北に長く位置し南の氣候と北の氣候とは著しい相違があるが、夫々の地方の風土に適した農業が發達して居り、農業の出來ぬ地方とは無い。土地の拓けてゐる點では中鮮地方が最も廣く北鮮地方になると未だ開拓の餘地もあり、一農家當りの耕地も廣い。農耕地は西海岸に面した方面に廣く高度が概して低いが、東海岸方面は概して耕地狭く標高も高い。耕地の全面積に對する割合は中鮮地方は約三割内外南鮮地方は約二割内外北鮮地方は約一割五分内外である。其の總面積は約四百九十萬町歩に及び内三割六分は畚である。氣候は西側及南鮮方面は溫暖で内陸は大陸性の氣候を帶び、東側は夏期稍々冷涼で處により寒流の影響を受ける處もある。高地帯は特に冷涼である。一般に夏作物生育期間は雨季で收穫期は乾燥するから收穫物の品質は甚だ良好である。

國 有 未 墾 地

國有未墾地の面積は概算九十萬町歩に達し、國有未墾地利用法に依り此等未墾地の利用開發を獎勵してゐる。即ち面積十町歩未滿のものは道知事の處分に移し、面積十町歩以上のは朝鮮總督の許可を

受けること、貸付期間は十箇年を限度とし、開墾・牧畜又は植樹の爲若は公共の利益となるべき事業に供し、或は農民・漁民の住宅に供する爲貸付を受け、事業成功したものには土地の状況其の他特別の事由に依り拂下の必要ありと認められた場合の外は凡て之を附與することにしてゐる。貸付料は一町歩に付五十錢であるが、特別の事由ある場合には減免せられる。昭和十五年度末現在に於ける付與拂下は一萬五千四百三十一件、面積三萬四千二百五十四町歩であつて、現在貸付許可中のものは一千九百十件、面積一萬二百九十二町歩に達してゐる。

公 有 水 面 (干潟及沼澤)

干潟及沼澤は從來國有未墾地として取扱はれてゐたが、大正十三年八月一日以降朝鮮公有水面埋立令施行の結果、埋立及干拓に付ては同令の適用を受けることとなつた。干潟地の各道合計面積は約二十萬町歩に達してゐるが、其の内土地改良基本調査計畫に依る開墾見込面積七萬三千三百五十七町歩中、事業未着手にして將來開墾し得る面積は二萬五千九百六十九町歩である。而して昭和十六年度末現在に於ける竣功認可は四千二百四十六件、面積五萬四千九百七十二町歩であつて、現在埋立免許中のものは四百十九件、面積一萬二百五十八町歩である。

農 業 者

農業者の狀況は左表の通であつて、大地主は多く都會に住居し、土地所在地に土地管理者を置いて小作地を管理し、小作料を徴收するを普通とする。小作料徴收の方法は、概ね(一)秋收期に檢見を行ひ、生産額の二分の一を標準として小作料額を定むるもの(二)收穫時に其の收穫物を折半し、其の一を小作料とするもの(三)年の豊凶に拘らず一定の小作料を定め置くもの、三種である。而して小作契約は大地主・會社・農場等に於て成文契約をなすものもあるが、一般には口約で之を定むるを普通とする。昭和十六年末農業者は左の通である。

農業者戸數

自作	自作兼小作	小作	純火田民	被備者	計
五三九、七二七 <small>戸</small>	七三九、四三三 <small>戸</small>	一、四八一、七三三 <small>戸</small>	五、八八六 <small>戸</small>	九五、七七六 <small>戸</small>	三、〇五三、四四六 <small>戸</small>
内地人	朝鮮人	滿洲國人及中華民國人	其ノ他ノ外國人	計	
五、八九三 <small>戸</small>	三、〇四三、四四五 <small>戸</small>	四、〇八七 <small>戸</small>	一 <small>戸</small>	三、〇五三、四四六 <small>戸</small>	

備考 本表中被備者とは耕地を所有並に占有せず、他人に雇傭されて農業に従事し、獨立の世帯を樹つる者を謂ふ。

農産

朝鮮に於ける農産物の生産は地勢と氣候とにより地方的な特徴を示す。米の主産地帯は南鮮地方から

西海岸に沿ふて北上する地域であり、粟の主産地帯は米よりも内陸に入り極く山手を除いて北から朝鮮地方の北部に入り東海岸に沿つて北上する地域である。玉蜀黍の生産地帯は粟地帯の西側に沿ふて平北の中間部から江原道迄の山手に沿ふて南下し、馬鈴薯は主に江原道以北の東海岸地方から北上して高地帯まで及んでゐる。麥類では大麥地帯は中鮮地方の西側から南鮮地方に及び、稞麥は中鮮地方の南部西側から南鮮西側を廻つて慶南に入り、而して小麥は西鮮の中部地方から中鮮の内陸を通つて南鮮の内陸に及び、燕麥は北鮮高地帯を主産地としてゐる。次に大豆の生産地帯は西鮮地方の山手から中鮮地方の山手及東側に亙り北鮮東海岸に沿ふて北上し、棉は南鮮地方から中鮮、西鮮地方の西側稍々内陸に入つた地方に、亞麻は北鮮高地帯と一部地帯の平坦部に擴つてゐる。

イ、米 農業生産額中の首位を占むるもので、施政當初は畚の荒蕪甚しく、其の收量品質ともに劣等であつたが、改良増殖を圖つた結果、今日では其の面目を一新し、昭和十六年に於ては平年作を突破し二千四百八十九萬石の生産高を示すに至つた。然るに朝鮮は米穀増産の餘地尙多く且つ帝國の主要食糧供給地たる重大使命に鑑み、國策上昭和十四年度以降之が大增産計畫を樹て目下着々其の實施に努めてゐる。

ロ、大豆 品質收量共に佳良で、内地及滿洲種に比し蛋白質に富んでゐるから、豆腐・味噌・醬油等の原料として貴ばれ米に次ぐ重要移出品である。

ハ、麥 大麥・小麥及稞麥を主とし、鮮内に消費せられる額が益々増加する狀況である。

ニ、粟 西北部の主要畑作物であり、該地方の常食品として重要視されてゐるが、未だ鮮内の需要を充すに至らない。

主要農作物作付段別及收穫高

(米は昭和十六年其の他は、自昭
和十四年至同十六年三箇年平均)

作付		反別		收穫		一段歩收穫高	
水	稻	陸	稻	水	稻	陸	稻
計	計	計	計	計	計	計	計
一、六四、二九六・五	二、五八〇・九	一、六四九、八七・四	二四、七九六、七七	八八、八五	二四、八五、四三	一、五二七	〇・七六七
大	麥	小	麥	大	麥	小	麥
計	計	計	計	計	計	計	計
七六、四一・二	三、四〇、三三・九	三七、四三・二	六、九四・五二	二、〇〇、一〇七	三、二四、〇八一	〇・八八九	〇・六二
大	豆	小	豆	大	豆	小	豆
計	計	計	計	計	計	計	計
六五、二六六・三	二五、三三〇・一	七三、六五・八	二、八五六、一五九	六三、四、五九	四、三九、三二	〇・四七	〇・三〇四
大	粟	計	計	大	豆	小	豆
計	計	計	計	計	計	計	計
〇・五七	〇・六八	〇・五七	〇・六八	〇・五七	〇・六八	〇・五七	〇・六八

本、甘藷 南鮮地方に多く栽培せられ、農家の補食用とされてゐる。
 へ、馬鈴薯 北鮮地方に多く産し、品質佳良、其の栽培年々増加し、甘藷と共に農家の需要を充してゐる。

ト、果實 風土極めて果樹の生育に適するので、羅州・大邱・三浪津・金海・黃州・鎮南浦・平壤・咸

興・元山・安邊を始め其他各地に栽培され昭和十七年に於ける果樹園作付反別四萬六千四百四十七町歩總收穫高四千六百九十五萬一千八百一貫にして其の重なるものは苹果・梨・葡萄・桃・柿である。チ、蔬菜。從來白菜・蘿蔔・甜瓜・胡瓜・南瓜・蕃椒・蒜等の栽培多く行はれ、昭和十七年に於ける作付反別十八萬九千八百十二町歩收穫高三億四千六百八萬五千四百六十一貫にして成歡甜瓜・江西甜瓜開城・京城白菜の如きは其の最なるものである。

リ、棉花。在來棉は纖維太くして短く彈力に富み、特殊の用途に適するも、繰綿歩合低く且品質優良ならざるを以て明治三十九年以來政府保護の下に、收量繰綿歩合共に多く、纖維細長にして紡績原料に好適せる米國種陸地棉の栽培を奨励した處、成績良好にして年々其の栽培反別を増加し、同四十三年に於ては陸地棉作付反別一千二百六十八町歩、其の栽培戸數僅かに二萬九百餘戸であつたものが、昭和十七年には作付反別三十四萬三千四十七町五反歩、其の栽培戸數百七十四萬五千三百二十四戸の多きに達し、尙陸地棉に不適當と考へられて居た黃海道・平安南道・平安北道・江原道にも栽培法の改善品種の改良により陸地棉が栽培され、在來棉は年々減少の傾向にある。尙氣候的理由により上記地方の一部にのみ在來棉が栽培され、昭和十七年に於てその作付面積八千九百九町二反歩、栽培戸數六萬七千九百四十四戸である。而して昭和十七年は不作を現出するに至つたが、尙其の生産總計は二億一千四百五萬二千八百五十斤を示した。

作付段別

收穫

高

陸地棉	在來棉	計	陸地棉	在來棉	計
三七、〇五六 <small>町</small>	九、八〇五 <small>町</small>	三六、八六一 <small>町</small>	一九、六〇〇 <small>斤</small>	四、六〇七 <small>斤</small>	二四、二〇七 <small>斤</small>

養蠶

イ、桑苗 施政以來各農蠶獎勵機關をして朝鮮に適應する優良品種の選定に努力すると共に内地より優良品種を移入し、一方當業者を指導督勵し、桑苗生産の助長と其の圓滑なる普及計畫を樹て、獎勵した。斯くて現在では内地系の魯桑・魯桑實生、市平・赤木・島の内、改良鼠返等の優良品種と在來桑たる耐寒性强き錦桑・秋雨・唐桑・水系・大葉等優良品種の選出を見るに至つた。而して此等桑苗の生産地は、今や全鮮各道に行はれ、昭和十七年に於ては桑苗生産業者五百六十七人其の生産額は四千二百八十七萬二千九百九十六本に達するに至つた。

ロ、蠶種 蠶種は往時養蠶家自ら之を製造し、且其の種類如きも雜駁劣等な三眠蠶であつたので、施政以來勸業模範場(現農事試驗場蠶絲部)に於て優良蠶種を製造配付する傍、内地蠶種をも移入配付し、一面地方廳に於ては原蠶種製造所を設置して原蠶種の配付及地方的試驗調査を行ふと共に蠶種製造業者を養成し更に、大正八年四月朝鮮蠶業令並に其の附屬法令を發布し、道に蠶業取締所を設置し、蠶種製造及移入に制限を加へ 蠶種の取締を爲すに至つた。而して一面養蠶業獎勵機關に於ても鮮内の風土に

適應せる蠶種の選定に努め、優良蠶種を製造して、之を蠶種製造業者に配付し、普通蠶種の製造を爲さしめてゐる。尙昭和十五年に於ては生絲の米國依存を脱脚する一端として國內向蠶品種新支一〇二、新支一〇三號を追加し蠶絲業の安定化を計るに至つた。而して昭和十七年の蠶種製造業者は全鮮を通じ百六十八人、其の蠶種製造高百十五萬二千二百九枚（合格）で、鮮内の需要枚數以上の製造能力を有する。

ハ、養蠶。養蠶は全鮮到る處に營まれ、就中慶北・江原・全南北の諸道最も多く、其の他各道も亦日進の狀勢に在る。従來は劣等な在來三眠蠶であつたが、施政以來品種改良に努め獎勵の結果、漸次飼育技術の向上と共に其の面目を一新し、全鮮到る處優良産繭を見るに至つた。

更に本府は大正十四年より向ふ十五箇年を期し、産繭を百萬石に増殖する計畫を樹立し、爾來年々國庫より補助金を交付したが昭和十二年度を以て本補助を中止し、別に桑田肥培施設費補助として昭和十二年より向五箇年間毎年四萬六千二百九十圓、昭和十五年より産繭増産獎勵費として毎年十萬圓を補助することとした。昭和十七年に於ける狀況は左の通である。

桑田反別	養蠶戸數	蠶種樹立		産繭			製絲戸數	生絲産額
		枚數	枚數	春蠶	夏秋蠶	計		
八八、九五六・三 ^町	八八、五九四 ^戸	一、一〇〇、九九	九一	二、七四、五二	一、一八、七二	三、九四、三三	三〇、三四 ^戸	四七、三六 ^圓

ニ、生絲。生絲は軌近蠶業の發達に伴ひ、漸次器械製絲法に依る輸出向優良生絲を製造する様になつた

而して其の主要産地は京畿・忠北・忠南・全北・全南・慶北・慶南・黄海・平南・江原・咸南等で、昭和十七年に於ける生絲總生産額四十四萬二千二百二十六貫、總價額實に三千四百二十六萬六千二百〇八圓を示し逐年激増の盛況を呈してゐる。

ホ、蠶絲業の統制 蠶絲業を全面的に管理統制し生産配給共に計畫化し一元的統制の下に國內纖維資源の補足に重點を置き一面に於ては輸出の振興を圖り、國際情勢の變遷に對し何時にても即應し得るの體制を整ふるの要迫り昭和十七年三月二十五日制令第二十四號を以て朝鮮蠶絲業統制令公布せられ同年五月十八日府令第百四十四號を以て同施行規則の發布を見、之が實施機關として同年五月二十日朝鮮蠶絲統制株式會社の創立を見るに至つた。尙本統制の實施に當りては蠶絲業審議會（豫算四千五百圓）及統制事務に従事する地方職員各道一名宛（補助豫算三萬四千九十五圓）設置せしめ又爾檢定所を各道に新設（又は改設）せしめることとし昭和十七年以降に道宛に二萬九千圓を補助することとなつた。又別に昭和十七年四月七日勅令第三百七十二號を以て朝鮮總督府生絲検査所官制の公布を見、本所を京城に、支所を大邱に設置し豫算九萬五千八百八十七圓を以て生絲の検査を實施するに至つた。

畜 産

イ、牛 朝鮮牛は性質溫順體軀強健で、農耕・運搬に適し營農上最重要なるのみならず、肉質も良好であるから食用として亦廣く歡迎せられ、又其の皮は緻密強靱、皮革の原料として好適な資質を具へて

る。従つて生牛として内地に移出せられる數量も多く、昭和十七年度に於ては一千九十五萬圓に達し、朝鮮移輸出品の樞要なる位置を占めてゐる。施政以來銳意之が獎勵施設を爲したので、逐年良好なる成績を收め、施政當時七十萬三千八百餘頭に過ぎない畜牛數は、今や百七十四萬餘頭を算するに至つた。而して乳用牛はホルスタイン種を主とし、一箇年間に搾乳せらるゝ頭數は約一千九百頭で、其の搾乳高は三萬九千餘石である。

ロ、馬 朝鮮の在來馬は體軀矮小、力量及持久力に缺け、實用的價値に乏しいので施政以來銳意有能馬の改良増殖に努め、昭和七年には朝鮮競馬令の發布と共に咸北道立種馬所を國營に移管して本府種馬牧場を設置し、次で昭和十二年朝鮮馬政計畫の樹立に依り内地馬に依る増殖方針を確立し、昭和十五年には咸鏡南道定平郡定平面に本府種馬牧場支場を設置し、以て國防竝に産業上の需要に適應すべき有能馬の増殖を圖ることとし目下着々實施中である。尙又現下の時局に即應する爲軍馬資源確保に關する應急施設計畫を樹立し目下此れが實行中である。

ハ、緬羊 大正八年より咸鏡北道其他四道を選び、蒙古種羊を民間に配付して試験的飼育を行はしめ、同時に元江原道洗浦牧羊支場に於て蒙古種の雜種改良試験を行つたが、昭和九年度より新に緬羊獎勵計畫を樹立し、朝鮮の風土に適するコリデル種を獎勵品種と定め、民間牧羊場の保護を爲すと共に、咸北明川郡阿間面に國立種羊場を設置し、先づ飼料の豊富なる西北鮮地方の農家に副業的飼養を爲さしめ、次で昭和十二年度平南順川郡殷山面に、昭和十六年度慶北慶州郡内東面に國立種羊場

を、同十六年度京畿道開豊郡中面に國立種牡羊育成所を設置し綿羊飼育獎勵を全鮮に及ぼすこととし
た。

ニ、豚 在來種は品質劣等なるを以て、早くよりパークシャー種及其の雜種の飼養を獎勵し來つたが、
近來豚肉の需要増加と新に豚皮の用途開けたるため、一層之が増殖を圖ることとし昭和十四年より實
施中である。昭和十六年末の總頭數百三十三萬頭、内改良種其の約七十二%に達した。

ホ、兎 兎の飼養頭數は昭和十六年末に於て十九萬頭に過ぎないが、兎毛皮は防寒材料として肉は農村
に於ける保健食用となり、且つ農家の副業として好適であるから、一層之が増殖を圖ることとし日本
白色種を獎勵品種として昭和十四年よりその飼養を獎勵してゐる。

ヘ、家禽 鶏最多數を占め、鶯・鶯及七面鳥等は甚だ少い。鶏の在來種は稍小形で體質強健敏捷である
が産卵少き爲、施政以來白色レグホン種、名古屋種等の飼養を獎勵、其の數漸次増加して、昭和十
六年末には總羽數六百二十八萬羽、内改良種の歩合約五十二%に達した。

ト、養蜂 朝鮮に於ては古來蜂蜜を食用及藥用に供したので蜜蜂を飼養する者少からず、江原道・平安
南北朝道が最盛んで、昭和十六年の蜂蜜・蜜蠟生産額は約六十九萬八千圓に達し、農家の副業として將
來有望である。近時改良種としてイタリアン種・カーニオラン種を飼養する者がある。

穀 物 檢 査

一、米穀検査 米は輸移出品の首班で其の改良に關しては種々の施設を爲し、穀物検査令に依り検査を行つてゐるが、其の要點を擧ぐれば、(イ)全鮮を仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・元山の各港を中心とする六検査區域に分ち、(ロ)朝鮮總督の指定する地より又は指定する地を経て穀物を搬出する場合は必ず検査を受くること、(ハ)検査等級は立米は一等以下三等の三階級に、白米は一等及二等の二階級に分ち、不合格米は輸出又は移出を禁止し、粃は一等より三等迄の等級を附し其の他のものは之を等外とす。(ニ)立米は一呎四斗(口枳五合)白米の呎入は一呎六十キログラム(口枳四百)布袋入は十五キログラム(口枳百)及三十キログラム(口枳二百)粃は一呎九十斤(口枳一斤)とす。(ホ)検査後一定期間を経過したるもの、穀物の損傷變質せるもの、包装の損傷したるもの、検査證印及検査所記號等の識別し難きもの、封箋又は票箋の損失せるものは更に検査する。其の他一般廻着品は積出港に於て悉く點檢を行ふ。(ヘ)検査を了したる米穀には其の包装の表面に検査證印及検査所記號を押捺する。(ト)朝鮮産以外の米穀又は屑物・碎米等を輸出又は移出せんとする場合は穀物検査所の承認を要すること等である。

二、大豆検査 大豆は米に亞ぐ重要農産物であつて其の改良は最も緊要であるから、米穀と共に國營検査を實施し、検査等級を特等以下四等の五階級に分ち、一呎の重量を九十斤(口枳二・五斤)としてゐる。

三、小麥検査 小麥も亦米穀と共に國營検査を實施し、検査等級を一等以下三等の三階級に分ち、一呎

の重量は九十斤(口一・五斤)とした

四、小豆・菜豆・豌豆検査 之等も米穀と共に國營検査を実施し、検査等級を以下三等の三階級に分ち、呷入一呷四斗(口一・五斤)乃至八合(口一・五斤)麻袋入一袋百五十斤(口二・五斤)としてゐる。

五、玉蜀黍検査 玉蜀黍は從來之が検査を施行しなかつたが、其の生産改良も進捗せず量目品質等も亦不統一を免れないので、昭和十四年九月前記穀物検査令施行規則を改正し、同年十月一日より之が検査を実施した。

検査等級は之を以下三等の三階級に分ち、呷入一呷九十斤(口一・五斤)、麻袋入一袋百五十斤(口二・五斤)としてゐる。

六、大麥及稞麥検査 昭和十五年七月二十日朝鮮雜穀等配給統制規則が發布せられ、雜穀需給の適正を期することとなつたが、雜穀中最も重要である大麥及稞麥は検査を施行して居なかつたので、取引上不便が多かつたから検査規則を改正し同八月一日より検査を施行し配給の圓滑を計ることとした。検査等級は大麥、稞麥共一・二・三等の三階級に分ち一呷の重量は大麥七〇斤(口一斤)、稞麥九〇斤(口一斤)とした。

七、粗粟及精粟は混食用として特に重要な食糧資源なるも從來之の検査なく量目品質共に不統一を免れないから昭和十七年二月穀物検査令施行規則を改正し同日より之が國營検査を実施した。

検査等級は之を一等及二等の二階級に分ち粗粟呷入一箇に付七十五斤(口一・五斤)、精粟呷入一箇に付

九十斤（口枘一斤）としてゐる。

八、丸麥及押麥は重要な食糧資源なるも從來之の検査なき爲製品頗る不良且區々にして量目品質共に不統一を免れないから昭和十七年八月穀物検査令施行規則を改正し同年八月二十五日より之が國營検査を實施し糧穀資源の確保と社會的福利の増進を計ることとした。

検査等級は之を一等及二等の二階級に分ち丸麥呷入一箇に付九十斤（口枘一斤）押麥呷入六十斤（口枘一斤）としてゐる。

九、植物検査 大正九年總督府令を以て輸移入果樹櫻樹検査規則を發布し當時輸移入の主なる各種果樹並に櫻樹に付てのみ検査を實施して來たが其の後各種苗木・種子類の輸移入數量も増加し且農産物の輸移出も漸増して來たので昭和八年總督府令を以て輸移出入植物検査規則を發布し病菌・害蟲の侵入を防ぎ且鮮産農産物の市價の發揚に努め今日に及んで居る。

肥料

併合以前に於ける朝鮮の農法は所謂掠奪農法であつて、地力の消耗甚しかつたので、施政以來先づ以て之が恢復を圖らむことを期し、専ら自給肥料の増産に努めて來たが、爾來各種農産増殖の必要に迫られ、大正八年よりは一部使用法簡易な販賣肥料の施用を、更に昭和に入りてよりは一般販賣肥料の施用を認むるに至つたので、鮮内に於ける肥料の消費額は逐年増加を來し、昭和十六年度自給肥料三億六千

三百萬圓、販賣肥料九千四百萬圓、總額四億五千七百萬圓に達するに至つた。

一、自給肥料の増産奨励 昭和元年度以降十箇年計畫を以て樹立した肥料改良増産奨励計畫は主として堆肥・綠肥の増製・増産を圖るにあり、其の實施成績は略所期の成績を擧げ得たが、昭和十年現在の自給肥料生産額は耕地反當二百十五貫に過ぎず、地力を維持するに必要な數量にさへ達せざる状態であつた。そこで更に昭和十一年度以降十箇年を一期とする第二次自給肥料増産計畫を樹立し、耕地反當三〇四貫を施用せしむべく努めたるも前半期に於ける實績を觀るに其の成績概して芳しからざるを以て計畫に再檢討を加へ昭和十六年以降國庫より年額約四十六萬圓の補助をなし夫々必要なる施設特に栽培綠肥の増産に力を注ぐ事とせり。

今昭和十六年末現在自給肥料消費高を示せば次の如くである。

種 別	綠 肥		糞 尿 類	灰 類	雜 肥	總 計	耕地反當消費高 (千圓)
	栽培綠肥	天然綠肥					
數 量	三、〇六、五八 <small>噸</small>	一、九三、〇六 <small>噸</small>	一、八四、一四 <small>噸</small>	三、七五、三〇 <small>噸</small>	七、五七、〇六 <small>噸</small>	一、六四、五九 <small>噸</small>	二、三三 <small>噸</small>
金 額	二五三、〇〇 <small>千圓</small>	一五、七九 <small>千圓</small>	一〇、七九 <small>千圓</small>	二六、五九 <small>千圓</small>	五〇、三五 <small>千圓</small>	三四、五七 <small>千圓</small>	三三 <small>千圓</small>
							三六三、四七 <small>千圓</small>
							八・三五 <small>千圓</small>

二、販賣肥料の奨励 販賣肥料の奨励に關しては、昭和元年度以降農事改良低利資金融通の途を開き購入肥料は可成共同購入に依り成分單價割安肥料を獲得し留意せしむるの外、昭和三年一月より肥料取締令を施行して品位の保全に努め、更に昭和十年よりは系統農會に於ける肥料配給設備の擴充をも勸

奨した。其の結果販賣肥料の需要は著しく増加し、昭和十六年に於ては其の消費額九千四百萬圓を越へる狀況で農産物の増收、農業經營の合理化に多大の効果を齎しつつある。

尙更に肥料の需給圓滑竝に價格の公正を期する爲昭和十二年朝鮮重要肥料業統制令を公布し、次で支那事變に關聯し昭和十三年一月朝鮮臨時肥料配給統制令を施行し肥料の販賣使用消費移動に關し必要適切なる措置を講ずることとせり。即昭和十三年七月粗製加里鹽輸入販賣に關し規定し昭和十四年三月朝鮮肥料販賣價格取締規則を公布し無機質肥料十二種有機質肥料十三種の販賣價格を指定し更に昭和十四年八月過燐酸・石灰・石灰窒素・粗製加里・鹽等肥料の輸出許可規則を公布せり、而して鮮内に於ける肥料の配給は道別・郡別・面別に數量の割當を行ひ嚴重な統制を施行せり。

三、土性調査の施行

以上の如く朝鮮に於ける肥料の消費額は年々躍進的增加を示して居るが、一般農家の施肥法は頗る不合理であつて何等氣候・土性・作物の特性等を考慮せず、徒に肥料を濫用し爲に被る損害鮮少なからざる狀況であるから之が弊害匡正の爲、昭和十一年度以降十個年を期し既耕地百六十萬町歩に土性調査を施行、各耕地に適應する合理的且つ經濟的施肥法を決定し、農家をして施肥法を誤るところならしむることとした。

勸 農 機 關

農業は産業中最重要な位置を占め、國民の經濟は一に之に依繫するものがあるから、本府は各種勸農機關を設置して之が改良指導を講じて居る。

イ、農事試験場

- (一) 本 場 京畿道水原に在り、農業・蠶絲業及畜産業の發達改良に關する調査及試験、種苗・蠶種・種畜・種禽及種卵の配付、講習及講話等を行ふ。
 - (二) 南鮮支場 全羅北道裡里に在り、専ら稻作に關する試験調査を行ふ。
 - (三) 西鮮支場 黃海道沙里院に在り、稻作並に畑作に關する試験調査を行ふ。
 - (四) 北鮮支場 咸鏡南道惠山郡普天面に在り、北鮮農事に關する試験調査を行ふ。
 - (五) 木浦棉作支場 全羅南道木浦に在り、専ら棉花に關する試験調査、育成棉種子の配付等を行ふ。
 - (六) 龍岡棉作支場 平安南道龍岡に在り、専ら棉花に關する試験調査、育成棉種子の配付等を行ふ。
 - (七) 金堤干拓出張所 全羅北道金堤に在り、専ら干拓に關する試験調査を行ふ。
 - (八) 車輦館蠶業出張所 平安北道車輦館に在り、専ら蠶業に關する試験調査を行ふ。
 - (九) 女子蠶業講習所 本場に附設し、蠶業に關する學理及實地を講習せしむ。昭和十二年迄の卒業生總數七百八十餘名に及んだ。
- ロ、種馬牧場
- (一) 本 場 咸鏡北道慶源郡慶源面に在り、昭和七年咸鏡北道種馬所を國營に移管したもので、

種牡馬・種牝馬を飼養して馬の生産を圖ると同時に、地方牝馬に種付して馬産の改良を圖つてゐる。

(二) 支場 咸鏡南道定平郡定平面に在り本場の事務を分掌せしめてゐる。

ハ、種羊場及種牡羊育成所 種羊場は咸鏡北道明川郡阿間面・平安南道順川郡殿山面及慶尙北道慶州郡内東面に在り、主として緬羊の改良増殖を圖り原種羊の配給を、種牡羊育成所は京畿道開豊郡中面に在り種牡羊の育成配給を事業としてゐる。

ニ、道農事試験場 農産の改良増産に關する試験調査、種苗・種卵・種禽及種豚の配付又は種畜の種付、農事に關する講習・講話・傳習及實地指導を行ふ、現在各道一箇所宛在りて富川郡(鎭川に試験地を設く)

清州(堤川に分場を設く)・大田(禮山に分場を設く) 裡里・光州・大邱・晋州・海州(沙里院郊外に分場を設く)・平壤・定州(江界に支場を設く)

春川(鐵原・江陵・洗浦に分場を設く)・咸州郡・鏡城に設けられてゐる。

ホ、道種畜場・畜産試験場 從來道農事試験場中に併設されて居た畜産に關する試験調査種卵種禽及種豚の配付又は種畜の種付等に關する事項を分離新設したもので、現在廣州郡(京畿)・益山郡(全北)・

光州・金泉(慶北)・龜津(黄海)・順川(平南)・定州(平北)・定平(咸南)・鏡城(咸北)の九箇所にある。

ヘ、道種羊場 緬羊の増殖獎勵に伴ひ之が試験調査及種羊育成を行ふ。現在丹陽(忠北)・保寧(忠南)・

蔚山(慶南)・平康(江原)・鍾城(咸北)の五箇所である。

ト、道原蠶種製造所 各道にあり。原蠶種の製造配付を爲すと共に、蠶業に關する試験調査を行ふ。

チ、道蠶業取締所 各道に一箇所宛あり。蠶病の豫防及蠶種・桑苗の生産販賣・繭販賣に關する取締を爲す。

リ、緬羊協會 日滿緬羊協會朝鮮支部として朝鮮緬羊協會の名稱の下に緬羊從業者を以て組織す。本府の緬羊獎勵計畫の側面的助成機關として緬羊の改良増殖及生産物の有效なる利用方法を講じてゐる。

農 業 團 體

イ、果物同業組合 本組合は果樹園藝の改良發達を目的とし、病蟲害の共同驅除豫防、生産物の販賣斡旋をなす團體で、朝鮮重要物産同業組合令に依つて設立するもの及び之に依らないものとの二種がある。其の著名なものを擧ぐれば左の如くである。

(一) 重要物産同業組合令に依りて設立せるもの

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| 三浪津果物同業組合 | 慶尙北道果物同業組合 | 黄州郡果物同業組合 |
| 羅南鏡城果物同業組合 | 金海郡果物同業組合 | 元山果物同業組合 |
| 安邊郡果物同業組合 | 開城果物同業組合 | 北青郡果物同業組合 |
| 忠州郡果物同業組合 | 禮山郡果物同業組合 | 平原果物同業組合 |
| 殷栗郡果物同業組合 | 松禾郡果物同業組合 | |

(二) 重要物産同業組合令に依らざるもの

羅州果物組合 咸興果樹組合 定州果樹組合

ロ、朝鮮蠶絲會 本會は朝鮮蠶絲業の改良發達を圖るを目的とし、全鮮の蠶絲業者を以て組織してゐる。朝鮮民間に於ける蠶絲業の中樞機關として斯業の伸展に努めてゐる。

ハ、朝鮮蠶種製造業組合中央會 本會は各道蠶種製造業組合相互の氣脈を通じ、協同一致して營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進するを目的とする。

ニ、朝鮮製絲協會 本會は會員の營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進すると共に朝鮮蠶絲業の改良發達に貢獻するを目的とする。

ホ、朝鮮桑苗組合聯合會 本會は各道桑苗組合を以て組織し、組合相互の氣脈を通じ、協同一致して斯業の改善を圖り、營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進するものである。

ヘ、朝鮮農會道郡島農會 大正十五年三月實施した朝鮮農會令に依つて先づ全鮮を通じ二二〇の郡島農會が成立し、次いで全鮮各道農會の成立を見、翌昭和二年三月十四日系統農會の最高團體たる朝鮮農會の成立を見、茲に系統農會の組織を完成し、其の後昭和八年四月畜産同業組合を解散して其の事業一切を各系統農會に繼承し、茲に農業團體の整理統一を遂げたのである。而して本會の事業は農業に對する指導獎勵、福利増進（共同販賣、購買利用）研究、調査、紛議の調停仲裁、その他教育的社會的施設等である。

ト、朝鮮穀物協會 全鮮主要米產地及集散地の米穀商組合を以て組織するものである。

チ、鮮米協會 朝鮮米の眞價を内地に周知せしめ、販路の擴張、取引の斡旋を圖る爲朝鮮總督府と朝鮮穀物商聯合會と米穀生産者との三者協力の下に創設したもので、現在支部所在地は東京・名古屋・大阪等である。

リ、果實協會 朝鮮に於ける果樹栽培は近年著しき普及發達を遂げ内地・滿洲及中華民國に對し約七百萬貫を輸出する盛況を示すに至つたので、昭和十四年十一月朝鮮に於ける果樹栽培の改良發達並に斯業者の福利増進を圖る目的を以て組織した社團法人で産業組合及果物同業組合並に果樹業者を主たる會員とする。

ヌ、纖維協會 昭和十三年十月に出來た財團法人で、内外諸般の情勢に鑑み、棉花其他各種纖維作物の栽培獎勵並に之が需給の圓滑を圖ると共に代用纖維の研究調査をなし、之が生産助長に資するを目的とする。

ル、日本棉花栽培朝鮮支部 帝國産業の基調たる紡績原料を我が東亞經濟圏内に確保する爲、可及的棉作獎勵の目的達成を期し、昭和九年設立せられた財團法人日本棉花栽培協會の朝鮮支部である。

水利組合及水利組合聯合會

朝鮮水利組合令は大正六年十月一日から施行せられ、昭和三年七月一日朝鮮土地改良令の施行に伴つて一部の改正を見た。水利組合及水利組合聯合會の概要は左の通である。



出 供 の 繩



産 増 の 叭

一、水利組合

イ、目的 水利組合は朝鮮水利組合令に依つて認められた法人であつて、官の監督を受け、灌漑・排水・水害豫防又は朝鮮土地改良令第一條の土地改良を以て其の目的とする。尙土地改良を目的とする水利組合は、當分の内組合區域内の農事改良に關する施設をも爲すことが出来る。

ロ、區域及組合員 水利組合事業の爲利益を受ける土地を以て其の區域とする。而して灌漑排水又は土地改良を目的とする組合は、畚及畚に變換すべき田若は未開墾地等の所有者を、又水害豫防を目的とする組合は、畚田垈の所有者及事業の爲利益を受ける家屋其の他の工作物の所有者を以て其の組合員とするのであるが、國有未墾地の利用者及公有水面埋立の免許を受けた者は、之を土地所有者と看做される。

ハ、設置合併分割廢止又は組合區域の變更 水利組合の設置は組合員たるべき者の中五人以上の者が創立者と爲つて組合規約を作り、組合員たるべき者の二分の一以上にして組合の區域となるべき地の總面積の三分の二以上に當る土地所有者の同意を得て、朝鮮總督の認可を受けなければならぬ。但し公有水面を組合區域に包含する場合には尙公有水面以外の土地の所有者の三分の二以上に於て、公有水面以外の土地の總面積の四分の三以上に當る土地の所有者の同意を得ることとなつて居る。又組合の合併・分割・廢止又は區域の變更をなさんとするときには、評議會に諮問し組合員たるべき者の同意を得て朝鮮總督の認可を受けなければならない。

二、機關

(一) 組合長及組合吏員 組合を代表し其の事業を處理する爲、組合長を置き、書記及技士をして其の事務を補助せしめ、特別の事情ある組合に於ては組合規約に依り副組合長・理事・出納役・技士長又は委員を置くことを得る。

(二) 評議會 評議會は組合長及評議員を以て組織し、組合規約の變更・組合の費用を以て支辨すべき事業・組合の豫算・組合費・夫役現品・使用料・加入金の賦課徴收・起債其の他重要事項の諮問機關である。評議員は組合員中より互選し、道知事の認可を受くるを要し、其の任期を四年とす。

ホ、經費 水利組合は事業經營の爲毎年度豫算を編成し、經費を支辨するが、之が爲組合員に對し、組合費又は夫役現品を賦課する。即ち灌漑排水又は土地改良を目的とする組合に在りては土地に對し、水害豫防を目的とする組合に在つては土地の外家屋及工作物に對し組合費を賦課する。尙夫役は水害豫防を目的とする組合に限り、組合員以外の者にも組合區域内に居住し其の利益を受くる者に對し之を賦課することとなつて居る。又組合の區域を擴張した場合には、新に編入せられたる土地の所有者より加入金を徴收し、又其の他營造物の使用に對して使用料を徴收し、或は積立金を爲し、起債等を爲すことを得るものである。

ヘ、監督 水利組合は第一次に府尹・郡守・島司、第二次に道知事、第三次に朝鮮總督が之を監督す

ることとなつて居るが、府尹・郡守又は島司が組合長の職務を行ふ場合、又は組合の區域數府郡に跨るときは第一次に於て道知事、第二次に於て朝鮮總督が之を監督する。又組合の區域が二道以上に互るときは、第一次が朝鮮總督の指定したる道知事、第二次が朝鮮總督である。尙二百町歩を超えない水利組合に對する朝鮮總督の監督權は之を道知事に委任せられて居る。

昭和十八年三月末日現在に於ける組合數は四百二十三、蒙利面積總計は二十八萬三千四十三町歩である。

二、水利組合聯合會 二以上の水利組合が共同事業を爲すの必要あるときは、其の協議に依り朝鮮總督の認可を受けて水利組合聯合會を設くることを得る。聯合會は法人で事務及事業の處理に關しては水利組合に準ずる。而して現在に於ける聯合會としては、財政整理を主たる共同目的とする陽東水利組合外三十四組合を以て組織する更生水利組合聯合會と、朝鮮土地改良事業の發達を圖り會員相互の共同の利益を増進する目的を以て、全鮮水利組合を會員としたる朝鮮水利組合聯合會がある、其の事務所は共に京城に在り後者は全鮮十三道に各支部を設けて居る。

米 穀 倉 庫

朝鮮米の移出高は、生産の増加と品質の改良とに伴ひ年と共に著しく増加して來たが、農家の經濟金融・貯藏設備不備等の爲、移出高の大半は出來秋より僅に四、五箇月間に搬出せられ、之が爲内地市場

及農村に及ぼす影響大なるのみならず朝鮮農家の蒙る損失亦尠くなかつたので昭和五年朝鮮米穀倉庫計畫を樹立し、一は主要なる米の生産地に小規模の倉庫(農業)を成るべく多數に普及し、主として農民の出來秋に於ける放賣を防止し、一は主要なる米の移出地に比較的大規模の倉庫(商業)を設置し、主として農民の手放したる大量米の一時的内地移出を調節することとした。

一、農業倉庫 農會・産業組合等を其の經營主體とする。昭和十七年七月末現在の狀況は左の如くである。

十三道合計	設置箇所數	坪數	收容力
	六八	三〇、四八〇坪	一、三二〇、一二六石

二、商業倉庫 米穀倉庫計畫に依り設置せる朝鮮米穀倉庫株式會社倉庫は釜山・馬山・麗水・木浦・群山・江景・仁川・海州・鎮南浦・元山・浦項・新義州・京城・大邱に在り其の狀況は左の如くである。

(昭和十七年七月末現在)

合 計	所有倉庫	經常借庫	合 計	收 容 力
	八四、三三八坪	一、五六九坪	八五、九〇七坪	三、〇九一、九六九石

四 林 業

昭和十六年十二月末現在林野の總面積は約一千六百二十七萬町步で、全土の七割三分強を占めてゐる。朝鮮は古來林政不備、封山の如き特殊保護林を除くの外は、公山と稱して人民の自由採樵に委したので、到る處濫伐を行ひ、火田を起し、或は急斜地を開墾し、爲に其の大部分は荒廢に歸し、僅に陵園墓附屬の地及鴨綠江・豆滿江の流域等に於て林相を保つたに過ぎず、其の結果、産業の發達を妨げ、國土の保安を害すること甚しかつた。是に於て本府は新に森林令を布き、國土の保安・危害の防止・水源の涵養・公衆衛生及魚附又は風致上必要ありと認むるものは之を保安林に編入して自由の施業を制限し、又永年禁養林讓與の途を開きて愛林の美風を助長し、或は造林貸付の制度を設けて造林事業促進の策を講じ、其の他年中行事として記念植樹を行ひ又は造林補助の途を開き、或は砂防事業を行ひ或は保護指導機關の充實を圖り來つたので、年と共に林地・林相の革進發達を見るに至つた。最近の林相を示せば次の如くである。

林 相 別 面 積 (昭和十六年十二月末現在)

立 木 地	二、四六六 ^{千町}	散 生 地	三、二七七 ^{千町}	未 立 木 地	一、二四五 ^{千町}	其 の 他	一、四六〇 ^{千町}	合 計	一六、三五六 ^{千町}
-------	---------------------	-------	---------------------	---------	---------------------	-------	---------------------	-----	----------------------

林産額は全鮮を通じて最近一箇年三億萬圓以上に達し、その殆ど全部が鮮内に於て消費されるが、猶

は年々多量の用材・竹材・竹製品等の輸移入を見、輸移出としては少量の用材・木炭・栗實を擧げ得るに過ぎない。昭和十六年に於ける林産額は約三億四千四百萬圓でその主たる林産物は用材、薪材、枝葉其の他の林産燃料、竹材、木炭、肥料原料及家畜飼料等である。

國有林野の保護

國有林野の保護に就ては、併合以來適當の箇所を森林保護區を設け、又一部の地方に付ては山林監視所を特設して林野の保護に當らしめ、爾來制度の改革及機關の増減等幾多の變遷があり昭和十五年四月營林機關の統一に伴つて營林財産たる道所管要存豫定林野を營林署へ移管した結果、昭和十七年末に於て國有林野五百三十二萬町步中四百二十八萬町步（要存豫定林野 四百五萬町步、不要存林野 二十三萬町步）に付ては左表の通營林署に保護機關を配備し、爾餘の百四萬町步（不要存林野 九十三萬町步）に付ては道をして之が林野の保護に當らしめてゐる。

所管別	國有林野面積	保護區配備林野面積	森林保護區	同上配置森林保護職員		
				森林主事	同補	計
道	萬町步 一〇四 (九三)	萬町步 一	區 一	人 一	人 一	人 一
營林署	四六 (三三)	四六 (三三)	一五〇 (一一)	三元 (八)	三五七 (一九八)	四九六 (二〇六)
計	五三 (二六)	四六 (三三)	一五〇 (一一)	三元 (八)	三五七 (一九八)	四九六 (二〇六)

備考 一、林野面積中括弧内は不要存林野を内示す。

二、保護區及職員中括弧内は北鮮開拓事業計畫に依り増置せるものを内示す。

而して此等の保護職員に對しては司法警察官又は司法警察吏の職務執行を指命し、専ら林野の保護取締に當らしめてゐる。尙ほ此等保護機關の活動と相俟て保護の實效を期する爲、森林令に依り地元住民に對して國有林野の保護を命じ、連帶して之が責を負はしむると共に保護の報酬として林産物の一部を讓與することとし、昭和十七年末迄に七百六十件、面積四百十六萬町歩に對し之を實施してゐる。又受命地元民に夫々保護組合を組織せしめ、以て其の統制ある活動を促し、保護の實を擧ぐるに努めてゐる。尙一般地元住民等に對し愛林思想の涵養普及を圖る爲にピラ・ポスター・紙芝居及活動寫眞等各種の宣傳施設をも進めてゐる。

火 田 整 理

國有林に於ける火田の耕作は因襲既に久しく、之が禁制に付ては古來明文が存してはるるが實績の見るべきものがなく、又總督府始政後に於ても森林令中に之が取締規定を設けたが積弊數百年に亙り俄に禁遏の期し難い事情があつて、實に朝鮮林政上の痛と謂はれて來たのであつた。

右の如き事情に鑑み大正十五年林政計畫樹立に際しては、充分なる調査研究を遂げ具體的實施方案を樹立することを緊要と認め、本府に火田調査委員會を設置し調査審議に當らしめた結果昭和四年七月之

が成案を得たが、畢竟するに火田整理の目的を達せんには、森林の保護取締機關を擴充整備し新規の冒耕を絶對禁遏すると共に既往の火田民に付ては現場に指導機關を配置し主副業の指導獎勵に努め、之が定著を圖ることが最も肝要であると謂ふことになつた。

而して鴨豆兩江の上流地帯に於ける要存豫定林野内の火田整理に付ては、別項の如く昭和七年度より「北鮮開拓事業」の實行に依り效果極めて顯著なるものがあつて漸次定著の氣風を現はしてゐる。

尙爾餘の國有火田に就ても「國有森林資源の確保を期する爲の火田整理事業計畫」に依り、昭和十五年度以降三十箇年を以て火田民七萬四千戸、四十三萬人餘に對し之が指導定著を圖り火田整理を實施することと爲つたが、之が實行は大體北鮮開拓事業計畫中火田民指導施設の要領に依り、昭和十五年度より左表の通、三箇道に於ける一萬六千餘戸に就き指導定著を圖ることとし指導機關を配置すると共に本府に整理調査に要する職員を配置して既に夫々事業に着手してゐる。

道名	指導火田民戸數	指導手數	備考
平安南道	三、九〇三	七人	指導手は火田民四百戸に付一人の割を以て現地に指導區を設け配置す。 尙此の外道に監督屬及雇員を配置せり。
江原道	九、四三三	一九	
咸鏡南道	四、一六六	九	
計	一六、六三	三五	

因に昭和十七年末現在に於ける國有林野内の火田及耕作者の現状を示せば左表の通である。

國有林經營

火田のみ耕作するもの				火田と熟田とを耕作するもの				計						
火田面積	戸	數	人	口	火田面積	戸	數	人	口	火田面積	戸	數	人	口
八 萬町		三	萬戶	一七 萬人	一〇 萬町		七	萬戶	四三 萬人	一八 萬町		一〇	萬戶	五九 萬人

沿革 國有林野中、國の經營に豫定せる要存豫定林野は約五百十九萬町步（大學演習林として貸付）に達する見込で、内鴨綠・豆滿兩江の流域に屬する約二百一十一萬町步の林野（主として現在新義州・潤原・江界・中江鎮・厚昌・新望坡鎮・惠山鎮・茂山の營林署所轄區域）に對しては、從來營林廠をして之が管理經營の任に當らしめ、其の他の林野三百八萬町步に對しては地方廳をして之が保護取締を爲さしむる外、一方歐洲大戰以來木材需要の急激なる増加に鑑み應急の施設を要する林野約百四十萬町步に對し、大正八年以降二十九箇所の山林課出張所を特設して植伐の實行に當らしめたが、大正十五年林政の改革を斷行し國有林の經營、保護民有林の指導獎勵事務等を統轄する爲、本府に山林部を設けると共に、從來の山林課出張所營林廠を廢して新に三十六箇所の營林署を特設し、更に昭和四年之を十九箇所に廢合して經營・保護等營林の實行に當らしめ、又同七年營林署中八營林署は之を廢止し、其の所轄林野は道に移管し、地方廳をして此等林野の管理經營と共に民有林野の助長行政を執掌せしむることとした。次いで昭和九年營林署一箇所及昭和十二年二箇所を増設

し、道所轄林野の一部を之に移屬し、更に昭和十五年四月國有林野經營の統一を圖る爲、道所轄要存林野五十二萬九千餘町歩を營林署に移管し、營林事業の合理化を圖ることとした。

次に森林經營の規程である施業案は從來は主として利用及造林上の必要に基き、應急的な簡易の調査に依り編成し來つたのであるが、最近木材を利用する各種の事業勃興し、殊に製紙・人絹・人造羊毛無水酒精等の如き木材化學工業やベニヤ板・矧板・コルク板等濶葉樹の利用工業などが頼に旺盛となりて其の原料供給の重要資源を包藏する國有林は頗る重大なる使命に直面し、輓近の進歩せる林業技術を用ひ集約的な經營を必要とするに至つたので、從來の簡易調査を改め昭和十二年度より毎年三十八萬町歩宛を標準とし精密な調査に依る施業案の編成を實行しつつあり。

營林の狀況

イ、所管面積樹種及材積 營林署の所管林野は咸鏡南北・平安南北及江原道の五道に誇り、其の所管面積は約三百四十四萬町歩であつて、成林樹種は概ね寒帶性に屬し、針葉樹七割、濶葉樹三割を占めてゐる。目下用材として利用されつゝある樹種の主なるものは針葉樹では、テウセンマツ(紅松)、タウヒモミ類(杉松)及テウセンカラマツ(落葉松)、赤松等であつて、濶葉樹では、テウセンヤマナラシ・シナノキ・クルミ・ヤチダモ・ナラ及チノチレカンバ等である。

ロ、伐木運材及流筏 鴨綠江流域では咸鏡南道惠山・甲山・三水・長津平安北道厚昌・慈城・江界・渭原・昌城の各郡、豆滿江流域では咸鏡北道茂山郡、大同江流域では平安南道寧遠郡其の他咸鏡北道富

寧郡、江原道襄陽、三陟各郡所在の國有林に於て主としてテウセンカラマツ・テウセンマツ・タウヒ・モミ類・アカマツ・テウセンヤマナラシ・ナラ・カンバ類・ドロノキ・シナノキ・クルミ・ヤチダモ其の他濶葉樹を伐出する。

伐採は春より秋迄行ひ山地運材は集材・修羅・索道・牛曳・木馬・林鐵・軌道・車道等に依り搬出し一部鐵道運材又は車道運材に依るものゝ外當年伐採したものは翌春解氷を待つて流筏に依り搬出するものである尙鴨綠江、豆滿江の漂流木は營林署が整理に當つてゐる。

ハ、製材。鴨綠江流域に於ける生産材の過半を新義州營林署製材所に於て製材し、主として建築用材・鐵道枕木・箱材等を生産するの外、京城、江陵營林署管内各一箇所及江界營林署管内五箇所の製材所に於て主として濶葉樹材を製材し、ベニヤ・羽目板・床板・建築・用材等の加工品を生産してゐる。

現在に於ける製材所の設備は工場數十(内新義州三)、動力一千四百二十四馬力(内新義州七百七十馬力)を有し、その製材能力は一箇年原木二十八萬三千立米(内新義州二十五萬立米)、製材十九萬三千立米(内新義州十七萬立米)である。

ニ、販賣。國有林に於ける官行斫伐材は、官營製材工場の資材に供するものを除き總て原木の儘賣拂ふが、之等の原木は主として賣拂地所在地のバルブ工場・燐寸軸木工場軍用製材資材及枕木製作資材等の加工原料として又一部は電柱杭木用材として朝鮮木材株式會社に一括賣却し夫々用途に任する様配給せらる。

官營製材工場に於ける製品も原木と同様朝鮮木材株式會社に賣却し夫々の用途に配給してゐる。

木、立木拂下 立木拂下は民間企業者が容易に事業を經營し得る箇所、國有林經營上支障なき範圍内に於て年々一定の數量を限り之を行つてゐる。昭和十七年度の拂下數量は材積二百三十萬立方米其の價格八百餘萬圓である。

へ、森林土木 森林内で伐採せし木材を需要地又は既設の搬路開通地點迄搬出する爲、修羅道、索道、林内軌道、運材車道、森林鐵道、樋水道、流筏水路及之に伴ふ交通、通信施設であつて伐採地の移動伐採量の増減に依り之等施設も多少變更することあるも昭和十七年度末現在森林土木主要施設數量は森林鐵道一一四杆、林内軌道六九〇杆、流筏水路二、〇三三杆である。

ト、造林 國有林の造林事業は國有林野中に存する要造林地たる伐採跡地、天然生幼齡林、未立木地、散生地等に對して積極的に之を實施し以て森林資源の培養を圖りつゝあり、而して之が實行に當りては成績の向上、技術の改善を期し林地の實況に應じ夫々新播種、天然生育地補播種、整地及成林撫育を行ひ以て更新の達成に努めつゝありて其他附帶事業として播種地に對する補植、手入、防火線の設定を行ひ又苗圃を經營しつゝあり。

チ、製炭 近時朝鮮に於ける木炭の需要噸に激増し之が不足愈々深刻なるものあるに鑑み且又濶葉樹の集約的利用の見地より昭和十六年度より平安北道江界、昌城各郡、江原道通川、襄陽各郡咸鏡南道惠山郡、咸鏡北道鏡城、茂山會寧各郡所在國有林に於て官行を以て主として黒炭の製炭に着手し引續き

増産實行中である。

國有林の實測調査

要存豫定林野中農耕地として民間に開放するを得策とするもの、又は飛地・境界複雑地等にして管理保護上民間の經營に移すを有利とするもの約百三十一萬町歩に達する見込であつて、大正十五年度より之が調査整理を行ひ、昭和十七年度末迄に調査の結果、要存を解除したもの百十五萬一千九百七十町歩に達した。而して將來本調査完了の曉には、要存國有林野は約四百萬町歩となり、其の内大學演習林其の他約十一萬四千町歩を除いた約三百八十八萬町歩が永久に存置せられ、之を周到完全に管理經營せんとするものである。而して昭和八年度末に於ける國有林野見込面積（造林貸付地及縁故林 讓與出願地を除く）は五百二十三萬六千町歩であつて、其の内五百萬町歩は之を實測せず、五萬分の一縮尺地形圖に見取にて境界を表示し地積を算定した爲、境界の表示不明瞭であつて面積不正確であるから、北鮮開拓事業に依り整理處分見込面積三十萬町歩を除いた四百七十萬町歩に對しては、昭和九年度以降十四箇年繼續事業として之を實測し、前記昭和八年度末に於ける國有林野見込面積五百二十三萬六千町歩に對しては、同様昭和九年度以降十四箇年繼續事業として價格を調査し、以て國有財産を確保すると共に、適時有利に處分し、森林収入の増加を計ることに計畫を樹て着々實行中である、昭和十七年度迄に於ける實測面積二百七十九萬八千町歩價格調査面積三百二十一萬町歩である。

造林貸付竝に成功讓與

本制度は一般に造林を奨励し、急速に林相の改善を圖らんとする趣旨に基づき、造林の目的にて貸付したる國有林野は、事業成功の時に於て無償にて之を借受人に讓與するものであるが、爾來之が出願者激増し逐年造林の進展を見るに至つた。今昭和十七年度末迄に於ける貸付處分累計は八萬三千九十四件面積百七十五萬九千九百六十五町歩で、内既に造林事業成功に因り讓與したものは五萬七千七百九十五件面積九十七萬九千二百二十一町歩に達してゐる。

尙治山事業を促進すると共に用材林を造成し、以て林利の開発を計る目的を以て昭和十二年九月朝鮮林業開發株式會社の設立を見たので、之に對し昭和十二年度以降十箇年間に國有林野約五十萬町歩を貸付する豫定であるが、昭和十七年度末迄に貸付せるものは二十九萬五千六百六町歩である。

國有緣故森林の讓與

國有林野中には面積約三百五十萬町歩に達する緣故森林を存し、其の大部分は(一)舊森林法施行前より各緣故者に於て適法に占有し禁養し來つたが、其の林相民有と認むべき標準に達せざる爲林野調査に際し國有と査定せられたるもの(二)舊森林法の規定に依る地籍届を怠つた爲土地調査又は林野調査に當り國有に査定せられたもの(三)古記又は歴史の證する所に依り往時寺刹に於て緣故を有するも國

有として査定せられたものである。此等を各縁故者に譲與し、權利の確定を得しむるは林政上機宜の措置なるを認め、大正十五年四月朝鮮特別縁故森林讓與令の制定に次ぎ同年十二月施行規則を發布し翌昭和二年二月一日より之を實施するに至り、右縁故林野は擧げて當該縁故者に無償讓與することとした。即ち縁故者に對しては昭和二年二月一日以降同三年一月三十一日に至る一箇年の法定期間内に譲與の出願を爲さしめ、調査の上昭和九年其の處分を完了した。其の受理願件は百十四萬四千五十三件、百十四萬九千九百二十筆、三百四十一萬六千四百三十三町歩である。

民有林と獎勵施設

民有林の概況 民有林野は公有百四萬町歩、寺刹有十八萬町歩、私有九百六十五萬町歩、計一千八十七萬町歩であり、此の外不要存國有林野百十九萬町歩中八十三萬町歩は森林令に依り漸次民有に移屬するから、將來の民有林野は一千六十七萬町歩に達し、林野全面積一千六百三十一萬町歩の約七割に相當する。昭和十五年末民有林野中立木地は七百八十四萬町歩に過ぎず、散生地百三十九萬町歩及未立木地六十三萬町歩は、今後人工を加へ又は天然力に依り造林を要する區域で、内二十萬町歩は砂防工事を要する荒廢地である。

樹種の分布は、殆んど針葉樹林（殆どアカマツ林なり）で、而も林相概ね不良であり、一町歩平均の蓄積は不要存林野は十五尺締、公有林野は三十二尺締、寺刹有林野は八十二尺締、私有林野は三十一尺

締にして總平均三十二尺締に過ぎない。

民有林の獎勵施設

1 民有林指導方針 民有林の指導獎勵に付ては次の如き事項をその基準として居る。

イ 造林獎勵に關する事項 民有林の造林は先づ以て燃料の供給を豊にし且治水の効果を全からしむることを主眼とし、林叢の構成、林相の改良に努むると共に木材需給の趨勢に鑑み用材林の造成に意を用ひ、尙特種樹種の増殖を圖ること

ロ 伐採指導に關する事項 林木の伐採は森林取扱に對する各種の弊害を矯正し、實行容易且更新確實にして收穫を増加する方法に依り之を指導し、以て森林の保護と地盤の安定とを圖ること

ハ 森林保護撫育に關する事項 森林の保護は農用林野の施設擴充及林野共同保護の助長發達に努め、更に火田、急斜地開墾其の他林野荒廢の原因と爲るべき各種の弊害を矯正し、地元民の自覺を促し、以て森林保護撫育の萬全を期し併せて燃料の節約及速成林の造成を圖ること

ニ 森林利用に關する事項 木材利用の合理化を圖ると共に未利用林の開發を促し、且木炭の増産其の他林産副業の獎勵に努め之が販路を開拓し以て林利の増進を圖ること

2 造林獎勵 本府施政後積極的施設の方針を採り、國費を以て京城附近その他に造林を行ひ又各道費及面をして模範的に造林を實行せしむると同時に、國費又は道費を以て養成したる種苗の下付を行ひ、一方國費道費を以て技術員を設置して殖林事業を指導せしむる外或は不要存置國有林野は造林貸

付の制を設けて一般希望者に貸付し、造林事業成功の後無償にて譲與する等銳意斯業の指導獎勵に努め、更に補助金を交付して造林の促進を圖りたる結果、最近一箇年の造林本數五億萬本、播種量五十萬立を算するに至り、施政以來昭和十七年迄の累計造林本數六十六億萬本、播種量九百十七萬立に達した。

3 記念植樹 愛林思想の涵養、植林事業獎勵の爲、明治四十四年併合後第一回の神武天皇祭日を期し全鮮に植樹を實行せしめ、爾來年中行事の一として毎歲同日を期し、官公署、學校、其の他の諸團體が中心となり一般有志參集の下に舉行し、植栽地は當初官公衙、學校構内、部落附近等を主としたが後には面有林其の他の林野に對しても廣く之を行ひ、今や全鮮綠化運動の年中行事として益々盛況を呈して居る。第一回より第三十三回に至る植栽本數は實に六億九千餘萬本、播種量二萬七千立に達した。

4 用材林造成事業 近時各種産業の進展開發に伴ひ木材の需要頓に増加したので、昭和十二年以來實施中の民有林野利用區分調査の結果、全鮮を通じて得らるべき要人工造林地三百萬町步中、差當り百萬町步の林地に對し、昭和十四年度より二十年計畫を以て用材林造成の助成を行ふこととした。本事業は林野所有者に對し造林費の一部を補助する外、道に補助金を交付して實行指導並に管理職員を設置せしめ、専ら造林の指導並に施業の的確を期し、以て成林の確實木材供給の潤澤を圖らんとするものである。而して事業開始以來昭和十七年度迄の造林本數は大約一億六千萬本に達した

5 造林補助事業 民有林野中未立木地及散生地五百四十萬町歩（將來民有となるべき國有林を含む）

の内、採草地及放牧地八十萬町歩、天然造林及造林成功を條件とする國有林野の貸付制度に依り漸次成林せしめ得る見込のもの二百九十五萬町歩、自力を以て造林を行ひ得べき見込のもの四十九萬町歩を差引いた百十六萬町歩に對しては、大正十四年度に造林補助事業を開始したが、尙外に全鮮各地に散在する休閑荒蕪地約十六萬町歩に就ても治水上急速造林の必要があるから、之等に付大正十五年度以降三十箇年間に造林補助金を交付して造林の完成を期してゐる。この補助率は苗木代の約半額で、本事業開始以來昭和十七年度迄の造林本數は十五億八千餘萬本、播種量は五百五十萬立に達した。尙民有林野の伐採跡地中將來用材林等に充當すべきものを除き主として地方的小用材及薪炭材の造成を目的とし昭和十七年度以降十四箇年計畫を以て毎年五萬町歩の造林に對し補助を行ひ以て植材の均衡を圖り林産物の保續的供給を圖ることとした。

6 營林監督 營林監督に就ては各種の助成策を講ずると共に國土の保安、危害の防止、水源の涵養其の他公益上必要ありと認むる林野は之を保安林に編入し（昭和十五年末現在面積は五十萬町歩で總林野面積の千分の三弱に當つて居る）又林政上必要ある場合は森林の所有者又は占有者に對し、營林方法を指定し若は造林命令を行ふ外、更に地方長官は森林の使用收益に關する弊害を矯正し、若は害蟲を驅除豫防する爲道令を發布して一定の行爲を制限することとし、之が專掌機關として森林主事等の職員を配置し、専ら營林の監督に努めて居る。尙西北鮮の火田地帯に對しては昭和十二年度國費を以

て郡森林主事、郡森林主事補を配置し、新墾の取締を厳にし火田の擴大防止に努めてゐる。

7 農用林地設營 燃料、肥料及家畜の飼料は、農家の生活及營農上必要な物資であつて、之が供給を豊にすることは農山村振興上のみならず治山上極めて緊要である。そこで林野を所有しない約百萬戸の農家に對し、安易に農用林産物供給の方途として農用林地を設定せしむることとし、昭和十年度以降各道一齊に之が設定に着手したが、就中京畿道以南七箇道及黃海道の八箇道は國庫補助に基き既に四萬町歩の設定を了して居る。然るに農用林産物の供給は自力に依る林野の購入、借地、林主との協定地主の林野提供、勞物との交換等獎勵的手段に依つて合理的に取得可能なるものは之を助長することとし、此等の方法に依るも更に取得の方途なき約五十九萬戸に對しては、面農會等に於て農用林地を設定し、極めて廉價に農用林産物を供給せんとするものである。尙一戸當所要林野面積は林野の分布狀況に鑑み一戸平均一町歩を標準として居る。

8 民有林野利用區分調査 民有林野は廣袤一千餘萬町歩を占めてゐる。然るに其の中には森林として存置の要なきものも相當に在ると思料せられるが、兩者の區分明瞭ならざる爲林政上並に國土利用上數多の支障があるので、昭和十二年度以降十箇年計畫を以て全鮮の民有林野に付、森林として存置を要する地域と否らざる地域との區分調査を行ひ、前者に付ては更に要保安林編入地、要開墾禁止制限地及要營林方法指定地等を區分して林政上の資料とし、後者は之を開放して農耕の用に供し得る途を開き各種産業の綜合的發達に資してゐる。

9 未利用林の開發助成 民有林野中には運搬設備不充分なる爲徒に森林蓄積の死藏せるものが尠くない。然るに近時各種産業の發達、殊に纖維工業の勃興並に金・石炭等地下資源の開發に伴ひ、木材の需要愈増大したから、速に之が利用開發を圖る必要あり、昭和十一年度以降國庫補助金を交付して林道の開設を助成してゐる。昭和十六年度迄に開設せるもの七十一線延長五百三十五軒である。尙昭和十四年及同十五年に渉る旱害救濟事業に依り開設せられたるもの百七線七百四軒あり。

10 林産副業 朝鮮に於ける林産副業は木炭を始めとしクリ・クルミ・ウルシ・五倍子・松脂・アベマキ皮・カシワ皮・椎茸・カウゾ・キリ等極めて有望なるもの多く、又林産副業の基礎たるべき空閑地は全鮮到る處に散在するが、從來地方需要の充足を主たる目的としたに過ぎず、之が生産販賣等に就いて全く統制を缺きたる爲其の産額に於て見るべきものがなかつた。是に於て昭和九年林産副業獎勵計畫要綱を樹立して之が獎勵に努力しつゝある。昭和十七年の副産物生産額は約三千四百五十萬圓に過ぎず、今後尙大に増産の餘地がある。仍て右の内カシワ樹に付ては昭和十七年以降國庫補助金を交付し十箇年計畫を以てカシワ林を増殖することとし又ウルシに付ても十箇年計畫を以てウルシ樹を増殖しウルシ液の増産を圖ることとした外昭和十八年度よりは更に十箇年計畫を以てアベマキ増進に對し補助することとした。

11 木炭の増産獎勵並に配給調整 木炭は常に家庭燃料としてのみならず鑛工業用其の他各種化學工業用或はガソリン代用等としての需要著しく増大したので、之が増産並に配給調整計畫を樹て炭窯築造費、製炭技術傳習費、増産獎勵費、製炭技術員設置費及木炭倉庫建設費等に國庫補助を行ひ、銳意生

産目標に向つて努力中にして、尙又朝鮮薪炭配給統制規則を發布して配給の調整を圖ることとし目下夫々實施中である。

砂防事業

砂防事業は荒廢山野に於ける土砂石礫の崩流を豫防し、進んで堆積土砂の爲高まれる河床を低下して流路を擴大疏通し、以て荒廢林野の復舊と共に洪水被害を根絶せんとするものにして大正十一年度以降繼續事業として之に着手し、施行中である。本事業は國營の外道及民營に補助金を交付して行はしめ、其の經費の大部分勞銀であるところから窮民及罹災民救濟事業の一部としても實施し來つたのである。今既往の實績を表示すれば左の通りで、尙此の外野溪及野溪的河川整正の爲昭和十五年度旱害對策事業とし七十一萬八千百十三圓を以て十三萬一千百七十米の野溪工事を實施するの外昭和十六年より昭和二十年迄五箇年計畫を以て京畿以南七箇道に對し九百四十軒の野溪工事を實施中である。

事業名	施行年度	期間	事業費	施行面積	施行道
國費繼續事業	自大正十一年 至昭和九年	十三箇年	八、〇四、〇九 <small>円</small>	三、一九八 <small>畝</small>	咸北を除く十二箇道
第一次窮民救濟事業	自昭和六年 至昭和九年	四箇年	七、四六、三六	一七、三六	黄海を除く十二箇道
第二次窮民救濟事業	自昭和九年 至昭和十年	二箇年	二、七六、七四五 (一五、六三)	六、六三	各道

林業

林業

時局應急施設國費事業	自昭和七年	三箇年	一、九七一、三六六	四、一三四	各道
時局應急道費砂防事業	自昭和七年	三箇年	二、四八四、〇六四	五、七六一	咸北を除く十二箇道
水害罹災民救済事業	昭和九年	一箇年	六四九、三三三	一、八三〇	慶北、慶南
旱害罹災民救済事業	自昭和十一年	五箇年	三、四九一、〇〇六	一〇、九七七	咸南北及平北を除く各道
既設砂防工事災害復舊事業	自昭和十五年	三箇年	四三四、五〇〇 (一、五八七)	—	京畿、忠北、全北、慶北、慶南、江原、
第二期國費事業	自昭和十六年	施行中	六、五七二、一九三 (五二、二四三)	一三、三〇四	黄海、平南北を除く各道
道費事業	自昭和十六年	同	一〇、八〇〇、〇六七 (一〇〇、一八一)	二八、八〇元	各道
洛東江流域事業	自昭和十六年	同	一八、三二六、三三〇 (三、四〇六、一六九)	四一、七〇四	慶北、慶南
東海岸線路保全事業	自昭和十六年	同	九一八、三八五 (一八五、〇〇一)	一、七六七	江原
民營事業	自昭和十二年	同	二、六四四、七二三 (三七三、一七九)	一六、九一四	各道
災害林地復舊事業	自昭和十二年	同	一、六六〇、九三六 (一、七六六)	二、〇五〇	京畿、忠北、全北、慶北、慶南、江原、
計			六六、四八九、一五七 (四、三三五、八〇九)	一六三、二九九	
耕地保全事業(旱害対策)	昭和十五年	一箇年	七二八、一三三 (二八七)	一三三、一七〇米	京畿以南七箇道

同

昭和十六年

施行中

一、五九一、七三五
(1011、四一)

一三、六五米 同

備考 括弧は林野所有者又は地元負擔額にして内書とす

北 鮮 開 拓 事 業

北鮮地方中鴨綠・豆滿兩江の上流地帯である平安北道江界・慈城・厚昌咸鏡南道長津・豊山・三水・甲山惠山及咸鏡北道茂山の九郡は所謂山地帯であつて、全管の七割即ち面積二百十六萬町歩(約一千四百
地方の面積よりも)で内地四國地方尙廣大である)の大部分は要存豫定國有林野を以て占めてゐるが、林相は良好で鮮内隨一の密林地帯を包藏し、其の林力は無盡の寶庫と稱せられ、現に之が施業經營は地方に於ける産業經濟の重點を成してゐる。併しながら從來交通運搬の利便を缺き、爲に林木の伐出利用は纔に水運の便ある地域に限られてゐる。其の多くは徒に枯死腐朽に委するの外なき状態であり、而も一方保護機關の手薄に乘じ漂動跋扈する火田民の火耕に因つて、年々廣大なる美林が燒燼せられ、且林内隨所に存在する肥沃な農耕適地も遂に蕪地化するに至る等、天物暴殄の甚しいものがあつたので、速に之が利用開發と保護増殖とを圖り、一面既住の火田民に對しては之が善導定着を策すると共に農耕適地等は進んで之を開放處分し、仍て以て地方開發の實を擧ぐるの要急切なるものあるを認め、昭和七年度以降十五箇年間の豫定を以て北鮮開拓事業計畫を立て、(一)森林の利用開發(二)火田民の指導及農耕適地等の開放處分(三)森林の保護に關する施設を實行することとした。

(一) 森林の利用及開發 本施設は林木の利用價值比較的多く、且農耕適地の開發上急速伐採を必要とする地方より着手することとし、先づ以て白頭山を中心とする森林約八十萬町歩を目標に白茂線及惠山線と連繫する森林鐵道(九線、二)を敷設するの外、之が附帶設備として山元より森林鐵道まで軌道(三六四)を敷設し、以て林產物利用の増進と收益の増加を圖らんとするものであつて、昭和七年度以降調査設計を行ひ、同九年度より着工したが、昭和十七年末迄に森林鐵道約六九千〇一一及同軌道約八七千四七二の敷設を完成し、着々森林の開發利用を促進しつつある。

(二) 火田民指導及農耕適地等の開放處分 本施設は既任の火田民四萬戸二十數萬人に對し、之を善導して勤勉な定着自作農たらしめ健全なる山村を建設せしめんとするものであるが、之が實行に方つては現地の耕作を其の儘認容するを原則とし、國土保安並に營林上特に廢耕せしむるの要するものは、新に國有林野内農耕適地中より替地(但し現住地方に於て供與すべき適當の替地)を選定供與し、且此等火田及替地は實査の上各人に無料貸付し、定着したときは之を讓與するの方針を以て之が整理調査を行ひ、昭和十四年度に於て完了したので目下銳意貸付處分中である。而して火田民に對する主副業の指導獎勵其の他定着上必要な施策に付ては、特に現場に指導機關を配置し、其の周到適切を期することとし、昭和七、九、十一年の三箇年度に互り山農指導區五十四箇所(指導手一)及同監督事務所六箇所(各所監督係營林一を兼勤せしむ)を配置し、夫々實情に即した實施計畫に依り農法の革新、副業の普及、燃料消費の節約其の他生活の改善及矯風教化の實を擧ぐるに努むる一面、火田民をして指導區の區域を單位と

山農共勵組合の外之が細胞組織として火田民十戸内外を單位とする山農契を組織せしめ、其の自覺自制に基く自治的活動を促してゐるが、其の成績頗る良好である。

尙地域内林野内にある農耕適地約三十餘萬町歩中、火田民の定着用地として必要ならざる地域約二十餘萬町歩は、殖民興業の趣旨に基き、一定計畫の下に廣く一般に開放處分することとし、既に其の所在地域面積其の他處分上必要なる事項に關し、豫察調査を了し既に處分を開始したが、昭和十七年末迄に内二萬四千餘町歩は開墾・牧畜・植樹の目的を以て貸付を完了した。

(三) 森林保護 前述の如く既住の火田民に對しては極力之を善導して定着せしめ、今後新規の冒耕は絶對禁遏するは勿論、其の他の被害に付ても之が芟滅を期し、以て森林の保護増殖を圖つてゐるが、從來地域内に於ける森林主事一名當の平均擔當面積は二萬四千町歩(一五方里強)又一森林保護區の平均擔當面積は四萬一千町歩(二六方里)の多きに及び其の配備頗る稀薄であるから、之が擴充整備を圖り、森林保護の完全を期することとし、昭和七年度及九年度に於て森林保護區十一箇所を増設し、且森林主事及森林主事補を増置し、既設機關と併せ其の不斷の活動を促すと共に、既住の火田民及一般地元住民等に對しては、常に本事業の趣旨を周知理解せしめ、其の自覺と森林愛護の實を擧ぐるに努め來つた結果、森林の被害は著しく減少し、火田の新規冒耕の如きも、殆ど其の跡を絶ち、豫期以上の好成绩を収めてゐる。

林業試験

朝鮮は大陸の氣候に支配せられ、山野荒廢の程度森林植物の種類及分布、林木の生長等内地と著しく其の趣を異にし、從て殖林上試験及調査を要する事項少からざるものがある。依つて本府は大正二年より京城及光陵に苗圃を設け、専ら朝鮮産主要樹種の養苗に關する研究を行ひ、併せて森林植物の調査を實施したが、尙林業全般に互りて研究の要あるを認め、同十一年京城郊外清涼里に林業試験場を創設し、組織的に諸般の調査及試験の業務を開始し、昭和四年光陵出張所の設置を見た。かくて最も急を要する造林及施業に關する試験・調査並に林木の適地及分布の調査研究に主力を注ぐと共に、製炭の改良・椎茸の栽培・松姑蝻及金龜子の驅除豫防に關する調査研究を行ひ、併せて一般の依頼に依る林木種子の鑑定・質疑の應答及他官廳の主催に係る林業講習會に職員派遣の需に應じ、尙試験及調査の結果は其の都度之を刊行して林業關係官廳其の他に頒布周知せしめ、指導應用の勸奨を圖り、以て産業開發に努めてゐる。

五 水 産 業

概 況

朝鮮は海岸線の延長一萬七千五百八十軒に達し、地勢・氣候及潮流等の關係上水産物頗る豊富であり有利の漁場に乏しくないが、古來漁政に關する施設に乏しく爲に斯業亦不賑の状態であつた。併合以來本府は銳意斯業の發達を圖り、之が保護取締を周密にし、各種の調査及試験を行つて其の結果を公表し斯業に關する傳習講習を行つて當業者の知識技能を啓發し、有望な事業に對しては金品を補助貸與して其の發達を助長し、漁港及避難港修築の爲年々工費の一部を補助し、漁業組合の改善發達を圖つて漁民共同の福利を増進し、輸移出水産製品検査を行つて製品の改良統一を圖り、又當業者をして朝鮮水産會又は水産組合を組織せしめ、水産業の改良發達を圖り、近くは優良漁船獎勵補助・淺海水産物増殖獎勵補助・水産物冷蔵獎勵補助・漁業經營費低減施設補助を爲す等、各種の施設を講じた結果、漸次發達の域に進み、昭和十七年に於ては漁獲高一億六千二百六萬餘圓、養殖生産高二千七百二十九萬餘圓、製造高一億四千六百三十四萬餘圓に達した。今漁獲高中百萬圓以上の産額を有するものを擧ぐれば左の通りある。

めんたい 二四、二八三、五〇〇^円 ぐ ち 一五、二九二、六一九^円

水 産 業

水産業

七二

なまご	一、〇〇一、三五一	かたくちいわし	八、四一四、三六二
さば	八、六三一、三二八	たちうお	六、六〇一、一六〇
にしん	七、七一四、五九二	いかなご	四、四五三、二九五
えび	五、六九七、〇四六	かれい	三、二六八、二八九
さんま	三、二八八、三三二	わかめ	二、六四八、七五〇
ぶり	三、一〇一、二〇〇	たら	二、三五六、四五七
たい	二、四三一、六〇七	あなご	一、九九七、四六八
ひらめ	二、〇〇三、八七七	あじ	一、九四五、〇七五
てんぐさ	一、九七五、七〇三	するめいか	一、五九三、五七一
たこ	一、七八五、七三六	ぼら	一、五〇〇、一六八
いみんす	一、五三七、六〇七	えい	一、〇八四、四六一
いか	一、四七一、八五三	にべい	一、四九三、四七三
ばら	一、三八三、九六四	さわ	一、三二八、七四二
うに	一、七三五、三八八	ふか	二、九五一、八九八

而して百萬圓未滿五十萬圓以上の産額を有するものは、あまたい、あみ、うしのした、このしろ、は、たはた、ふぐ、かに、くろたい、まなかつお、すすき、ふのり、がんだり、ひらす、めばる、あかがい、あわび、かきの十七種である。

次に水産製造物中百萬圓以上の産額を有するものを舉ぐれば左の通である。

乾のり	二五、八九六、〇七九 ^円	素乾めんたい	二四、五三四、一二四 ^円
煮乾いわし (煎子)	七、九〇〇、二六一	鹽辛めんたい卵	四、七七三、六四六

鹽藏さば	三、九二八、四〇四	乾わかめ	二、九七二、一九一
鹽藏ぐち	二、九七一、九五五	塩藏まいわし	二、〇七七、一四六
煮乾えび	三、四七四、二九七	鹽乾ぐち	四、二五二、一五九
鹽辛うに	一、八〇〇、〇二五	寒天	一、三四三、四六〇
鹽藏めんたい	一、〇〇四、九三〇	味付のり	一、一三二、八二二
素乾えび	一、〇三九、七一二	鹽藏さんま	三、一六八、二二七
素乾かたく	一、〇二二、四三四	素乾するめ	一、四七五、一〇〇
ちわし	二、一四八、五一〇	煮乾いかなご	三、四八九、九七〇
鹽藏たちうお	二、一二六、一九五	(非食用)	一、四八八、六二四
蒲鉾	二、七八四、七〇八		

尙百萬圓未満五十萬圓以上の産額を有するものは、鹽乾開めんたい、鹽辛めんたい腸、鹽辛えび、煮乾なまこ、たら、煮乾かたくちわしの六種である。以上製造業の盛衰は主として各地に於ける漁獲の状況と相伴ひ、又輸移出向製品に在つては仕向地の需給状況に因り、製品の種類に多少の變化を生ずることもあるが、大體に於て異動はない。

漁業處分

現行朝鮮漁業令では、漁業を分けて免許を受くべき漁業、許可を受くべき漁業、届出を要すべき漁業の三種としてゐる。免許を受くべき漁業は一定の水面に漁具を定置するもの(定置漁業)一定の水面に區劃其の

他の施設を爲して養殖を爲すもの(養殖業)一定の水面に於て繰り返し漁網を曳揚げ又は曳寄せるもの(定所漁業)一定の水面に於て繰返し漁網を建設又は敷設するもの(定所敷網漁業)一定の水面に魚類を集合せしむる設備を爲すもの(定所集魚漁業)及水面を専用するもの(専用漁業)であつて、免許を受けた者は漁業権を取得し、其の漁場内では一切の妨害となる行爲を排除して免許を受けた漁業を営むことが出来る。尙漁業権に關しては之が保護の爲、保護區域の制度を設けて一定の區域内では免許を受けた漁業の妨害となる漁業を禁止してゐる。許可を受くべき漁業は捕鯨漁業・トロール漁業・工船漁業・機船底曳網漁業・潜水器漁業・機船巾著網漁業其の他十種の漁業であつて、漁業の種類に従つて朝鮮總督に於て、或は道知事に於て之が許可の處分を爲すのである。漁業の許可は水産動植物の蕃殖保護及漁業取締を目的とするものであつて、免許を受くべき漁業と異つて漁業権とはならない。届出づべき漁業は前二種の漁業に屬しない一切の漁業であつて、單に届出を爲して鑑札の下附を受けるのである。

水産業の保護獎勵

イ、水族の保護及漁業取締 水族保護上必要あるものに對しその操業區域・漁期・漁具・漁法及採捕物の體長等に制限を加へ、之が取締を嚴にして漁利の永續を圖り、又沿海各道には取締船を常置せしめて自道の漁業取締に従事せしむ。更に昭和三年朝風丸を建造して全鮮沿岸の漁業取締及支那東海出漁

船の保護監視に従事せしめ、又近年蘇聯沿海出漁船が増加したので、昭和十一年照風丸を建造し、専ら此の方面出漁船の保護監視に従事せしめてゐる。

尙近年蘇聯沿海州沖合に於ける機船底曳網・さけます流網・かに刺網・めんたい及たら延繩等の各種漁業の好漁場も未だ漁場價値明かならざる爲、昭和十三年北鷗丸を購入し漁場調査を實施せしめ直接漁業者の出漁指導に従事せしめつゝある。

ロ、水産業に関する團體 水産會・漁業組合及水産組合がある。水産會は道水産會と之が聯合組織に依る朝鮮水産會との二階級に區分され、水産業の改良發達と水産行政の補助機關たるの使命を完うせんことを期してゐる。其の主なる事業は、道水産會に於ては水難豫防救濟・醫療・施藥・各種の試験及調査・水産業の指導獎勵事業・講習講話、朝鮮水産會に在りては、各種水産會合の主催・水産物輸出獎勵・道水産會事業の獎勵補助・水産製品販路擴張・水産業に関する各種仲介斡旋・機關新聞の發刊等で、本府は之に對し補助金を交付して事業を助成してゐる。尙本會に於ては別項に掲ぐる如く昭和十三年度より水難漁船救濟事業を創始し、益々其の機能の發揚に努めつゝある。漁業組合は一定の地區内に居住する漁業者又は一部の漁業者を以て組織し、組合員をして漁業を爲さしむる爲漁業權を取得し、又は其の貸付を受けて組合員の漁業又は之に關する經營若は救濟に必要な共同の施設を爲すもので、昭和十七年七月末現在の組合數は二百四に達し、殆んど全鮮沿岸に其の普及を見た。爾來本府及道は之に對し設立、並に役員給料各種共同施設及漁家更生の指導等に要する經費を補助して、益

益漁業組合の助成に努め之が發達を促進してゐる。次に昭和五年施行の朝鮮漁業令に依り、水産團體の體系的整備を見た漁業組合聯合會は、道の區域に依り其の道内の漁業組合を會員として之を組織し、所屬漁業組合の目的を達成せしむる爲必要な施設を爲し、又は所屬漁業組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とし、現在沿岸十二道全部に設立されてゐる。その役員給料に對しては國庫より補助を爲してゐる。尙此の外昭和十二年設立された社團法人朝鮮漁業組合中央會は、其の會員たる漁業組合及同聯合會の發達並に事業上の連絡を圖るを以て目的とし、從來地域の關係に因り受けつゝあつた事業上の不利不便を漸次解消し、益々將來の活躍を期してゐる。水産組合は一定の地區内に居住する漁業者又は水産物の製造・取引若は保管を營業する者を以て組織するもので、其の目的は當該水産業の改良發達を圖り營業上の弊害の矯正にある。現在の組合數は二十四に達してゐる。水産組合聯合會は水産組合の聯合機關で、所屬水産組合の目的を達成せしむる爲必要な施設を爲し、又は所屬水産組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とし、現在は咸北・咸南・江原三道の鰯油肥製造業水産組合を會員とする朝鮮鰯油肥製造業水産組合聯合會が設立されてゐるのみである。

ハ、**水産業の指導獎勵** 水産業者に對する直接の指導獎勵は主として地方廳が之に當つてゐるが、特に優良漁船の建造普及に關しては昭和元年度から、貝藻類の増殖獎勵に關しては同二年度から道費に對して國庫補助を行つてゐる。漁獲物の處理改善に關しては製氷工場・貯水庫建設を獎勵し、處理用水の普及を圖る爲、昭和二年度から同六年度迄當業者に直接國庫補助を行ひ以て之を獎勵した。又從來

漁業用油の輸入に付ては免税の特典が與へられてゐたが、昭和十二年度よりは國策上之を廢止せらるゝことゝなつた爲、漁業者の負擔は急激な加重を免れなくなつた。そこで業者の漁業經營費低減を期する施設として、同年度より十箇年計畫を以て大型燒球機關の「ヂーゼル」化補助、小型燒球機關優良化補助、輕油機關の重油機關化補助、機關士養成費補助（朝鮮水産會に對し爲す）、燃料油貯藏設備費補助、製氷冷蔵設備費補助、漁船改装費補助、指導員設置費補助（道職員設置費に對し爲す）等を實施したが、昭和十三年度よりは更に本事業の完璧を期する爲、重油運搬船建造費補助、漁獲物運搬船建造費補助、冷凍工場設置費補助、漁船修理工場設置費補助、水産團體販賣購買事業改善施設費補助等を追加し業者の負擔輕減を圖つて來たが、支那事變の進展、大東亞戰爭の勃發により是等補助事業の全般に再検討を加ふるの必要を生じ、昭和十七年度より五箇年計畫を以て前記補助事業の内大型燒球機關の「ヂーゼル」化補助、小型燒球機關優良化補助、輕油機關の重油機關化補助、燃料油貯藏設備費補助及漁船改装費補助の五項目を中止し、同時に漁業用機關修理巡回技術員設置費補助（朝鮮水産會に對し爲す）を新設實施することゝなつた。

ニ、漁船避難港修築補助 沿岸には大小の港灣三百餘があり、漁民は常に之等を漁港として使用してゐるが、其の多くは天然の儘に放任されて、何等風浪遮屏の設備がないので、本府では漸次港灣の調査を遂げ、年々工事費を補助して修築せしめ漁港の完成を期してゐる。

ホ、水産製品検査 水産製品の産額増加するに従つて、輸移出額も亦累年其の數量を増し、昭和十七年

に於ては検査合格數四百七十九萬餘箇、二億三千八百餘萬斤、八百餘萬束、三十八萬餘打、價格八千五百餘萬圓に達した。水産製品の品質改善に付ては大正七年五月水産製品検査規則を發布し、同年七月一日から重要輸移出品に對し検査を實施して粗悪品の輸移出を防止したるを初めとし、其の後検査規則の改正検査品目の追加等を行つたが、爾來年を逐うて品質著しく改善せられ、内外市場に於て鮮産水産製品の聲價を發揚し、商取引上顯著なる効果を擧げるに至つた。検査は從來税關で行はれたが昭和十二年四月一日朝鮮總督府水産製品検査所が創設されて之を掌ることとなり、京城に本所を置き地方に支所及出張所を設け、更に必要なる所には一定期間臨時検査所を開設することになつて居る。現在支所は清津・元山・釜山・仁川の四箇所、出張所は雄基・洛山・漁大津・城津・遮湖・群仙・新浦・庫底・長箭・東草・注文津・三陟・竹邊・厚浦・浦項・九龍浦・甘浦・統營・麗水・莞島・木浦・濟州・鎮南浦・新義州の二十四箇所と西水羅・丑山・鬱陵島・群山・海州・龍湖島の臨時出張所六箇所である。

へ、**水難漁船救濟事業** 朝鮮に於ける漁船數は約五萬餘隻を算し、過去十年間（自昭和二年至同十一年）の統計に依れば遭難漁船は一箇年平均二千餘隻に上り、漁船總數の約五分に相當する。此の内全損漁船のみに付て之を見るに隻數一千三百餘、金額三十八萬圓に達する状態で、之等遭難漁船に對しては其の都度國費又は道費の支出等に依つて應急的救濟の措置が講ぜられて來たのであるが、災害が恒久的に繰返される爲業者の大多數を占める中小漁家の疲弊困憊甚だしく、半島水産業發展の一大障害を

爲してゐるので、調査研究を重ねた結果、其の恒久的對策を樹立し、之が實行を朝鮮水産會の共同經營に移し、昭和十三年より事業を開始した。

本施設に依り業者は不時の災厄の場合、當該漁船（但し不可抗力に因り全損となりたる場合）の時價に對する三分の二の救濟金を交付せられ、速に之が復舊の實を舉揚することが出來、常に生業に安んじ得ることとなつた。尙本事業は漁船の使用より極めて低廉な保険料の醸金（船價に對する百分の一程度）を爲さしむる外、國費及道費よりも相當の助成金を交付してゐる。

水産試験及調査

水族の種類・分布状態及習性等を調査して其の有望なるものゝ漁法、漁獲物の處理及蕃殖保護方法を研究し、遺利の開發と斯業の發達に資する目的を以て、本府は大正元年度以降九年度迄水産調査及各種試験を行ひ相當成績を收めたのであるが、更に學術的基礎の上に立ち徹底的に試験調査を行つて、斯業の發展を期する爲、釜山府牧之島に國費に依る水産試験場を設置し、同十一年度より其の事業を遂行してゐる。更に昭和十一年度からは清津に北鮮支場を設けて主としていわしの處理に關する試験事業に従事してゐる。尙昭和十六年度水産試験場及び支場に於ける試験調査事項の概要は左の如くである。

一、漁撈部

- 1 めんたい漁業試験 本試験は朝鮮東海岸の未開漁場を探查して新漁場の發見に努め、適種漁具・

漁法の試験を行つてめんたいの増産を圖るもので、既に東岸一帯に亙りめんたいの發生並に成魚生活状態、回游及調査区域の海底形質等を明かにし、更に新漁場に當業者を進出せしめてその開發に努め、尙漁況豫測方法に付研究を行つてゐる。

2 まいわし漁業試験 東海岸に於けるまいわしに付ては、關係各道水産試験場と連絡して其の回游状態其の他に付試験調査をなし、更に沖取漁法の完成を目的に其の漁具漁法の試験を行つてゐる。

3 西海岸沖合漁業試験 濟州島から鴨綠江口に至る西海岸沖合一帯の海區に於てあじ・さば・ぐち等の重要魚類の分布、回游並に漁況と海況の關係を調査し、併せて漁場の生産力・漁期・適種漁具漁法に關する事項を究明して漁業者を指導し、西海岸に於ける本漁業の開拓に資せんとする。

4 漁船試験 沖合漁船の標準型選定に關する試験及び漁船改良に關する講習・講話を行つて優良漁船の普及に努め、更に朝鮮水産會の漁船改善事業に對し技術上の指導を行ひつゝある。

二、製 造 部

1 まいわしの處理に關する試験 まいわしに關し之が處理方法の改善、利用範圍の擴大につき各種の試験を行ひつゝある。

2 輸出好望品の製造に關する試験 主として輸出向新罐詰の創製を目的として各種の試験を行つてゐる。

3 朝鮮海苔の生理に關する試験 朝鮮における海苔養殖業の健實な發展に資せんがため、その生理

につき研究するものである。

4 寒天製造に關する試験 寒天は我國の特産物とも稱すべき重要輸出品であるから時局下特に力を
注ぎ「寒天原料てんぐさ並製品寒天の検査に關する試験」、「細寒天の製造に關する試験」、等の外
「てんぐさの生理に關する研究」をなすしある。

5 代用國產品の製造に關する試験 之は海外よりの輸入に依存しつゝある輸入品につき國產品を以
てこれに代へんとする爲の諸試験であつて「ゼラチンの製造に關する試験」、「鰹油を原料とする潤
滑油の製造に關する試験」、「カゼイン代用品の製造に關する試験」、「水産皮革の製造に關する試験」
を實施中である。

6 其他の試験 「漁網の防腐染料及び保存に關する試験」、「しゆもくざめ肝油製造に關する試験」
等がある。

三、養殖部

1 重要水産生物の生物學的基礎調査及研究 魚類・頭足類・腹足類・瓣鰓類・鰻類・海膽類・海星
類等の各々につき種の査定、分布調査、生態及習性の研究、生活史の研究等、夫々につき調査研究
しつゝある。

2 重要水域における水産生物の群聚生態學的研究 「洛東江河口附近における各種魚類幼期の發育去
來を主とする調査及研究」、「鎮海灣内外における各種魚類の産卵蕃殖を主とする調査及研究」を實

施中。

3 朝鮮産魚類研究報告の取纏及刊行 朝鮮産全魚類に就ての研究成果を刊行するもので、その第一卷（朝鮮魚類誌第一冊）の刊行を了し、第二卷の取纏中である。

4 沿岸養殖並に増殖に關する試験及研究 「二枚貝の浮游幼期及底棲初期に關する研究」、「あかがひ養殖試験及研究」等。

5 干潟地利用に關する試験 「あさりの生理に關する試験」、「かきの生理に關する試験」、「しじみの生理に關する試験」等。

6 蕃殖保護に關する調査 蕃殖保護に最も直接の關係ある生殖時鐘、蕃殖に關する習性、生殖可能なる成體としての最小の大きさ、及びこれに達するに要する年月等を調査研究するもので、目下かきしじみ、あみかはひら類及たこ類につき實施中。

7 水産製品の原料の生物學的鑑定に關する研究 「蝦類製品の種類鑑定」、「切身鹽藏魚の種類鑑定」

8 淡水養殖に關する事業及試験 「淡水養殖試験」、「養殖用稚魚及卵の配付」、「淡水養殖に關する講習及指導」、「淡水活魚の輸送に關する試験」。

四、海洋調査部

1 沿岸定地海洋觀測 鮮内各道水産試驗場の外、各地の燈臺、水産學校等（現在全鮮四十個所）にて表面水溫、水比重並氣象の觀測を實施し、其の成績を取纏め、月々發行の「朝鮮近海々洋圖」に

輯録發表する。

- 2 定線横斷海洋觀測 全鮮各道水産試驗場の連絡調査により、朝鮮近海々況推移の状態を知り漁況との關係を明らかにする爲毎月一回實施し、其の成績はこれを月々海洋圖に輯録發表す。
- 3 海潮流の觀測 「表面海流調査」(各道水産試驗場と連絡して行ふ海流瓶調査)、「潮流計による觀測調査」。
- 4 重要魚類の回游調査 「標識魚放流」を實施してゐる。
- 5 まいわし資源に關する海洋生物學的基本調査 「産卵に關する海洋生物學的調査」、「回游に關する海洋生物學的調査」、「食性に關する調査」、「漁場其他の海況調査」、「年級に關する調査」。
- 6 其他「海水の化學成分に關する調査」、「漁況調査」、「朝鮮近海々洋圖の刊行」等。

五、北 鮮 支 場

- 1 罐詰の製造に關する試験 「ペツパーサーヂンの製造並に輸出試験」、「フィッシュボール罐詰の製造に關する試験」、「鯖油漬罐詰製造試験」。
- 2 搾粕の製造に關する試験 「煮熟方法に關する試験」、「壓搾方法並に壓搾機の改良考案に關する試験」、「油水分離に關す試験」、「搾粕の乾燥に關する試験」。
- 3 鱈ミールの製造に關する試験 「搾粕粉碎機に關する試験」、「鱈ミールの變質防止に關する試験」、「鱈ミールの製造指導」。

- 4 食用ミールの製造に關する試験。
- 5 抽出油の利用に關する試験。
- 6 脱脂ミールよりアミノ酸の製造に關する試験。
- 7 鹽藏鱻の製造に關する試験。
- 8 ビタミン資源の探究に關する試験。
- 9 朝鮮産まいわしの生化學的研究。

水産業の改良

水産業の改良方策は主として漁船・漁具及漁法の改良、殊に東海岸のまいわし巾著網漁業及南鮮のさば巾著漁業に於ける飛行機に依る科學的搜查の充實、漁港の完備、漁業者の知識技能の養成、水産に關する調査試験の施行、水産物の處理加工業の普及發達、販賣方法の改善並に販路の擴張、水産物の人工増殖獎勵需給の調節及産額の増進、内鮮人漁業者間の統一融和、水産會又は漁業組合の設立、漁業者の副業及勤儉貯蓄の獎勵等である。

一、漁業 漁船・漁具及漁法の改良普及に關しては、指導獎勵の結果、朝鮮人漁業者で優良な内地式漁具漁法に依るもの近年著しく増加し、就中一本釣、延繩等の釣漁業最も發達し、地曳網・流網・鮫鱈網等の網漁業之に次ぎ、又大敷網巾著網・揚繰網・小臺網等を經營する者も漸次其の數を増した。内

地型漁船の普及も漁具漁法の改良と共に近來著しく、其の隻數も年々増加の傾向を示して居る。

二、水産増殖 水産増殖の獎勵に關しては、廣汎な干潟淺海の開拓に資する爲、かき・あさり・はまぐり及びてんぐさの増殖事業の獎勵を爲すの外淡水魚の増殖を圖る爲種苗の配布・放流を行ひ、現在最も發達してゐるのは全羅南道・慶尙南道・黃海道及忠清南道管内に於けるのり養殖で、之に次ぐものは南鮮・西鮮地方及咸鏡南道永興灣のかき増殖であつて、内水面の増殖事業も漸次諸施設を増大し逐次その成績を擧げつゝある。昭和十七年に於ける養殖面積は五萬八千餘町歩に達し、其の收穫高は二千五十餘萬圓に上つてゐる。

三、水産製造業 從來朝鮮に於ける製造業は素乾めんたいを除いては規模小さく産額も僅少、素乾・鹽乾・鹽藏・鹽辛等専ら鮮内向として而も品質粗雑であつたが、近年魚獲物の増加と共に其の製造利用方法等に付極力指導せる爲、製品の種類産額は逐年増加し、各種罐詰類・魚粉・魚油・各種製品・鹽藏品等の製造高は昭和十七年に於て一億四千六百三十四萬圓に達した。此中最も大なるは朝鮮東海岸に饒産する大羽いわしを原料とする罐詰・鹽藏いわし・いわし魚粉・いわし搾粕・いわし油等で、此等水産物は水産製品検査の徹底と共に品質は改善統一され、尙廣く内外地に販路を得るに至り朝鮮の外國貿易上重要な位置を占めてゐる。

四、内地漁民の通漁 内地漁民の通漁は併合後著しく發展し、其の漁場區域は朝鮮全沿海に亙り、毎年春季より秋季に至るまで盛んであつて、朝鮮漁業の開発に幾多の貢獻を爲し來つたのであるが、今日

に於ては既に朝鮮居住漁業者さへ沖合及遠洋に進出すべき機運に至つた爲、特殊のものを除いては朝鮮沿岸に通漁するものは著しく減少しつつある。

五、水産業の指導獎勵に關する技術員配置 併合當時に於ては本府技術員以外は各道に一名乃至二名の技術員を配置したに過ぎなかつたのであるが、爾來本府及地方廳とも之を増員して夫々水産に關する各種の調査試験及指導獎勵に當つてゐる。

六、水産教育 水産の開発は漁業者の知識技能に負ふ所少くないので、從來之が啓發上本府及地方廳の實地指導の外、道費に依る水産學校の設置又は漁業傳習講習に依り、優良な當業者の養成に努めて來た。現在水産學校の中等程度のものとしては咸鏡北道の清津公立水産學校・慶尙南道の統營公立水産學校・南海公立水産實習學校、全羅南道の麗水公立水産學校・平安北道の龍岩浦公立水産學校・黃海道龍湖島公立水産實習學校の六校があり、専門學校程度のものとしては釜山高等水産學校が昭和十六年度から開校せられた。又水産傳習講習は道に依つて其の方法を異にするが、大體一定期間講習生を講習船に乗組ましめ、實地に就いて其の漁具の使用及漁法を授け、製造傳習講習に付ては一定期間傳習地を定め又は巡迴的に之を行ふものであつて、此等の修了生に對しては成るべく共同して水産業を經營せしめる方針を採り、修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船漁具の購入補助金を交付して其の技能を發揮せしむるに努め、漁村の中堅たらしめんことを期してゐる。

六 鑛 業

朝鮮は諸種の鑛物に富み、且つ鑛業の起源も遠きに拘らず、其の事業には殆んど見るべきものがなかつた。是に於て本府は大正四年朝鮮鑛業令を制定同五年四月より之を施行、同時に朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登録規則を施行して、外國人の鑛業權享有を禁じ、新に重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ、鑛業權を物權として不動産に關する規則を準用し、鑛業上必要なる土地の使用及收用に付、收用令中の規定を準用する等鑛業權の保障を確實にし、以て益々鑛業の發達を促進せしめ、其の後更に數次の改正を加へて今日に及んだ。處が近年國內の經濟情勢に鑑み政府は國策として産金の増加政府集中を圖るに至つたので、朝鮮に於てもこれに順應して昭和十二年九月朝鮮産金令を公布したが時局の急速なる進展は鑛業行政の根本方針を變更するに至り、從來の産金第一主義に取つて代り各種重要鑛物の積極的増産を要請せらるゝに至つた、即ち昭和十三年五月には朝鮮重要鑛物増産令を公布し、更に昭和十八年八月に同令を全面的に改正し、各種の獎勵方法と相俟つて銳意其の増産に努めてゐる。

鑛 業 の 概 況

鑛業出願件數は大正元年中六百三十三件を算し、爾後年々増加して同六年中の出願は實に六千八百八十九件に上つたが、歐洲大戰後經濟界の變調に伴ひ漸次減少の傾向を示した。然るに昭和六年十二月の金

鑛業

輸出禁止を一轉期として金鑛業は異常なる發展を來し、再び出願増加の趨勢を見るに至り、昭和七年中の出願件数は三千二百四件を算し、昭和十年には一躍一萬百五十三件に増加した。昭和十一年には一時六千五百件に激減したが、翌十二年には八千百十六件、昭和十三年には一萬五千七百二十一件となり、昭和十四年には一萬六千四百十一件の多きを示すに至りたるが昭和十五年には一萬五百四十八件となり昭和十六年には六千二百四十三件、昭和十七年には四千七百〇六件と漸時減少するに至つた

昭和十七年末現在の許可鑛區は次表に示す如く一萬一千六百八十三鑛區であつて前年末に比し八百十四鑛區の減少を示したが、之は金鑛業全盛期より重要鑛物への轉換に依るものである

昭和十六年——十七年末現在鑛種別許可鑛區數

鑛種名	昭和十六年末現在鑛區數		昭和十七年末現在鑛區數	
	昭和十六年末現在鑛區數	昭和十七年末現在鑛區數	昭和十六年末現在鑛區數	昭和十七年末現在鑛區數
金鑛	六、四五五	六、〇七五		
銅鑛	一五	一五		
安質母尼鑛	一	一		
硫化鐵鑛	四〇	四〇		
滿俺鑛	三	一七		
タングステン鑛	一五〇	一五六		
水鉛鑛	四	五		
タングステン水鉛鑛	七〇	七〇		
蠟石	五	五		
明礬石			一〇	一〇
重晶石			三七	元
螢石			一一	一八
燐石			二	八
矽砂			八二	八三
金・銀・銅・鉛・亞鉛			三、四五〇	三、〇三三
其他鑛			四〇四	四〇六
水銀鑛			一三	一三
亞鉛鑛				一

鑛業

石	雲	石	高	硅	砂	蠟						
	炭	母	嶺	土	砂	石						
三〇二	七〇	七〇	一	三三	二七三	三三						
二八八	七〇	三	四	三六	二〇一	三三						
明礬石	螢石	重晶石	マグネサイト	一切鑛物	計							
一	七	二	四	二	七、二五四							
一	七	三	四	二	六、七九一							

備考 多種類鑛區中稼行のものは主たる目的を有する鑛種に計上せり。

鑛業の助長施設

一、鑛床及地質調査 本府に於ては從來未知の鑛床の性状を概査し、以て其の鑛業的價值を窺知すると共に鑛業行政の參考に供し、他方企業家の調査の便宜を計る目的を以て明治四十四年度以降鑛床調査を行ひ、大正六年度を以て各道の概査を終へた。同七年度には鑛床調査の組織を變更して地質調査所を設置し、事業準備に着手すると共に地質の調査を開始し、調査済の地方に對しては其の地質圖及報告書を編纂刊行し各方面の參考に供して居る。

二、鑛物の調査及試験

イ、選鑛製鍊試験 大正十一年度に於て京城府鷲梁津に燃料選鑛研究所を新設し、朝鮮の鑛山に適應する鑛石の處理方法を研究して主要鑛物の實收率を高め、又從來顧みられなかつた貧鑛の經濟的處

理方法を考究し、鑛利の保全、操業の進捗を圖り以て鑛業の開發に資しつゝある。

ロ、炭田調査及石炭試験 右燃料選鑛研究所に炭田調査係及石炭試験係を併置し先づ石炭賦存量及鑛床の狀況を明かにし、其の經濟的利用法に付試験研究を施行し、以て燃料供給策の樹立に資すると共に燃料給源の開發に努めつゝあつたが、石炭試験に付ては褐炭の低溫乾餾、無煙炭の微粉燃焼には所期の試験を完了し、炭田調査も概ね所期の目的を達し得たので、現在では専ら家庭燃料及石炭性能試験に主力を注いでゐる。

ハ、特殊鑛物調査 鉛・錫・安質母尼・水銀・亞鉛・格魯謨・滿俺・タンダステン・水鉛・ニッケル・コバルト・燐鑛・白金・雲母・石綿鱗狀黒鉛及螢石等我國不足鑛物資源及銅・鐵・硫化鐵等特に必要と認むる鑛物資源に付鑛石の種類及成分・埋藏量・採掘可能量等を調査闡明し、之が開發促進の爲昭和十一年度より特殊鑛物調査を開始し既に其の大部分の鑛床調査を完了して居る。

三、製鐵業獎勵 製鐵業獎勵法の廢止に伴ひ、昭和十二年九月製鐵事業法の一部を施行し、從來の通り所得税、營業税の免除を爲す外製鐵事業法の規定に依り内地と同様の保護獎勵を加へてゐる。

四、探鑛獎勵 從來金鑛業開發の促進又は産金の増加を圖る爲、將來有望と認められる金鑛山又は砂金鑛區で探鑛坑道を掘進し又は試錐調査を行ふ者に對し、補助金を交付して金鑛業の發展を促したが、尙國勢の現況に鑑み金以外の重要地下資源の開發も刻下の急務であるから、昭和十二年五月金探鑛獎勵補助規則を改正し、その他銅・鉛・硫化鐵・タンダステン・水鉛等の二十一特殊鑛物にも探鑛

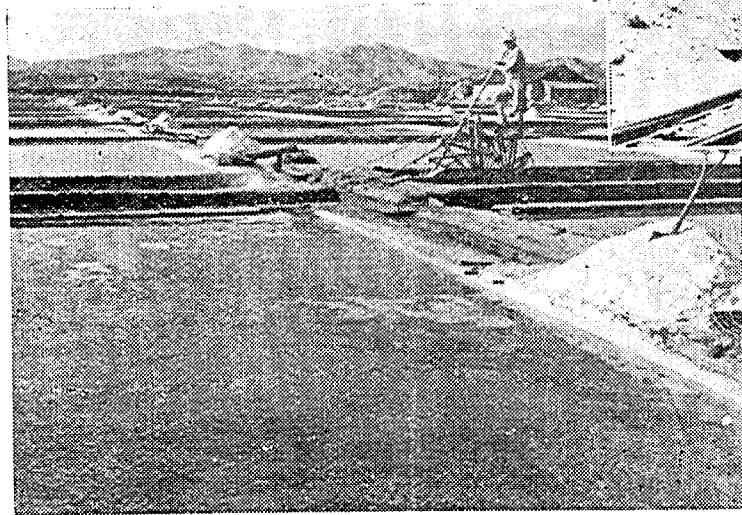
獎勵補助金を交付して銳意其の開發助長に努めてゐる。

五、鑛業設備獎勵 産金獎勵の施設として昭和十二年八月金鑛業設備獎勵金交付規則を制定し、鑿岩機設備又は選鑛設備を爲さんとするものに對して補助金を交付することとしたが、其後金鑛以外の銅・鉛・亜鉛・硫化鐵・タングステン・水鉛及ニッケル其の他十六の重要鑛物に對しても叙上の設備に對し補助金を交付することとした。

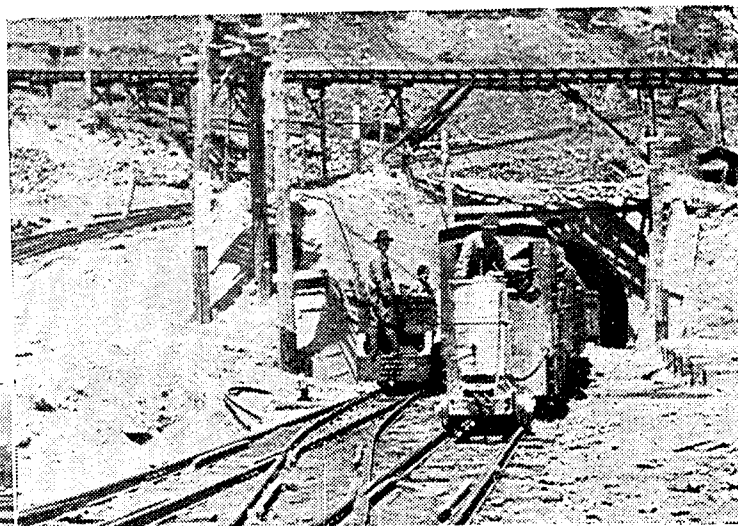
六、石炭増産施設獎勵 石炭の増産獎勵施設として昭和十五年十一月石炭増産施設獎勵金交付規則を制定し、前年又は前年に比し増産したるものに對し増産獎勵金を、新に開坑したるものに對し新坑開發助成金を、生産條件不利の炭鑛に生産補償金を交付し刻下の經營難を緩和し以て石炭の増産確保を期してゐる。

主 要 鑛 物

イ、金 世界情勢の急變に伴ひ昭和十八年度に於て金山の大部分は整備さるゝに至つたが、朝鮮に於ける金鑛床は平安北道・咸鏡南道・江原道に最も廣く分布し、次で慶尙北道・忠清南道・平安南道・忠清北道・黃海道・京畿道・全羅北道・慶尙南道・全羅南道・咸鏡北道の順に極めて廣汎に分布して居る、金産額は平安北道・平安南道・黃海道・忠清南道・咸鏡南道・慶尙北道忠清北道・全羅南道・江原道・京畿道・全羅北道・慶尙南道・咸鏡北道の順である。砂金は京畿道・全羅南道・忠清南道・全



鹽 山



鏡 山 開 發

羅北道・平安南道・平安北道・忠清北道の順に分布し、全羅北道・忠清南道・平安南道及平安北道がその主産地である。

ロ、鐵 朝鮮には鐵鑛産の賦存が豊富であつて、赤鐵鑛を産するものに咸鏡南道利原鐵山・平安南道壽鑛山等があり、赤褐兩鐵鑛の混合したものに平安南道价川及黃海道載寧・銀龍・下聖・兼二浦等の鐵山があり、磁鐵鑛を産するものに咸鏡北道茂山、咸南端川、江原道襄陽、三和等の鐵山がある、其の産額は、昭和十一年には六十三萬餘噸を産出し、内三十九萬噸は兼二浦製鐵所に送鑛し二十四萬噸を内地へ移出した。鐵山の内主なるものは茂山鐵山であつて其の平均品位は三十八%程度の貧鑛であるが、彬大なる埋藏量を有するものと推定せられ、優に南滿洲鞍山鑛床に匹敵し、且純粹の磁鐵鑛のみであること及鑛粒の大なること等は選鑛容易にして稼行に際して鞍山よりも有利であると稱せられ、目下着々開發中である。江原道襄陽郡、同三陟郡の磁鐵鑛床は目下開發に着手し設備も完成し本格的出鑛を見つゝまる。

ハ、石炭 朝鮮には褐炭と無煙炭の二種を産出し、褐炭は咸鏡北道吉州・明川・鏡城炭田・會寧地方の會寧炭田及雄基・訓戎間の鐵道に沿ふて散在する慶源・慶興炭田等を包括する所謂咸北炭田最も賦存量多く其の他平安南道安州、黃海道鳳山、慶尙南道慶州の各炭田があり總理藏量四億萬噸と推定せられる。用途としては鐵道用、各種工場用、船舶用等に消費せられ又白煙で、火持良き爲、家庭燃料として各都市に歡迎せられてゐる。又この褐炭は人造石油工業の原料に適してゐる爲、日本窒素肥料會

社に於ては昭和七年八月咸鏡北道明川郡永安に此等の石炭を處理する低溫乾餾工場を建設、重油其他パラフィン・メタノール・ペークライト等を産出しつゝある。更に朝鮮人造石油株式會社は昭和十一年咸鏡北道阿吾地炭田に水素添加による直接液化工場を建設し其の製品を市販しつゝある。無煙炭は褐炭に比し更に廣範圍に埋藏され、全埋藏量約十三億五千萬噸と稱せられてゐる。而して目下稼行中のものは平壤・三陟・文川・高原・寧越・和順・平南北部・聞慶の炭田がその主なるもので此等の外にも小規模のもの數箇所がある。主として鮮内及内地の各種工業並に家庭用に供せられてゐるが、此内寧越炭田は朝鮮電力株式會社が寧越邑に火力發電所を建設し、其の燃料として開發し、又三陟開發株式會社が内地の發電燃料及地元の石灰窒素、セメント其他工業用炭として大規模の採炭設備をなし内地及鮮内の需要に應じつゝある。鮮内にては微粉炭燃焼装置を有する工場汽罐用炭に使用せられ火力發電燃料として重要視せられるに至つた。其の他マセック煉炭として機關車用に、又各種煉炭原料としても相當の需要があるが、各種化學工業の原料、還元劑のコークス代用としての需要多く、最近に於ては人造石油工業の發達に依り無煙炭も瓦斯合成法に依る液化原料として考究されてゐる。

ニ、黒鉛。鱗狀と土狀の二種あつて、鱗狀黒鉛は平安北道・咸鏡北道を、土狀黒鉛は慶尙北道・咸鏡南道を主要産地とし品質共に良好である。鱗狀黒鉛の主要産地は(一)咸鏡北道城津地方(城津・新興等の各鑛山等)、(二)平安北道江界地方(大馬々・江界・成章洞・城干孟洞・勝榮・時中等の各鑛山)、(三)平安北道楚山郡地方(市東・楸谷・車嶺等の各鑛山)であり、就中江界地方が最も重要な産地で

ある。之等諸鑛山より産出せらるるものは坩堝或は電極其他のカーボン原料として用ひられる。猶平安北道には伏木・元玉・碧潼等の著名な鑛山もあり、従つて鱗狀黒鉛の産額は漸次國內需要に對する自給の目標に接近しつつある。土狀黒鉛鑛山は山野月明(忠北)・小宮(忠北)・咸昌(慶北)・馬老(忠北)永興・長興(咸南)・价川第一・价川第二(平南)等が最も著名であり、電化工業用として、殆ど悉くを國內に供給してゐる。

ホ、タングステン鑛。現在稼行中の主なるものは小林百年・箕州・中川青陽・鯨水・順鏡山・上東・平安・内金剛等の鑛山で江原道金剛山附近、寧越郡、平安北道昌城郡、平安南道陽徳郡陽徳附近、寧遠郡、咸鏡南道長津郡、忠清北道忠州郡、堤川郡、黃海道谷山郡、忠清南道青陽郡等が主要産地であり、其の他諸所に數多發見せられてゐる。

ヘ、水鉛鑛。水鉛鑛の主なるものは、全羅北道の長水鑛山・江原道の金剛鑛山・忠清北道の忠州重石鑛山・大華鑛山・慶尙北道の龍鳳水鉛鑛山等であり、其他新鑛床諸所に發見せられて居る。

ト、マグネサイト。は咸鏡北道吉州郡、咸鏡南道端川郡に大量賦存し、前者には、南溪・白岩、後者には北斗の稼行鑛山があり、更に端川郡下には鑛量三十億噸と推算される一大鑛床が發見せられ、龍陽鑛山として目下鋭意開發の準備中である。

チ、螢石。は咸南・江原・忠北・全北・黃海・平南・京畿の諸道に分布し、時局の影響に依り急速にその開發を遂げ稼行鑛山も頗る多きに達して居る。主なる鑛床の賦存地は江原道金化・春川・楊口・華

川・淮陽の諸郡、忠北永同・堤川郡、全北錦山郡、黃海載寧・平山の兩郡、平南大同郡・京畿道抱川郡である。

リ、雲母・咸鏡北道・平安北道・咸鏡南道等の各所に分布して居る。其の主なるものは咸鏡北道林洞鑛山・砲手鑛山、平安北道芦田洞鑛山等で其の産額の全部は朝鮮雲母開發販賣株式會社の手を経て内地に移出してゐる。

ヌ、明礬石はアルミニウム原料鑛物として重要なものであるが、全羅南道・慶尙南道に多量賦存し其の主要鑛床は全羅南道憤川鑛山・加沙島鑛山・玉埋山鑛山等である。

ル、燐鑛 咸南端川郡南斗日面、咸北城津郡鶴西面、平北龍川郡加次島・平南平原郡永柔面に於て有望なる燐灰石鑛床が発見され南斗日面の新豊燐山、平原郡永柔面の永柔鑛山は着々生産の實績をあげて居る。

チ、ニツケル鑛 江原道伊川郡板橋面・咸南咸州郡德山面・慶北星州郡草田面其他各地に最近発見せられ、目下急速開發が進められてゐる。

ワ、コバルト鑛 慶北慶山郡押梁面・咸北會寧郡八乙面・慶南咸安郡餘航面其他各地に発見せれつゝありて鑛量相當豊富なるものもあり、目下開發準備中なるが慶北慶山郡報國コバルト鑛山に既にパイ

スの製造に成功せり。
カ、滿俺鑛 主要なるものは慶北奉化郡小川面・江原道金化郡遠南面等に在り各鑛山共増産に努力中なり。

七 工 業

概 況

朝鮮の工業は併合當時纔に襪業・窯業・製紙業・皮革業・醸造業・金屬工業等の家内工業又は小規模工場工業あるのみで、産額も少く製品も亦頗る粗悪、日常必需品の多くは之を輸入に俟つ状態であつた。本府は施政以來銳意之が改善と發達に努めた結果、之等在來工業品の品質は漸く改善せられ、産額も亦増加し、朝鮮人の工業に關する知識も亦啓發せられて工場經營を試むる者増加し、且内地資本家の朝鮮進出を爲す者多きを加へ、紡織・製絲・製鐵・バルブ・硬質陶器・セメント・製粉・麥酒・製油・硫安・硬化油・金屬精鍊・石炭液化・石油精製等各種の大規模工場が續々その設立を見た。殊に滿洲國の建國、日滿新交通路の開通以來滿蒙に對する經濟進出上朝鮮の地位有利なる爲、或は朝鮮に於ける各種工業資源の開發に着目して、各種の事業を目論むもの益々増加の傾向にある。昭和十六年に於ける工場生産額は約十七億二千萬圓にして其の内譯を示せば左の如くである。

業 種 別 工 場 生 産 額 (昭和十六年)

金 屬 工 業	一三七、八八二
機 械 器 具 工 業	一一〇、六二九

工 業

工業

化學工業	五〇二、九〇四
窯及土石工業	六八、一六三
紡織工業	二八二、〇八九
製材及木製品工業	一〇九、四三八
食料品工業	四三八、三一四
印刷製本工業	二四、九九五
其他ノ工業	四七、八〇六
計	一、七二二、二二五

家内工業

一、機業 機業は朝鮮農家に於ける最も重要な副業である。

イ、木棉織物 朝鮮に於ける綿布の家内工業に依る生産額は昭和十七年一千百萬圓、此等は農家婦女子が自家使用を目的に棉花を手紡し、主として居坐機にて製織する手織白木棉の粗なるものである。

ロ、麻織物 在來の麻布は苧布と大麻布であつて、夏の衣料・喪服・帆・袋及雜用に用ひられる。苧布の生産地は忠清南道・全羅南北道・慶尙南道であつて、大麻布は慶尙南北兩道・平安北道・江原道・咸鏡南道等に産し、孰も手紡麻布にして農家の副業として主要なるものである。昭和十七年に於ける家内工業生産のものは一千萬圓に達する。

ハ、絹織物 慶北・平南・咸南・全南・平北を主産地とする。多くは明紬と稱する平絹の類であつて、慶尙北道尙州、平安南道成川・徳川、平安北道泰川・寧邊・熙川、咸鏡南道永興等の紬が最も有名である。昭和十七年の家内工業産額一千二百百萬圓に達する。

二、陶磁器製造業 高麗時代隆盛を極めた朝鮮の陶磁器業も、李朝末期には殆んど見るべきものがなかつたが、當局の指導奨励に依り、近時漸く復興を見、又朝鮮は到る處陶磁器原料頗る豊富なので、斯業の將來は極めて有望である。昭和十五年中の家内工業生産に係るもの二百六十萬圓、製品の多くは家具及食器類の日用品である。

三、朝鮮紙製造業 朝鮮紙は有望なる家内工業品の一であつて、楮を主原料とする手抄紙である。在來の抄紙法は方法、器具ともに原始的且不完全にして製品も極めて粗雑であつたが、當局の指導奨励に依り近時著しく品質が改善せられた。昭和十七年に於ける産額は四百萬圓にして従來は滿洲方面に輸出せられしも現在は鮮内に於て消費せられ今後益々有望視せられてゐる。

四、酒類醸造業 朝鮮に於ける在來酒類の主なるものは藥酒、濁酒及燒酎である。

イ、藥酒 帶褐淡黄色であつて、清酒様の透明なるものもあるが、多くは多少混濁がある。一種の芳香を有し清酒より甘酸味共に強く、酒精分十二乃至十八%を含有する。原料は梗米・糯米及小麥麴である。

ロ、濁酒 梗米又は糯米・粗麴及水にて醪を仕込み、十日以内にて醸成せる白濁酒で酒精含有量少

く、酸味臭味共に強い。庶民級の飲料として需要極めて多い。

ハ、焼酎 粳米・高粱・雜穀・粗麴を原料とし、日本焼酎に比し麴子臭を有する。酒精含有量三十度内外を普通とする。

之等各種の在來酒は何れも其の製造極めて少規模であつたが、當局の指導に依り次第に大量生産に轉向しつゝある。

五、金屬工業 朝鮮に於ては古來眞鍮製食器・金盃・火鉢・便器等を使用するので、之が製作に従事

する者各處に多い。鐵器類は鍋・釜・農具を主要なるものとし、就中釜は堅牢を以て有名である。

機械類の製造は未だ盛ならず、婦人の裝飾品たる指輪・筭・簪等の銀又は眞鍮製品は各所に製作せらるゝが加工彫刻の見るべきものは少い。

六、雜工業 右の外雜工業は大體次の如くである。

イ、莞草筵及莞草スリツバ製造業 莞草は一種の三角藺で、京畿道・全羅南道及慶尙北道等に産す

る。此の表皮を以て織成せる莞草筵は朝鮮では古から使用されて居た。昭和十七年の産額百萬圓に

及び、從來之を以て造れるバスケット等の新製品及び莞草芯を以て造つたスリツバ類も多量の輸移出を見つゝありたるも時局と共に減少し殆んど見るべきものがない。莞草筵の主産地は京畿道江華

全羅南道寶城・咸平、慶尙北道金泉・軍威等であつて、莞草スリツバの産地は慶尙北道大邱附近、

全羅南道松汀里及平安北道の泰川郡である。

ロ、木竹工業 朝鮮の竹細工は概ね巧妙であつて、全羅南道潭陽・靈巖及羅州の竹器・竹櫛・簾等最も名がある。木工品は櫃・篋・篋・漆器等があり、就中慶尙南道統營地方及京城に於ける螺鈿漆器は其の雅致推賞するに足るものがある。

ハ、硝子珠製造業 忠清北道鳥致院附近の部落に盛である。製品は主に輸南向であつて更に阪神地方に送り加工せられる。

ニ、鹿子紋及刺繡加工業 何れも朝鮮に於ける低廉なる勞銀の利用を目的として興つたものであつて、鹿の子紋は慶尙北道に、刺繡は慶尙南道密陽、慶尙北道大邱等に旺であつたが漸次原材料の移入困難にて減少を見つゝある。

ホ、吹製造業 穀類・肥料等の容物として鮮内に多額の需要あるのみならず、最近輸移出せらるゝに至り今後益々有望な事業である。當局も農家の主要副業として之を奨励してゐる。昭和十五年の産額七千六百萬枚一千七百三十五萬圓に達した。

工場工業

一、製絲工業 養蠶の興隆に因り産繭高次第に増加すると共に京城・大邱・平壤・全州・光州・咸興等を首め、各地に大規模の製絲工場の設立を見た。昭和十五年工場數百二十、製絲金額二千九百九十萬圓に達し、製品の多くは輸移出向品である。

二、綿絲紡績業 鮮内の綿絲紡績業としては朝鮮紡績株式會社釜山工場、東洋紡績仁川工場及京城工場、鍾淵紡績全南工場及京城工場、京城紡績京城工場の六工場があるが、之等は何れも織布工場を兼營するものである。

三、綿織物工業 朝鮮に需要せらるゝ綿織物は粗布・細布を始め各種を合せ年額約六千百萬圓に達してゐる。此の外一部の製品は滿洲方面へ輸出されつゝある。尙昭和十七年の綿布生産高六千百萬圓中工場生産高は四千八百萬圓に達した。

主要なる工場は朝鮮紡績株式會社釜山工場、東洋紡績仁川工場及京城工場、鍾淵紡績全南工場及京城工場、京城紡績株式會社京城工場、朝鮮棉花株式會社木浦工場、株式會社松高實業場開城工場等であつて之等は殆んど粗布及細布類を生産する。尙此の外帆布漚布の生産工場として朝鮮大和紡績株式會社京城工場が近く操業の豫定である。

四、絹織物及人絹織物工業 朝鮮産絹織物の大半は從來農家副業又は小規模工場の所産であつたが最近に到り工場工業の新增設を見、今後相當に生産量を豫想せらるゝ、人絹織物にありては工場生産を主としてゐる。

然れども之等は今尙内地よりの移入に俟つものが多い。昭和十七年に於ける生産高二千八百萬餘圓に達した。

人絹の主なる工場は朝鮮織物安養工場・泰昌織物清涼里工場・京城染織株式會社京城工場・朝鮮紡績

釜山工場・旭絹織株式會社釜山工場・釜山織物・木浦織物等である。尙人絹織布工業の發達と共に染色工業の勃興を見、前記朝鮮織物・泰昌織物・朝鮮紡織・京城染織・釜山織物工場は孰れも染色設備を有し、此の外昌和工業（永登浦）株式會社柳町染工場（永登浦）、丸和工業（釜山）日鮮染工（仁川）等の専門工場がある。

五、靴下製造業 近年朝鮮人間に於ける靴下の需要急激に増加せると内地より移入困難に伴ひ、之が製造工業も發展を見つつある。現存工場は二、三を除きては孰れも中小工場に屬し平壤が其の中心地で釜山・大邱・京城等にも生産を見つゝある。

六、繰綿工業 棉花の増殖に伴ひ、繰綿工場各所に興つたが木浦は其の中心地である。昭和十五年繰綿生産高三千七百三十萬圓に達する。

七、金屬製鍊工業

イ、製鐵工業 朝鮮には褐鐵礦・赤鐵礦・磁鐵礦等優良な製鐵原料が豊富で、黃海道兼二浦に日本製鐵株式會社兼二浦工場（三菱製鐵所工場の後身）、咸北清津に同清津工場・三菱製鐵株式會社製鍊所あり、銑鐵及鋼鐵を製造してゐる。

ロ、金製鍊業 産金事業の勃興に伴ひ、各地に精鍊工場の出現を見つゝあるが、日本製鍊株式會社鎮南浦精鍊所、朝鮮製鍊業開發株式會社鎮南製鍊所、朝鮮製鍊株式會社長項精鍊所等著名である。

ハ、輕金屬工業 アルミニウム及マグネシウムは非常時局下緊要の國防資材にして之が増産は喫緊の

要務なる處朝鮮には斯種工業に必須の電力は豊富且低廉なるのみならず之が主原料たる明礬石・礬土・頁岩・霞石・マ、ネサイト・ブルーサイト等の原礬も亦多量に賦存し尙工業用水・勞務者等企業條件を具有するを以て最近内地優秀技術と有力資本の進出するもの相次ぎ斯業の前途に一段の光彩を加へつゝあり即ち今操業中のものに日窒アルミニウム工場及日本マグネシウム金屬會社の興南工場を始め西鮮に於ける朝鮮理研金屬のアルミニウム・マグネシウム工場、三菱マグネシウム工業及東洋金屬のマグネシウム工場、東洋輕金屬アルミニウム工場あり、尙建設中のものに昭和電工、住友アルミのアルミニウム工場、朝日輕金屬ありて何れも急速増産に邁進しつゝあり。更に第二次生産力擴充計畫の進行に伴ひアルミニウム・マグネシウム共に新設増設を朝鮮に計畫せるもの數社に及べり。

八、金屬製品並機械器具工業 朝鮮に於ては、從來鍛冶職の傍ら小道具の製造、諸器械の修繕を營むに過ぎず、大規模の經營を爲す者甚だ少かつたが、交通開け諸種の産業發達し、船舶・車輛・工具・機械類等の需要増加するに従ひ、鮮内にも之が製造工業勃興するに至つた。現在主なる工場は龍山工作株式會社永登浦工場・朝鮮機械製作所・朝鮮商工株式會社平壤及鎮南浦工場・朝鮮重工業株式會社・東京芝浦電氣株式會社等である。更に最近著しき傾向としては産金其他地下資源の開發に伴ひ、鑛山用機械製作工業の勃興を見るに至つたことで、其の主なる工場に朝鮮機械製作所・朝鮮製鋼所・朝鮮礬岩機製作所・關東機械製作所、北鮮製鋼所、東洋商工株式會社等がある。

九、陶磁器工業 朝鮮には到る處優良な陶磁器原料を産し、且つ日用品・土木建築用品等の陶磁器製品の需要が多いので、之等の製造工業は極めて有望なる將來を有する。現在各地に散在する工場は孰れも中小規模のものであるが、日本硬質陶器株式会社釜山工場は大規模なる設備を以て輸出向並に朝鮮人向の食器類を製造してゐる。

一〇、硝子工業 硝子工業は未だ盛ならず、然し全羅南道・黃海道等の海岸には優良な硝子原料硃砂を多量に産するので、今後斯業の發達すべき餘地は少くない。

一一、セメント工業 道路・港灣・鐵道・建築等の事業勃興と共にセメントの需要は年々増加する状態に在るが、目下鮮内には小野田セメント株式会社平壤（平南）、川内里（咸南）、朝鮮小野田セメント製造株式会社、古茂山（咸北）、三陟（江原）、朝鮮セメント株式会社海州工場及朝鮮淺野セメント株式会社鳳山工場及鴨綠江水力發電會社工場がある。

尙右の外最近朝鮮小野田セメント古茂山工場も増設中である。

一二、煉瓦工業 建築土木工業等の勃興と共に、煉瓦の需要を増し爲に有望なる工業である。現在都市附近に中小工場多く最近平壤及生氣嶺に耐火煉瓦、タイル類の製造を見るに至つた。

一三、石炭液化工業 朝鮮の褐炭は熱量乏しく貯藏中脆化する等其の儘燃料として不適であるが、低溫乾餾に依りて多量のタールを溜出し得るので、朝鮮窒素肥料株式会社は、昭和八年四月より咸鏡北道永安工場に於て低溫乾餾事業を創め、石炭を處理し揮發油・重油・パラフィン等を製造し、更に

半成コークスを利用して發電及メタノールの合成等を行つてゐる。尙成鏡北道阿吾地に石炭工業株式會社の石炭液化工場あり既に操業を開始し製品を市販しつゝある。

一四、石鹼製造業 産業の發達等に伴ひ石鹼の需要は逐年増加し、平壤・京城・釜山等に石鹼の製造を營む者多きを加へつゝある。重なる製造業者は朝鮮窒素肥料株式會社・朝鮮油脂株式會社及協同油脂株式會社及朝鮮石鹼工業組合等に依り大規模の石鹼製造を爲しつゝある。

一五、油脂製造業

イ、植物油製造業 朝鮮には荏、胡麻、棉實、米糠、蓖麻子等油脂原料に富み、且滿洲大豆を利用するの好地位にあるので、この採油事業は極めて有望である。目下大規模工場として日華油脂株式會社の木浦工場(棉實油)、朝鮮製油(製油及棉實油)、北鮮製油株式會社(大豆油)、日陞公司(大豆油)日本穀産(マゾラ油)等がある。

ロ、魚油製造業 東海岸の豊漁に依る鰯を原料とする魚油肥の製造亦盛である。年産額は約十萬噸であつて従來多く内地に移出せられたが、最近朝鮮に之を原料とする硬化油工業興るに至つた。

一六、硬化油製造業 魚油を原料とする硬化油製造業は朝鮮窒素肥料株式會社興南工場に於て昭和七年六月より開始せられたが、同社は尙硬化油の分解に依り脂肪酸及グリセリンをも製造してゐる。

昭和八年更に同一目的を以て朝鮮油脂株式會社創立せられ、昭和九年六月より操業を開始した。尙協同油脂株式會社も江原道三陟に於て昭和十三年秋より操業を開始した。

一七、護謨製造業 主としてゴム靴製造業であつて、大正八、九年以來急激に發達した。ゴム製品生産額は昭和十五年二千五百八十一萬圓に達する。尙最近頃内地より各種ゴム製品製造工場の移駐を見つゝある。即ち昭和十四年四月内地阪東系の朝鮮ゴム調帶株式會社釜山工場を設置し傳導用及運搬用ベルトの製造を開始した外同十七年四月内地日本アスベスト系の朝鮮アスベスト株式會社始興工場に於て石綿ゴムバツキン、同年六月内地福永ゴム系の朝鮮中央ゴム工業所始興工場に於て漁業用ゴム

浮子、同年八月内地日本タイヤ系朝鮮タイヤ工業株式會社永登浦工場に於て自動車タイヤチューブ及同十八年九月興亞ゴム工業株式會社釜山工場に於て自轉車タイヤチューブの製造を夫々開始した。

一八、パルプ及製紙工業 新義州に王子製紙株式會社の工場あり、鴨綠江上流の木材（タウヒ・タウシラベ・テウセンハリモミ等）を原料として包装用紙を製造する。昭和十七年の産額七百萬圓に達した。尙同社系の北鮮製紙化學工業株式會社が咸北吉州に工場を建設し、昭和十一年十一月より人絹パルプの製造を開始し、其の他機械漉和紙工場十數箇所の新設を認め近く操業の豫定

一九、硫酸アンモニヤ製造業 朝鮮窒素肥料株式會社興南工場は鴨綠江の支流赴戰江の水力に依る電力を利用し、硫安年産四十八萬噸、硫燐安十萬噸の製造能力を有し、鮮内の需要を充すのみならず内外に輸移出してゐる。此の外兼二浦の日本製鐵株式會社工場に於ても副産物として年五千噸を生産してゐる。

二〇、製革工業 朝鮮には良質の牛皮を多量に産し且職工の得易き等、皮革工業の發達すべき好條件

を有するが、現在主なる工場は朝鮮皮革株式會社、渡邊皮革京城工場、裕豐商會製革工場であつて皮革類及軍需品等の皮革製品を製造する。此の他鮮内各地に十餘工場がある。

二、釀造業

イ 和酒釀造業 清酒釀造業は各地にあるが、殊に京城・仁川・釜山・平壤・馬山等に於ては大規模の工場經營を爲す者尠からず、且内地品に劣らざる優良酒を釀造し内地移入品を防遏しつつある。

朝鮮米は釀造米として好適であり、其の他氣候、水質等釀造に適する所が多いから朝鮮の酒造業は前途極めて有望である。

ロ 燒酎釀造業 朝鮮の燒酎需要高は昭和十五年四千二百萬圓、殆んど鮮内に於て生産せられる。工場は概ね中小規模であるが、糖蜜を主原料とし新式蒸餾設備を有する工場も數箇所存在する。

ハ 麥酒釀造業 朝鮮に於ける麥酒の需要は昭和十五年九百四十萬餘圓である。従來は凡て之を輸入に俟つたが、昭和八年永登浦に朝鮮麥酒及昭和キリンの二麥酒工場設立せられ、兩者共年額約二萬石餘の生産能力を有するので、朝鮮に於ける麥酒の需要を充し得るのみならず尙他に輸出し得るに至り現に滿洲方面に輸出してゐる。昭和十五年の産額十四萬石九百四十萬圓である。

ニ 葡萄酒製造業 朝鮮の風土は葡萄の栽培に適し葡萄酒の釀造に有望である。現在は慶尙北道浦項の三輪農場が稍大規模に釀造して居り、此の他釜山、京城等にも小工場がある。

ホ 醬油・味噌釀造業 内地人の増加と共に隆盛となり、更に朝鮮人の嗜好の變化に伴ひ、益々増産

を要し、其の前途甚だ有望である。京城・仁川・釜山・平壤・大田等には内地品に劣らざる良質の醬油を産する。

二二、製粉工業 朝鮮は製粉原料小麥の産額多きのみならず、近くに滿蒙の大市場を控ゆる等、製粉工業發達の好條件を具へて居る。現存工場の主なるものは豊國製粉株式會社（京城及仁川）、日本製粉株式會社の仁川工場、鎮南浦工場及同社沙里院工場、朝鮮製粉株式會社永登浦工場、鎮南浦工場及海州工場である。

二三、澱粉製造業 朝鮮に於ける澱粉工場としては日本穀産工業株式會社平壤工場が主なるものである。同社は玉蜀黍を原料とし、澱粉又は葡萄糖並に油及飼料等を製造する。

二四、精米工業 精米業は工場数の多きこと各種工業中の首位を占め、昭和十五年に於ける朝鮮の工場總數七千四百四十二中、實に一千五百が精米工場である。此等工場は京城・仁川・群山・釜山・鎮南浦等に集中し相當大規模經營のものがあり、昭和十五年は白米調製高七十萬噸、玄米調製高三十萬噸に達した。

二五、電球製造工業 従來は歐米への輸出向小型球の製造を目的とした工場が主であつたが、最近には内地の有力業者が進出し、鮮内向家庭球の需要の大半を充して居る。

二六、瑛瑯鐵器工業 近年急激なる發達を見たるものであつて、目下釜山に五工場、京城に一工場

あり、此の中釜山に於ける工場は輸出向品の製造を主とし、京城の工場は主に鮮内向製品を生産する。昭和十五年に於ける生産高は二百四十六萬餘圓、輸出高は八十八萬餘圓に達した。

中央試験所

中央試験所は明治四十五年本府に於て之を創設し、其の業務を化學工業・染織・窯業・工藝の四部分ち、朝鮮に於ける工業の進歩に必要な諸般の調査試験研究を行ひ、併せて一般の依頼に係る此等事項の試験分析鑑定を施行し、又地方廳或は當業者の請求に應じ、各地に職員を派遣して實地指導を爲し、或は此等に關する講習を開催する等、朝鮮産業の指導開發に努めてゐる。

工業獎勵

工業傳習事業を企畫する者又は有利なる工業を經營するも事業創始の際に、收支償ふ能はざる者、或は鮮内資源を開發する事業等に對しては、本府又は地方廳は之に金品を補助し以て工業の發達に努めてゐる。又彙に併合の際朝鮮人授産の爲下賜せられた恩賜金の利子の一部を以て、從來一般に副業として行はるゝ機業・製紙業等の改良を計り、最近に於ては工業組合の共同作業場の設置を勸奨し、之に對して補助金を交付する等、各種の方法を講じて工業の改良發達を圖つてゐる。

度量衡

朝鮮に於ける度量衡は古來慣行に放任されて居たが、隆熙三年九月、度量衡法を制定し、度量衡の名稱名位及種類を内地と同様とし、度量衡は政府の專賣と爲し、銳意計量觀念の啓發に努め來つた。爾來諸般の施設進展に伴ひ、前記度量衡法は時運に適合せず且内地に於ては大正十三年メートル法專用度量衡法を施行したので、朝鮮に於ても大正十五年四月一日現行度量衡令を實施し、内地同様メートル法專用と爲し來つたが、昭和十四年一月内地に於て更に法令の一部を改正し、特別の由緒あるものにして土地又は建造物に關しては當分の内、其の他のものに關しては昭和三十三年十二月三十一日迄従前の慣例に従ひ尺貫法度量衡の名稱名位を使用し得ることゝ成つたため、朝鮮に於ても内鮮不可分の建前上、府令を改正し、昭和十四年七月一日より右内地の制度に隨從することゝした。次に度量衡事業の概況を一瞥するに其の販賣は財界の影響に依り消長を免れずと雖計量觀念の普及と檢定取締の實施に伴ひ逐年其の需要は増加し之に要する事業費は制度實施當時は（隆熙四年）歳出僅かに一萬七千餘圓であつたが昭和十七年度の實績に依れば約三百八萬九千餘圓に激増し、歳入に於ても従て當初は一萬二千餘圓に過ぎなかつたが昭和十七年度は實に四百二十六萬四千餘圓に達し、尙時局の推移と帝國の飛躍的發展に重要な役割を負擔せられた朝鮮は近時各種重要産業の躍進に伴ひ度量衡器の需要亦益々増加する趨勢にある。

電氣及瓦斯事業

電氣事業 朝鮮に於ける電氣事業は明治三十二年、漢城電氣株式會社の電鐵事業及同三十四年の電燈事業の兼營に始まり韓國併合後、第一次歐洲大戰前後の鮮内に於ける經濟力の飛躍進展と共に電燈需要は勃然として興り、小規模火力發電所が叢立せられたのであるが大正十二年末金剛山水力の京城送電開始と共に漸く近代的企業色彩を帯び、漸次緒に就ける汽力發電と併行して次第に産業動力の分野を開拓し更に昭和四年十一月赴戰江の發電開始と共に工業原料たるの分野をも開くに到つた。茲に於て昭和六年十一月總督府としても電氣事業の公益性と其の發展助長の爲斯業統制の根本方針を策立して發電計畫及企業形態等にも及ぶ指針を決定した。斯くて發送電事業者は既設のものをも加へて此の計畫に準據せしめ發電部門は民營として自由活潑に電源を開發せしむることとし其の結果現在事業者として鴨綠江水系には本流開發を目的とする鮮滿鴨綠江水電、赴戰江は早くより日本窒素に依り長津江、虛川江は朝鮮水電、輸城川水系は富寧水電、寧越炭田に依る寧越火力は朝鮮電力に於て夫々既に事業の全部又は一部を開始してゐるが特に鴨綠江水力の水豊發電所は昭和十六年度第一號機第二號機、十七年四月には第三號機を發電し十八年末には順を追ふて第七號機迄發電の豫定である。本水力は日滿國境河川たる鴨綠江に於ける發電である爲、會社も日滿等分の出資になる朝鮮鴨綠江水電と滿洲鴨綠江水電との二會社より成立ち役員も夫々兩會社を兼ね會社經濟も總て兩會社にて等分する方法を採つてゐる。

鴨綠江水力と略時期を同じくして開發に着手した江界水力及漢江水力の二大水電工事も諸種の困難を克服して工程を進捗し本年末或は明年末に夫々一部發電開始の見込である。

又礮津江及錦江水系を開發中の南鮮水力は二十一年には完成の豫定である。西頭水系は新に朝鮮水力の仔會社として設立せられた北鮮水力會社に依り開發せられることとなり着々準備を進めてゐる。

送電事業は電氣事業の中樞をなし電力運用上最も重要な地位を占めるものであると云ふ考への下に送電幹線は國營とする原則を採つて居るが諸種の事情に依り現狀としては國の代行機關として朝鮮送電株式會社をして其の經營に當らしめて居る外朝鮮は從來北部電力系統と南部電力系統とは全然關係なく最近に到り南鮮方面が諸種の事情に因り電源の逼迫を告げて來たので先づ急場を救ふ爲又將來を考慮して京城・大田間に國の豫算を以て南北連絡送電線路を建設し民營の南北兩電力系統を國有送電線路が紐ぶ事となり十六年末完成したのである。

次に配電事業は南鮮・中鮮・西鮮及北鮮の四ブロックに統制する方針の下に、昭和十七年一月中鮮に於ける京城電氣と金剛山電鐵の合併を最後として第一次配電統制は完了を見昭和七年度六十二社を算した事業者は南鮮合同・京城電氣・西鮮合同・北鮮合同の四社のみとなつた。

以上の如く従來の朝鮮としての電氣事業は成形せられたと云へるが、今日朝鮮は大陸進出兵站基地として重要使命を擔ひ殊に電氣事業は國策的重要産業の基幹を爲すものとして積極的電源開發を要請せられてゐる。其の爲には電力各部門の統制形態に付て再検討をなし新たる構想の基に再出發すべくその準

備も着々と進められてゐる。

昭和十七年八月末日に於ける電気事業者は總數三六六にして其の内營業を目的とするもの十九（公營二、會社十七、内開業十三、未開業四）官廳用二六、自家用三二一なり。

昭和十七年八月末營業用に於ける電気事業の現況極ね左の如くである。

事業者數	公稱資本金	拂込資本金
二七	一、二八三、八三〇 <small>千円</small>	八七、一九〇 <small>千円</small>

◎備考 右の中には日窒會社公稱資本金四五〇、〇〇〇千圓、拂込資本金三五〇、〇〇〇千圓を含む

瓦斯事業

瓦斯事業者は從來京城電気株式會社と朝鮮瓦斯電気株式會社（昭和十二年三月南鮮合同電気株式會社に引繼經營す）が夫々京城府及釜山府を營業區域として、電気事業を兼營し來つたのであるが、昭和十一年十一月、更に大邱府、西鮮合同電気株式會社に其の經營を許可せられ、前者は大邱府を後者は平壤府を供給區域として昭和十二年九月及十二月夫々事業を開始した。更に昭和十三年四月新義州にこの事業經營が許可せられ同年十二月供給を開始した。

昭和十七年三月末に於ける瓦斯事業の概況は左の通りである

事業者	資本金	拂込資本金	瓦斯事業興業費	一日瓦斯製造能力
京城	三、八〇〇、〇〇〇 <small>円</small>	三、八〇九、〇〇〇 <small>円</small>	三、一五、九七一 <small>円</small>	五三、二八〇 <small>立方米</small>
釜山	三、〇〇〇、〇〇〇	二、五三三、二五〇	六七、八八八	一三、五〇〇

西	鮮	20,000,000	25,100,000	243,557	5,711
大	邱	1	1	30,986,811	2,300
新	義	1	1	13,452	853

備考 資本金及拂込資本金は會社の事業全部のものを掲ぐ。

八 商 業

朝鮮人の商業

古來朝鮮人の取引は大部分、市場に於て行はれるのが一般の慣例である。近時店舗を常設して商業を營む者が漸次増加したが、此等の在來市場は依然地方重要な商業機關であつて、昭和十四年末に於ては全鮮を通じて其の數千五百箇所、其の取引額一箇年四億一千四百萬圓に達してゐる。此等の市場は大概毎月五、六回定期に開市し、市日には附近の住民は勿論遠く八、九里の地から購客が來集する。本府は大正三年九月市場規則を發布し、市場組織及監督に關する詳細の規定を設けた。この市場には客主・居間・監考・典當等の取引機關がある。

イ、客主 本來の業務は委託を受けて取引を爲し、又は手形の引受・割引・貸金及貨幣の交換等を爲し併せて顧客を宿泊せしむるもので、其の商行爲は恰も内地に於ける問屋業に似てゐる。其の委託販賣を爲す貨物は穀物・牛皮等であつて、客主は絶えず市場の相場を通報し、委託者は機を見て其の所有貨物を客主に送り、指定價格を表して販賣を委託し、之と同時に客主は委託者に對して預り證書を交付し、委託者の指定價格を以て販賣したるときは、所定の口錢其の他諸經費を控除して殘額を委託者に交付するのである。

ロ、居間 賣買兩者の間に介在して諸般の周旋を爲し一定の口錢を受くるを本業とし、恰も内地の仲立人同様であつて、常に店主の店舗に出入し、其の依頼を受けて賣買者を探索紹介し、賣買成立の時、報酬として口錢を得るものである。又居間には一定の出入客主を有し、其の使用人となつて周旋の勞に當る者がある。稍客主業と似てゐるが、客主は委託者の爲に賣買を紹介すると同時に表面自ら取引の當業者であるが、居間は單に賣買を紹介するに止まり取引に關して何等關與しない。

ハ、監考 地方に依りて其の取扱ふ商品は一定しないが、市場の米穀取引は賣買者自ら之を商量せず、必ず監考が弁量し、其の手數料として一升に充たざる端數の米穀を收受する慣習である。然し市場規則の發布と共に今や殆んど其の跡を絶たんとしてゐる。

ニ、典當(質屋業) 多くは金貸業者の一部分が兼業として之を營み、純然たる典當業は殆ど無い。典當物は概ね金銀細工・衣冠・家具及什器等であつて、貸金の割合は借主の信用に依り異なるも、評價の三割乃至五割を以て普通とし、期限は一定せざるも、普通の典當物に在りては三箇月を以て一期とし、金銀の如き價格の變動の少きものに在りては少し長い。細民に融通する場合は其の時期を頗る短くする。然し何れも利息支拂に依り延期し得ること及び流質となりたる場合、典當權者が其の典當物を賣却處分し得ることは内地の質屋業と異ならない。

内地人の商業

併合以前に於ける内地人の商業は概ね京城・仁川・釜山・馬山・群山・木浦・大邱・元山・清津・平壤・鎮南浦・新義州等の内地人集團地を中心とし、其の附近を範圍としたが、併合以來諸般施設の發展と共に、今や都鄙の別なく到る處之を見るに至つた。内地人の商業は穀物・海産物・牛皮等朝鮮物産の輸移出又は各種雜貨・綿絲布類・肥料・石油・砂糖・燐寸等の移入貿易を主とし、各種商品の卸賣小賣に従ふ者亦多く、日用雜貨、吳服・酒・醬油・文房具・菓子・荒物及青物類の商品は概ね京城・仁川・釜山等の卸商より各地の小賣商に供給せられる。

會 社

會社の設立に對しては明治四十四年一月施行の會社令に依り許可主義を採用して來たが、朝鮮人經濟力の發展著しく、知識の程度一般に向上して會社に關する理解亦進歩し、且朝鮮に於ける内地人の企業漸次其の發展を見るに至つたので、大正九年四月一日該令を廢止した。但保險業・有價證券の賣買若は其の仲立業を目的とする會社に限り、其の事業の性質上一般の自由に放任し得ないので、之が取締に關する特別法令の實施を見るに至る迄當分従前の會社令を適用してゐる。會社設立の狀況は、産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近來各種工業を目的とする大會社の設立せらるゝもの多きを加ふる傾向を示してゐる。

朝鮮に本店を有する會社營業種別

年次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十六年末	一七	八四	三	九	三	二二七	一七	六	一五	四九	三二五

朝鮮に支店を有する内地會社營業種別

年次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十六年末	一五	八	九	五	三	三	三	四	一	二七	一八七

朝鮮に支店を有する外國會社營業種別

年次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十六年末	一	六	一	一	一	三	一	一	一	一	二

取引所附正米市場

取引所 取引所に關しては明治三十二年帝國領事の認可を得て設立した株式會社仁川米豆取引所以外一切取引所の新設を許さなかつたが、朝鮮の産業並に經濟の進展は到底右方針を持続し難き實情に至つたので、昭和六年五月朝鮮取引所令を同九月其の施行規則を發布し以て取引所に對する根本方策を樹立し昭和七年一月一日より實施した。即ち取引所は原則として會員組織に依ることとし有價證券取引所市場は凡て之を取引所と看做し取引所令に依らざれば設立を爲し得ざることとなつた。併し新令公布の際現

に存した株式會社仁川米豆取引所及株式會社京城株式現物取引市場は取引所として之が營業繼續を爲し且右兩社は合併をも爲し得るの途を開いた。而して從來穀物現物市場に於て行はれた穀物の延取引は取引所取引に吸収せしめ取引所市場外に行ふことを得ざらしむると共に市場規則を改正し既存の京城・群山・木浦・釜山・大邱・鎭南浦・新義州・元山及江景の九現物市場に於ては一箇年の猶豫期間を置き之を廢止することとし（昭和七年末限り廢止）新令實施と同時に群山・木浦・大邱・釜山・鎭南浦の五箇所に會員組織米穀取引所の設立を許可し、又株式會社仁川米豆取引所と株式會社京城株式現物取引市場の合併を認容、株式會社朝鮮取引所の設立を許可し、従前通仁川に於て米豆の清算取引を、京城に於ては有價證券の清算及實物取引を行ふこととなつた。

右取引所令と同時に米穀の現物を取引する所謂正米市場を統制するため、正米市場規則を制定實施し釜山に釜山穀物商組合の經營する正米市場の設置を許可した。

然るに米穀に付ては其の後の状態の變化に伴ひ取引所取引を容認せざることには内外地の方針決定の結果、昭和十四年九月朝鮮米穀市場株式會社令公布せられ同年十一月より實施せられ、米穀に付ては右會社の經營する市場以外に於て之を行ふことを得ざることとなり、従前の米穀取引所及正米市場は自然廢止せらるるに至り、取引所は京城に於て有價證券の清算及實物取引を行ふ株式會社朝鮮取引所のみを存することとなつた。

商 工 會 議 所

商工會議所は、多くは府制施行地に於て内鮮人各別に之を設立したが、會議所として存立の意義を有せざるものも少くなかつたので、大正四年朝鮮商業會議所令を公布施行して之を整理し、一地區一會議所と定め内鮮人協力して商工業の發達を圖らしめることとした。爾來星霜を閲すること十五年、同令は長足の發達を遂げて殆んど其の面目を一新した朝鮮の實情に副はざるものあるを認めためたので更に昭和五年之を廢して新に朝鮮商工會議所令を公布し、名稱を商工會議所と改め、純然たる商工業者の自治機關とし益益其の機能の發揮に資することとした。現に存する會議所は京城・仁川・開城・大田・群山・全州・木浦・光州・大邱・釜山・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津・馬山・海州・城津・羅津・清州・晋州・會寧・統營・麗水・春川・水原・沙里院・浦項・順天の三〇であり、之等商工會議所の綜合機關たる朝鮮商工會議所がある。

重 要 物 産 同 業 組 合

從來朝鮮に於ても同種の業を營む者相集り其の營業上の弊害矯正、共同利益の増進を圖る目的を以つ

て申合規約に依り組合を組織したものがあつたが、概ね社會的團體たるに過ぎずして何等成績の見るべきものなく、却て諸種の弊害醸成の虞があつたので、明治四十四年十一月機宜の措置として同業組合の設置・役員の選任・經費豫算及定款の變更等主要事項に付ては地方長官の認可を受けしめ、夫々必要なる指導及監督を加へ來つたが、法規上の根據なく爲に組合の基礎薄弱なるを免れず、組合業務の遂行上の不利不便尠からざるのみならず、官廳の監督亦充分なることを得ざる憾があつたので、大正四年七月朝鮮重要物産同業組合令を公布し、同年十一月一日より之を施行し、一面同業組合を設置し得べき業の種類を米・大豆・家畜・家禽及其の畜産物・毛皮及毛皮製品・棉花・繭・蠶種・桑苗・果實・織物・紙・醸造品・白蔘・木炭・製材・電球・珓瑯鐵器・人絹織物・ゴム靴・靴下・燐寸・煉瓦・石油・螢石・石炭の生産製造若は販賣又は之と密接の關係を有するものに認定した。本令に依り重要物産同業組合の設置を認可したるものは、前記各業種に互り多數を算したが昭和十三年朝鮮工業組合令發布に伴ひ工業關係の同業組合は工業組合に改組せられ、昭和十八年七月末現在に於ける組合は紙物・牛乳・螢石の同業組合各一、蠶種同業組合四、果物同業一七、同聯合會一、石炭同業組合一四、同聯合會一、合計四十あり、何れも製品の検査を勵行して品質の整理統一を圖り、或は原料品若は事業用品の共同購入又は製品の共同販賣を行ひ、以て生産費の輕減、販路の擴張を圖り、或は紛議の調停又は仲裁判斷を爲す等、同業組合の目的達成に活動してゐる。因に畜産同業組合及同聯合會は農會に統一せられた結果、昭和八年

三月三十一日限り解散した。

産 業 組 合

産業組合制度は産業の現状に照らし最も緊要の施設であるから、大正十五年一月制令第二號を以て朝鮮産業組合令を公布し、同年三月一日より之を施行した。本令は大體其の範を内地産業組合法に採つたが、信用事業は既に金融組合制度施行により相當の發達を示したので、之と重複するを避け、産業組合は其の業務の範圍を販賣・購買及利用の三種に限定し、内地に於けるが如き信用組合制度は之を除外した。而して組合の設立に付ては制度創始の際、數よりも先づ優良なる組合の設立に努め、且設立後に於ける之が監督を周密にし、以て將來本制度の堅實なる發達を期することとした。因に同令に基いて設立を許可せる産業組合の現況は、昭和十五年三月末に於て組合數百十七、組合員數二十二萬一千人、出資金三百二十四萬三千圓、積立金百三十三萬七千圓、借入金一千六百九十八萬五千圓、事業高四千六百七十五萬二千圓である。

工 業 組 合

朝鮮の工業は異常の發展を遂げつゝあるが、其の大部分は中小工業であるから之が振興を圖ることは

工業全般の振興上極めて重要なことである。然るに其の實情は資力薄弱にして、秩序及統制を缺ぎ其の進展上幾多の不合理があるので、工業組合制度を設け共同施設に依り販賣、購買、利用等の經濟事業を行はしめ大企業の有する利便を得せしむるの外検査、統制、金融等の施設に依り、業界の改善發達を企圖せしむる要あるを認め、昭和十三年八月朝鮮工業組合令を公布し同年九月一日之を施行した。昭和十八年七月末迄に設立したる組合及聯合會は一六五であるが、今後逐次増加するものと認められる。

商 業 組 合

商業者は従來自由競争を以て生命として居つた爲に同業者間の協調的精神が乏しく従て組合組織に依る自治的統制の如きは甚だ不完全であつたのであるが事變以來商品の漸減と各種統制の強化に伴ひ中小商業者は其の活動範圍が縮小せられ深刻なる打撃を蒙るに至り其の社會上及配給組織上に及ぼす影響大なるに鑑み之が維持育成を圖ると共に物資配給の合理化並に物價の調整上商業者組織化の要緊切なるを認め昭和十六年三月十日朝鮮商業組合令を公布し同月十五日より之を施行した。

昭和十八年七月末迄に設立せられたる組合は二九五組合であるが、今後組合數は逐次増加するものと認められる。

商工獎勵館

本館は廣く朝鮮の資源及物産を網羅展示して朝鮮の産業狀況を明にし、其の發達促進を圖ると共に、一面多額の輸移入ある内地及外國商品の蒐集陳列、商工業に關する圖書其の他刊行物發行、蒐集及供覽等の方法に依り、當業者をして産業の改善、商品の改良及販路の擴張に資せしむるの外、内外の出入多き朝鮮ホテル及東京・大阪・下關、門司・長崎に於ける鮮滿案内所に、名古屋・廣島等にも輸移出向の朝鮮物産を陳列して産業事情の紹介に努め朝鮮事情の周知徹底と資本及企業の誘致促進に資し、其の眞價の發揚と商圏の擴張に努力してゐる。

右の外本館に於ては機に應じ時局的各種展覽會・品評會及産業に關する諸集會を催し、尙各地に開催せらるる各種展覽會及即賣會等への出品斡旋、參考品の貸與及統計圖表の調製等に應ずると共に見本市・展示會又は宣傳會の開催に利用せられ、此等催しに對しては常に後援助成の勞を執り遺憾なきを期して來たが、本館本來の使命に鑑み、特に商品の調査に力を注ぎ、地方物産の産額・產地・生産狀況・品質價格・包裝・意匠・集散及需給の狀況、代用品又は競争品との關係、需要地に於ける民度及嗜好、輸送経路、輸送機關、税金及運賃等の生産機構乃至取引組織等を明にすると共に、一面關係官公吏及主要なる當業者等に就き商品に關する研究批判を徴し、商品價値の向上を圖る等の活動に努めてゐるが、本年度に於て特に戦力増強大東亞經濟建設に重點を置き該施設を行つてゐる。

九 財 政

歲 計

韓國政府時代の財政は紊亂の極に達し、明治三十七年十月財政顧問を設置し、銳意刷新を圖つたが、積弊の致す所容易に清掃することが出來ず、後統監府が設置され、同四十年に於て日韓協約の結果、行政各部の擴張、各種事業の發展に伴つて、歳出著しく増加し、到底其の支出を辨じ難くなつたので、帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで六箇年度内に總計一千九百六十八萬二千六百二十三圓を無利子無期限を以て貸付した。けれども併合當時に於ては經常歳入を以て到底豫期の施設を爲すことが出來なかつたので、同四十四年以降中央政府の一般會計から一千二百三十五萬圓の補充を仰いで應急の策を講じ、爾後經費を節約して、大正二年度には該補充金中より二百三十五萬圓を減じ、更に同三年度以降五箇年を期して、朝鮮特別會計の獨立計畫を實行する爲、一方に於ては諸般制度の整理を行ひて行政費を節約し、他方産業獎勵の必要上確實なる財源を求むる爲諸税の増徴並に新設を行ひ、同八年度に於ては全く中央政府の補充を仰がぬこととした。處が、警察制度の改革其の他諸般行政の刷新に伴つて、再び補充金を要する様になり、同九年度に一千萬圓、同十年度に一千五百萬圓、同十一年度に一千五百六十萬圓、同十二年度に一千五百萬圓、同十三年度には豫算踏襲の爲前年度と同額、同十四年度及昭和

元年度に於ては災害費の財源を含めて、前者に於ては一千六百五十五萬四千五百二十九圓、後者に於ては一千九百四十四萬五千四百七十一圓、昭和二年度以降同六年度に於ては各一千五百萬圓、同七年度及同八年度に於ては一千二百五十萬圓、同九年度に於ては一千二百八十二萬五千六百六十圓、同十年度に於ては一千二百八十二萬五千八百二十二圓、同十一年度に於ては一千二百九十一萬八千七百七圓、同十二年に於ては一千二百九十一萬三千九百六十六圓、同十三年度に於ては一千二百九十九萬九千九百十五圓、同十四年度に於ては一千二百九十萬四千三百十三圓、同十五年度に於ては石炭増産の財源を含めて一千四百七十三萬六千三百十七圓、同十六年度に於ては一千三百八十四萬一千五百四十五圓同十七年度に於ては一千二百九十四萬八千七百九十二圓同十八年度に於ては一千二百九十五萬七千八百四十六圓の補充を受けて居る。

朝鮮總督府特別會計歲入歲出

年 度	入			出		
	經 常	臨 時	合 計	經 常	臨 時	合 計
昭和十年 度	二六三、三六三、四三八	六七、八五七、〇五四	三三〇、二一九、四八三	二〇五、九七九、四六〇	七七、九七九、四八二	二八三、九五八、九四三
同 十一年 度	二九七、〇六七、一一七	八七、四二六、二二九	三八四、四九三、三五六	三三六、八二六、六四四	九七、六四五、七二二	三三四、四七三、三五六
同 十二年 度	三四一、二六二、六四四	一九、四四五、八二五	四七〇、七〇八、五二〇	二五三、七五五、三一九	一五三、二七一、九八五	四〇七、〇二七、一〇四
同 十三年 度	四一七、七三三、四六六	一七三、五四三、一四八	五九〇、二七五、六一五	二八八、九〇三、八八八	二二一、六三三、五三三	五〇〇、五三六、四二九
同 十四年 度	五三七、五七七、五五一	二六三、二一八、五三三	八〇〇、六九五、八八三	三五四、九〇四、三〇九	三三五、一六三、二九八	六九〇、〇六六、六〇七

算	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十五年度	六四七、九五七、五九一	三四七、三〇六、三七七	九九五、三六三、九〇八	四二六、九八一、七三九	三六六、五三四、七五五	八二三、五二六、四九四			
十六年度	六三三、七四八、二七八	四二一、六四三、一七三	〇八五、三九一、四五〇	四三七、九三一、四六七	四九三、八七八、一六二	九三二、八〇九、六三九			
十七年度	九〇一、三四四、七四九	四二一、四八〇、九七五	三三二、八三三、七三四	五二七、五九九、四八三	六三三、二〇一、七〇四	一一五五、七九一、二八八			
同大年度(豫算)	二、一三三、九六五、〇〇四	四八三、五三六、三九九	一、六一五、五〇三、八四三	七〇四、三二七、一九一	九二一、二八六、五三二	一、六二五、五〇三、八四三			

國債

明治四十四年以降道路修築・海關工事並に鐵道建設及改良等、朝鮮の開發に必要な繼續事業費は朝鮮の一般歳入を以て支辨する餘裕がなかつたので、此等財源は總て公債若は借入金に依ることとし、明治四十四年三月朝鮮事業公債法の公布あり、而して之が整理に關しては前記公債法と同時に朝鮮事業公債金特別會計法の公布を見、之に據つて國債を整理して來たのであるが、大正八年三月事業公債金特別會計法の公布により、朝鮮事業公債金特別會計法は廢止された。而して總督府特別會計の負擔に屬する公債の發行及借入金の限度額は、前記公債法に依つて當初五千六百萬圓に限定されたのであるが、其後公債支辨事業の進捗に伴ひ漸次擴張せられ昭和十八年三月二十三日三億九千四百七十萬圓迄に増大した。國債の償還は大正十一年度以降行はれなかつたのであるが、昭和五年度以降政府の豫算編成方針に基き、總督府特別會計に於ても國債償還資金を國債整理基金特別會計に繰入れ、所屬國債償還に充つる様になつた。

租 税

二、内國税

イ、所得税

本税は朝鮮所得税令に依り賦課するものであつて、第一種所得税、第二種所得税及第三種所得税に分れ、第一種所得税は左の税率に依つて法人に之を賦課する。本税の昭和十八年度に於ける収入豫算額は二千七百十六萬七千八百八十八圓である。

甲、普通所得

朝鮮に本店を有する法人

百分の二十一

朝鮮に本店を有しない法人

百分の二十九

乙、清算所得

百分の二十一

第二種所得税は（甲）朝鮮に於て支拂を受ける公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金の利子又は合同運用信託の利益、（乙）税令第一條の規定に該當しない者の朝鮮に本店を有する法人から受ける利益若は利息の配當又は利益の處分である賞與若は賞與の性質を有する給與、（丙）朝鮮に於て支拂を受ける一時恩給又は之に類する退職給與に付甲、乙、丙税率に區分し賦課する。其の昭和十八年度に於ける収入豫算額四百五萬九千六百六十八圓である。

第三種所得税は、第二種に屬しない個人の五百圓以上の所得に付各所得階級に遞次に超過累進税率を

以て賦課する。本税の昭和十八年度に於ける収入豫算額は四千七百五十三萬五千七百九十七圓である。

【減免規定】

(一) 昭和十二年制令第十七號に依る減免

支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對しては概略左の通り減免せられる。

一、出征軍人及軍屬並に應召軍人に付ては前年中の實蹟に依り課税したる場合の第三種所得税額と其の區分の所得金額中俸給、手當及賞與等の所得を其の年中の収入金額（從軍中の俸給、手當及賞與を含まず）に依り改算したる場合の第三種所得税額との差減額を輕減する。

二、應召軍人にして所得金額三千圓以下の者其の所得金額中田畝の自作・營業・漁業及職業の所得を有するときは前年中の實蹟に依り課税したる場合の第三種所得税額と其の所得金額を其の年中の實際所得額（從軍中の俸給手當及賞與を含まず）に依り改算したる場合の第三種所得税額との差減額を輕減する。但し改算したる場合の所得金額が改算前の所得金額に對し四分の一以上減少せざるときは輕減しない。

三、出征軍人及軍屬並に應召軍人戰死したるときは所得税額中戰死の日以後に納期の終了する各納期分の税額は之を免除する。但し所得金額三千圓を超ゆるものにして所得額中勤勞所得額が全所得額の二分の一を超へざるものに付ては此の限りでない。

(二) 朝鮮臨時租税措置令に依る減免

一、法人の各事業年度の普通所得中留保したる金額が其の事業年度に於ける普通所得の十分の一に相當する金額を超過する場合に於て其超過部分の全部又は一部に相當する金額を一定の方法に依り運用するときは其の運用金額に百分の六・三を乗じて算出したる金額に相當する所得税を輕減する。

二、朝鮮所得税令第二十八條の規定に依り指定したる物産の製造又は採掘の事業に付其の設備を増設したる者には一定年間其の増設したる設備に依る物産の製造又は採掘の業務より生ずる所得に付所得税を免除する。

一定の製造方法に依る物産の製造を開始したる者又は其の設備を増設したる者には一定年間其の製造方法に依る物産の製造業務又は其の増設したる設備に依る物産の製造業務より生ずる所得に付所得税を免除する。

三、朝鮮總督は一定の收入、支出、償却及繰入金に付ては朝鮮所得税令に依る所得及朝鮮臨時利得税令に依る利益の計算に關し命令を以て特例を設くることを得る。

四、個人の長期預金、一定期間据置きたる登録公社債等の利子に付所得税の税率を輕減する。

五、政府保證社債の利子に對する所得税の税率を輕減する。

六、金融機關相互間の預金にして一定條件を具備するものに付ては所得税を免除する。

七、一定の金融機關の保有する供託公社債又は登録公社債の利子に對する所得税の税率を輕減す

る。

八、法人の寄附金にして一定限度を超ゆるものは軍に對するものを除き課税の計算上之を損金に算入せざることとする。

九、時局の要請に基き企業の合同整理を爲したる場合に於ける所得税に付軽減又は免除を爲す。

一〇、時局の要請に依り營業の全部又は一部を廢止し補償金等を受くる場合其の所得の計算に付特例を設ける。

一一、時局の要請に依り増産の必要上爲したる立木の伐採又は讓渡に依る山林の所得の計算に付特例を設ける。

一二、營業の利得著しく輕少したる者に對し所得税額を軽減する。

(三) 戦時災害國税減免令に依る減免

一、戦時災害に因り所得の基因たる資産又は事業の用に供する資産に付被害を受けたる者の納付すべき第三種所得税を軽減又は免除する。

二、戦時災害に因り住宅又は家財に付被害を受けたる者の納付すべき第三種所得税を軽減又は免除する。

三、戦時災害に因り死亡したる者の勤勞所得に對する第三種所得税を軽減又は免除する。

(四) 昭和十七年制令第二十三號(所得税等の日滿二重課税防止に關する件)に依る減免

- 一、滿洲國に於て支拂を受くる退職給與に付ては所得税を免除する。
- 二、滿洲國に於ける營業又は職業より生ずる所得に付ては同國の事業所得税相當額を第三種所得税額より控除する。
- 三、滿洲國に本店を有する法人より受くる利益の配當又は剩餘金の分配及利益處分の賞與に付ては同國の資本所得税又は勤勞所得税相當額を第三種所得税額より控除する。
- 四、法人の普通所得中滿洲國に於ける資産又は營業より生ずる所得に付ては第一種所得税の稅率を百分の十二輕減する。
- 五、法人の普通所得中に滿洲國に本店を有する法人より受くる利益の配當又は剩餘金の分配あるときは同國の資本所得税相當額を第一種所得税額より控除する。
- ロ、特別法人稅 本稅は朝鮮特別法人稅令に依り特別の法人の剩餘金に對して百分の十・五の稅率に依り賦課する。本稅の昭和十八年度に於ける收入豫算額は六十四萬一千九百六十八圓である。
- ハ、地稅 本稅は朝鮮地稅令に依つて田(畑)畚(田)塋(宅)鹽田・鑛泉地・池沼・雜種地及有料借地である。社寺地、墳墓地、公園地、鐵道用地及水道用地に付賃貸價格を課稅標準として其の百分の五を課し、土地臺帳に登録した土地所有者・質權者又は地上權者より徵收する。本稅の昭和十八年度に於ける收入豫算額は二千百五十九萬三千九百二十圓である。

【減免規定】

(一) 昭和十二年制令第十七號に依る減免

支那事變の爲應召したる軍人の納付する自作田番の所得に著しき減少ある場合に限り其の年分の地税に付て従軍日の以後に納期の終了する各納期分の地税額の二分の一を軽減する。

(二) 朝鮮臨時租税措置令に依る減免

當分の内自作田番の所得が昭和十一年以前三年の平均所得に對し二割五分以上減少したる者の納付する地税を一定の割合に依つて軽減する。

(三) 戦時災害國税減免令に依る減免

戦時災害は地税令の適用に付ては天災と看做し戦時災害により荒地となり荒地免税年期の許可を受けたるときは被害ありたる日の屬する納期分より地税を徴收せず。

二、營業稅

本稅は朝鮮營業稅令に依り朝鮮に營業場を有し左に掲げる營業を爲す者に之を賦課す。
本稅の昭和十八年度に於ける收入豫算額は千四百七十六萬圓である。

一 物品販賣業	二 銀行業	三 保險業	四 無盡業
五 金錢貸付業	六 物品貸付業	七 製造業	八 瓦斯供給業
九 運送業	十 運送取扱業	十一 倉庫業	十二 鐵道業
十三 請負業	十四 印刷業	十五 出版業	十六 寫眞業
十七 席貸業	十八 旅人宿業	十九 料理店業	二十 周旋業
廿 代理業	廿一 仲立業	廿二 問屋業	廿三 信託業

釜湯 屋業
 共 理髮美容業
 卅 遊覽所業
 卅 遊技場業
 卅 藝妓置屋業
 卅 演劇興行業
 卅 貸座敷業

【減免規定】

(一) 昭和十二年制令第十七號に依る減免

支那事變の爲召集に應じ従軍したる軍人に對しては營業稅額五十圓以下の者に限り召集に因り課稅標準額四分の一以上を減少したるときは之を更訂する。

(二) 朝鮮臨時租稅措置令に依る減免

一、營業稅の課稅標準額が一定の標準額に對し二割五分以上減少したるときは一定割合により營業稅を輕減す。但し(イ)營業稅額が二百四十圓以上なるとき(ロ)法人の資本金額が二十萬圓以上なるとき(ハ)法人の營業の利益が資本金額に對し年百分の七の割合を以つて算出したる金額を超ゆるときは輕減せられぬ。

二、時局の要請に基き企業之合同整理を爲したる場合に於ける營業稅に付輕減又は免除を爲す。

三、個人之其の年の營業稅の課稅標準額が其の年分及前二年分の課稅標準決定金額の平均額に對し五割以上減少したる場合に於ける營業稅に付輕減す。

(三) 戰時災害國稅減免令に依る減免

戰時災害に因り營業の用に供する資産に付被害を受けたる個人に付ては營業稅を輕減又は免除す

る。

ホ、資本利子税

本税は朝鮮資本利子税令に依り朝鮮に於て資本利子の支拂を受くる者に對し左の區分に依り賦課する。

甲種 公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金の利子、合同運用信託の利益又は法人より受くる利益若は利息の配當

乙種 第三種の所得に付納税義務を有する者の第三種の所得中營業に非ざる貸金又は預金の利子
昭和十八年度に於ける本税の收入豫算額は八百六十八萬四千二十一圓である。

【減免規定】

資本利子税に付ては朝鮮臨時租税措置令に依り朝鮮に本社を有する生命保險會社の所有株式中昭和十四年以前より引續き所有する株式の配當金・個人の長期預金・一定期間据置きたる登録公、社債の利子・金融機關相互間の預金にして一定條件を具備するものの利子及一定の金融機關の保有する供託公社債又は登録公社債の利子に對する資本利子税並に新規拂込の株式の配當金にして配當率一定以下のもの及時局の要請に基く企業の手整理に依り受くる決算分配金に對する資本利子税を相當輕減する。

ヘ、法人資本税

本税は朝鮮法人資本税令に依り法人の資本に付賦課する。昭和十八年度に於ける本税の收入豫算額は百九十三萬六千六百四十三圓である。

ト、外貨債特別税 本税は朝鮮外貨債特別税令に依り外貨債利子額に賦課するもので、外貨債利子金額中外貨國債に在りては利率年四分、外貨國債以外の外貨債に在りては利率年四分五厘に相當する金額を超ゆる金額に十分の七を乗じたる金額を以て其の税額とする。昭和十八年度に於ける本税の收入豫算額は六萬二千九百三十二圓である。

チ、鑛税 本税は鑛産税及鑛區税の二者を總稱したもので、朝鮮鑛業令に依り鑛業權者に之を賦課する。昭和十八年度に於ける本税の收入豫算額は三百六十五萬九千七百四十圓である。

【減免規定】

鑛産税に付ては朝鮮臨時租税措置令に依り時局に鑑み特殊重要鑛産物の増産を奨勵する趣旨の下に一定の鑛物に付新に鑛業權の設定せられたる場合又は昭和十二年中の鑛物産出量を超過したる場合は鑛産税を免除する。

鑛區税に付ては朝鮮臨時租税措置令に依り朝鮮重要鑛物増産令の規定に依り事業の著手又は繼續不許可と爲りたる鑛區税に付輕減す。

リ、相續税 本税は朝鮮相續税令に依り被相續人が朝鮮に住所を有するときは相續財産の所在地の如何に拘らず總ての相續財産を綜合して課税する。昭和十八年度に於ける本税の收入豫算額は二百萬二千九百圓である。

【減免規定】

戦時災害に因る死亡に因り開始したる相續に付ては戦時災害國稅減免令に依り相續稅を輕減又は免除する。

又、臨時利得稅 本稅は朝鮮臨時利得稅令に依り(一)法人の利得稅と(二)個人の利得稅に分れる。

- (一) 法人の利得稅 法人の利得稅は利得金額を左の三階級に區分し其の法人に之を賦課する。
1. 利益金額中資本金額の年一割を超ゆる金額 利得金額の百分の五十五
 2. 同 資本金額の年二割を超ゆる金額 利得金額の百分の六十五
 3. 同 資本金額の年三割を超ゆる金額 利得金額の百分の七十五

備考 資本金額十萬圓以下の法人には緩和稅率を適用することゝなつて居る。

本稅の昭和十八年度に於ける收入豫算額は三千六百七十五萬五千五百五十六圓である。

(二) 個人の利得稅 朝鮮營業稅令第一條に掲ぐる營業に因る個人の利益が昭和十一年以前三箇年の平均利益を超過する場合に其の超過額を以て普通利得とし不動産・不動産上の權利、船舶及鑛業に關する權利若は設備は讓渡に因る收入金額より取得價格、設備費、改良費及讓渡に關する必要の經費を控除したる金額を以て讓渡利得とする。

稅率は左の通である。

普通利得 利得金額の百分の三十

讓渡利得

利得を左の各級に區分し遞次に各稅率を適用す

十萬圓以下の金額

利得金額の百分の二十三

十萬圓を超ゆる金額

利得金額の百分の三十五

三十萬圓を超ゆる金額

利得金額の百分の五十

本稅の昭和十八年度に於ける收入豫算額は二千二百五十三萬七千六百六十八圓である。

【減免規定】

(一) 朝鮮臨時租稅措置令に依る減免

一、朝鮮總督は一定の收入、支出、償却及繰入金に付ては朝鮮臨時利得稅金に依る利益の計算に關し命令を以て特例を設くることを得る。

二、法人の寄附金にして一定限度を超ゆるものは軍に對するものを除き課稅の計算上之を損金に算入せざることとする。

三、時局の要請に基き事業の統制の必要上設備又は權利を出資又は讓渡を爲し與へられた有價證券

等の價格に關し利益の計算に關し特例を設くることを得る。

四、時局の要請に基き事業の統制の必要上不動産、不動産上の權利、船舶又は鑛業に關する權利者は設備を讓渡したる個人の讓渡利得の計算に關し特例を設ける。

五、個人の其の年中の營業の利益金額が其の年分及前二年分の利益金額の平均額に對し五割以上減少したる時は普通利得に對する臨時利得税を輕減する。

ル、利益配當税 本税は朝鮮利益配當税令に依り朝鮮に本店を有する法人より利益の配當を受くる者に賦課し配當金中配當率年一割の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額に百分の十五を乗じたる金額を以て其の税額とする。

本税の昭和十八年度收入豫算額は九萬八千六百六十圓である。

ヲ、公債及社債利子税 本税は朝鮮公債及社債利子税令に依り朝鮮に於て支拂を受くる公債又は社債の利子に付賦課し利子金額中國債に在りては利率年四分、國債以外の公債及社債に在りては利率年四分五厘の割合を以て算出した金額を越ゆる金額の百分の十五に相當する金額を以て税額とする。

本税の昭和十八年度收入豫算額は九千二百九十四圓である。

ワ、通行税 本税は朝鮮通行税令に依り汽車・電車・乗合自動車及汽船の乗客に對して賦課する。

本税の昭和十七年度收入豫算額は千三百九十五萬七百八十三圓である。

カ、入場税及特別入場税 本税は朝鮮入場税令に依り入場税は演劇、映畫等の場所への入場又は撞

球場ゴルフ場等場所の設備の利用に賦課する。特別入場税に付ては運動競技にして學生生徒又は該競技を爲すことを業とせざる者の行ふものに付觀覽の爲競技場に入場する者より料金を徴する場合に於て其の入場に賦課する。昭和十八年度收入豫算額は入場税二百九十四萬八千六百三十五圓、特別入場税一萬一千五百二十九圓である。

ヨ、物品税 本税は朝鮮物品税令に依り賦課し、第一種の物品に付ては販賣せられたる物品の價格に應じ小賣業者より、第二種又は第三種の物品に付ては製造場より搬出せられたる物品の價格又は數量に應じ製造者より毎月分を翌月末日迄に徴收する。但し保税地域より引取らるゝ輸入物品に付ては引取られたる物品の價格又は數量に應じ引取人より引取の際之を徴收する。

本税の昭和十八年度收入豫算額は五千三百九十五萬二千六百五十四圓である。

ヲ、建築税 本税は一定の家屋に對し賦課する。課税方法は家屋の建築價額より五千圓を控除したる金額の百分の二十に相當する金額を以て税額とする。但し建築價格一萬圓未滿の家屋なる場合は課せられない。

本税の昭和十八年度に於ける收入豫算額は四十四萬五千百九十八圓である。

レ、遊興飲食税 本税は料理店・貸席・旅館・貸座敷等の場所に於ける遊興・飲食及宿泊に賦課する。又以上の場所以外の場所に於て遊興飲食する場合に藝妓若は藝妓に類する者又は飲食物が券番、藝妓置屋若は之に類する場所又は仕出屋其の飲食物を調理して販賣することを業にする者より派出又

は供給を受くるものは之を料理店と看做し其の遊興飲食は料理店に於ける遊興飲食と看做して課税される。尚以上の場所以外の場所に於て飲食する場合に於ても其の飲食物が料理店、旅館より供給を受くるものなるときは其の飲食は料理店又は旅館に於ける飲食と看做され課税される。課税標準額は前掲の場所の經營者が花代・揚代・飲食料・席料・宿泊料其の他名義の何たるを問はず遊興・飲食又は宿泊を爲したる者より領收すべき合計金額に依る。

本税の昭和十八年度收入豫算額は五千七十四萬五千九百九十九圓である。

リ、酒税 本税は酒税令に依つて之を賦課する。酒類を製造する者又は輸入酒類を保稅地域より引取る者に對しては其の造石數及搬出石數又は引取石數に應じ酒税（造石税、庫出税）を課する。庫出税は酒質に依り等級を設け課税する、又國家重要産業方面に従事する勞務者に供する酒類に付ては庫出税を輕減して賦課する。昭和十八年度收入豫算額四千七百六十一萬七千九百二十四圓である。

ツ、清涼飲料税 本税は清涼飲料税令に依つて之を賦課する。清涼飲料を製造する者に對し製造場より搬出の際其のリットル數又は炭酸瓦斯使用量に應じ清涼飲料税を課する。

本税の昭和十八年度收入豫算額は百五十九萬九千七百三十九圓である。

ネ、砂糖消費税 本税は砂糖消費税令に依つて之を賦課する。砂糖・糖蜜又は糖水を製造場又は輸入砂糖に付ては保稅地域より引取るとき其の引取人より砂糖消費税を徵收する。特別砂糖消費税は家庭用以外の用途に供するものに其の數量に應じ家庭用以外の用途に供する者に販賣した者より徵收す

る。

ナ、骨牌税

本税は朝鮮内に於て製造し又は朝鮮外より輸入したる骨牌中伊呂波加留多・歌加留多及朝鮮總督の認許を得た骨牌を除く他の骨牌に賦課し、前者に在つては製造後二十四時間内に製造者に於て、後者に在つては保税地域より引取前引取人に於て何れも骨牌一組毎に其の包裹に收入印紙を貼用して納付するものとす。

ラ、取引所税

取引所税は取引所税令に依つて之を賦課する。昭和十八年度收入豫算額九十二萬二千三百四十六圓である。取引所税は株式組織の取引所に賦課する取引所税と會員又は取引員に賦課する取引税とより成る。取引所税は賣買手数料に對し、取引税は賣買各約定金高に對し毎月分を翌月末日に徴收する。

ム、登録税

本税は朝鮮登録税令に依つて(一)不動産に關する登記を受けるとき(二)船舶に關する登記を受けるとき(三)信託財産たる不動産又は船舶を受託者より受益者に移す場合に於ける所有權取得の登記を受けるとき(四)船籍の登録を受けるとき(五)海員の身分に關する登録を受けるとき(六)工場財團登記簿・鑛業財團登記簿・自動車交通財團登記簿・鐵道抵當原簿及軌道抵當原簿に登録を受けるとき(七)商事會社其他營利を目的とする法人が登記を受けるとき(八)商號の設定・支配人の選任等に付登記を受けるとき(九)法人の合併に因る不動産又は船舶に關する權利の取得に付登記を受けるとき(十)鑛業權に關し鑛業原簿に登録を受けるとき(十一)漁業權に關し漁業權原

簿に登録を受けるとき等に於て申請人より納付すべきものとす。

ウ、印紙税 本税は内地の印紙税法を内容とする印紙税令に依つて證書・帳簿を作成する者に之を賦課する。

中、朝鮮銀行券發行税 本税は朝鮮銀行法及昭和十六年法律第五號に據つて朝鮮銀行が大藏大臣の定むる金額を限度とする發行高の外、更に市場の景況に依つて大藏大臣の認可を受け、金貨・地金銀兌換銀行券・日本銀行に對する預ケ金、國債證券其の他確實な證券又は商業手形を保證として銀行券を發行するとき、其の發行高に對し一年百分の三を下らない割合(割合は其の時時之を定む)を以て之を賦課する。昭和十八年度に於ける本税豫算額は二萬七千三百四十四圓である。

ノ、電気瓦斯税 本税は朝鮮電気瓦斯税令に依つて住宅・旅館・料理店・劇場・映畫館・撞球場・麻雀場・俱樂部・會館等の用に使用するもの及其の他照明の用等に使用する電気・瓦斯に對し賦課し原則としては電気事業者又は瓦斯事業者が其の徵收義務者であつて料金領收の際之を徵收し翌月末迄に政府に納付する。昭和十八年度に於ける本税の收入豫算額は百四萬五千五十六圓である。

オ、馬券税 本税は朝鮮馬券税令に依り之を賦課す。納稅義務者は朝鮮馬事會であり課稅標準は朝鮮馬事會が勝馬投票券の發行に依り得たる金額及其の勝馬投票券の購買者に拂戻すべき金額より勝馬投票券の券面金額に勝馬投票的中數を乘じて得たる金額を控除したる金額である。昭和十八年度に於ける收入豫算額は百四十萬三千八百十五圓である。

ク、廣告税

本税は朝鮮廣告税令に依り之を賦課す。新聞紙・雜誌・汽車・電車・映畫入場券等に依る廣告に付ては廣告を爲す者より之を徵收し立看板・掛看板・幟・旗・ポスター等に依る廣告に付ては廣告主が廣告に印紙を貼用して之を納め、チラシ・カレンダー・商品目錄等に依る廣告に付ては其の作製者より之を徵收し建植看板・野立看板・額面廣告等に付ては廣告主より之を徵收する。昭和十八年度に於ける收入豫算額は四十萬七千五百七十五圓である。

ヤ、特別行爲税

本税は朝鮮特別行爲税令に依り之を賦課す。(一)寫眞の撮影、現像、焼付及複寫
(二)調髪及整容(三)織物及被服類の染色(描繪を含む)及刺繡(四)被服類の仕立(五)書畫の表装(六)印刷及製本の行爲を爲事業を営むより印刷及製本に對ては百分の二十其の他のものに付て百分の三十の稅率を以て徵收する。昭和十八年度に於ける本税豫算額に二百十八萬七千四百九十九圓である。

マ、織物税

本税は朝鮮織物税令に依りて之を賦課す。製造物又は保稅地域より織物を引取る時引取人より織物の價格に應じ織物の種類により百分の十又は百分の五の稅率を以て徵收する。朝鮮總督の認める場合に限り織物に印紙を貼用して織物税に代ふることが出来る、昭和十八年度に於ける本税豫算額は三百七十一萬七百七十四圓である。

徵收

國税の徵收は國税徵收令の規定する所に據り、府尹・郡守・島司をして之が事務を執行し、特に定めた稅種に限り、府邑面をして徵收せしめたが、昭和九年五月朝鮮總督府稅務官署官制を公布し府尹・郡守・島司の徵收事務は稅務署長に移管した。徵收の方法は略内地に同じく、府邑面をして

徴收せしむる税目は第三種所得税・地税・個人の營業税・乙種資本利子税・個人の臨時所得税とし、其の他の國税は總て稅務署長に於て納稅義務者から直接徴收する。但し府邑面をして徴收せしめる國税に於ても納稅義務者より直接納付せしめるを便利とするときは直接稅務署に於て徴收し得る。

二、關稅

イ、輸入稅

大正九年八月二十八日帝國共通の關稅制度が布かれ内地其の他の帝國領土と共に一關稅區域を形成し、朝鮮に輸入する物品に對しては内地其の他の帝國領土に輸入する場合に於て賦課する關稅と同率の關稅を賦課せられるものであるが、其の産業、民度其の他の事情に鑑み國境關稅制度及一部特例稅率並免稅特例を存置した處、後者は産業の進展其の他の事由に因て稅率に付ては存置の理由が消失したので、速に内鮮關稅統一の實現を期する爲、木材及鹽に付過渡的措置を講じ、昭和四年三月三十日限り之を撤廢し、右兩品に對する過渡期稅率も同七年三月末を以て全く消滅した。其の後鮮滿關係の緊密化に伴ひ國境地方の實情に即應せしむる爲昭和十二年免稅特例の内容を擴充し、同時に北鮮三港の保稅地域に於ける特殊作業を認め又アルコール原料の免稅をも加へた。越へて昭和十四年には鮮滿陸接國境地域に於ける經濟開發の促進を圖る爲、國境河川に跨る橋梁・水力發電設備等に要する特定物品に對し免稅特例を設け、更に昭和十七年には之等設備にして時局下急速整備を要するものの建設に要する物品に對しては其の通關手續が工事の急速なる施工に間然する所あるべきを慮り其の輸出入に付關稅法を適用せざることとし、又同十四年は旱害對策及食糧對策の一項目として、粟

高粱及小豆に對し同年九月一日より向ふ一年間之が輸入税を免除することとした。昭和十七年度中に於ける輸入税収入額は二百四十三萬六千八百八十五圓である。

日、移入税 移入税は統一關稅制度採用と共に内鮮間相互に之を撤廢し、且船舶貨物の自由交通を認めることを根本の方策とし、内地に於ては新制度の施行と共に移入税の撤廢を斷行したが、朝鮮に於ては大正九年度の財政計畫に當つて、經費の膨脹を來し、朝鮮歲入中の主要財源である移入税を撤廢することが出来ない事情に際會した爲内地側と同時に之を實行することが出來ず、其の後も屢延期せざるを得なかつたが、同十二年度より酒精、酒精含有飲料及織物を除く一切の物品に對して移入税を撤廢し、更に昭和二年度より織物中綿織物の稅率の三分一を減じて之を從價五分としたが、最近財界の好轉に伴ふ一般歲入の自然増加及昭和九年度より實施の稅制整理に依る增收、産業界好況等に依り昭和十二年度以降十五年度迄の四箇年間に於て過渡的に從來の稅率を大體三分の一宛二回に互り低減し昭和十六年度以降之を全廢せられた。

尙内鮮間出入船舶貨物に對する取締に付ては成るべく之を緩和し大正十二年移入税の一部撤廢と同時に船舶に對しては從來其の出入を開港に制限したるを全然自由にして開港不開港を問はず其の出入を許し、貨物に對しては移入税、消費税及出港税に關係なき貨物は沿岸何れの地でも出入し得ることとし、移入税、消費税及出港税に關係ある貨物に對しても從來の開港の外、南鮮地方を主として内地と直接交通の衝に當る港を指定し、之に稅關出張所を設置して貨物通關の事務に當らしめ、以て鮮内

重要諸港の自由交通に支障なからしめたのであるが更に昭和十六年移入税撤廢及昭和十八年移入貨物に對する消費税課徴の廢止の機會に於て内鮮間經濟交通の一層の圓滑を圖る爲朝鮮出港税令に依り其の移入を條件として出港税の免除を受けたる物品の移入に付てのみを從來通特定の港を經由せしむることとし其の他の貨物の移入は總て自由ならしめることとしたのである。

三、噸税

噸税は外國貿易の爲、外國に往來する船舶が開港に入港した場合に之を課し、從來關税と同様併合當時の宣言に基いて、外國又は内地、臺灣、樺太から朝鮮開港に入港する船舶に對しては舊率に據つて課税したが、大正九年八月二十九日以後は總て内地に於ける噸税法の例に依ることに改めると同時に朝鮮と内地、臺灣又は樺太との間に通航する船舶に對しては噸税を課さないことにした。昭和十七年度中に於ける噸税収入額は一萬九千二百六十九圓である。

四、出港税

出港税は内地、臺灣・樺太又は南洋群島に於て内國税を課する物品及朝鮮に於て輸入税の特例を設けた物品に對し、朝鮮と内地、臺灣・樺太又は南洋群島との間に於ける内國税及關税の相違を調節する爲、大正九年八月二十九日以後新に之を設定したものであつて、當該貨物を内地、臺灣・樺太又は南洋群島に移出する場合に之を賦課するものである。

昭和十七年度中に於ける出港税収入額は七萬三千三百三十九圓である。

一〇金融

通貨

現に朝鮮に流通する通貨は内地各種鑄幣及朝鮮銀行券である。舊韓國貨幣は大正七年四月貨幣法が朝鮮に施行せられるやうになり、大正九年末限その通用を停止し、其の後五年間政府に於て通貨を以て之と引換へたのである。

朝鮮銀行券は朝鮮銀行法に依つて發行する銀行券で、其の發行制度は正貨準備による發行と保證による發行とに區分せられてゐたが、近時急激な發展を遂げつゝある朝鮮經濟の狀勢に鑑み昭和十六年三月法律第十五號を以て臨時に朝鮮銀行券の正貨準備發行と保證發行との區分を停止すると共に、その發行限度は大藏大臣之を定むることとし、昭和十六年度中は六億三千萬圓と決定せられたが十七年度中は七億五千萬圓、十八年度中も同じく七億五千萬圓に決定せられた。

朝鮮銀行券は大正六年十二月一日以降關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ても強制通用力を賦與せられ、通貨制度不安な滿洲に信用ある日本通貨を供給して其の産業の開發に寄與して來たのであるが、滿洲興業銀行の設立を契機とし、昭和十二年一月一日朝鮮銀行は在滿支店（關東州を除く）を同銀行に引繼いだので朝鮮銀行券の滿洲國內に於ける發行は茲に廢止せられることになつた。又滿洲に於ける補助貨の

缺乏を補ふ爲朝鮮銀行に於ては滿洲各店限り、大正五年六月十二日以降五拾錢・貳拾錢及拾錢の小額仕拂手形を發行し、其の發行高百六十九萬圓に及んだ。其の後補助貨の流通普及と共に昭和三年三月十五日以降之が發行を廢止し、滿洲事變勃發以來軍用資金として再び之を發行するに至つたが、在滿支店の撤廢に伴ひ漸次引上げられ一時は五十六萬餘圓に減少した。次で支那事變の勃發により軍用通貨として北支方面に於て之を發行するに及び再び増加し昭和十三年六月末には三百四十七萬五千圓を算したが、同年九月以來聯銀券が軍用通貨として流通するに及び漸次回收され昭和十八年六月末には九十萬餘圓に減少した。昭和十三年六月一日から臨時通貨法を朝鮮にも施行せられることとなり、臨時補助貨幣が流通市場に登場をみることゝなつた。

朝鮮銀行券以外の通貨流通見込高

年 別	金 貨	補助貨及 小額紙幣	日本銀行券	合 計
昭和十一年末	—	九、六一四	—	九、六一四
同 十二年末	—	九、六三四	—	九、六三四
同 十三年末	—	一〇、五一二	—	一〇、五一二
同 十四年末	—	一二、三二八	—	一二、三二八
同 十五年末	—	一九、〇三五	—	一九、〇三五
同 十六年末	—	二三、五二一	—	二三、五二一
同 十七年末	—	二八、二八九	—	二八、二八九
同 十八年六月末	—	三三、五五九	—	三三、五五九
同 十八年六月末	—	三三、〇五二	—	三三、〇五二

金融機關

現在朝鮮に於ける金融機關は中央金融機關として朝鮮銀行があり、不動産金融機關として朝鮮殖産銀行及東洋拓殖株式會社があり、貯蓄銀行業務を營む朝鮮貯蓄銀行があり、商業金融機關として普通銀行の朝鮮に本店を有するものが三、内地に本店を有するものが三ある。尙信託業務を營む朝鮮信託株式會社があり、其の他地方農民及中小商工業者等の庶民金融機關として朝鮮無盡株式會社並に各地に金融組合等がある。

イ、朝鮮銀行 本府施政直後明治四十四年三月朝鮮銀行法が公布せられ從來韓國の中央銀行であつた韓國銀行を改めて朝鮮銀行と稱した。現在同行の資本金は四千萬圓で、中央銀行として國庫金の出納、國債事務等の取扱、銀行券を發行する外、左の業務を營んでゐる。

- (一) 爲替手形其の他商業手形の割引
- (二) 平常取引する諸會社、銀行又は商人の爲手形金の取立
- (三) 爲替及荷爲替
- (四) 確實なる擔保ある貸付
- (五) 諸預り金及當座貸越勘定
- (六) 金銀貨、貴金屬及諸證券の保護預り
- (七) 地金銀の賣買及貨幣の交換
- (八) 擔保附社債信託業務
- (九) 尙政府の認可を受くるときは公共團體に對する無擔保貸付及他銀行の業務代理を爲すことが出來、營業の都合に依つては國債證券、地方債證券其の他確實なる有價證券を買入れることが出來るのである。

同銀行は本店を京城に置き、朝鮮内樞要の地に支店十五を設け、尙爲替の調節及貿易助長の爲、東京・大阪・神戸・下關・名古屋・福岡・門司・大連・旅順・青島・上海・濟南・天津・北京・石門・太

原・徐州・開封・紐育に支店又は出張所、派出所を有する外北中支各地に派出所及派遣員事務所を置いてゐる。

朝鮮銀行業務概況

年次	公稱資本	拂込資本	積立金	政下貸付金	借入金	預金	貸出金	銀行高
昭和十七年末	40,000	40,000	18,450	6,370	8,150	2,306,560	2,433,381	98,646
昭和十八年六月末	40,000	40,000	10,700	11,988	9,623	2,867,747	1,869,889	84,333
鮮内	—	—	—	—	—	382,418	600,388	71,944
總括	40,000	40,000	10,700	11,988	9,623	2,867,747	1,869,889	84,333

朝鮮殖産銀行 大正七年十月の設立に係り、其の資本金は六千萬圓で本店を京城に置き、鮮内樞要の地に支店六十一、出張所二、派出所六を置くの外、尙東京及大阪に支店を設け、左の業務を営んでゐる。

- (一) 五十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り不動産又は不動産上の権利を擔保とする貸付
- (二) 五年以内の定期償還の方法に依り漁業權を擔保とする貸付
- (三) 法令の規定に依り設定した財團を擔保とする第一號の方法に依る貸付
- (四) 農業者・林業者・漁業者又は工業者五人以上連帶して債務を負ふ者に對する五年以内の割賦償還又は定期償還の方法に依る無擔保貸付
- (五) 公共團體に對する第一號の方法に依る無擔保貸付
- (六) 金融組合・漁業組合其他營利を目的とせざる産業に關する法人に對する第一號の方法に依る無擔保貸付
- (六ノ二) 前號に掲ぐるものを除くの外營利を目的とせざる朝鮮總督の指定したる法人に對する第一號の方法に依る。

る無擔保貸付（七）朝鮮の産物又は朝鮮の産業上必要な貨物を質とする貸付（八）國債證券又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付（九）爲替及荷爲替（十）公共團體の債券・朝鮮金融債券・朝鮮住宅債券又は朝鮮に於て殖産事業を營むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受（十一）政府保證債券資金に依る朝鮮總督の認可したる株式の應募又は引受及十五年以内の割賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り船舶又は製造中の船舶を擔當とする貸付（十二）擔保附社債に關する信託事業（十三）國債證券・公共團體の債券・朝鮮金融債券・朝鮮住宅債券・社債券若は株券の募集・其の拂込金の受入又は其の元利金若は配當金の支拂の取扱（十四）預り金又は保護預りを爲し朝鮮總督の認可を受け他の銀行又は東洋拓殖株式會社若は日本産金振興株式會社の業務を代理し公共團體の爲に其の金錢出納の取扱を爲すの外朝鮮總督の指定に基いて普通銀行の業務に屬する貸付及當座貸越並諸手形割引の業務をも營んでゐる。

尙同行は其の營業資金を得る爲拂込資本金額の十五倍を限り（割賦償還貸付金總高定期償還貸付金總高並朝鮮殖産銀行令第十六條第十號の規定に依り應募し又は引受けた債券及社債券現在高を超過することは出来ない。但し政府保證債券を發行する場合に此の限りではない）債券を發行することが出来る。

朝鮮殖産銀行業務概況

年次	公稱 資本金 千円	拂込 資本金 千円	積立 金 千円	發行 高 千円	預 金 千円	貸出 金 千円	政 下 金 千円
昭和六年末	100,000	100,000	9,133	247,558	5,569	32,359	1,459
昭和七年末	60,000	52,500	28,491	75,667	56,396	1,248,835	1,459
昭和十八年六月末	60,000	53,500	30,341	83,937	58,423	1,358,895	1,459

備考 預金及貸出金には朝鮮に關係のない分を、貸出金中には引受債券を含まぬ。

ハ、朝鮮貯蓄銀行 昭和四年七月一日の設立に係り、其の資本金は五百萬圓で本店を京城に、釜山・平

壤・仁川・咸興・光州・群山・木浦・大邱・新義州・清津・元山・鎮南浦、全州、大田及清津に支店、釜山、平壤、興南、京城、永登浦及黃金町に出張所を置き、更に其の營業所所在地外の朝鮮殖産銀行の鮮内各營業所五十一箇店を其の代理店としてゐる。

朝鮮貯蓄銀行業務概況

年次	公稱 資本金	拂込 資本金	積立金	預金 及積金	貸付金	所有 有價證券	預け金
昭和七年末	五,〇〇〇 <small>千円</small>	一,二五〇 <small>千円</small>	四〇 <small>千円</small>	二六,三四 <small>千円</small>	五,六五二 <small>千円</small>	二,一五 <small>千円</small>	一,一六 <small>千円</small>
昭和十七年末	五,〇〇〇	三,七五〇	三,三四〇	三二,二二	六四,三八	一八,二八四	三〇,九四
昭和十八年六月末	五,〇〇〇	三,七五〇	三,五三〇	三五,八五	六九,五三	一七,〇五	三〇,五九

ニ、普通銀行 朝鮮に於ける普通銀行は明治十一年第一銀行の釜山支店設置を以て嚆矢とし、其の後經濟の發達に伴ひ、漸次設立の増加を見、且つ内鮮人間の經濟關係が密接となるに随つて内鮮人の合同經營に係るものが出現するに至つたので、適用法規の統一を圖る爲、大正元年十月銀行令を公布し、爾來大正九年四月及同十二年十一月の二回に互つて改正を行ひ來つたが、時勢の進展は更に銀行令及同施行規則の根本的改正を必要としたので、昭和三年十二月之等の改正を行ひ、翌四年一月から施行した。昭和十八年六月末現在の普通銀行は朝鮮に本店を有するものが三、其の支店出張所が百三十一内地に本店を有する銀行の支店が六である。

普通銀行業務概況 (昭和十八年六月末現在)

銀行名	公稱資本金	拂込資本金	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
朝鮮商業銀行	九、九三五	四、九七五	三、九五五	一六五	三〇八、六四	一七〇、一九二
漢城銀行	五、三二〇	三、三〇六	一、九四九	—	二〇八、四七七	一五六、一六
東一銀行	四、〇〇〇	二、七五	一、九七五	—	九七、〇〇三	七〇、九六七
帝國銀行支店	—	—	—	—	七四、四六七	五八、四三
安田銀行支店	—	—	—	—	七三、〇三九	六二、五三
三和銀行支店	—	—	—	—	五三、三四三	五九、五八三
合計	一九、一七五	一〇、九五六	七、八九九	—	八二三、九五三	五七七、一〇八
昭和六年末	二六、四三三	一四、七三一	三、五二三	一五	一〇六、九〇二	一〇五、七三三
昭和十七年末	一九、一七五	一〇、九五六	七、三八四	一五	七四六、六〇六	五七三、四三三

本、信託會社 昭和六年朝鮮信託業令の公布施行に依り當時現存してゐた所謂信託會社二十九社中朝鮮土地・共濟(以上京城)・群山(群山)・南朝鮮・釜山(以上釜山)の五社は同令に依り營業の免許を受けたが、昭和七年十二月朝鮮信託(京城)の設立を見るに及び、上記五社の買収を完了し全鮮唯一の信託會社となつた。現在同社の支店は群山・釜山・木浦・平壤・大邱・咸興・清津・海州の八箇店である。

朝鮮信託株式會社業務概況

年 別	資本金	拂込資本金	積立金	各種信託受託高
昭和七年九月末	五、三〇七	一、六七三	二五〇	八、八〇三
融			一五五	

金 融

一五六

昭和十七年末	10,000	2,500	1,782	185,806
昭和十八年六月末	10,000	2,500	1,962	197,053

へ、無盡會社。朝鮮の無盡業は大正十一年四月朝鮮無盡業令制定以來特に進展したが、時勢の進運並に朝鮮の實情に鑑み昭和六年六月準據法令の全般的改正を行ひ、更に昭和十一年五月合併の簡易化を圖る爲準據法の改正を行ひ、益々庶民金融機關として貢獻し來つたが、昭和十七年八月合同完了し、茲に朝鮮無盡株式會社一社となつた。

無盡會社業務概況

年 別	會社數	資本金	拂込資本金	積立金	無盡組數	加入口數	給付金契約高
昭和六年九月末	三	三,940,000 ^円	一,501,700 ^円	一,251,866 ^円	一,073	五六,824	七,三九,000 ^円
昭和十八年六月末	一	一,一六八,800	五,九七,000	一,六三,400	四,133	三三,451	三七三,七四三,000

ト、手形交換所。明治四十三年七月京城に、次で明治四十四年一月仁川に、同年四月釜山に、大正七年一月平壤に、同九年十一月元山に、同十年七月大邱に、同十二年十二月木浦に、同十三年一月群山に、昭和四年七月鎮南浦に、同十三年九月清津に、同十五年七月咸興に之を設立し、以上全鮮に於ける手形交換所は十一箇所にして其の昭和十七年中の交換枚數三、六四六、四九八枚交換金高六、五二一、四八五圓である。

チ、金融組合。明治四十年地方金融組合規則を發布して以來、毎年各地に數十の組合が設立され、農民

の經濟を緩和し、産業を助長したこと少くなかつたが、時勢の進運に従つて、大正三年に至り準據法に改正を加へ新に地方金融組合令を公布して、組合員の權利義務を明にし、業務の範圍を擴張した。次で同七年六月更に其の一部を改正して、地方金融組合令を金融組合令に改め、從來農民に限つた組合員の資格を擴張して商工業者其の他にも及ぼし、殊に都會地には主として中小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認めしたが、更に昭和四年四月組合の組織及業務の内容に互つて準據法を改正し、其の運用に依つて庶民金融機關としての機能を遺憾なく發揮するに至つた。今組合の組織・事業の概要を摘記すれば左の通である。

- 一 組合員は組合區域内に住所を有する者に限り其設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入させる。
- 二 組合員の責任は有限責任で出資一口以上（一口の金額十圓以上五十圓以下）を負擔させ、之に對しては年七分以下を配當する。
- 三 組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可を受け一人又は數人の副理事を置くことが出来る。而して組合長・監事及評議員は組合員中から選任させ、理事及副理事は朝鮮總督が任免する。
- 四 組合の資金は出資金・預り金・借入金及各種積立金から成り（村落組合に在つては外に政府の下付した基本金を有する）左に掲げる業務を行ふ。
 - (イ) 組合員に對して其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること
 - (ロ) 組合員の爲に預金又は定期積金を受入れること
 - (ハ) 朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對して倉荷證券を發行すること
 - (ニ) 組合員でない者から貯蓄銀行令に定められた預金及定期積金を受入れること及無盡會社からの預り

金をすること（ホ）他の金融組合若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介をすること（ハ）供託又は地方金融の調節に關して朝鮮總督の命令した業務を爲すこと。
尙都市組合は右（イ）號の資金の爲、手形の割引を爲すことを認められる。

金融組合業務概況（昭和十八年六月末現在）

組合別	組合數	支所數	組合員數	拂込濟 出資金	諸積 立金	借入金	預ケ金	預り金	貸出金
村落組合	五九	二八二	二、三九八、九元	一六、三六〇 <small>千円</small>	四〇、九〇二 <small>千円</small>	一〇九、四二八 <small>千円</small>	二七七、八六〇 <small>千円</small>	五五〇、〇三六 <small>千円</small>	四三〇、三三二 <small>千円</small>
都市組合	壹	五	一四八、九六六	二、九八二	一〇、五〇六	八、〇五五	一四八、三三六	二四一、八六六	一一三、〇五三
計	六〇	二八七	二、五四七、九〇七	一九、三四三	五一、四〇七	一一八、〇三三	四二六、一七六	七九三、九〇四	五四三、三八四
昭和六年末	六三	一四三	七六、三三三	九、二七九	一三、五五六	五八、五三四	四五、六五五	八八、七七五	一一三、八四三

り、朝鮮金融組合聯合會 金融組合は創設以來庶民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展したが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且其の監督指導を擧げて官廳だけに委すは組合の積極的活動を促進する上に遺憾とする點が少くなかつたので、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節並に其の業務指導に任ずる金融組合聯合會を各道に設立し、更に昭和八年八月朝鮮金融組合聯合會令を制定し、上述各道金融組合聯合會を合併して新に朝鮮金融組合聯合會を創設した。其の組織事業の概要は左の通である。

一 朝鮮金融組合聯合會は會員に對して資金を供給し、業務上の指導を爲し、其他會員共同の利益の増進を圖

ることを目的とする非営利有限責任の法人で、其の本部を京城府に、支部を各道道廳所在地に置く。

二 朝鮮金融組合聯合會は金融組合及朝鮮總督の指定した産業に關する法人を以て會員と爲し、會員に對しては出資一口以上（一口の金額五百圓）を負擔させる。之に對しては年七分以下を配當する。

三 朝鮮金融組合聯合會には會長一人、理事十三人以上及監事二人以上を置く。會長及理事は朝鮮總督が任命し、監事は總會に於て會員の代表者中から選任する。

四 朝鮮金融組合聯合會の資金は出資金・預り金・政府貸下金・借入金及諸積立金から成り、左に掲げる業務を行ふ。

(一)會員に必要な資金を貸付すること (二)會員に對して手形の割引を爲すこと (三)會員の爲に爲替業務を爲すこと (四)會員からの預り金をすること (五)會員に對して業務上の指導をすること (六)會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること (七)會員の教養其の他會員の共同の利益を増進する爲に必要な業務を爲すこと。

朝鮮金融組合聯合會業務概況

(昭和十八年六月末現在)

支部數	會員數	拂込 出資金	諸積立金	政 府 貸下金	借入金	債 券	預け金	預り金	貸出金	有 價 證券
一三	六四五	千圓 五、五三〇	千圓 三、四七四	千圓 三、四四五	千圓 二四、一六二	千圓 六、二六九	千圓 六五、〇三九	千圓 四〇九、四九九	千圓 一三三、三七八	千圓 二九九、六三二

又、殖産契 昭和七年時局匡救對策として鮮内に自力更生運動勃興し、其の進展に伴ひ金融組合への中小産業組合員の増容及組合員の經濟指導が益々必要となつたので、昭和十年殖産契令を公布施行した其の組織事業の概要は左の通である。

一 殖産契は部落其の他に準ずる地區内に居住する者を以て組織し、隣保共助の精神に基き契員の經濟の發達

を圖る爲共同の事業を爲すを以て目的とする非營利法人で、必然的に金融組合員又は産業組合員となる。

二 契には主事、副主事及監事各一人を置き、前二者は名譽職にして契員中より選任し、後者は契の屬する金融組合又は産業組合の理事を以て之に充つ。

三 契の事業は契員の爲生産品の販賣、必需品の購買、共同利用設備の設置、産業の指導獎勵及共濟事業等を行ふ。殖産契は道知事之を監督し、道知事は契の事業又は財産の狀況に依り契に對し事業の制限を命じ其の他必要なる命令を爲すことを得。

四 契員の責任としては殖産契が其の財産を以て債務を完済すること能はざる場合、契の屬する金融組合又は産業組合に對し契が負擔する債務に付連帶責任を負擔し又加入前契が負擔したる債務及脱退前契が負擔したる債務には脱退後二年間は右と同様の責任を負ふ。

昭和十八年六月末現在に於ける金融組合所屬下の殖産契は四萬七千八十三に達せり。

一一 貿易

概況

貿易は昭和十五年十月分より對外國貿易の發表が停止されたので、總額についても亦同年以降は發表出來ないから昭和十四年中について言へば同年の朝鮮總貿易額は二十三億九千五百萬圓にして、前年に較べ二割四分の増加であり、昭和十年の貿易に比すれば約二倍の進展振である。之は全く朝鮮内産業界の非常なる躍進を物語るものである。

今之が内容を觀察すれば對内地關係に於て移出は七億三千六百萬圓、輸移出總額の七割三分、移入は十二億二千九百萬圓で、輸移入總額の八割八分を占め、差引四億九千二百萬圓の入超にして之を以てするも朝鮮の産業及貿易が如何に内地經濟に依存すること大なるかを察することが出来る。而して其の移出主要品は米、鑛產物、肥料、水產物、生糸、大豆、移入は織物、機械類、鐵材、食料品等である。

次に對外關係にありては輸出二億六千九百萬圓、輸入一億五千九百萬圓で、差引出超一億一千萬圓を算し更に之を對滿、關、支の所謂圓ブロック内貿易と第三國貿易に區別して觀察するに、圓ブロック内輸出貿易は二億六千百萬圓で輸出總額の九割七分、輸入は九千八百萬圓で輸入總額の六割二分を占め、之が輸出主要品は米、水產物、人絹織物、木材、輸入は粟、大豆、石炭、肥料等である。

次に第三國貿易は輸出八百萬圓、輸入六千萬圓で差引入超五千二百萬圓、其の主要品は輸出は水産製品、綿織物、琺瑯鐵器、電球等にして大部分は南洋、亞米利加等に仕向られ、輸入は礦油、生護謨、棉花、機械類等である。以上が其の現状であるが朝鮮貿易は地理的資源的諸條件より考察して量的にも將又質的にも輝しき將來性を有するものと謂ふことが出来る。

國別貿易

朝鮮貿易は前項に述べた通、地理的關係から所謂圓ブロック内諸國が大部分を占め、對第三國貿易は直接航路のなきのと從來の對外取引慣習上水産製品、生絲等が内地を仲繼するため、實質的には相當量に上るものを思料せらるるも其の計數は不明にして、朝鮮の直接貿易は不振を示して居るが、將來產業界の躍進的進展と對外航路が開設せらるれば相當活況を呈するであらう。今之が主要國別貿易額を對内地貿易額と併せて表示すれば次の通である。

年 別	一、輸 移 出											
	内地	關東州	滿洲國	中華民	英領印度	蘭領印度	泰國	獨逸	北米合衆國	阿弗利加	其他	合 計
昭和十二年	五七、四四五	二〇、六二六	七、五三七	四、八四三	七五〇、一〇三	三〇二、二六二	一、四七四	六、九三三	三、三三三	六五、五四三		
同 十三年	七〇、五五九	一八、七七七	一三、〇〇三	三、一五五	四元	四七七	一〇三、〇六三	一、二八〇	一、四〇一	一、四三二	八九、六〇六	
同 十四年	七六、八八二	三三、九五三	二〇、一四九	三、五六五	四七五	六三四	三〇六	三三六	三、六四五	九五	一、八六四	一、〇〇六、七九三

二、輸 移 入

年 別	内地	關東州	滿洲國	中華民國	英領印度	英領印度領諸島	英吉	獨逸	北米	合衆國	其他	合 計
昭和十二年	七五、四三三	六、九六六	六三、三七七	二〇、六六七	二五、八、五三四	一、八七二	五、四七〇	一、九七三	二、三二一	九、二二六	八六三、五三二	
同 十三年	九三、三四五	一〇、一五七	八三、〇五〇	二二、三七一	二〇、七六八	二、六六九	二、三三三	一、〇七一	一、八八八	一七、七七五	一六、〇三三	一、〇五五、九六八
同 十四年	一、三九、四二七	八、一八一	一八〇、四五九	一〇、三三四	八、八四五	三、三九二	三、四三三	七〇三、九三九	二、三、五三二	一六、一五七	一、三六八、四八八	

港 別 貿 易

現在朝鮮に於ける開港は仁川、釜山、新義州、羅津、元山、鎮南浦、群山、木浦、清津、雄基、城津、海州、龍岩浦、多獅島の十四港にして此の外對内地關係物品積卸の爲麗水外七港が指定され、之等港灣と京城、平壤、大邱及陸接國境主要地とに夫々稅關官署を設け、輸移出入貨物の取扱等所謂貿易に關する事務は、凡て右の官署で行つてゐる。尙各港の貿易上の特質を概述すれば、釜山港は内地朝鮮の關門に當れる爲對内地貿易に於て第一位を占め、仁川は對内地貿易に於て釜山に亞ぎ、尙中華民國、關東州其他諸外國との貿易殷盛を極め、新義州は對滿洲國貿易が旺盛であり、羅津は北滿特産品大豆の搬出港として其の名がある。其他鎮南浦、清津、木浦、元山、群山等何れも殷賑を呈して居る。

輸 移 出 入 重 要 品

朝鮮貿易品を概述するに、元來朝鮮は農業を主とし、工業は較近飛躍的發達を辿るに至つた爲輸移出

品は農産物を大宗とし、鑛産物及水産物之に亞ぎ就中米、鑛産物、水産物の朝鮮貿易に占むる歩合は極めて大にして其の他、肥料、生糸、大豆、魚油、石炭、棉花、木材等は其の主なるものである。

輸移入品は概ね工業製品多く、即ち機械類、織物類、鐵材、石炭、木材、礦油、紙類、粟等が主要なるもので、特に饒近各種企業の勃興に伴ひ之等事業用品及原料品の輸移入増進の趨勢にあることは注目する。

貿易船舶

近時朝鮮産業界の躍進的發展に伴ひ貿易船舶の出入頻繁となつたが其の大部分は日本船舶である。然るに北鮮三港の設備充實と北滿地方交通機關の整備と相俟つて滿洲國特産大豆の出廻り促進され、加ふるに朝鮮に於ける水産物加工業の發達等の爲之等物資積取りの爲外國船舶の出入逐年増加の傾向にあつたが偶々歐洲戰亂勃發により中絶の已むなき状態に立ち至つた。最近に於ける入港船舶は次の如くである。

年 別	外國貿易船舶數			噸數		
	汽船	帆船	計	汽船	帆船	計
昭和十三年	一、四三三隻	一四、三六四隻	一五、八〇六隻	一、九三六千噸	一三三千噸	二、〇六九千噸
同十四年	一、六〇七隻	一三、三六四隻	一三、九七一隻	二、〇四三千噸	一三七千噸	二、二八一千噸

内地間貿易船

年 別	隻			噸		
	汽 船	帆 船	計	汽 船	帆 船	計
昭和十三年	一、六四〇 <small>隻</small>	一、八九二 <small>隻</small>	三、五三二 <small>隻</small>	一三、三三〇 <small>千噸</small>	三六七 <small>千噸</small>	一三、六九七 <small>千噸</small>
同 十四年	一〇、六五〇	一三、八九三	二四、五四三	一〇、九七七	四七六	一一、四七四

備考 噸數の計が内容と一致せざるは千噸未満切捨たるに依る。

在外貿易促進施設

海外經濟狀況調査並朝鮮物産販路擴張幹旋の爲昭和十三年以降本府囑託を關東州（大連）滿洲國（奉天・新京・哈爾賓・牡丹江）中華民國（天津・北京・青島・上海）其他・盤谷・河内・西貢等に配置し、且つ其の經濟情報に依り本府海外經濟情報を毎週一回發行して、之を鮮内の主なる商工業者及官公署に配付し、海外各地に於ける經濟事情を周知せしめ貿易の調整促進を期してゐる。

貿易經濟懇談會開催 對滿支貿易の促進並に鮮產品の改良を圖る爲昭和十三年及昭和十四年と同様昭和十五年には滿洲國新京、奉天、錦州、牡丹江、佳木所、哈爾賓、齊々哈爾、關東州大連、北支北京、天津、濟南、青島、蒙古、張家口等に於て、朝鮮物産見本市及宣傳即賣會を開催し、且彼我當業者

を商談せしめたるが昭和十七年度に於ては對華北・蒙疆・滿洲等との貿易の調整促進を圖り産業文化の提携に資する爲貿易經濟懇談會を開催し併せて朝鮮物産見本品を展示して多大の効果を擧げた。

一一一 專 賣

煙 草

煙草の專賣は大正十年七月朝鮮煙草專賣令を實施せしに始まる。しかし當時朝鮮の民度及慣習から完全な製造專賣を爲し得ない事情があつたので、先づ煙草の製造を政府の事業とし、自家用煙草耕作の許可、民間荒刻煙草の製造及販賣の認許、全葉喫用煙草の賣渡等の例外を認め、漸を逐ふて制度の完璧を期することとした。かくて着々その準備を進め、昭和二年一月煙草專賣令を改正して全葉喫用の拂下は同月限り、自家用煙草の耕作及民間荒刻煙草の製造は同四年限り何れも廢止し、茲に始めて完全なる煙草專賣制度を見るに至つたのである。

朝鮮に於て生産する原料葉煙草の種類は大別して朝鮮種・内地種・米國種の三種で、製造煙草の賣行増進に伴ひ漸次其の耕作面積を増加し來つた。而して昭和十七年度は指定耕作區域十二箇道、一〇五郡七二九箇面に亙り、耕作人員一四二、六二二人、面積一三三、一七九町歩を耕作し、收量三九、六三三、九一四旺、賠償金二千六百七十六萬二千六百九十九圓となつた。專賣實施以來政府は技術員の増置、耕作獎勵金又は罹災補償金の交付、專賣事業の補助機關たる煙草耕作組合に對する交付金の下附等大いに耕作の改善發達に努め原料の自給自足と輸出増進を期してゐる。

人 蔘

人蔘は殆んど全道に亙つて産出するが、古來高麗人蔘の名を博して居るのは京畿道開城附近で生産されるもので、政府は此の人蔘を原料として紅蔘を製造する。紅蔘は舊韓國政府時代よりの專賣で併合の際同國政府の制定に係る紅蔘專賣法を繼續して來たが、大正九年十月之を廢し新に紅蔘專賣令を公布して今日に及ぶものである。

人蔘は一般作物と異つて、播種後六年を経過しなければ收穫することが出來ない。其の製品には紅蔘と白蔘とあるが、紅蔘は水蔘（生人蔘）を蒸して日光及火熱に依り乾燥して製造し、白蔘は水蔘の表皮を搔きとり單に日光に乾して製造したものである。紅蔘は價高く、白蔘は安いが兩者共形態が整ひ其の大なるものが尙ばれるのである。尙紅蔘は専ら支那、印度、南洋方面に輸出せられ古來萬病の靈藥として愛用されて居る。白蔘は主として朝鮮及内地に於て消費される。

昭和十六年度に於ける紅蔘の製造高及販賣金高を示せば左の通である。

年 度	水 蔘 收 納 高	製 造 高	販 賣 金 高
昭和十七年度	一五、五四 <small>斤</small>	紅 蔘	三、八三 <small>円</small>
		尾 蔘	一五、五六 <small>円</small>
專 賣		紅 蔘	三、五三 <small>円</small>
		尾 蔘	四、八七 <small>円</small>
		副 蔘 物	一、九二 <small>円</small>
		計	三、七七一 <small>円</small>

鹽

古來朝鮮に於て消費する鹽は専ら沿海各地で製造する煎熬鹽であつたが、明治四十年以來京畿道朱安に於て天日鹽の試験を兼ね鹽政の確立を企圖した。然るに其の試験は極めて良好なる結果を得たので、朝鮮に於ける鹽の自給自足を圖る目的を以て天日製鹽は之を官營とし、明治四十二年以來鹽田の築造に取りかゝり日韓併合後も之を踏襲して逐次擴張を圖り來つたのであるが現に實施中の既設鹽田の内部改良や集約製鹽等の生産鹽の品質改良及増産諸工作は昭和八年以降に樹立せる擴張計畫鹽田の竣成及び之が熟田化と相俟つて遠からず自給自足の域に到達する豫定である。

翻て朝鮮に於ける鹽の消費量は官鹽の供給量を遙かに超過し之に民營の在來煎熬鹽の生産を見込むも尙相當の不足を來す爲之を輸入に俟たねばならぬ状態である。是に於て政府は昭和五年三月鹽の輸入管理に關する制令を公布して鹽の輸入は總て政府の命令又は許可を要することゝなし、輸入鹽の管理と官營鹽田の生産鹽と併せて其の統制下に置くこととした。

以上は食糧用鹽の一般であるが、輒近朝鮮に於ける資源の開發に伴ふ諸工業の勃興並に進出は朝鮮に於ても曹達工業と關聯し、工業用原料鹽の急速な需要を喚起し、昭和十年度以降工業用鹽として北支、關東州方面から年々相當の需要鹽を輸入しつつあり、將來は尙飛躍的增加を示すものと豫測せらるゝので、政府は食糧用鹽同様工業鹽に付て速かなる自給自足達成の方針にて對處してゐる。尙昭和十七年

八月一日より鹽專賣令施行せられ鹽の製造・販賣・輸移出入は總て政府の許可又は指定を要することとなつた。

阿片

往昔朝鮮にも阿片煙吸飲の弊風が流入し其の害毒が尠くなかつたので、政府は法規を設け之が取締を嚴にしたが因襲久しく容易に根絶せず、殊に阿片製造を目的に罌粟の密栽培を企てる者があるので、阿片製造の許可を受けた者の外は罌粟の栽培を嚴禁し、尙之が栽培區域を限定し、製造した阿片は政府に收納して特定の製業者に拂下ぐる等取締を嚴にしたので、現今阿片煙の吸飲は其の跡を斷つに至つた。其の後に代つて「モルヒネ」の注射服用をなす者が出來した。政府は「モルヒネ」類の不正受授を禁止し、「モルヒネ」中毒者の防止に努めたが往々不正の受授行はれ、或は不當の價格で販賣する等其の害毒が尠くなかつた。そこで之が中毒者を根絶する爲「モルヒネ」類の製造販賣を政府の事業とし、尙中毒者を登録公認して治療をなすと共に「モルヒネ」類供給の爲、昭和四年九月專賣局官制を改正して京城地方專賣局内に「モルヒネ」製造工場を新設し、同五年三月から事業を開始し其の後モルヒネ中毒者治療計畫は順調に進捗し今や殆んど其の跡を絶つに至つた。尙昭和十七年五月二十日より阿片事務一切を專賣局より厚生局へ移管したりしが同年十一月一日より行政簡素化實施により厚生局廢止されたるを以て同事務を警務局衛生課に於て管掌することとなつたが阿片事業は其の性質上專賣局の主管とす

專 賣

るを適當と認められ昭和十八年四月一日附專賣局官制改正せられ再び當局の主管となり十八年度初頭より事業を開始した。

一三 交通、通信

鐵道

總説、朝鮮に於ける鐵道は明治三十二年京城仁川間の一部に創始せられて以來四十年を閲し爾來國運の伸展に伴ひ逐年延長し來れるが、昭和十八年九月一日現在の營業線路は國有鐵道 四、五七〇杆七分、私設鐵道 一、九〇三杆五分にして國私鐵道の總延長は 六、四七四杆二分に達し、其の軌幅は支線の一部を除き世界鐵道標準軌間たる一米四三五を使用す。

而して朝鮮に於ける鐵道の使命は半島統治上極めて重要にして朝鮮文化の興隆、産業の振興、新資源の開発に寄與せること極めて顯著なるのみならず、其の幹線たる京釜・京義・咸鏡・滿浦の各線は半島を縦走し、一路隣邦滿洲國及北支の各鐵道に連絡し、又平元・京元の兩線は日本海と黃海とを結び、俱に内鮮滿支間に於ける最捷徑路として國防並に運輸交通上重大なる意義を有す。

國有鐵道、明治三十二年九月京仁間一部の開通を創始とし、同三十八年京釜線、同三十九年京義線竣功し、共に半島を縦貫して南滿洲に直通する大幹線となり、爾後湖南、京元、咸鏡、滿浦等の幹線を敷設した。湖南線は京釜線大田に起り木浦及群山港に達し、京元線は京釜線龍山に起り元山に達するもので孰れも大正三年竣功し、咸鏡線は元山、會寧間を昭和三年九月竣功、會寧より上三峰に至る廣軌改築

は同七年十二月完成、満浦線は順川より満浦橋中心に至るもので、同十四年に完成し右兩線は孰れも満洲國の鐵道と連絡して満洲及奥地に達する新交通路を展開し、平元線は同十六年四月全通し半島北部を横斷し平壤・元山間の最捷路を完成し又半島中央部を縦斷する京慶線は同十七年四月一日全通した。

昭和十八年九月一日現在國有線の延長四千五百七十軒七分である。

國有鐵道の業務は大正六年七月より一時南滿洲鐵道株式會社に委託し、同十四年四月一日より總督府の直接經營に移した。而して昭和八年に至り京圖線の全通に伴ひ同年十月一日より咸鏡線輸城以北の鐵道を同社に委託經營せしめてゐるが、同十五年七月一日之を還元し、更に上三峰以北を同社に貸付營業せしめてゐる。

昭和十八年九月一日現在國有鐵道の區間別軒程左の通りである。

線	區	間	軒程
京釜線	京釜本線	京	四五〇・五 <small>軒分</small>
		釜	三八・四
京釜線	大邱線	大	一一八・二
		慶	三一・〇
京釜線	仁川線	仁	四九九・三
		京	一六・七
京釜線	龍山線	龍	一六・七
		兼	一三・一
京釜線	兼二浦線	兼	一三・一
		平	二三・三
京釜線	大邱線	大	二二・三
		同	江
京釜線	金泉線	金	一一八・二
		慶	三一・〇
京釜線	永登浦線	永	四九九・三
		京	一六・七
京釜線	京城線	京	一六・七
		兼	一三・一
京釜線	兼二浦線	兼	一三・一
		平	二三・三

交通通信	慶全線		咸鏡線							京	湖南線								
		慶全西部線	鎮全南部線	慶全南部線	會寧炭礦線	清津線	康德線	遮湖線	鐵山線	北青線	川內里線	咸鏡本線	元	群山線	湖南本線	多獅島線	新義州江岸線	博川線	平南線
	松汀里	昌原	三津	會寧	清津	康德	羅南	會興	羅興	新青	龍潭	元山	龍山	裡田	大田	新州	新州	孟里	平壤
	順天	鎮海	晉州	鷄林	清津港	清津西港	輸城	遮湖	利原鐵山	北青	川內里	上三峰	元山	群山港	木浦(海岸)	南市	新義州江岸	博川	鎮南浦
	一三·四·六	二〇·六	一一〇·一	一一·七	二·八	二·四	一五·七	四·九	三·〇	九·四	四·四	六六·六·九	二二·三·七	二四·七	二六一·一	三三·九	一·八	九·三	五五·二

交通、通信

光州線	和順線	羅海線	東海南部線	東海中部線	東海北部線	慶元線	滿浦本線	价川線	龍登線	龍門炭礦線	山線	白線	合計	
光州	和順	羅里	釜山	慶州	安邊	清涼	西浦	順川	新安	魚場	吉州	白岩		
潭陽	福巖	麗水	慶州	鶴山(狹軌)	襄陽	慶州	高原	滿浦	价川(狹軌)	龍登	龍門炭礦	惠山鎮	延社(狹軌)	
二一・五	一一・一	一九八・八	一一二・三	三八・四	一九二・六	三八二・七	二二二・六	二九九・九	二九・五	七・四	七・一	一四一・七	一三六・八	四、五七〇・七

私設鐵道及軌道 一般運輸を目的とする私設鐵道に對しては朝鮮私設鐵道補助法に依り補助金が交付されてゐる。昭和十八年九月一日現在に於ける私設鐵道及軌道の總延長は、開業線一千九百三十五分である。

昭和十八年九月一日現在の各私設鐵道及軌道の區間別料程は左の通である。

私設鐵道開業線 (含滿鐵に貸付中の國有鐵道)

經營者及主なる事務所在地	線名	區	間	程
朝鮮鐵道株式會社 (京城)	黃海線	忠北線	鳥致院	九四〇 <small>分</small>
		沙里院	長淵	八二八
		三東	江東	五九一
		土城	海州	八一五
		州	魏州	四〇三
		山	內土	二二一
		院	下聖	五六
		東海	州港	七四
		東	浦鼎	〇七
		仁川	港驪	二五四
小計	仁川	州	四九七九	
朝鮮京南鐵道株式會社 (天安)	天安	安長	湖院	六九八
		安長	項棧橋	一四四二
小計	天安	項棧橋	二四〇	
京城電氣株式會社 (京城)	鐵	原	內金剛	一二六六
		原	內金剛	一七七

交通、通信

交通、通信

一七八

新興鐵道株式會社(興南)

咸興 五老 豐上 西興 新九 龍興 赴戰湖 豐里

小計

京春鐵道株式會社(京城)

東春 川

西鮮中央鐵道株式會社(平壤)

勝湖 川里 新成 井北 倉洞

小計

平北鐵道株式會社(京城)

定州 富豐 富水 鴨綠江中心 豐湖岸

小計

朝鮮マグネサイト開發株式會社(京城)

津東 巖

三陟鐵道株式會社(京城)

湖道 溪

北鮮拓殖鐵道株式會社(京城)

山茂 山

端豐鐵道株式會社(下枝川)

川洪 君

七五·六 七四·六 二·三 一八·五 二·一 一七三·一 九三·五 六八·四 三六·一 四·四 一〇八·九 二二·六 二·五 四·一 二二八·二 二七七 四二·四 六〇·四 八〇·三

多獅島鐵道株式會社(新義州)	楊	市	多獅島港	二四・一
朝鮮平安鐵道株式會社(鎮南浦)	鎮南	浦	龍岡溫泉	三四・七
南滿洲鐵道株式會社(大連)	雄	基	羅津	一五・二
	上	峰	雄基	一八〇・〇
	南	陽	圖們	三・三
小計				一九八・五
朝鮮人造石油株式會社(永安)	阿吾	地	梧鳳洞	一〇・四
東滿洲鐵道株式會社(瑯卷)	訓	戎	圖們江中心	一・二
私設鐵道開業線合計				一、八二〇・九

軌道開業線

經營者及主なる事務所所在地	區	間	料程
京城電氣株式會社(京城)	京城	府內及郊外	三七・六
朝鮮合同電氣株式會社(釜山)	釜山	府內	二二・六
西鮮合同電氣株式會社(平壤)	平壤	府內及郊外	一一・九
京城軌道株式會社(京城)	東	大門—蘆島及廣莊	一四・四
	鶴	橋—咸平邑內	六・一
軌道開業線合計			九二・六

交通、通信

自動車交通

朝鮮に於ける自動車交通事業は旅客自動車運輸事業者九九、路線延長二萬三千六百九十三杆、旅客自動車運送事業者に在りては路線旅客自動車運送事業者（路線を定め定期に非ずして自動車を運行し旅客の運送を目的とする事業）三、路線延長九十四杆、團體旅客自動車運送事業者三、事業區間の延長五百四杆、普通旅客自動車運送事業者九十である。

貨物自動車運送事業者に在りては區間貨物自動車運送事業者に在りては區間貨物自動車運送事業者六一、事業區間の延長二萬四千七百七十九杆、區域貨物自動車運送事業者（事業區域を定むるもの）七四を示してゐる。

又旅客自動車運送事業又は旅客自動車運送事業に非ずして、自動車に依り旅客を運送する事業即特定旅客自動車運送業にして路線を定むるもの一二、路線延長百九十八杆、事業區域を定むる九である。之を各道別に見ると左の如くである。

尙昭和十六年旅客貨物共と全鮮を地域とする各一の自動車運送事業組合が設立せられ右の全事業者を組合員として抱擁し本府の方針を體して銳意事業に關する統制等に當つて居る。

自動車交通事業（昭和十七年六月三十日現在）

交通通信

道名	旅客自動車運輸事業		旅客自動車運送事業				貨物自動車運送事業		特定旅客自動車運送事業	
	事業者	路線杆程	觀光旅客自動車運送事業 事業者	團體旅客自動車運送事業 事業者	普通旅客自動車運送事業 事業者	區間貨物自動車運送事業 事業者	區域貨物自動車運送事業 事業者	路線ヲ定ムル事業者	路線ヲ定ザル事業者	
京畿道	一五	三、六〇五・四	一	二	二二	六、一六四・五	三三	一	九	
忠清北道	四	七七・六	—	—	四	二、一六・九	二	—	—	
忠清南道	七	一、四五八・七	—	—	八	三、一、二五・五	二	—	—	
全羅北道	一〇	一、七〇八・四	—	—	二	一、四六五・四	一	—	—	
全羅南道	一一	一、六三三・三	—	—	八	六、四三七・八	四	三	四三・〇	
慶尙北道	五	二、三四八・九	二	—	七	二、一九五・五	二	—	—	
慶尙南道	七	二、〇九三・八	—	—	二	三、一九七・四	四	—	—	
黃海道	八	二、〇七一・一	—	—	一三	一、二、六四三・九	一	一	八・五	
平安南道	八	二、〇六七・六	—	—	二	一、二、〇一六・六	一	三	七四・七	
平安北道	五	二、五三六・八	—	—	三	七、二、九四九・四	一	—	—	
江原道	六	一、一三五・九	—	—	五	五、二、五〇八・〇	八	—	—	
咸鏡南道	五	一、六三八・五	—	—	三	五、一、五五七・八	三	—	—	
咸鏡北道	八	六四八・五	—	—	三	八、八〇八・五	三	五	七三・三	
計	外局營一 九九	外局營九四・〇 二、三、六九三・四	三	三	九〇	六、二、三四、一七九・二	七四	一三	一九八・七	
	外局營二 九九	外局營三三三・〇 二、三、六九三・四	—	—	—	外局營一六五・〇	—	—	—	

道路

一、路線

本府は施政當初道路網を確定したが、此の道路網の延長は昭和十三年度に於て一等道路三十八線延長三千二百三十六杆、二等道路九十七線九千九百七十六杆、三等道路五百十六線一萬四千六百七十五杆のところ、同年十二月一日より朝鮮道路令の施行と共に從來の一・二・三等道路の名稱を廢して、國道・地方道・府道・邑面道と改めることとなり、大體從來の一・二等道路は國道に、三等道路は地方道に認定した。昭和十八年三月現在の道路網は國道百一路線延長一萬二千六百三十二杆、地方道六百二十路線延長一萬八千八百十四杆となつてゐる。

二、道路修築

明治四十四年度から第一期事業として一・二等道路三十四線延長二千六百九十餘杆を改修し、更に大正六年度から第二期計畫を樹て國道二十六路線二千三百八杆の工事を施行中である。

右の外金山・鑛山・林業等の開發其の他急施を要する道路改修を行ひつゝある。

滿洲の建國以來鮮滿間に於ける産業・經濟・治安・開拓民等諸般の交渉は漸く頻繁となり、其の交通連絡は極めて緊要となつたので、兩國政府の協議に基き鴨綠江及び豆滿江に國境連絡橋梁○○箇所を架設することとし、其の中六箇所は總督府に於て、昭和十年度以降七箇年繼續事業として着手し、同十八

年度中には四箇所竣成することになつてゐる。

尙本府に於て直轄施行するものゝ外、毎年地方公共團體に對し補助を與へて道路の修築改築を行はせてゐるが、以上各種の事業に依り改修された道路の總延長は昭和十八年三月現在に於て國道一萬一千七百三十一軒、地方道一萬五千二百五十八軒に達した。

港 灣

朝鮮の港灣は大小二百數十を算へることが出来る。此の中開港は釜山・仁川・木浦・群山・鎮南浦・多獅島・龍岩浦・新義州・元山・城津・清津・雄基・羅津・海州の十四港で、指定港に馬山・鎮海・統營・三千浦・麗水・濟州其の他を合せ三十八港あり、右以外は地方港又は漁港等となつてゐる。系統的港灣の修築は、統監府時代に釜山・仁川・鎮南浦・平壤・元山・新義州・群山・木浦・清津・馬山の十一港に對し夫々應急施設に着手したのが其の濫觴である。其の後本府は前記各港の外、多獅島・麗水・海州・墨湖・端川等を加へ擴張又は修築を實施して來た。昭和十八年八月現在工事中に屬する港灣は仁川・釜山・城津・清津・多獅島・馬山・海州・墨湖・端川・麗水・三千浦・元山の十二港である。

河 川

從來朝鮮に於ける河川は概ね天然の流水に委せたる結果、毎年洪水の氾濫に由つて數千萬圓の損害を

蒙るのが常であつた。

本府は此の事情に鑑み大正四年から治水及水利計畫上重要な洛東江外十三河川の流域狀況・水害・水運・水利經濟關係等の調査に着手し、大正十四年この調査を基礎として改修計畫を樹て、先づ萬頃江・載寧江改修の工を起し、次いで大正十五年度に漢江・洛東江・龍興江・大同江、昭和十二年度に三橋川・東津江・榮山江・南江等に着手し、萬頃江・載寧江・大同江・洛東江は昭和十五年度末迄に竣功を遂げ爾餘の河川も夫々豫定の通り竣功の見込である。

主要直轄河川の改修と並行して支派川及獨立した中小河川改修は、地方團體に六・七割の國庫補助を與へて之を行はしめてゐるが、今迄に窮民救濟事業・時局應急施設土木事業地方振興土木事業等の名に於て改修を了した河川は百十六に達した。

尙現に工事中である主な事業に、昭和十二年度着手の中小河川改修工事があるが、これは鮮内二百二十一河川を國庫補助により八箇年間に改修せんとするものである。

更に昭和十八年度には決戦下の食糧を緊急に増産確保するため、食糧對策、小河川改修工事に着手したのである。之も六割五分乃至七割五分の國庫補助により十箇年間に四百六十の小河川を改修せんとするものである。

以上改修濟地域は洪水禍から免るゝと共に水運灌漑等に一段の發展を見つゝある。

海 事

一、船舶 沿岸各地に於ける海運事業の勃興に伴ひ汽船の新造又は購入を爲せるもの多く、朝鮮に船籍港を有する船舶は近來益々増加の傾向を示してゐる。

二、船員 最近朝鮮在籍船の増加及海運事業の發展に伴ひ年々其の數を増加し、就中朝鮮人職員に在りては著しく進歩の跡を示してゐる。

三、命令航路 昭和十八年四月一日現在命令航路は左の通である。

航 路 別	線 數	隻 數
内地及外國航路	二	二
沿岸及河川航路	三	四

四、航路標識 事業は明治十六年日韓兩國間に締結せる日本人民貿易規則に基き帝國政府の交渉に應じ韓國政府が同三十六年仁川小月尾島に燈臺を建設したのを以て嚆矢とし、朝鮮總督府施政後は銳意標識の普及を圖り、年々建設改良に努め、整理増設を期した結果、昭和十七年度末現在に於ける夜標・晝標・霧信號・無線方位信號所等の數は其の海岸線十五哩に對し夜標一の割合に増加して居る。

航 空

朝鮮に於ける航空事業の概要を述べれば次の通である。

第一は定期航空であるが、半島の定期航空は昭和四年日本航空輸送株式會社が東京大連線の運航を開始してより大日本航空株式會社、朝鮮航空事業社、滿洲航空株式會社等の手に依り漸次京城光州線、東京新京線、京城大連線、京城清津線、新京清津線、新京京城線等が開設せられ半島航空路は文字通り東亞航空交通上の要衝となつた。

第二は産業航空である。産業航空として行はれて居るのは魚群探見飛行、測量飛行、山火豫防飛行等であつて、魚群探見飛行は昭和四年頃より實施され主として咸北、咸南、江原道方面の東海岸で行はれて居る。測量飛行は以前滿洲航空株式會社の手により行はれて來たが最近は大日本航空株式會社の手より廣く山林調査、都市計畫、水力發展計畫等に利用されて居る。又山火豫防飛行は山火事の多き時期に於て人跡稀な山林地帯の上空を飛行し山火を大事に到しめざる様努力して居る。

第三は航空保安施設である。飛行場、航空燈臺、飛行場照明、航空無線通信、航空無線嚮導施設、航空氣象觀測通報等航空發達上の基礎的要件であるから朝鮮に於ても年々之が整備擴充に努めて居る。

第四は航空機工業であるが、時局下斯業の重要性に鑑み、朝鮮に於ても着着之が培養に努めつゝあり第五は國民航空であるが、我國をして一大航空國家たらしむる事は刻下の急務であるので、半島に於ては朝鮮國防航空團を主體とし、一般に航空知識の普及を圖るのは勿論學生、生徒、兒童及一般青少年に對しては模型航空機の製作、滑空機、飛行機による操縦及整備訓練を施し有爲なる航空要員の培養育

成に努めて居る。

通信事業

通信機關は都鄙を通じて一千三百を超え、主要地には電信及電話を開始して舊來の面目を一新した。昭和十八年八月末現在の局所數は郵便局一千七十八、電信局十五、電話局一、同分局三、電信電話取扱所百四十六、計一千二百四十六を配置し、郵便切手賣捌所四千九百十四を算してゐる。昭和十七年度に於ける諸般通信業務の取扱數は左の通である。

	引	受	配	達
郵便物	常	四三一、六〇三、九四九	四六七、九五二、一六六	
小包	發	四、四八八、四二四	五、四六八、五一三	
電報	著	信	中	繼
報	一三、九六〇、二二〇	一三、七〇〇、八五八	二六、五一九、一三九	信
年度末現在加入者數	市內通話度數	市外通話度數	合	計
電	六五、〇九六	三九七、八八六、一一五	七、〇八七、四二七	四〇四、九七三、五四二
話				

郵便爲替貯金

交通、通信

郵便爲替貯金に關しては、常に朝鮮人特殊の風俗習慣に留意して其の改良發達を圖つて居るが、本事業は地方に於ても重要な金融機關として一般に認められ、利用者は漸次増加の傾向にある。

郵便爲替貯金

内國爲替

外國爲替

年 度	振 出	拂 渡	振 出	拂 渡
大正十一年度	103,016,053 円	103,355,557 円	162,230 円	194,363 円
昭和十六年度	296,261,703 円	295,460,050 円	1,101,014 円	91,347,960 円
昭和十七年度	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

年 度	振 出		拂 渡	
	口 數	金 額	口 數	金 額
大正十一年度	2,336,8元	103,142,2元	2,628,455	103,549,92元
昭和十六年度	5,851,626	298,663,77	6,695,288	366,808,024
昭和十七年度	—	—	—	—

郵便貯金

預 入

拂 戻

年 度	度 數	金 額	新規人員	度 數	金 額	全拂人員
大正十一年度	3,255,76	56,644,236 円	31,64	96,797	55,485,482 円	47,469

昭和十六年度	一七、〇二五、四八二	二九四、二六〇、九四	一、四六〇、七六四	三、四六二、八四七	二五八、七三三、七一九	七六二、三三
昭和十七年度	—	—	—	—	—	—

年 度	年 度 末 現 在 高		一人平均額
	人 員	金 額	
大正十一年度	一、五九〇、四七〇	一九、八七五、〇九三	一二・五〇
昭和十六年度	七、五二五、八五〇	一七六、九〇五、六〇四	二三・五一
昭和十七年度	—	—	—

郵便振替貯金に就ては、大正七年に府又は府の區域を包含する府公金受拂の爲に要する郵便振替貯金特別取扱を、同九年には國債募集賣出及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱を、又昭和十三年には郵便振替貯金に依る債券賣出及元利金支拂特別取扱を開始した。爾後之を利用する者漸次増加し、郵便振替貯金制度開始當時即ち明治四十三年には僅に二百七十九人の加入者を有するに過ぎなかつたが、昭和十七年三月末現在には既に五萬四千九百人の多數に上つて居る。其の取扱高を示せば左の通りである。

郵便振替貯金朝鮮内各郵便局所受拂高

年 度	拂 込		拂 出	
	口 數	金 額	口 數	金 額
大正十一年度	一、六〇七、三九七	九四、〇七六、五五六	一八四、〇五四	七、五九九、九五
昭和十六年度	三、九六二、二四七	六四、九四五、〇四五	八二、五三八	五四三、五五二、六二六

交通、通信

一九〇

昭和十七年度

三八〇、三四六

七四、七四、七三

八八、二〇七

六五、八八、七五

郵便振替貯金朝鮮口座受拂高

年 度	受 入		拂 出	
	口 數	金 額	口 數	金 額
大正十一年度	一、三七、〇四八	一六、五七、二六三	三六、〇三三	一六二、八五一、五五九
昭和十五年度	五、〇八、二〇五	一、八二、三五一、一〇三	一、五四〇、九六六	一、七五、三二一、三三七
昭和十六年度	—	—	—	—
年 度	人 員	金 額	人 員	金 額
大正十一年度	一一、五四四	二、〇七六、五五六	—	—
昭和十五年度	五四、九二四	二四、九五七、三六一	—	—
昭和十六年度	—	—	—	—

放送無線電話

朝鮮の放送無線電話は現在の社團法人朝鮮放協會の前身であつた京城放送局が昭和二年二月から放送を開始したるが、電力、施設等の弱少と内鮮混淆單一放送の爲と民度の低いの起因して普及が良好でなかつたが、昭和八年四月世界に類例のない内鮮語の二重放送を開始し、次いで釜山、平壤、清津、裡

里、咸興、大邱、光州、大田、元山の十放送局二十装置を完成し、その聴取者數も昭和十八年七月末現在に於て二十八萬五千二十四人に達したのである。昭和十六年十二月八日大東亞戰爭勃發するや放送は擧げて直に決戰體制に切換へ總督府の施策に即應し、時局認識の透徹は素より總督の意圖する總ゆる事象の滲透の推進力たらしむる如く日夜活動を續行中である。

尙有事に備へ京城中央電話局本局區内の官公署、團體學校等約三百箇所到有線放送受信施設を爲し、昭和十八年六月以降試験放送實施中である。

朝鮮簡易生命保險

事業の創始 朝鮮に於て簡易生命保險事業は、第五十六回帝國議會に豫算案、特別會計法案及郵便物無料に關する法律案を提出して其の協贊を得、昭和四年七月一日より遞信局に於て其の實施準備に着手、同年十月一日より之を實施したのである。

制度の概要 本事業は政府の獨占する非營利事業であつて又其の會計は朝鮮總督府會計より之を分離して特別會計となし、事業上の支出は其の收入を以て支辨することになつて居る。保險の内容は内地の夫れと略同様であつて、保險種類は終身保險、養老保險、小兒保險の三種で、加入年齢は終身保險と養老保險は十歳以上六十歳以下、小兒保險は三歳以上十歳未滿となつて居る。保險金額の最高制限額は被保險者一人に付千圓で、保險料は原則として月掛で郵便局から集金に行くことになつて居

る。事業の取扱機關は中央では逓信局が監理事務に當り、地方では全鮮に亙る千有餘郵便局が申込の受付保険金拂渡等の事務に當つて居る。

二、事業の成績 昭和十八年七月末現在の事業成績は契約件數六百四十七萬六千件、保険金額十二億六千五百五萬七千圓であるが、當初の計畫に比して遙に良好の成績を示して居る。殊に朝鮮人の加入率は全加入件數の八割九分八厘を占め漸次増加の趨勢を辿つて居る。

三、福祉施設 保険加入者の健康の保護増進を圖ると共に、一面事業の堅實なる發展を期する爲、京城外二十四箇所に簡易保険診療所を設置して、專屬醫師に依り無料又は輕費を以て醫療奉仕をして居るが、尙診療所の設置なき地方の被保険者の爲に巡回診療を爲す外、書面健康相談の取扱をも爲して居る。昭和十七年度中に於ける取扱狀況は左の通である。

簡易保険診療所事務取扱狀況

一、診療所利用者數	四二一、〇六五人
二、書面相談者數	一〇八人
三、巡回診療利用者數	一一、六二一人

又被保険者の結核療養に資する爲かねて江原道平康邑に建設中の朝鮮簡易保険養所は廳舎も殆ど完成し、本年十月一日より開所の見込である。

四、積立金の運用 本事業の積立金は、保険契約者に貸付する場合の外に國債にて保有するか又は大藏省預金部に預入する。預金部に預入した積立金は之を朝鮮に於ける公共の利益の爲朝鮮内の公共團體營利を目的としない法人若は組合又は特別の法令に依り設立された法人に對して融資することゝ爲つて居る。

最近に於ける積立金運用の狀況を示せば左の通である。

積立金運用狀況 昭和十八年八月末現在

積立金總額 一四八、四四一、七八四圓

内 譯

公共貸付	四〇、一九四、九一五圓
債券引受	五一、一一〇、四三六圓
國債保有	一七、四四〇、〇八五圓
保險契約貸付	二、一三〇、六九九圓
預金	三七、五六五、六四九圓

一四 神社、宗教

神社

本府は大正四年八月神社の創立及移轉合併等に關する規則を定め、次で昭和十一年八月神社規則の全面的改正を斷行し、此等の成規に遵由して神社を創立せるもの五十七に上り、地方著名の都市には概ね御鎮座を見るに至つた。次に神祇を鎮齋して一般公衆の參拜に供する小設備の神祠は國體觀念の普及御深徹に伴ひ逐年増加し本年は既に八五四（昭和十八年八月末現在）に達してゐるが、之は何れも他日神社となるべき體性を有するものである。

官幣大社朝鮮神宮（京城府南山鎮座）は朝鮮の總鎮守として 天照大神・明治天皇の二柱を奉祀し、大正十四年十月十五日鎮座祭を執行、爾來例祭を十月十七日と定め、勅使を差遣せらるゝことに御治定になつた。又昭和十一年八月一日京城神社（京城府倭城臺鎮座）並龍頭山神社（釜山府辨天町鎮座）の兩社を、次で昭和十二年五月十五日大邱神社（大邱府達城町鎮座）並平壤神社（平壤府慶上町鎮座）を、更に昭和十六年十月一日には光州神社（光州府總岡町鎮座）及江原神社（春川邑鳳儀町鎮座）をも夫々國幣小社に列格仰出された。尙昭和十四年六月十五日には官幣大社扶餘神宮の御創立を仰出され目下御造營工事は國費及全道奉贊事業として着々進行中であるが、更に京城並羅南の兩地には護國の神々を奉祀すべく護國神社の御造營が進められ、今秋乃至明春には完成鎮座の豫定であ

る。

宗 教

一、宗○教○の○概○況○ 佛○教○の○傳○來○は○遠○く○高○句○麗○小○獸○林○王○二○年○で○あ○つ○て、爾來百濟・新羅を経て高麗朝の末に至る迄は大いに隆盛を極めたが、其の反面頗る餘弊も生じたので、李朝に至つては概ね排斥の方針を採り、逐年抑壓を加へた爲教勢甚だ衰え、多くは荒廢に歸したのである。然るに李太王三十三年始めて信教の自由が許され、次いで明治四十四年九月寺刹令施行と共に宗教的活動を公認されたので、數百年來衰えて來た佛教は茲に漸く蘇生の運に向つたのである。爾來各寺刹は布教所を設置して、各本末寺聯合出資の下に財團法人朝鮮佛教中央教務院（昭和十七年五月十八日財團法人曹溪學院と改稱）を創立し漸次講學布教の發展を見るに至つた而して總本寺の設立は朝鮮佛教徒多年の要望であつたが昭和十六年四月寺刹令施行規則の一部を改正し總本寺太古寺の設立を容認せり。昭和十七年末現在總本寺一、本寺（本山）三十一、末寺一千二百九十四、布教所四百九、僧侶五千七百九十五、尼僧一千三十、信徒二十四萬四千餘人を數ふる狀況である。朝鮮佛教の宗旨稱號は種々併立して居たが、李朝に於てはその合派滅宗を圖り世宗六年遂に禪教二宗と爲し、多年兩者を併稱して居たが、前述の總本寺太古寺設立の認可に當り朝鮮佛教曹溪宗として公稱することを併せて認可せり。

内地佛教の朝鮮に於ける布教は夙に天正年間に眞宗大谷派系に依つてなされたが後一時中絶し、明

治十年再び同派の開教あり、同十四年には日蓮宗、同二十八年には眞宗本願寺派、同三十年には淨土宗等の各宗相次いで渡來し、殊に併合後は信徒の結集、寺院・布教所等の設備年々増加するに至つた。昭和十五年末現在朝鮮布教に従事する宗派は眞宗・日蓮宗・淨土宗・眞言宗・曹洞宗・臨濟宗・黃蘗宗・天台宗及華嚴宗に屬する九宗二十九派であつたが、内地に於ける宗教團體法の施行に伴ひ宗制を改正し又宗門の改革を斷行して大同團結を爲せるもの多く昭和十六年四月以降本府布教規則の定むる所に依り宗制を認可し九宗十七派となつた。其の寺院百三十八、布教所七百十九、布教者六百六十六人、信徒三十六萬二千三百餘人、内朝鮮人三萬七千九百餘人を數へる。

内地神道の朝鮮渡來は明治二十六年の天理教に始まる。昭和十七年末現在天理教・神理教・金光教・神習教・大社教・扶桑教・神道・黒住教・實行教・神道修成派・御嶽教の十一派あり、各派を通じて布教所三百二十七、布教者六百九十四人、信徒九萬一千八百餘人、内朝鮮人一萬七千七百餘人である。

基督教は十八世紀の中葉、既に舊教天主教の傳播を見た。新教基督教の開教は李太王の二十一年米國北長老派の宣教師が入鮮したのを宣教の第一歩とし、次で翌年には更に同派の宣教師並に監理派の宣教師も渡來して、京城・平壤其の他に布教所を設け、學校・病院等の經營に着手したのである。爾來諸派宣教師の渡鮮する者尠からず、外國人の關係する教派は朝鮮耶蘇教長老會・基督教朝鮮監理會・聖公會・第七日安息日耶蘇再臨教・東洋宣教會・救世團・基督教會朝鮮宣教會・基督教五旬節教

會及基督教の九派であるが支那事變勃發後國際狀勢の激變に因り宣教師は退去し、之等の教派は日本的教義の確立に努めつゝあり、又内地側新教基督教は明治三十七年日本基督教會傳道局から牧師を派遣し釜山に教會を設立して傳道を開始したに始まり、日本メソヂスト教會・日本組合教會・きよめ教會・日本聖教會及基督教同信會等も渡來したが内地に於ける基督教各派は合同に依り昭和十六年十一月二十四日附文部大臣より日本基督教團の認可ありたるを以て之と同一系統に屬する日本基督教會、日本組合基督教會、日本メソヂスト教會、日本聖教會及きよめ教會の五派、合同し日本基督教團の傘下に入れり。又一方朝鮮人側には大正七年黃海道鳳山郡に朝鮮基督教會を、同十一年京城に朝鮮會衆基督教會を設立した外、尙他に神の教會・基督の教會・朝鮮耶穌教會・イエス教會・基督教朝鮮福音教會・聖主教團・日本一致基督教會・ナザレン教會・耶穌教福音教會及東亞基督教會がある。以上新舊各派を通じて昭和十七年末現在布教所五千四百九十七、布教者四千三百四人、内外國宣教師百四十二人、信徒内地人八千三百餘、朝鮮人三十七萬四千餘、外國人三十七、合計三十八萬二千八百餘人である。

二、宗教團體の社會事業 宗教團體の社會的施設としては基督教が最も多く、佛教之に亞ぎ、神道も亦漸次之が開始を見るに至つた。内鮮佛教團體の經營する主なるものを舉ぐれば、専門程度の學校一、中學程度のもの五、初等程度のもの六、幼稚園六十五、講習所及書堂二十四箇所である。又隣保救濟の專業としては眞宗大谷派の向上會館、淨土宗の和光教團・共生園、京城・仁川・大田・光州・平壤

及羅南に於ける内地佛教各宗聯合の京城佛教慈濟會・仁川佛教悲田院・大田佛教慈濟會・平壤佛教廣濟會及羅南行旅病人救護所がある。基督教の事業は多く外國宣教師に依つて經營され新舊各派を通じ相當な數を示し居りたるも昭和十六年頃より國際情勢激變し敵性國の宣教師は殆んど歸國し之が爲其の經營は減少し現在は専門學校三、中學校一、高等女學校三、實業學校二、小學校十九の外、専門、中等並に初等程度の男女各種學校九十六、幼稚園百七十、講習所及書堂九十一である。醫療事業には監理及長老聯合の旭醫專附屬病院（世富蘭僊病院）外十一箇所の病院並に大邱に於ける癩病院を經營し、有料患者を取扱ふと同時に貧困者に對しても施療を行つて居る。其の他社會事業には孤兒院・養老院・救世團の厚生學院、惠泉院、清心療等がある。

一五 教 育

概 説

朝鮮に於ける教育は併合當初に於ては時勢と民度とに適合せしむる爲内鮮人に依り其の系統を異にしたが、大正十一年施政の伸暢に伴ひ、之を同一法規の下に統轄し、普通教育に依てのみ國語を常用する者と然らざる者とに依り教育機關を區別したが、他は總て内鮮共學を本體とし、且學校の程度を高めて内地諸學校に連絡せしめ、新に大學及其の豫備教育たる大學豫科を加へて教育制度を整備したのである。然るに其の後半島文化の向上進展は著しきものあり、國民的自覺の昂揚亦見るべきものあるに鑑み、昭和十三年普通教育に付ても内鮮の區別を撤廢して學校の名稱を統一し、忠良有爲なる皇國臣民の育成に遺憾なきを期したのであるが、更に昭和十六年には内地と同時に國民學校制度を施行して皇國の道に則る國民基礎教育を確立し、進んで昭和十八年には内地に於ける全面的學制改革に呼應して中等學校、專門學校及大學豫科の學制を改革、併せて師範教育の刷新改善を斷行し、皇國の道に則る教育の一貫的體制を完整したのである。

初 等 教 育

初等教育は昭和十六年度以來國民學校令に依り、土地の事情によつて初等科高等科を區別せず修業年限六年の國民學校を置き得る點を除き内地の制度と殆ど變りはない。昭和十七年度に於ける朝鮮人兒童の就學率は凡そ五割五分であるが、昭和十八年度より同二十一年度迄第三次朝鮮人初等教育普及擴充計畫を實施し、國民學校學級九、八〇九の増新設により同計畫完成年度に於ける就學率を凡そ七割に達せしめんことを期して居り、昭和二十一年度からは義務教育制度を施行することとなつて居る。

初 等 學 校 (昭和十七年五月末日現在)

學 校 種 別	學 校 數	學 級 數	兒 童			
			内地人	朝鮮人	其ノ他	合 計
官 立 國 民 學 校	一四	一三九	六三五	六、二七〇	一	五、八九五
公 立 一 部 國 民 學 校	五三三	二、五六四	九七、一七	五、六五六	六	一〇三、八〇九
公 立 二 部 國 民 學 校	三、一〇〇	三三、二五八	一、〇四〇	一、六三、八九四	二	一、六四、九四五
私 立 認 定 學 校	一四二	八七〇	二八	六三、四三六	一	六三、四五四
公 立 簡 易 學 校	一、六八〇	一、七二五	二	一、二七、三〇九	一	一、二七、三二一
合 計	五、四七七	二八、五五六	九八、八三三	一、八七六、四五五	二七	一、九七五、三四

中 等 教 育

中等教育は昭和十三年以來内地の相當學校令を依用して來たのであつて更に内地に於ける昭和十八年

度の中等學校令の公布に順應し、朝鮮教育でも朝鮮教育令を改正し本令を依用することゝなつた。唯朝鮮に於ける教育の實情に鑑み國民學校初等科修了程度を以て入學資格とする修業年限三年の所謂乙種實業學校及實業補習學校は從來の通設置を認むることゝなつた。

尙昭和十二年度以前に於ける中等學校の設立並に擴充に就ては専ら設立團體の任意に委ね來つたのであるが朝鮮人初等教育普及擴充計畫の進行と一般向學熱の勃興に依り上級學校志願者は逐年累増するに至り、斯處に於て一定方針の下に其の擴充を圖るの必要を生じて來たので、昭和十一年度に於て中等教育調査委員會を設け、其の議を経て昭和十二年度より昭和十七年度に至る六箇年間に七百學級を擴充するの目標を立て實施して來たが、昭和十七年度に於ては七百八十四學級を擴充するの定債を納め、右に依る收容増加數三萬九十人を算するに至つた。昭和十八年度以降に於ても一定計畫の下に必要な擴充を計つて居る。

中 等 學 校

(昭和十七年五月末日現在)

學 校 種 別	學 校 數	學 級 數	生 徒			合 計
			内地人	朝鮮人	其ノ他	
公 立 中 學 校	三	五〇一	一一、三〇一	一四、八〇九	一	二六、一一一
私 立 中 學 校	二九	一九三	八	一一、一五一	一	二二、一五九
公 立 女 學 校	九	四二	一四、五〇〇	九、〇四四	一	二三、五四四
			二〇一			

教 育

11011

私立女學校	三	107	99	5,269	1	6,356
公立農業學校	4	255	1,036	13,053	1	13,088
私立農業學校	1	5	1	256	1	256
公立商業學校	3	197	4,735	5,585	1	10,310
私立商業學校	10	97	494	5,053	5	5,551
公立工業學校	7	83	1,556	1,560	1	3,116
私立工業學校	2	14	258	333	1	591
公立水産學校	4	30	147	800	1	947
私立職業學校	23	131	91	4,173	1	5,083
私立職業補習學校	2	19	573	443	1	1,025
公立實業補習學校	29	193	760	6,678	1	7,436
私立實業補習學校	28	59	3	4,357	1	4,360
合 計	368	2,335	37,321	74,712	1	118,577

師 範 教 育

從來師範教育は朝鮮の實狀に鑑み独自の制度をとり、内地に比し入學資格を低下して修業年限を延長する等特殊の施設を爲して來たが、昭和十八年度師範教育制度を改善し、朝鮮に於ける斯教育も師範教育令に依るを建前とすることゝなつた。唯朝鮮に於ける教育の實狀に基き國民學校初等科修了程度を以て入學資格とする修業年限四年の豫科並に尋常科の外、教員の短期養成の爲講習科をも置き得ることゝ

した。而して昭和十八年度に於ては京城及京城女子の兩師範學校に本科を置き、之を専門學校程度に昇格せしめたのである。

師 範 學 校 (昭和十七年五月末日現在)

學 校 名	學 校 數	學 級 數	生 徒			合 計
			内地人	朝鮮人	其ノ他	
京城師範學校	一	三五	六四	四九	一	一一〇
大邱師範學校	一	一八	二四	五九	一	八三
平壤師範學校	一	一八	一九	五九	一	七〇
全州師範學校	一	一五	四	五	一	六九
咸興師範學校	一	一五	八〇	六四	一	一四四
光州師範學校	一	一六	三	六	一	六四
春川師範學校	一	二	二七	五八	一	五五
晋州師範學校	一	三	四	八〇	一	六六
清州師範學校	一	八	二四	五七	一	六〇
新義州師範學校	一	八	一	二五	一	三三
公州女子師範學校	一	三	三六	三二	一	六五
京城女子師範學校	一	七	四九	四〇	一	九〇
合 計	三	一七六	二、一七	六、三三	一	八、七〇

教 育

專 門 教 育

專門教育は大正十一年二月の新朝鮮教育令により入學資格、修業年限、學科程度等凡べて專門學校令に依ることとなり、現在官立七校、公立二校、私立十一校を算す。

專 門 學 校 (昭和十七年五月底現在)

學 校 名	學 校 數	學 級 數	生 徒 數			合 計
			内地人	朝鮮人	其ノ他	
官立京城法學專門學校	一	三	一三	一七	一	三九
官立京城醫學專門學校	一	四	二七	七	六	四八
官立京城高等工業學校	一	三	四五	八	一	五五
官立京城高等商業學校	一	六	三八	九	一	四八
官立鎭山專門學校	一	九	一四	五	一	二〇
官立水原農林學校	一	三	四六	七	一	五五
官立釜山高等水産學校	一	六	九七	三	一	一〇〇
計	七	三	一、五七	五〇	六	二、一〇
公立大邱醫學專門學校	一	四	一八	九	一	二七
公立平壤醫學專門學校	一	四	一九	二	一	二二
計	二	八	三七	一一	一	五八

私立善成專門學校	一	六	一	四六	一	四六
私立旭醫學專門學校	一	四	一	二六	一	二六
私立延禧專門學校	一	四	一	五五	一	五五
私立梨花女子專門學校	一	一九	一	五七	一	五八
私立京城齒科醫學專門學校	一	四	一	二七	一	四〇
私立京城藥學專門學校	一	三	一	二四	三	二九
私立惠化專門學校	一	六	一	三	一	三四
私立京城女子醫學專門學校	一	五	一	一九	一	二四
私立大同三業專門學校	一	三	一	壹	一	二〇
私立明倫專門學校	一	一	一	一	一	二
私立淑明女子專門學校	一	八	一	九	一	一七
計	二	七三	二七	一一五	三	一九四
合計	三〇	一四三	二七六	三、九六	六	六、六三

大學教育及其の豫備教育

大正十一年二月勅令第十九號を以て朝鮮教育令に始めて朝鮮に於ける大學教育に關する要綱を定められ、大學教育及其の豫備教育は内地の大學令に依ることとなり、京城に綜合制の官立大學を設置し、差當り法文學部及醫學部を置き、同十五年度より開設し、其の豫備教育としては同十三年度より修業年限二年の豫科を開設したが、昭和九年度よりは内地高等學校同様之を三年とし、更に昭和十八年度大學令

の改正に依り二年に短縮した。大學の組織内容は共に内地に於ける帝國大學と殆んど同様であつて、内
 鮮人共學であるが、各學部に於ては其の設立の使命に鑑み、法文學部に於ては朝鮮の法律・制度・經濟
 及言語・文學・思想・信仰・風俗習慣・美術・歴史等に關する研究をも爲し、其の他社會百般の事象に
 關し其の推移變遷に留意して之が研究に努め、又醫學部に於ては朝鮮特殊の藥物、疾病の研究を特色と
 し、昭和十四年より生藥研究所を、昭和十七年度より高地療養所を開設してゐる。尙近時朝鮮に於ける
 鑛工業の躍進に則應し、昭和十六年度より理工學部を開講した。

大 學 及 豫 科 (昭和十七年五月末日現在)

學 校 名	學 校 數	學 級 數	生 徒 數			
			内地人	朝鮮人	其ノ他	合 計
京 城 帝 國 大 學	一	一〇〇	四四	三五	一	六九
法 文 學 部	一	兜	一六	一六	一	三四
醫 學 部	一	三	三三	二四	一	四六
理 工 學 部		二四	六四	二五	一	八九
京 城 帝 國 大 學 豫 科		二六	四三	二二	一	六六

在内地朝鮮人學生

内地に於て勉學する朝鮮人學生生徒は約二萬四千人であつて内大學、高等、專門學校在學者は六千七

百七十一名（昭和十七年八月現在）で東京に最も多く五、八五四名、地方九百十七名となり、又中等學校生徒は總數九千百〇六名（昭和十七年十月現在）で東京に三千八百十四名、地方に五千二百九十二名となる。

更に此の外に高等程度の學校に入學準備の爲高等豫備校と稱する各種の學校に八千二百三十一名の多數が在學し、又高等程度の學校に在學する者は大抵法學科經濟科等を學修し、理工科醫科等甚だ少數である。

之等在内地朝鮮人學生生徒の保護監督に關しては昭和十六年二月創立せられた朝鮮獎學會之に當り、又其の卒業後に於ける就職に關しても積極的に斡旋の衝に當りつゝある。

朝鮮美術展覽會

朝鮮美術展覽會は大正十一年六月之が第一回を京城に於て開催したが、爾來年と共に隆盛に向ひ、第二十二回の展覽會は昭和十八年六月本府美術館に於て開催、出品總數一千二百四十三點に達し、入選せるもの東洋畫七十七點、西洋畫二百三十八點、工藝品九十五點、彫塑十九點を出し、會期中觀覽者總數八萬四千八百七十六人に及んだ。回を重ねるに従ひ、朝鮮美術の發展を促進し、社會文化の發達に裨補する所が少くない。

陸軍兵志願者訓練所

本制度は昭和十三年二月發布せられ、同年四月より施行せられた陸軍特別志願兵令に依るものであるが、朝鮮當時の風俗、習慣、民度を以てしては直に兵として採用するを得ない事情にあるので、官立の陸軍兵志願者訓練所を新設し、本所を修了したものが兵としての採用資格を與へらるゝこととした。同所の訓練期限は概ね六箇月で毎年六月十二月の二期に入所せしむることになつてゐる。入所生は昭和十三年度四百名、昭和十四年度には六百名、昭和十五年度よりは三千名を募集したが、志願熱の熾烈に應ずる爲、昭和十七年十二月より新に平壤に訓練所一箇所を増設し、四千五百名を採用した。應募者は常に採用定員より多く、昭和十五年度の如きは八萬四千四百有餘名に達し、昭和十六年に於ては十四萬數千名を算し、昭和十七年に於ては二十五萬名を突破した。尙昭和十九年度に實現の徵兵制を控へ一段と志願熱を昂揚し、昭和十八年度志願者總數は採用數の五十倍餘に達する狀況である。本所は嚴格なる規律の下に學力技能よりも寧ろ精神道場として半島青年の育成に當つてゐる。昭和十三年度前期生として訓練を修了し、現役歩兵となつた最初の志願兵の中約半數は北支に従軍し、一般兵に伍して何等遜色なき武勳を立て、居り、其中既に二柱の護國の英靈を出し、尙十五名の負傷者を出して尊き血潮を捧げる等忠誠な皇國臣民たるの實を示し在郷入隊者もそれぞれ皇國臣民として軍務に精勵し愛國熱は日々に昂揚してゐる。



練 訓 の 兵 願 志

海軍兵志願者訓練所

昭和十八年五月十一日朝鮮同胞に對し海軍特別志願兵制新設の件閣議決定を見た處、右志願兵制に於ては志願に依り海軍の兵籍に編入され得べき者は海軍兵志願者訓練所の課程を修了し又は修了し、得べき見込のものたることを要件とせらるゝので、總督府に於ては慶尙南道鎭海邑に朝鮮總督府海軍兵志願者訓練所を設置し、十月一日より訓練を開始することとした。尙訓練期間は概ね六箇月とし四月十月の二期に入所せしむることになつる。本訓練所を卒業したる者は引繼ぎ海兵團に入團する。

社會教化

地・方・改・良

各道に於ける部落又は國民總力部落聯盟中地方教化、生活改善、部落の振興に貢獻し其の成績優良にして他の模範たるに足るものに對し助成金を交付し部落改良の實行及之が有機的活動の中心施設たる集會所の設置、儀禮準則の實行に必要な用具の設備をなさしむる外國旗尊重、勤勞精神の高揚、計畫思想の涵養及集團的訓練の鍊成に寄與する爲國旗掲揚臺、勤勞用具、度・量・衡器を完備せしむると共に地方關係指導機關を通じ之等の活用に對し周到綿密なる注意を拂ひ以て地方改良、民心の作興に資して居る。

二、郷校財産

地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲に、主として地方儒林よりの鳩財及政府より特に下附に依り構成せられた郷校財産の収入は文廟の祭祀及管理費を除きては主として儒教の振興と社會教化事業の施設に使用し、府尹・郡守・島司をして之を管理せしめ、儒林をして進んで儒道の本義を闡明して社會教化に努力するの氣分を養ひ、以て民風の作興に資せんことを期してゐる。

三、社會教化

イ 大詔奉戴日の制定實施 神社神祠の參拜、國旗掲揚等の行事を強化普及することは皇國精神の涵養、内鮮一體の具現に資する所尠くないから、從來各學校に於て實施中の愛國日の内容を充實して一般民衆に及ぼすこととし、昭和十四年九月より毎月一日を興亞奉公日として實行し來りたるところ昭和十七年よりは毎月八日を大詔奉戴日とし大東亞戰爭必勝祈願と併せて皇國精神の涵養に努めてゐる。

ロ 「皇國臣民ノ誓詞」の普及 國家意識の昂揚、國體觀念の明徴に資するため「皇國臣民ノ誓詞」を制定し、學校の兒童・生徒・學生を始め官公署・銀行・會社・工場・商店・其の他の諸團體に於ける各種會合の際之を齊唱せしめて居る。

ハ 國語普及 一般民衆に對し可成急速的に國語の普及を圖る爲昭和十三年度より教科書として國語教本を編纂配付すると共に經費の補助を爲し國民學校（元公立普通學校）を中心に國語講習會を開

催せしめ實施初年たる昭和十三年度の實績は講習會開催數三千餘個所、教本の配付數三十萬にして實施計畫の約三倍に達したるが爾來民衆の自覺と各種教化團體の活動に依り年々増加の一途を辿る好成績を示して居る。

而して昭和十六年度に於て青年團改組せらるゝに伴ひ今後は青年隊中心に國語講習會を開催せしめ青年層の實踐的推進力に俟つて急速に所期の目的達成を期せんとして居る次第である。

ニ 儀禮準則の制定 冠婚葬祭の儀禮は動もすれば徒に形式の末節に拘泥し、生活改善上遺憾の點尠からざるに鑑み、最も弊害の甚しき婚葬祭の三禮につき之が準則を制定し、昭和九年之を一般に發表して朝鮮の風習改善方針を指示すると共に之が趣旨の普及實行の徹底に努めて居る。

ホ 勤勞報國運動 勤勞を通じて忍苦鍛鍊、犠牲奉公の精神を涵養すると共に共同一致的集團訓練を施し以て國民總訓練に資するため、昭和十三年七月七日支那事變記念日を起點として、本運動を起したのであるが、今や官公署は勿論青年團其他の各種團體、部落等に勤勞奉仕隊の組織せられざるものなきに至つた。又昭和十四年度より興亞青年勤勞報國隊を滿洲に派遣し滿洲建設に寄與すると共に、之を通じて日滿一如、興亞の大精神を體得せしめて居るが、其の歸還後は國民總力朝鮮聯盟推進隊員として活躍して居る。

ヘ 婦人教養事業 家庭教育、生活改善より延いて一般社會教化上、婦人の力に俟つもの大なるに拘らず、朝鮮に於ける中年以上の婦人は概して此の方面に關心を有せず、勤勞の美風を缺き、殊に屋

外労働を嫌忌する風があるので、模範部落其他中心人物ある地域より先づ大日本婦人會各支部或は分會、其他各種婦人團等を通じ夜學（國語講習其他皇國女性としての婦德涵養に必要な課目）野外労働の奨励等を行ひ以て可及的之等教養上の施設を助成することとし、毎年補助金を交付して着實績を収めて居る。

社會教化功績者の表彰 永年社會教化事業に盡し其の功績顯著にして他の模範とするに足る者を各道より一人宛推薦せしめ表彰狀並に表彰金を授與して斯道の奨励を行ひ、其の業績は之を官報新聞等に掲載して一般に周知せしめ、以て社會教化振興の一助として居る。

四、中堅青年修練所

本所は半島の將來を擔ひ興亞維新の一翼を成すべき半島青年の皇國臣民化が優秀なる中堅指導者を得るに在るに鑑み内鮮關係の由緒深き扶餘に設置したもので、青年團の指導者國民總力朝鮮聯盟の指導者たるべき者其他教化指導者の養成を目的として昭和十四年八月之を開設した。其の收容人員は一箇年約五百人を十期に分ち入所せしめて居たが昭和十六年四月の道場完成したると他面青年團の改組に伴ひ指導者鍊成の急務なるに鑑み一期一箇月一〇〇名宛收容し年に一、〇〇〇名宛養成してゐる。

五、指導者鍊成所

本所は小磯總督の統治方針の一である「修養鍊成の徹底的實踐」に依る施策であつて、先づ指導的地位に在る官民に對し國體の本義に透徹せしめ道義朝鮮の確立に邁進するの要切なるものよるに鑑み

て、昭和十八年三月より龍山舊總督官邸を鍊成道場に開放し、嚴格なる規律の下に起居せしめ、國體學、古典、日本の世界觀等の修學と共に靜座「みそぎ」等の行及武道、教練、體操、勤勞作業等を併行せしむるもので、既に數回に亙り鍊成を實施したが、其の結果は頗る好成績を收めてゐる。

六、海洋少年團

我國の有る特殊地勢に鑑みへ男女青少年に對し海洋を道場とし徹底せる訓練を施し、海洋國民性格を鍊成することは大東亞戰爭下極めて緊要なる事故、朝鮮では昭和十八年五月二十七日の海軍記念日をトシ大日本海洋少年團朝鮮本部を結成し下部組織として、各道支部並に地方團を設け「我等は海の子なり海に生き海に死する」の尊き海洋精神に徹せる鍊成を目標に潑刺たる新しき發足をした。

本團の第一回事業として八月元山に於て海洋少年團指導者講習會を開催し、多大の成果を收め團員の海洋鍊成に邁進してゐる。

七、朝鮮青年特別鍊成所

本制度は昭和十七年十月發布せられ同年十一月より施行せられた青年特別鍊成令に依るものであるが、本令の目的とする所は徵兵制實施に關する最も重要な施策であつて、朝鮮人たる男子青年（十七年以上二十一年未滿）就中國民學校未就學者に對し心身の鍛鍊其の他必要なる訓練を施し以て之等青年が將來軍務に服すべき場合に必要なる資質の鍊成を爲し、尙現下我國總力戰體制完遂上半島青年が勤勞に依り聖業を翼賛し奉ることは兵役に亞ぎ重要な責務であることに稽へ、勤勞に適應する素

質の鍊成を兼ね行はんとするものであつて法令の規定に依り選定せられたる者は原則として一年間青年特別鍊成所に於て鍊成を受くる義務を負ふのである。

昨年十二月鍊成所開所以來嚴格なる規律節制の下に鍊成せられ、教練、學科、國語共に概ね所期の目的に達しつゝある狀況である。

八、青年訓練所

朝鮮に於ける青年訓練所は昭和十四年度迄に公立百二十三個所、私立十五個所の設立を見たが、之が普及増設を圖るは目下の急務たるを認め、全鮮に於ける六年制國民學校所在地には悉く一個所の公立青年訓練所を設立することとし、昭和十五、十六、十八、三箇年計畫を以て二千七十三個所の増設を爲すと共に爾後六年制國民學校の増加に伴ひ逐次増設することとした。又會社・商店・工場其の他多數の青年を使用するものに對しても努めて私立訓練所の設立を德憑し、既に百八個所の設立を見た。

八、青少年團體

青年層の指導は半島の特種事情に照し重要事項であるから、昭和七年九月各道知事に對し、青年指導の根本方針を指示し以て内容堅實なるものを一層善導誘掖し社會奉仕、地方改良等の方面に活動せしめ、以て他團體をして徐々に之に倣はしむる方針を樹て、兼ねて不良團體の淘汰を期した。處が僅か數年の間に急速且堅實なる發達を爲し、青年團數約四千、團員數十七萬に達し、團員各自の修養鍛鍊は勿論郷黨の開發農山漁村振興等の推進力と爲り、殊に支那事變發生以來の活動は物心兩方面に互る

動員に貢獻する所極めて大なるものがあつた。そこで之を全面的に統制指導して、一層青年運動の擴張強化を圖ることとし昭和十三年九月朝鮮聯合青年團を結成せしむると共に爾後之に對し毎年國庫より補助金を交付し半島青年團體の堅實なる進展を期して來たのである。尙少年に對しても社會的訓練並に内鮮一體の素地を培養せんがため小學校に少年團、健兒團等の組織を獎勵すると共に之が指導者の養成を圖るため昭和七年度より毎夏大日本少年團聯盟幹部を講師とする少年團指導者實修所を開設して來たのである。然るに其の後の時局の急激なる進展に伴ひ國を舉げて高度國防國家體制確立に邁進することになつたので、此の國家的要請の線に沿ひ青年團改組斷行の事となり、昭和十六年一月十六日政務總監官通牒を以て青年團の組織並指導要綱を明示し、之に基いて全鮮の各青年團をして新に青年部、女子部、少年部の三部を創設せしめて新發足を爲さしめたのであるが各方面に互り活潑なる活動を展開してゐる。

九、體 育

(一) 體育方針 決戦下朝鮮に於ける體育方針は昭和十八年四月學務局長通牒「戰時學徒體育訓練實施要綱」及同年五月政務總監通牒「決戦下一般國民體育實施要綱」に基き體育指導の目標を専ら戦力増強の一點に結集し體育種目に重點主義を採り、又指導力を増強するなど從來の平時色を拂拭し専ら聖戰目的達成に邁進しつゝある。

(二) 體育行政機構 學務局は體育行政の主管局にして一般國民體育は鍊成課、學校體育は學務課之

に當つてゐる。

(三) 體育團體 朝鮮に於ける體育運動に就ては從來朝鮮體育協會を中心として各道體育協會及各種體育運動團體を統制し其の組織内容の充實並に事業の振興を指導助長し來たのであるが、之等の體育團體は同好者の任意的團體であつてその指導理念、組織運営等に於て高度國防國家を建設し國防力の増強に資すべき體育運動の本義に徹せざる憾があつた。依つて體育運動をして國家の要請に即應せしめて眞に有爲なる皇國臣民を鍊成せんが爲めには國家が進んで之れを管理し更に一段と強力なる指導統制を加ふるの要緊切なるものがあるので、朝鮮に於ける運動團體を一元的に指導統制し行政組織と表裏一體の關係に於てその活動の強化徹底を企圖せんが爲め二つの體育團體を生むに至つた。一つは昭和十六年十一月本府の行政機構改革により新に厚生局の設立せられるや昭和十七年二月十四日從來の朝鮮體育協會並に地方體育團體を一應發展的に解消せしむると同時に一般體育運動の指導統制を目指して設立せる朝鮮體育振興會が之である。政務總監を總裁に推戴し、厚生局長會長に就任し各道府郡島邑面に至るまでもその下部組織を結成せるものであるが、昭和十七年十一月本府の機構改革に依り學務局長之が會長となつた。他の一つは前者が一般體育を目指してゐるに對して全鮮的の諸學校に於ける學校體育方面の指導統制の任務を分擔して設立せる朝鮮學校體育振興會である。後者は學務局長を會長とし全鮮の大學專門學校を一團とせる大學專門學校體育振興會と各道に一つの各道學校體育振興會との支會を有する。

(四) 朝鮮體育振興會の事業 各種體育運動大會の主催、國民鍊成を基調とせる精神訓練、基礎的體力の増強、國防技術の鍊磨、或は新體育理念の下に之等事業の推進力たるべき指導者の鍊成會、或は又各種の體育行事等を行ひその普遍徹底に努め、設立以來現在までに行はれたるものを示めせば次の如くである。

(イ) 朝鮮神宮奉贊體育大會 朝鮮神宮奉贊體育大會は朝鮮に於ける最高の體育運動行事であつて大正十四年以來毎年開催し今日の隆盛を見つゝあるが、昭和十七年度は九月二十四日より四日間に亘り盛大に開催したのであるが、昭和十八年度に於ては從來の體育振興會主催に代へて總督府に於て主催することとした。

(ロ) 各種鍊成會の開催 決戦下の國民體育指導方針に基き各種指導者鍊成のため全鮮に亘り體操相撲、銃劍道、行軍、海洋訓練その他の指導等鍊成會を開催して居る。

經 學 院

經學院は朝鮮總督監督の下に經學を講じ、風教徳化を扶くるを以て其の目的と爲し、曩に下賜せられた臨時恩賜金二十五萬圓を基金とし、其の利子を以て之が維持に充つるの外、毎年本府より約一萬四千餘圓を補助してゐる。本院には大提學・副提學・司成・直員等の職員を置いて院務を處理せしめ、又各道より碩學高德の耆宿を擧げて講師と爲し、毎年春秋二回文廟に於て釋奠を嚴修し、尙大正十一年度よ

り東西兩廡及啓聖祠の祭典を復活した。本院の事業は月次講演會を開き、或は職員を地方に派遣して臨時講演會を催し、毎年「經學院雜誌」を發刊して汎く之を頒布し、各道に於ける講士は時々道内各地を巡講する等、常に施政の方針に順應し、彙倫の扶持、人心の啓發に努めてゐるが昭和十四年の秋期釋奠祭を期して京城に開催されたる全鮮儒林大會の總意は時局發心として經學院を中心に朝鮮儒道聯合會を組織し國民總力運動の一組織體として臣道の實踐に邁進するの外皇道儒學を確立し皇道の宣揚に努むる爲之等の事業の達成するに必要な組織體として各道には道儒道聯合會、府郡島には府郡島儒道會を結成せしめ以て經學院の活動體と爲し所期の目的達成に向ひ着々其の成果を收めつゝある状態なり。

圖 書 館

總督府圖書館は大正十二年十一月官制の發布を見、同十四年四月之を開館した。爾來年を閱する事二十年、その間藏書及び閱覽者數急激に増加し、昭和十六年度末に於ては藏書數二十八萬一千九百四十七冊、同年度中の閱覽者數四十萬二千二百九十一人を算するに至つた。一方同館は朝鮮に於ける總中央圖書館として鮮内全圖書館の指導誘液に努め、此等各地の圖書館並に各種團體に對し巡回文庫を廻附、又館外圖書帶出制度を確立して僻遠の地に在つても尙同館利用の途を拓き、更らに附帶事業として國民教育上有益なる展覽會・講習會・講演會等を應時開催、以て民衆の教化に盡しつゝある。

古蹟調査及博物館

一、古蹟調査 本府は明治四十二年以來、韓國政府時代に着手したる古建築物並古蹟の調査を繼續し、大正四年一旦終結を告げたのであるが、古來の遺蹟及遺物は其の數極めて多く從來の調査は其の一斑に過ぎず、又遺蹟遺物の漸次散逸湮滅に歸する虞あり、仍て翌五年四月更に新計畫を樹て五箇年を期して之が調査を行ふこととし、調査事項を先史遺蹟（貝塚・遺物包含層・遺物散布地・堅穴）古墳（高麗以前墳墓の調査並遺物蒐集朝鮮中期以前）史蹟（都城・宮殿・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・嗣宇・壇廟・寺に屬する主要なる墳墓の形狀の調査）刹・陶窯等の遺址・戰蹟其の他主要なる史實に關係ある遺蹟の調査並遺物の（古建築（歴史上又は工藝上參考となるべき宮殿・城門・樓臺）金石其の他の遺物（佛像塔・燈碑・幢竿・石壇・鏡・祭器・樂器・繪畫・冊板・懸額・陶磁器・漆器其の他歴史）古文書（歴史其の他考古の資料となるべき工藝上の參考となるべき金石製作物木製品等の調査並蒐集））等に分ちて調査し、同十年三月末を以て完結し、各年毎に報告書として公にした。又大正五年七月古蹟及遺物保存規則を制定し貝塚・石器・骨角器類を包有する土地及堅穴等の先史遺蹟・古蹟並都城宮殿・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等の遺蹟並に其の他の史實に關係ある遺蹟・年代を経たる塔・碑・鐘・金石佛・幢竿・石燈等にして、考古の資料として保存の價值あるものは名稱・種類・形狀・大小・所在地・所有者又は管理者の住所・氏名若は名稱・現狀・由來・傳説・管理・保存の方法等を臺帳に登録し、此等の古蹟又は遺物を發見したる者は三日内に届出でしめ

裏帳に登録したる物件に關して現状を變更し、移轉・修繕・處分等を爲す場合は總督の許可を受くることとし、同時に主要なる遺蹟及遺物に對し順次其の保存工事を施し來つた。斯くて遺蹟遺物の主要なものは略々調査を遂げたが、既に判明せる遺蹟遺物の調査を要するもの多く、且つ調査の進行に伴ひ、新に發見せられるものも亦少くないので、調査の方法を一般・特別・臨時の三種に分ちて調査を繼續し、大正五年度より現在に至る迄各種の調査報告書及特別報告を發行しつゝある。尙朝鮮古來の工藝美術と共に其文化發達の有様を紹介するが爲め、「朝鮮古蹟圖譜」十五冊及「朝鮮寶物古蹟圖録」二冊を刊行した。又古代の建造物中國有及寺刹の所有に屬するもの五百餘棟の多數あり、此等の中、歴史の證徴若は美術の模範となり、其の維持保存を圖る必要あるものに對しては破損の程度に應じて、順次保存工事を施行して居る。

二、**寶物古蹟名勝天然記念物の指定** 朝鮮に於ける寶物古蹟名勝天然記念物に就ては、之が保存維持を圖るため、昭和八年朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令を公布し、同時に、朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會を設け、昭和九年五月第一回保存會總會を開催爾來昭和十六年十月第六回保存會總會迄該會に諮問して指定したものは、寶物四百三件、古蹟百四十四件及天然記念物百三十二件、古蹟及名勝四件、名勝及天然記念物二件に上る。

三、**博物館** 本府博物館中京城景福宮構内にあるものは大正四年の開設にかゝり、制度・風俗・文藝・宗教・美術・工藝其の他歴史の參考證徴となるべき資料を集め、一般の參考並に觀覽に供して居る。

又新羅の舊都たる慶尙北道慶州の博物館分館は大正十五年開館し、慶州金冠塚をはじめ慶州附近に於ける三國時代新羅の古墳墓内出土品及新羅一統時代の佛教藝術品を蒐集陳列し、百濟最後の舊都たる忠清南道扶餘の博物館分館は、昭和十四年開設し主として百濟時代の遺物を蒐集陳列の上一般の觀覽に供して居る。以上總督府博物館及分館の外に平壤には平壤府立博物館ありて専ら樂浪及高句麗時代の遺物を陳列し、又高麗の王都たりし京畿道開城にては昭和六年開城府立博物館を設立し高麗時代の遺物を中心とせる陳列をなしつつあり、更に忠清南道公州には昭和十五年以來同地古蹟保勝會の公州博物館の開設ありて同地附近發見の各種遺物を展觀し三者夫々特色ある郷土博物館を形成してゐる。尙昭和十七年秋咸鏡北道清津府に北鮮科學博物館設立せられ、工業地帯として重要視せられる北鮮地方の科學教育に大なる貢獻が期待されてゐる。

一六 司 法

裁判竝に檢察制度

民事及刑事の裁判及非訟事件に關する事務は朝鮮總督府裁判所に於て之を掌る。該裁判所は高等法院・覆審法院及地方法院に分ち、地方法院の事務の一部又は全部を取扱はしむる爲、地方法院支廳、又登記公證の事務を取扱はしむる爲、地方法院出張所を置く。現在高等法院は京城に一箇所、覆審法院は京城・平壤・大邱の三箇所に、地方法院は京城・大田・咸興・清津・平壤・新義州・海州・大邱・釜山・光州・全州の十一箇所に各設置せられ尙各地方法院管内の主要地に地方法院支廳及地方法院出張所が置かれて居る。地方法院は民事及刑事に對する第一審裁判竝に非訟事件に關する事務を取扱ひ、覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告、高等法院は覆審法院の裁判に對する上告及抗告に付裁判を行ひ、且内地現行の裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を執行する制度であつたが、其の後刑事訴訟法の改正に伴ひ、大正十一年十二月朝鮮總督府裁判所令を改正して高等法院の權限を擴張し、地方法院の裁判に對する上告及上告棄却の決定に對する抗告をも同院の判斷に屬せしむることとし同十三年一月一日より實施した。

地方法院は判事單獨で裁判を行ふを原則とするが、訴訟物の價格千圓を超過する民事事件、人事に關

する訴訟事件、刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件、死刑・無期又は短期一年以上の懲役若は禁錮に該る犯罪事件、但し刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條の罪及其の未遂罪並に昭和五年法律第九號(盜犯等防止及處分)第二條、第三條の罪にして豫審を経ざるものを除きたる事件、短期一年に滿たざる有期の懲役若は禁錮に該る犯罪にして豫審を経たるもの、並に此等の刑事事件の共犯事件にして本事件と同時に審判する場合、判事に對する忌避事件の裁判に付ては三人の判事を以て組織したる部に於て合議裁判を爲し、覆審法院は常に三人の判事、高等法院は常に五人の判事を以て組織したる部に於て合議裁判を爲すのである。

各裁判所に檢事局を並置して檢察事務を掌らしめて居る。

適用法規

適用法規は明治四十五年四月一日より施行の朝鮮民事令、朝鮮刑事令に於て民法・刑法其の他重要な内地法規に依るべき旨が定められた。民事に在りては、當初民法中能力・親族・相続に關する規定は之を朝鮮人に適用せずして慣習に依ることとし、不動産に關する物權の種類及效力は、民法に定めたる物權を除く外仍慣習に依ることとしたが、大正十年十一月民事令に改正を加へ、朝鮮人の能力及無能力の區別を明にし、且無能力者の保護を完全ならしむる爲、民法其の他の法律中能力・親權・後見・保佐

人及無能力者の爲にする親族會に關する規定を朝鮮人に適用することとし同十二月一日より之を實施した。尙親族相續に關する事項に付同十一年十二月民事令中に改正を加へ、能力及無能力者の保護機關に於けると同様、婚姻年齢・裁判上の離婚・認知・親權・後見・保佐人・親族會・相續の承認及財産の分離に關する規定を朝鮮人に適用することとし、分家・絶家再興・婚姻・協議上の離婚・縁組及協議上の離縁等身分上の法律行爲は之を府尹又は面長に届出るに因りて其の效力を發生することとし、同十二年七月一日より施行した。

右の如く朝鮮の親族相續に關しては一部分民法に依ることとし、原則としては在來の慣習に従つて來たのであるが、其の後諸般の事情に依り之に關する全般的成文化の必要を認めためたので、其の先驅として昭和十四年十一月十日制令第十九號を以て朝鮮民事令を改正し氏、婿養子、異姓養子、裁判上の離縁の諸制度を創設し昭和十五年二月十一日より之を施行した。この氏制度は民法に謂ふ氏制度であつて、即ち朝鮮の家に其の稱號たる氏を新に設定せしめ、同時に半島人に内地人式の氏を稱ふる途を拓いたものであるが、併し之が爲に朝鮮在來の姓其のものは之を消滅させるものではない。本制度を新に施行した理由は、

一、家の觀念の確立したこと 即ち朝鮮に於ける大血族團體は漸次崩解し、現在に於ては父母を中心とする小團體に分派すると共に戸主により統率せらるゝに至り、法律上家の觀念が確立した。従つて之を表章する稱號を設ける要がある。

二、異姓養子制度の制度上不可避なること 即ち半島人多年の要望に應へて「異姓不養」の慣習を揚棄し、異姓と雖養子と爲し得る制度を制定したが、姓は血統を表はし不易のものであるから、養父死亡し戸主相續開始した場合、前戸主と新戸主との姓が異り恰も乗取られた形を呈し相續の觀念に一致しない。この弊を避くる爲には家に稱號を定め戸主及家族は家の氏を稱することにする外途がない。

三、半島人の要望ありたること 即ち従前に於ても半島人にして内地人式氏を稱へたき希望を有する者が尠くなかつたが、近年内鮮一體の高調化に伴ひ、皇國臣民たるの信念と矜持とを感得抱懐せる半島人が、法律上個人の稱呼を内地人と同一形式に據り形容共に皇國臣民化せんとする熱烈真摯なる希望を有するに至り、この要望に應へる爲にも氏制度の實施が必要であつた。

四、氏制度の施行は一視同仁の御聖旨の發露であること 即ち朝鮮合併の皇護は一視同仁の御聖旨に基くものと拜察すべきであつて、半島人の敍上の如き熱烈真摯なる要望に應へて、半島人の爲に内地人式氏を稱へ得る途が拓かれたことは此の御聖旨の發露であり、形而上に於ける八紘一字の大精神の顯現である。

五、内鮮の交流上必要なること 即ち内鮮の通婚等は従前に於ても尠くなかつたが、内鮮一體の高調徹底に伴ひ、内鮮人間の婚姻、縁組が更に増加するであらうから、半島人に内地人式氏を稱へ得る途を拓いて内鮮の交流を一層圓滑ならしめ得る

六、姓は個人識別の機能を達し得ないこと 即ち半島人は姓名を呼稱して個人識別の作用をも營んで來たのであるが、朝鮮の姓は總數四百九十餘にして而も現在唱へられて居るものは僅々二百五十餘に過ぎず、人口の増加、世態の複雑化、取引の頻繁化に伴ひ個人識別の機能が充分でなくなつて來たので、各家に氏を設け個人の適切なる辨別方法を講ずる必要がある。等である。

尙氏制度の施行に伴ひ用ふべき氏名を制限すると共に氏名の變更に關し規定する必要を認めためたので、民事令の改正と同時に制令第二十號を以て御歴代御諱又は御名は之を氏又は名に用ふることを得ないこととし、且正當の事由ある場合には許可を受けて氏名の變更を爲し得る旨の規定を新設した。(氏制度の施行の結果に付ては戶籍事務の項を見よ。)

舊商法破産編及家資分散法は民事令を以て之を朝鮮に施行したが、大正十一年四月破産法及和議法の公布を見るに至り、朝鮮に於ても上記同十一年十二月民事令改正の際之を加へて、翌十二年一月一日より施行した。又朝鮮に於ては最近著しく信託の權利關係發達せるに鑑み、朝鮮民事令中一部を改正して信託法を其の内容とし、昭和六年公布同年十二月一日より之を施行した。

爲替手形・約束手形及小切手に關しては、從來商法の規定に依つたのであるが、此等證券の國際的流通を円滑確實ならしむる目的を以て、統一法制定條約の成立を見、我國内法としての手形法及小切手法は商法典中より各獨立して制定公布せらるゝに至つたので、朝鮮に於ても内鮮間は勿論國際通商上之に依るの適切なるを認め、昭和八年十二月朝鮮民事令中一部改正を行ひ右新法律に依ることとし、昭和九

年一月一日より之を實施した。

昭和十三年四月主として會社法の改正を目的とする商法中改正法律、有限會社法、商法中改正法律施行法が公布されるに至り、朝鮮に於ても之等の規定に依るを適當なりと認めたので、昭和十四年八月朝鮮民事令を改正し有限會社法及商法中改正法律施行法を同令中に加へ（商法中改正法律は朝鮮に當然效力を有することになつて居る）内地と同様何れも昭和十五年一月一日より之を施行した。

身元保證に付ては從來其の法律關係が著しく明確を缺き、且身元保證人は過重なる負擔を強要せらるる例が尠くなかつた爲、内地に於て身元保證に關する法律の制定公布を見るに至つたので、朝鮮に於ても昭和十年八月朝鮮民事令中一部を改正して前記法律を其の内容と爲し同年八月二日より施行した。

民事訴訟手續に關しては朝鮮民事令を以て民事訴訟法・人事訴訟手續法等の規定に依ることとし、唯朝鮮の制度・交通・習慣・民度等内地と同じからざるものがある關係上若干の特例を設けたが、大正十五年四月民事訴訟法の改正公布せらるゝや、朝鮮民事令等も亦之に順應して改正せられ、昭和四年五月一日其の公布を見、改正民事訴訟法の實施期たる同年十月一日より施行した。

刑事に在ては明治四十五年四月刑事令施行の際當分の内、殺人罪・強盜罪に限り、朝鮮人に對し舊韓國刑法の效力を有せしむることとしたが、大正六年十二月本規定を削除した。其後同十一年五月刑事訴訟法の改正が行はれ、當然朝鮮にも適用せらるべきものであるが、朝鮮の實情に鑑み、刑事令の改正を行ひ、多少の特例を設けて新刑事訴訟法の施行と同時に同十三年一月一日より施行した。其の他朝鮮人

に對し古來行はれてをつた管刑制度は大正九年三月三十一日之を廢止して刑罰上の區別を撤去し、又昭和五年九月には盜犯等の防止及處分に關する法律、昭和八年一月には刑事補償法を各刑事令の内容として實施することに改めた。更に昭和十六年三月十日より朝鮮の重要特殊實情に鑑み、内地に先んじて、思想犯の豫防拘禁制度を實施したか、同年五月十五日改正治安維持法が施行されたので、同日以後右制度も内地同様治安維持法に依るものとなし、以て民衆人權擁護と治安の確保の完璧を期してゐる次第で、今日に於ては二三の制令等の外、内地と刑罰法規に關し其の實質を異にするものは甚だ少くなつた。

小 作 調 停

近時朝鮮に於ける小作爭議は逐年増加し、之が解決を司法裁判に求むる場合は、往々にして當事者の意嚮に背馳し、事後感情の乖離を愈々甚しからしむるが如き結果を醸す虞があつて、昭和七年制令第五號を以て朝鮮小作調停令を制定し、同八年二月一日より之を施行したが、其の後の實情尙まだ朝鮮特殊事情に適合せざるものがあるので、昭和十一年制令第二號を以て同令を改正し、小作料其の他の小作關係につき爭議を生じたる場合の調停申立を、爭議の目的たる土地の所在地を管轄する地方法院又は同支廳に爲し得ることとし、又不當に調停に應じない者に對しては、調停に代はる裁判をも爲し得るの途を拓き同年三月二十日より之を施行した。かくて爭議は着々其の解決を見つゝある。

人事調停

古來我が國は家を基礎とする家族制度の國であるから、一般家庭に關する紛議は東洋の美德たる倫常と謙讓とに依つて圓滿に之が解決を圖ること極めて望ましく、加ふるに今や東亞新秩序建設の非常時局に際會し、骨肉間の相剋を公正圓滿に解決して銃後に於ける家庭生活の安定強化を圖ることは焦眉の急務であり、就中萬一出征者を繞つて人事の患が惹起した場合之を芟除して後顧の憂を絶ち、遺族の争が生じた場合之を圓滿公正に解決し以て護國の英靈を安んずることは喫緊の要務である。仍て内地と呼應して昭和十四年制令第八號を以て朝鮮人事調停令を制定し同年八月十日より之を施行した。同令は家族親族間の紛争其の他に一般に家庭に關する事件に付、地方法院又は合議部ある地方法院支廳に調停の申立を爲すことを得るものとし、裁判所は直接に又は調停委員會に於て道義に本づき濶情を以て之が調停を行ひ、調停が成立したときは之に確定判決と同様な效力を附與するものであるから、實質的にも形式的にも適切妥當なる解決を齎すことが出来るのである。

借地借家調停

事變以來重工業の飛躍的勃興に伴ふ人口の都市集中化に因り都會地に於ける住宅難は逐年深刻の度を加へ爲に隨所に借地借家關係の紛争の頻發を見るに至つた。然るに之が訴訟に依る解決には尠からざる

費用と日時とを要するのみならず事後當事者間の感情の阻隔を激化するの虞があつて銃後國民生活の安定を圖る上に於て遺憾なしとせぬ、仍て斯る紛争を圓滿迅速に解決して民心の安定を圖るが爲め昭和十五年制令第四十六號を以て朝鮮借地借家調停令を制定し昭和十六年一月一日より之を京城、仁川、咸興、元山、清津、平壤、新義州、大邱、釜山の九都市に施行したが尙將來必要に應じて施行地區を擴張する豫定である。

登記事務

不動産の登記に付ては光武十年（明治三十九年）十二月舊韓國政府に於て土地建物證明規則を施行し始めて不動産に付證明の制度を拓いたのであるが本府施政後明治四十五年三月現行朝鮮不動産登記令を制定し原則として内地に於ける不動産登記法に依ることとした。然るに當時全鮮に互つて土地調査事業が企畫せられ不動産登記は土地臺帳の整備を俟たなければ完全を期し難い事情にあつた爲姑く之が施行を留保し従來の證明制度を持続したが土地調査事業の進行に伴ひ大正三年五月土地臺帳の完成した各府其の他市街地に之を施行したのを始めとし各郡島の土地臺帳完成に伴ひ前後二十回に亙り逐次其の施行地域を指定擴張し且之が施行と共に前記證明事務を撤廢し大正七年七月を以て全鮮に施行を完了し茲に登記制度の確立を見たのである。

不動産以外の登記に付ては船舶登記、法人登記、商業登記を始め金融組合、産業組合、漁業組合、工

業組合、商業組合、海運組合及、自動車運送事業組合其の他の各種組合登記、契殖産登記、恩給金庫登記、住宅管團、農地開發管團及證券取引所等の管團登記並に工場財團、鑛業財團、自動車交通事業財團の各財團抵當登記、夫婦財産契約登記等を取扱つてゐる。

戸籍事務

戸籍に關しては明治四十二年民籍法を發布して人民の申出を督勵し、且警察官をして戸口の實查を爲さしめ、爾來地方行政機關漸く備はり、府・面の事務亦次第に整頓するに至つたので、大正四年四月更に同法を改正し、戸籍に關する事務は府尹・面長の管掌とした。

然し本法は朝鮮人に限り適用するものであつて、朝鮮在住の内地人は一に戸籍法に依つて身分に關する届出を爲すものとせられ、又朝鮮人間の婚姻法は共通法第二條に依り民法及朝鮮の慣習に依據して行はるべきものであるけれども、從來内地朝鮮相互間戸籍の送付に關する手續規定を缺き、共通法の施行を留保された結果、完全有效に行はるゝことを得なかつたが、大正十年六月總督府令を以て之が手續を規定し、共通法第三條及戸籍法第四十二條ノ一の規定の施行と同時に同年七月一日より内鮮人婚姻に關する民籍手續は完全に行はるゝこととなつた。然し乍ら民籍法は漸く時勢の進運に適應せざるに至つたので同十一年十二月朝鮮戸籍令を公布し、同十二年七月一日より之を施行した。其の内容は、大體に於て内地の戸籍法に則り、戸籍の記載事項、届出事項等に付、親族、相續に關する朝鮮特殊の實體法規の

關係を斟酌立案し、詳密周到な規定を設けて戸籍の確保を期したるものである。

其の後前記氏制度施行等に關する朝鮮民事令の改正等に伴ひ昭和十四年十二月朝鮮戸籍令の一部を改正すると共に氏の届出に關する單行法令を制定し、又從來道知事の所管に屬してゐた改姓名の手續を氏名變更の手續として裁判所の所管に移すこととし、改正民事令と同時に之を施行した。改正民事令に於て同令施行後六月以内に新に氏を定め届出づることを要すとし、この届出を爲さざるときは戸主の姓を以て氏とする旨等の規定を設けた。かくて氏届出期間たる昭和十五年八月十日迄に新に氏を定めて届出を爲した數は三百二十二萬餘戸にして朝鮮の總戸數の約八割に達した。期限後に於ても届出に遅れた者が續々内地人式氏名に變更を爲しつゝある狀況である。

斯くして戸籍はその形態を整へて來たのであるが、内容的には民度等の關係に依り届出懈怠錯誤等多く戸籍の正確を期し難いのみならず滿洲等に居住する朝鮮人の中には無籍者も相當多數存在したので、昭和十六年より就籍及戸籍の整備を實施したのであるが、愈々昭和十九年度より實施せられる徴兵制度の要請に應ふる爲昭和十八年中に於て内外朝鮮人の戸籍寄留の一齊調査を行ひ、右整備事務を強力に促進中である。

寄 留 事 務

人の所在を公證する制度として從來行はれて居た所は、明治四十四年六月總督府令第七十五號宿泊及

居住規則であるが、同規則は主として行政警察取締上の必要に依り設けられたもので、戸籍と人の現實の所在との連繫、人口動態の適確なる掌握に付ては全く無力であつて、戦時下國家諸施策の遂行上人の所在を明確ならしむることを、最も強力切實に要請せらるゝ今日之が對策を急速に樹立するの必要に迫られたのである。殊に徴兵制度の實施を昭和十九年度に控へ其の緊要性は頓に倍加さるゝに至つた。

依つて、此の要請に應ずべく、昭和十七年九月二十六日制令第三十二號を以て朝鮮寄留令發布制定せられ、昭和十七年十月十五日より施行せられたのである。而して其の寄留制度は本籍外に住所又は居所を定めた者又は本籍なく若は本籍分明ならざる者で一定の場所に居住する者を公簿に記載する制度で、其の目的とするところは一定の行政區域内に於ける人口動態を公簿上如實に明確に把握せんとするに在る。之に關する法令は其の立法様式を内地の先例に據つたのであるが其の内容に至つては内地と趣を異にして居る點が多く存するのである。

寄留制度の主眼は朝鮮寄留令第一條に明にされて居り、九十日以上居住の目的を以て本籍地外に於て一定の場所に住所又は居所を定めた者は寄留者として府尹邑面長に其の届出を要し、朝鮮内に居住せる者は朝鮮人・内地人は勿論日本に國籍を有せざる者も其の適用を受けるのである。

尙朝鮮寄留手續規則の附則に依り本令施行前より引續き居住する者は、本令施行の日より十四日以内に寄留の届出を爲さねばならぬことになつてゐる。

公 證 事 務

大正二年五月朝鮮公證令及朝鮮公證令施行規則を施行し、公證人の職務は専ら地方法院及同支廳に於て取扱ひ、次で翌年五月地方法院出張所の設置と同時に出張所に於て亦之を行ふこととした。次で同四年三月及同十三年九月朝鮮公證令施行規則に改正を加へ、爾來京城・平壤・大邱・釜山各地方法院所屬の専務公證人を任命し、裁判所外に於ても其の事務を取扱はしめつゝある。

執 達 吏 事 務

執達吏に屬する職務は從來之を裁判所書記の職務に屬せしめ、且地方法院長は警察官吏其の他適當と認むる者をして該職務を行はしめ得ることとなつて居り當初は警察官吏に兼掌せしめたが、現在は官吏に非ざる専務の執達吏職務取扱者をも任命し、地方法院所在地は勿論、地方法院支廳所在地の大部分、其の他の主要地に其の事務所を設置せしめて居る。

供 託 事 務

從來供託事務は供託法の制度に則り、主として金庫及朝鮮總督の指定した倉庫營業者之を取扱ひ、尙之が補充として朝鮮總督は適當と認むる者を指定し、供託事務を取扱はしめて居たが、其の後供託局な

る獨立官廳を新設し、從來の金庫に代つて金錢及有價證券の供託事務を取扱はしむることとした。然し邊陲の地に於ては一一同局を設置すること能はざるに拘らず、隨所其の必要が存するので、各地方法院所在地に之を設置すると共に、其の設置なき地に於ては、從前の如く朝鮮總督の指定した銀行其他適當と認むるものをして之を取扱はしめてゐる。

行 刑 制 度

明治四十二年十一月統監府監獄及内地人囚徒を收容せる理事廳監獄の事務一切を繼承し、翌年十月朝鮮總督府監獄と改稱し、爾來大に獄舎の改善、事務の刷新を行ひ、次で同十二年五月監獄の名稱を刑務所と改めた。本所は、京城・西大門・大田・公州・咸興・清津・平壤・新義州・海州・大邱・釜山・光州・木浦・全州及び少年刑務所たる仁川・開城及金泉の十七で、支所は春川・清州・元山・鎮南浦・金山浦・瑞興・安東・馬山・晉州・群山及小鹿島に設けてある。瑞興及安東は夫々開城及金泉各少年刑務所の支所として少年受刑者を集禁し、小鹿島支所は癩患受刑者を集禁し、馬山支所は不具老衰者を集禁し、心神耗弱者は公州刑務所に集禁して特別に取扱つてゐる。又在所者は司法制度の整頓に伴ひ、又其の間管判令廢止・社會運動・財界不振等に影響せられて、逐次増加し、昭和十三年八月末現在に於ける收容者は一萬九千四百五十九人を示し、之を最高記録として漸次減少の状態にあつたが、支那事變勃發以來思想犯者の漸減に反して竊盜犯者、智能犯者更に近くは各種統制令違反者等の増加尠からず收容者

全體の増減線は只管上昇の傾向にあり、遂に昭和十八年七月末現在に於て實に二萬三千二百四十一人を算し前記最高記録を既に遙かに突破した。拘禁處遇は諸般の設備漸次擴張改善せられた爲、拘禁狀態著しく改まり囚情平穩にして改過遷善の實を擧ぐる者増加し、假出獄の恩典に浴して出所するもの年々一千名を超ゆるに至つた。

刑務作業に付ては統監府監獄當時に於ては殆ど見るべきものなく、隨つて就業歩合、僅に全受刑者の百分の二十七に過ぎなかつたのであるが爾來作業の發展擴張に努めた結果、逐年就業者數を増し、現在の就業歩合は百分の九十五に達した。作業種類の主なるものは指物・裁縫・煉瓦・抄紙・防具・機織・革・印刷・金物・漆器・陶磁器・耕耘等であつて、軌近一般工業界の趨勢に従ひ、生産價格の低廉を期する爲、可及的動力工業に轉換し漸次作業の經濟的合理化と機械操業の訓練とに努めつゝある。尙大東亞戰爭勃發以來刑務作業の各種構外役作業への進展見るべきものあり、就中軍務作業等時局下最も緊急なる作業へ多數の受刑者を動員し以て國防力の増強に貢獻しつゝある。

刑務所に於ける指紋は明治四十三年八月之を實施し、其の後共通法の施行、笞刑の廢止に伴ひ、規定の改廢を要するものがあり、大正十年十二月之れが取扱規程を改正して、再犯者に付ては指紋原紙に代ふるに受刑追加小票を使用する等、事務の簡捷を計ると共に、指紋の實際的效果をして權威あらしむる爲、司法省及臺灣總督府と協定し、相互間に於て内地人・朝鮮人・臺灣人の指紋原紙を交換し、以て朝鮮人受刑者の指紋は内地・朝鮮及臺灣の何れの地域に於て受刑した者でも、總て朝鮮總督府に蒐集し極

力原紙の蒐集及整理に努めた結果、昭和十七年末に於ける保管原紙數實に三十二萬六千四百五十四枚に達し、近來刑事被告人並被疑者に對する指紋利用の普及せらるゝに従ひ、裁判所・檢事局・警察署・刑務所又は滿洲國等より指紋の對照を求め來るもの増加し、昭和十七年中に於ては其の數五萬七百三十七件を算し、其の内六千九百十九件の前科を發見し、同十八年には五月末日迄の累計二萬千九百三十八件を算し内二千八百七件の前科を發見した。

尙指紋分類の統一を計り以て之が事務の簡捷を計ると共に前科發見の萬全を期する爲昭和十六年一月指紋分類規程を制定し又刑執行猶豫者の指紋蒐集及指紋原紙の廢棄並に特別保管に關する規定を設けると同時に改正後二十年を経て種々の點に於て不備と成つた大正十年十二月の指紋取扱規程を全面的に改正して保管原紙の整備及之が取扱事務の刷新を計る爲同年七月右の指紋取扱規程を廢止すると共に新に指紋原紙取扱規程を制定した。

思想犯保護觀察

朝鮮に於ける思想犯罪は昭和三年以來一躍激増し、爾來年々増加の傾向を辿る情勢にあつたが、滿洲事變以來の社會情勢の變遷、特に國民精神の昂揚等に影響せられ、昭和七年を最高潮として漸落するに至つた。然し乍ら未だ其の跡を絶つた譯ではなく、殊に朝鮮は隣邦中華民國に接近し、ソヴェート聯邦と境を接する爲諸種の不逞兇惡なる思想流入し、洵に偷安を許さないものがある。又一面年々相當の數

に上る起訴猶豫、執行猶豫、假出獄、滿期出獄等に依る治安維持法違反の思想犯釋放者を其の儘放置するに於ては、其の環境又は社會情勢に左右せられ再び罪を累ぬる虞ある者が尠くないので、之に保護觀察を加へて思想の轉向を促進せしめ、以て再犯を防止することの緊要なるに鑑み、思想犯保護觀察法と内容略同一なる朝鮮思想犯保護觀察令其の他關係法令を制定し、昭和十一年十二月二十一日より實施、保護觀察所を京城・咸興・清津・平壤・新義州・大邱・光州の七箇所を設置した。實施以來各保護觀察所は保護觀察對象者に對し物心兩方面より充分なる保護を加へ彼等をして國體に關する正確なる認識を得しむると共に一面生活を確立せしめ、以て思想犯防遏に貢獻しつゝある。かくて昭和十三年七月中全鮮轉向者を打つて一丸とする時局對應全鮮思想報國聯盟の結成を見、爾來同聯盟は發展の一途を辿り、昭和十五年末に於ては七支部八十二分會三千三百餘名の聯盟員を擁するに至つたが、同聯盟は更に思想報國運動の合理化と思想犯保護事業の進展を期する爲、各支部を夫々獨立の財團法人に改組することとし、昭和十六年一月同聯盟は此の趣旨に依り發展的解消を遂げ、同年四月從來の京城、咸興、清津、平壤、新義州、大邱、光州の各支部は夫々獨立の財團法人大和塾として改組せられ、各保護觀察所長を會長に、保護觀察對象者其他大和塾の事業に奉仕協力せんとする者を會員として、非常時局下に於ける銃後思想報國運動に獻身的努力を捧げてゐる。

思想犯豫防拘禁制度

思想犯の豫防拘禁制度は朝鮮の特殊事情に鑑み内地に先んじて之を實施することとなり、昭和十六年三月十日朝鮮思想犯豫防拘禁令其の他の關係法令を制定實施し、豫防拘禁所（名稱保護教導所）を差富り西大門刑務所拘置監内に置き事務を開始したが、同年五月十五日改正治安維持法が施行せらるることとなつたので同日以後は此の制度も内地同様治安維持法に據ることとなつた。

少年保護制度

朝鮮に於ける少年犯罪は逐年増加の一途を辿り昭和十五年中に於て二十歳未満の者にして檢事より起訴せられた者のみでも三千五百人を超え其の他起訴猶豫の處分を受けた者、警察で即決、訓戒放免の處分を受けた者等を合すれば其の總數二萬四千人に達し殊に長期戦下社會情勢の變化と社會生活の複雑化と共に少年不良化の傾向愈顯著となり總力戰體制強化上海に憂慮すべきものかあつたので之に對處して保護教化の方途を講じ以て少年犯罪を防遏して銃後治安の維持を圖ると共に人的資源の増強に資する爲昭和十七年三月朝鮮少年令及朝鮮矯正院令其の他關係法令を制定實施し新に京城に京城少年審判所及京城少年院を設け少年の保護匡救に萬全を期することとなつた。而して朝鮮少年令の對象となる少年は罪を犯し又は犯す虞ある二十歳未満の少年でこれに對し少年審判所の爲す保護處分は（イ）條件附保護者引渡（ロ）寺院教會、保護團體其の他適當なる者への委託（ハ）少年保護司の觀察（ニ）感化院送致（ホ）矯正院送致（ヘ）病院へ送致又は委託の六種類である。

尙京城少年審判所の管轄區域は京畿道・忠清南・北道・江原道・咸鏡南・北道の六道で従て朝鮮少年令中保護處分の實施せられるのは右六道に限られる譯である。

併しこれは少年保護の權衡を失するので保護處分の速なる全鮮實施が要望せられてゐる。

司法保護事業

大正二年五月免囚保護事業補助金下付手續を制定し、同年度より毎年金五千圓を交付し來つたが、大正九年度に至つて一萬圓に増加し、同十四年度以後は財政緊縮の爲、補助金を八千圓に、更に昭和六年度以降は六千四百六十圓に減じたが、昭和九年度に至りて一萬五百二十一圓に、又昭和十二年には二萬二千八十四圓に、更に昭和十六年度に至りて一躍十萬二百五十圓に増額し益其の發達助長に力めてゐる。其の結果本府始政當時に在つては僅に一保護團體に止まつてゐたものが、今や官民有志の協力に依り昭和十三年度末に於ては其の數二十六を算し、設立後日尙淺きに拘らず、經營の方法適切にして事業の成績亦年を逐ふて良好に向ひ、其の大部分は財團法人組織に進んだ。之等保護團體は更に昭和三年十月内地に於ける斯業統括機關輔成會に加盟し、内鮮間の聯絡と事業の發展を期圖する所があり、昭和九年四月各覆審法院管内毎に司法保護事業研究會を組織し、保護事業の統一、保護思想の普及並事業の改善發達上必要なる事項を調査研究して之を實行に移し、次で全鮮主要都邑に支部を設置し保護網の完璧を期する等、一般施設と相俟て刑事政策の目的を達する上に顯著なる貢獻をなしつつありたるも更に

強力なる推進機關たるべき中央統制團體の設立が要望せられ昭和十六年九月司法保護記念日を卜して全
鮮司法保護團體の指導、聯絡及統制を目的とする朝鮮司法保護協會設立せられ茲に各司法保護事業研究
會は發展的解消を爲すに至つた。越えて翌十七年三月朝鮮司法保護事業令・同委員令等の公布實施あ
り、半島に於ける司法保護事業は茲に全面的に法制化されて確固たる礎石の下に新發足を展開すること
となつた

一七 社會事業

罹災救助

天災地變等非常災害に因る罹災民救恤に就ては、從來屢々畏き邊より多額の御内帑金御下賜の恩命に浴し、恐懼感激の至りであるが、併合以來昭和十八年八月迄の御下賜金は實に四十五回、五十九萬一千七百圓の多きに達してゐる。而して之等罹災者の救助施設としては次の如く行つて居る。

(1) 道罹災救助基金に依る救助

昭和十三年八月朝鮮罹災救助基金令及同令施行規則を制定し、道をして道税を増徴せしめ、之に國庫補助金を交附して各道に十箇年間に千三百萬圓を蓄積せしめ、之より生ずる利子収入と併合の際下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓中地方民の授産・教育及凶歉救濟の費に充つる基金として全鮮府郡島に分與せられたる金一千七百三十九萬八千圓の利子収入額の一割（罹災救助の費に充つることよなつて居る受入金）とを合せ、罹災者に避難所設置・食料の焚出又は給與・被服の給與・傷病者の治療・死亡者の埋火葬・小屋掛・生業に必要な資料又は器具及學用品等の給與・運搬用具又は人夫費の支出等應急救助費に充當せしめてゐる。本基金の昭和十八年度罹災救助費豫算額は三十二萬六千四百五十一圓である。

(ロ) 恩賜罹災救助基金に依る救助

明治天皇御大喪に際し金二十萬圓、昭憲皇太后御大喪に際し金十一萬五千圓の御下賜金あり、之に國庫補助金十萬圓を加へ、大正三年恩賜罹災救助基金を設定、朝鮮總督之を管理し、爾來朝鮮内は勿論遠く滿洲方面に在住する朝鮮人罹災者の救濟をも行ひ、特に被害甚大にして當該年度の豫算を以て救濟し能はざる場合は、基金中に編入したる年々の剩餘金を繰戻して其の資に充て、優渥なる 聖恩に浴せしめつゝあるが、基金設定以來昭和十七年度迄に支出せる總額六十八萬一千八百九十八圓に達し、基金現在額四十六萬五千圓にして昭和十八年度豫算額三萬四千四百四十四圓である。

(ハ) 道費及國費に依る救助

災害の程度激甚にして前記施設に依るも尙罹災者の生計を維持し難き者に對しては、諸種工事を實施して勞銀を撒布し、又は副業を獎勵して其の収益に依り生活の資を得せしむるを例とし、其の經費多額に上るときは、道一般經費及本府第二豫備金又は追加豫算等に依り之に充當せしめつゝある。

(ニ) 義捐金の募集

被害激甚なる場合は適當なる機關（朝鮮社會事業協會をして行はしめるを例とす）に依り、朝鮮内は勿論内地・臺灣・滿洲方面より義捐金を募集して救濟の萬全を期して居る。

賑 恤 救 護

老幼・不具・癡疾又は重病の爲生業を營むことが出來ず、且他に頼るべき親戚故舊の無い者に對しては、恩賜賑恤資金から生ずる利子を以て大正四年度以來救恤して居る。此の恩賜賑恤資金は大正四年十一月 大正天皇御大禮に際し、賑恤の資として下賜せられたる二十萬圓を以て大正五年一月設定せられたものである。尙昭和二年二月 大正天皇御大喪に際し慈惠救濟の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓及昭和三年十一月 今上天皇陛下御大禮に際し賑恤の資として下賜せられた三十四萬六千二百圓も本資金に編入して事業の擴張を圖り以て救助の徹底を期しつつある。本資金は毎年度利子の一部を繰入れ増殖を計つた結果、現在では百二十六萬圓の多きに達して居る。因に昭和十八年度豫算は九萬一千八百三十二圓で、昭和十七年度末現在の被救護者は一千七百五十名である。

行旅病人及同死亡人の救護並取扱は事件發生地の府邑面長に於て行ひ、其の費用は本人又は扶養義務者をして辨償せしめ、辨償をなし得ない場合は道費（道は本費に充てる爲道税賦課額の千分の三相當額を豫算に計上する）より支出し尙不足するときは國費より支出してゐるが、昭和十七年度に於ける取扱件数は、行旅病人延七萬五千七十名、行旅死亡人三千九百二十四人、準行旅病人六十四萬三千四百三十三名である。尙行旅病人及同死亡人の救護並取扱に關しては、韓國併合の際府郡島に御下賜あらせられたる臨時恩賜金分配殘額及其の利子二十六萬三千六百五十一圓餘を基金として大正六年四月行旅病人救護資金を設定し、同資金より生ずる利子収入を以て、事件頒發すべき主なる都會地に府邑面又は社會事業團體の設置する行旅病人救護所に對し建築設備費及事業維持費を補助してゐるが、現在救護所設置箇所

三十二箇所で、昭和十七年度迄に補助した金額は、建築設備費に對し四萬四千四百二十圓、事業維持費に對し二十六萬三千七百十七圓餘である。

方面事業

朝鮮に於ては既に李朝中葉以降に於て郷約と稱する方面委員制度類似の隣保制度があり、窮民救恤庶民徳化が行はれたが、方面委員が朝鮮に初めて設置せられたのは昭和二年である。昭和十八年三月末現在方面委員の置かれてゐる所は京城・仁川・開城・釜山・馬山・平壤・大邱・光州・木浦・新義州・咸興・元山の十一府及麗水・羅州・順天の三邑並京畿道内各郡廳所在地十九邑面及江原道江陵郡内十三邑面で方面數三百十四、方面委員數一千三百四十一人、同年中に於ける取扱件數は三萬九千四百六十六件である。

福利施設

一、公益市場 食料品其の他日用品を廉價に供給する目的を以て設置せられ、現在では京城・仁川・開城・大田・木浦・光州・大邱・釜山・晋州・馬山・海州・平壤・鎮南浦・新義州・咸興・清津・城津・羅津の十八府及蔚山・方漁津・東萊・沙里院・瓮津・定州・宣川・會寧・雄基・阿吾地の一〇邑に六十四箇所の市場を置き、其の店舗數は一萬二千四百二十七、一箇年の賣上高は五千二百十五萬三千十

九圓に達してゐる。

二、共同宿泊所 無宿の勞働者に對して低廉にして衛生的な宿泊所を供給し、生活の安易と産業能率の増進とを圖る爲、京城・仁川・木浦・釜山・平壤各府に於て府營の共同宿泊所を設營し、京城府に於ては和光教園にも之を附設せしめてゐる。

三、簡易食堂 勞働者其の他に對して簡易にして保健的な食事を低廉に供給する目的を以て、釜山府に於て之を經營してゐる。

四、公益理髮場・公益浴場・公益洗濯場 安易に之を利用せしめんとするもので各都市に漸次普及せられつゝある。

五、公益質屋 都會地に於ける下層民の經濟的保護施設として、昭和四年度以來京城(四箇所)・仁川・清州・大田・群山・全州・木浦・光州・順天・大邱(二箇所)・釜山(二箇所)・晋州・馬山・海州・平壤(二箇所)・鎮南浦・新義州・元山・咸興・興南・清津(二箇所)・羅津の二十二府邑に二十九箇所を設置しある外、昭和十八年度新設豫定のもの京城・釜山・平壤三箇所あり。

此等に對し國庫より補助金を交附して之が助成に努めてゐる。

六、小額生業資金 朝鮮農家の大部分を占むる小農は生業資金の融通を受くるに極めて困難を感じ、已むなく貸金業者、地主等から高歩の小口資金を借入れ、以て一時の急を凌ぎつゝある實情より、小農金融機關の必要を認め、昭和三年度から邑面をして小額生業資金貸付事業を實施せしめた。本事業は

小農者に對して低利且容易に小口の資金を融通し其の生業を奨め、之を保護指導する便宜上邑面居住小農十戸以上を以て勤農共濟組合を組織せしめ、組合員の指導者として一組合一名宛の勤農輔導委員を置き、自らの勤勞に依つて其の生活を安定せしめんとするものである。昭和十七年度末に於ける資金總額は三百七萬三千百八十八圓に及び、勤農共濟組合數は五千三百七十七、組合員數は十三萬七千百八人に達してゐる。

住 宅 施 設

今次支那事變の長期化に伴ひ建築用資材の入手難、建築費の昂騰等に基因する住宅供給の激減は著しく住宅の拂底を招來した。之か對策として軍需並生産力擴充計畫産業企業者には、其の勞務者住宅の建設を極力勸奨すると共に、府邑に對しては公營住宅の建設供給を懲憑する一方昭和十六年度に於ては朝鮮住宅營團を設置して政府保護の下に計畫的に且急速に多數の住宅を建設供給することとなり又昭和十七年三月初鮮貸家組合令を公布し民家貸家投資家をして、貸家組合を結成せしめて此の方面よりする貸家の供給促進に努むることとなつた。尙住宅拂底最も著しき主要都市に於ける一般住宅建築用主要資材一萬三千戸、十九萬坪分を確保し、又生産力擴充計畫産業其の他重要産業勞務者の爲必要とする住宅建設用資材に付ても七千三百戸、十萬九千坪分を確保し、同時に之が配給統制方法をも樹立して積極的に住宅の建設を圖つて居る。

公營住宅としては大正八、九年の財界好況の頃、住宅拂底に對應して京城・木浦・大邱・釜山・新義州・清津・羅津・海州・春川・興南等の府邑に於て建設したるもの合計約七百戸あり、又今次の住宅拂底に對應して昭和十六年度中新築せるもの約一千戸、昭和十七年度新築せるもの約一千戸、十八年度計畫中のもの約八百戸あり、尙不良住宅(土幕)改善施設として、京城府並財團法人保隣會、財團法人和光教園、向上會館に於て簡易住宅を供給しつつある。

勞働者保護

近時朝鮮に於ける工・鑛業は飛躍的發達を來し、各種産業勞働者の數も急激に増加した。然し是等勞働者の保護制度としては、現在朝鮮鑛夫勞務扶助規則(昭和十三年)及朝鮮船員保險法施行規則(昭和十五年)の二制度あるのみで、朝鮮産業の健全性保持の上から勞働保護の制度の全面的確立は今後に期待せらるゝ所大なるものがある。

而して政府の雇傭する職工、鑛夫、其の他の傭人等に付ては、傭人扶助令(大正七年)に依り傷病扶助の途があり、又特別制度として官業に従事する現業員に對しては、朝鮮總督府遞信官署共濟組合(大正九年)朝鮮總督府鐵道局現業員共濟組合(大正十四年)及朝鮮總督府專賣局現業員共濟組合(大正十一年)等があり、各組合員の相互共濟が行はれてゐる。

勞働爭議は一時社會主義者の煽動等に依る階級的色彩を帯びたものの頻發を見たが、官憲に於て主義

者の犠滅に努めたるは滿洲事變以來其の轉向を見たことに依り、此種爭議は殆んど其の跡を絶つに至つた。又單なる勞働條件の改善、主として賃金値上の要求又は賃金値下の反對運動の爭議も漸次其の數を減じつゝある。而して朝鮮に於ては勞働爭議に關しては單に行政手段に依り之が調停解決を圖つて居り、内地の勞働爭議調停法の如き制度の實施を見てゐない。

勞務需給調整

輓近西北鮮地方に於ては水力電氣、鐵道、工場建設等大規模なる土木建築工事の勃興に依り勞務者の需要激増の趨勢に在るが、由來同地方は人口稀薄の爲に勞務者の不足を告げつゝあるを以て極力道内の勤勞報國隊の活潑なる活動を促して之が充足に努むると共に、南鮮方面より多數の勞務者を斡旋して調整を圖つて來たのであるが、今次の事變を契機として鐵鋼、輕金屬化學工業等の諸工業の擴充及地下資源の飛躍的開發等幾多國策的事業の急施に依り、勞力の需要は一段と急増を來し、加ふるに昭和十四年度以降國民動員計畫に基く内地其他の方面に對する多數の朝鮮人勞務者の送出等の爲、鮮内に於ける勞務の需給は漸く窮屈を告げ從來に比して勞務供出上多大の困難を伴ふに至つた。而して昭和十七年中總督府に於て西北鮮方面の重要事業に直接斡旋せる勞務者は四萬六千人に及び、尙各道に於て斡旋せる勞務者數も亦相當多數に上つて居る。又釜山に渡航保護事務所を設けて朝鮮人の慢然内地渡航者に保護を加へ、之等の者を鮮内に於ける各種勞務需要先に紹介就職せしむる等の措置も講じて居る。尙時局の

推移に伴ひ勞務需給調整の緊要性が愈加重さるゝに至つたので、昭和十三年八月學校卒業者使用制限令の施行を見たるを始めとし相次いで國家總動員法の發動に基く各種勞務統制法令が急施せられた。即現在施行中のものは國民職業能力申告令、賃金統制令、工場專業場技能者養成令、國民徵用令、國民勤勞報國協力令、勞務調整令等であつて國民登錄に於ては其の一部として青壯年登錄を行つて居る。而して右國家總動員法の發動に相呼應して昭和十五年一月勞務調整の基礎法規たる朝鮮職業紹介令を實施し勞務の國家的配置を企圖すると共に昭和十四年度に於て京城・大邱・釜山・平壤・新義州及咸興の各公營職業紹介所を國營に移管し次いで昭和十五年及同十六年度に於て大田・光州・清津・全州・清州・海州に夫々國營職業紹介所を新設し第一次計畫たる各道一所の完成を見た。

兒 童 保 護

現在朝鮮に於て實施されつゝあるものに育兒、感化、特殊教育、妊産婦保護、兒童健康相談、託兒、母子保護等がある。

一、育兒 孤兒の教養をなすものに國立の濟生院養育部がある。乳幼兒は總て里預けとし、其の兒童の身心の事情と委託家庭の狀況とを考慮して滿十二歳まで預け置き、普通教育を修了せしめ個性に適應する職業を授くることを原則としてゐる。部内收容兒は八歳以上のもので、部内に施設してある四年制度の普通科に入れ、修了した者は更に實習科に入れて附屬農場で農業を實習せしめ、將來忠良な

自活の農民を養成することを期してゐる。然し特殊の事情ある者は徒弟其他の職業を修得せしめてゐる。昭和十七年四月一日現在收容兒童は總數二百六十八名である。

尙私設の育兒施設は、昭和十七年末に於て二十七箇所、收容兒童數二千百十七名であり、本府は此等に對し補助金を交附してゐる。

二、感化 不良性を帶ぶる年少者を收容して之に感化教育を施す機關に官立の永興學院と木浦學院とがある。永興學院は大正十二年十月一日木浦學院は昭和十三年十月一日の開設に係り、昭和十七年四月一日現在の收容兒は前者九十六名、後者五十三名である。學科は普通學校程度の學科を課する外、農業・漁業・大工及裁縫の實科教授を施し以て將來自活の途を與ふる様努めてゐる。

右の外私設として彌榮青少年修鍊道場（京畿道始興郡）がある。昭和十七年末現在收容人員十二名にして收容者に對しては専ら繩込織、染色等の作業及田作、蔬菜果樹の栽培等を爲さしめてゐる。

三、浮浪兒救護 施設は仙甘學園外十六團體に及び昭和十七年度收容人員一千二百二十名である。

四、特殊教育 盲啞者の教育機關として京城に濟生院盲啞部がある、普通教育の外、盲生には鍼治及按摩を、啞生には洋服裁縫及鍼力細工を教へてゐる。昭和十七年四月一日現在生徒は二百三十八名である。尙私設のものに平壤私立盲啞學校がある。

五、其の他兒童保護施設として姪產婦保護施設七箇所、兒童健康相談所六箇所、託兒所十九箇所、母子保護施設三箇所がある。

救療機關

本府の施設としては、全羅南道小鹿島に癩療養所（小鹿島更生園）があり、道の施設としては各道廳所在地（京畿道・慶尙南道を除く）及仁川・開城・水原・利川・安城・忠州・公州・洪城・群山・南原・順天・濟州・安東・浦項・金泉・晉州・馬山・沙里院・鎭南浦・安州・義州・朔州・楚山・江界・江陵・鐵原・長箭・三陟・元山・惠山鎭・北青・城津・會寧の各地に道立醫院を設けて救療をなして居る。

イ、診療の成績 道立醫院に於ける診療患者は、各醫院を通じ昭和十六年度に患者總數延二百三十九萬六千七百五十四人、之が治療日數は延三百八十七萬五千四百七十八日を算した。治療費の負擔に堪へない窮民に對しては施療患者として無料診療を行つてゐるが、前記の中施療患者は延人員七萬七百二十九人、此の治療延日數は十二萬二千二百二十日である。

ロ、助産婦・看護婦養成 京城帝國大學醫學部附屬醫院、京城醫學專門學校附屬醫院・仁川・大田・全州・光州・大邱・晉州・海州・平壤・春川・咸興及羅南道立醫院に於ては内鮮人助産婦・看護婦を養成して居る。養成所の入學資格は小學校卒業程度とし、教育期間は二箇年で教育期間中は毎月十八圓程度の手當を支給して居る。

ハ、恩賜記念救療施設 昭和七年八月、不況に苦しむ朝鮮民衆救療の資として爾後三箇年間毎年七萬五千圓の御内帑金を御下賜あらせらるゝ旨の御沙汰を拜したので、昭和七年度に於ては右御下賜金に國

費八萬一千二百四十七圓を加へ計十五萬六千二百四十七圓を以て救療計畫を樹立し、同年十月より窮民の救療を實施した。各道及府邑面に於ても、亦本府の計畫に順應して夫々地方の實情に應じて適切なる救療を實施して居る。

本救療施設は朝鮮全道を對象とし、醫療機關を缺く地方二千百十二面に對して當初各面二箇宛四千二百二十四箇の救療箱を配置し、更に昭和十二年度には各面二箇宛四千二百二十四箇を増置して其の充實を圖り、而して其の内容藥品は毎年更新補充を爲すこととした。又醫療機關の設備ある地方に對しては診療券を配付して官公立病院及開業醫に付診療を受けしめ、尙右救療箱及診療券にて治療することの出来ない重症患者に對しては特に入院料を交附して徹底的に治療せると共に廣く僻陬地の窮民に對しても醫師の診療を受けしむる爲昭和十六年より巡回診療を實施してゐる。

本施設の經費は昭和七年度から同九年度迄は毎年度十五萬六千二百四十七圓であつたが、十年度からは全額を國庫より支出して十一萬圓となし、昭和十五年度に四萬圓を増額して十五萬圓とした。昭和十六年度救療延人員は百九十七萬六千九百四十人で、此の恩澤に浴した窮民は勿論のこと一般民衆に於ても齊しく 聖恩の鴻大なるに感激してゐる。

一八 軍事援護事業

從來朝鮮に於ける軍事援護事業の對象者は極めて少數であつたが、支那事變勃發以來、多數の應召者を見るに及び、是等の家族中には扶助を要する者尠からず、尙事變の擴大長期化に伴ひ多數の傷痍軍人並に戰傷病死軍人を生じ、其の遺家族數も漸次増加するに至つたので、本府は極力内地の諸軍人援護方策に呼應して各種の扶助援護の方途を講じ、本事業の遂行に萬遺憾なきを期して居る。

軍事扶助

入營・應召軍人の家庭に付其の生活狀況を調査し、生活困難なる者に對しては、直ちに軍事扶助法を適用し、又軍事扶助法には該當せざるも事實扶助の必要ある者、及軍事扶助法の適用を受くるも猶生活困難なる者には、軍事援護團體と協力して扶助費又は補給費を支給して扶助援護に努めて居る。

職業上の保護

入營・應召者の職業保障に付ては全鮮の當該雇傭主に對し、入營者職業保障法の勵行を懲憑すると共に本法に該當せざる雇傭主に對しても、本法令の精神に則り入營應召者たる被傭者が除隊せる場合は努めて原職に復歸せしむるやう輔導して居る。其の他の歸郷軍人に對しても軍部と連繫して就職の斡旋に

努め、又入營應召軍人遺家族に對しては就職の斡旋、生業の輔導等に努めて居る。是等軍人及遺家族の職業と其の保護に萬全を期する爲め、道及主要府郡に專任職員を配置し、輔導斡旋の任に當らしめて居る。

傷痍軍人の保護

傷痍軍人に對しては、官民舉つて感謝の至情を致し、是等勇士が再起奉公克く國民の儀表たる本分を盡すに遺憾なきを期する爲各種の保護對策を講じてゐる。

醫療保護としては結核胸膜炎患者の爲に馬山療養所を設置せる外、官公私立病院或は溫泉旅館等に委託して療養せしめ、自宅に於て醫療を希望する者に對しては居宅醫療の方途を講じ、又日常生活の不自由を軽減する爲介護要具を給與してゐる。職業保護としては職業再教育を要する者に對しては内地の施設に委託し、或は鮮内の學校・會社・工場・試験場等に委託し、職業再教育の爲、又は教育志望の爲大學・専門學校・師範學校・中等學校等に入學したる者並に失明傷痍軍人教育所に入所する者に對しては、所要旅費及學資を給與し、傷痍軍人を雇傭し、又は職業再教育の爲の委託を受け、作業設備の改善を要する者に對しては、作業設備改善費の補助を爲し、尙右各種保護施設の圓滿なる遂行を期する爲、主要府に傷痍軍人指導囑託を配置し之が援護の完璧を期して居る。

遺家族の保護

出征應召軍人の遺家族の保護については、遺家族をして自立自營以て榮譽ある家門の矜持を保たしむる爲授職輔導の途を講じ、教員・産婆・看護婦・タイピスト等の養成を爲し、又主要地には授産場・託兒所を設け、收容保護の要ある者の爲に住宅を建築してゐる。尙遺家族の職業、育兒其の他身上竝に家事萬般に關する良き相談相手たらしむべく、遺家族指導囑託を主要地に設置する等、遺家族保護に萬全を期して居る。

軍人軍屬の遺兒竝に傷痍軍人子弟育英

軍人軍屬の遺兒竝に傷痍軍人の子弟にして、學資乏しきため學校教育を受くること能はざる者に對しては、中等學校・高等小學校・實業補習學校等夫々其の實狀に即し、一定の學資を給與して勉學の途を講じつゝあり、又小學校・高等小學校等を卒業し、上級の學校に入學すること能はざる者に對しては店員、職人等の徒弟として之が職業輔導をなすことに努めて居る。

教化竝に教養

皇國に報じたる軍人竝に其の遺家族に對しては、一般國民をして永く感謝優遇の念を昂揚持續せしむ

るため軍人並に軍人遺家族に對する感謝慰問行事を行ふの外、修養會・講演會等を開催し更に、又戰歿當時の狀況を調査し、重要な郷土資料として國民の教化に努めつゝある。其の他傷痍軍人、歸郷軍人並に軍人遺家族に對しては、之が優遇保護に付最善の努力を拂ふと共に、一面に於ては常に相互修養を勸め國家の恩遇に忸れず、益々模範國民たるの信念を涵養して永く其の名譽と矜持とを保持せしむるやう教養に努むると共に、一方一般に對し或は講演・映畫・座談會・ポスター・パンフレット等に依り極力時局認識の徹底に努めてゐる。

軍事後援相談機關

- (イ) 援護相談所 傷痍軍人並に出征又は應召軍人遺家族の家業經營維持、紛議の調停其の他身上及家事全般に關する相談指導に當るため、必要に應じ、道・府・郡・島中必要なる箇所相談所を設置し、代表者を道知事・府尹・郡守・島司とし、之に關係職員並警察官・恩賜財團軍人援護會關係者・軍部關係者・在郷軍人・裁判所關係者・其の他辯護士・醫師・金融機關及地方有力者等を參與に委嘱してゐるが、既に實施されたるもの合計一一七箇所に達した。
- (ロ) 軍人援護會 昭和十三年十一月五日恩賜金を基本として恩賜財團軍人援護會の設立を見るや、朝鮮に於ても事變勃發直後組織した帝國軍人後援會を改組して財團法人軍人援護會朝鮮本部を設立し、各道に支部を設け更に昭和十六年七月三十一日各軍事後援聯盟を統合し國の施設に順應して援護事業に

萬遺憾なきを期してゐる。

(ハ) 傷・痕・軍・人・會 傷痕軍人をして相互の親睦を敦うし、修養陶冶を勵み、品位の向上に勗めしむる爲、内地に呼應して大日本傷痕軍人會朝鮮支部を設置し、主要なる道に道聯合分會、府郡に府郡分會を設置したる處其の後傷痕軍人數も漸次増加を見、朝鮮支部及道聯合分會の事業も漸次擴大を見るに至りたる爲各道聯合分會を内地府縣同様支部に改め、朝鮮支部に之が統轄上朝鮮本部に改むる事とし、昭和十七年五月二十五日附を以て朝鮮本部に改組し、各道にも夫々支部の設置を爲し、以て國の傷痕軍人保護對策と相表裏し、傷痕軍人自らの團體に非ざれば達成し得ざる分野に於て其の設立趣旨の達成を期してゐる。

(ニ) 忠・靈・顯・彰・會 昭和十六年九月一日内地に呼應して中央に朝鮮本部を設立し、各道に之が支部を設置し、道支部主體となりて鮮内必要の地に忠靈塔を建設して靖國神社に奉祀せられたる忠靈と共に靖國の祭神に準すべき公務殉職者の忠靈を合祀し、郷民をして永遠に禮拜せしめんとし之が目的達成に萬遺憾なきを期しつゝある次第である。

一九警察

治安狀況

朝鮮の治安は大正八年三月に於ける騷擾事件後一時平靜を缺ぎ、不安の氣四方に漲り屢々兇暴行爲の反覆を見たが、警察制度の一大改革を行ひ警察力の充實を圖ると共に諸般の施設を整備し、以て民心の安定並取締對處に努めたる爲、爾後不穩事件は漸次其の跡を絶ち、曾て不逞行動に参加したる者も前非を悟つて官憲に歸順する者が續出した。

斯くて大正十年以降内外の形勢は二變し、鮮内人心の安定するに伴ひ、不逞企畫乃至之に關聯する各種犯罪事件を使嫉煽動した在外不逞團の聲望は頓に衰へ、殆ど民衆より其の存在を認められず、辛うじて餘喘を保つに過ぎぬ状態となつた。處が恰も之と前後し世界思潮の影響に依る社會主義的思想漸く鮮内に浸潤し、各種の左翼系思想團體簇生と相俟つて、不穩なる非法運動隨所に行はれ次第に激化の兆があつたが、取締の強化と思想淨化の施設宜しきを得たる結果漸次衰退し、特に昭和八年以後は客觀的情勢の變遷もあり、一層不振の一途を辿つて現在の平靜を見るに至つたのである。

加ふるに昭和六年に於ける滿洲事變並今次支那事變の影響は、廣く民衆をして帝國の國際的地位及實力を認識せしめ、就中東亞の安定興隆の支柱たる公明不動の國是は、動もすれば浮動せんとする民心に

明確なる指標を與へ、殊に支那事變に際しては皇軍の斷乎不退轉の態度と輝かしき戦果に直面して、其の冠絶せる威力と眞意を一層深く認識し、内鮮一體克く銃後の奉公に赤誠を捧げ、又從來感情的偏見に驅られて往々當局の施設を誹謗し或は不穩の策動を敢てせるが如き向も、其の誤謬を悟つて驟然轉向する等、民心の純化好轉著しく、其の間昭和十三年七月突發せる滿蘇國境張鼓峰事件に際し、蘇兵の暴虐なる爆砲撃に依り鮮内國境地帯に於ては直接多大の損害を蒙りたるにも拘らず、一般民衆は何等の動搖なく極めて平靜に經過し、地方部民は進んで軍の行動に協力援助し、國土防衛に盡力する有様であつた。尙昭和十四年全鮮に亙る旱害は殆ど未曾有の天災で南鮮七道の被害最も著しく、罹災民の困窮深刻なるは勿論、事變下に於て重大なる食糧問題を惹起するに至つたが、何等不祥事態の發生を見る事なく、官民一致の協力に依つて異常の災害を克服し公寧の維持に間然する處なきを得た。

殊に昭和十六年十二月八日大東亞戰爭勃發し、大御稜威の下皇軍將兵の勇戦力闘に依り、世界戦史未曾有の大戦果を收め大東亞共榮圈の建設着々として進展するに及んで、民心の好轉に一層の拍車を加へ克く重大時局を認識し益々必勝不敗の信念を堅持するに至つた。

警 察 機 構

一、定員配置

警察機關に付ては本府に警務局を置き、警務局長以下書記官・事務官・理事官・技師・通譯官・

屬・技手及通譯生を配置し、警察及衛生の事務に當り、昭和十六年十一月十九日厚生局の新設さるゝや衛生事務は同局に於て分掌しをりたるが同十七年十一月一日の機構改革に於て従前の如く衛生事務を警務局に於て管掌することとし地方に於いては道知事警察及衛生の事務を司り、道に警察部を置き、警察部長は道事務官を以て之に充て、警視以下を指揮監督せしめて居る。

二、警察官の養成

警察官養成の機關としては京城に警察官講習所、各道に巡查教習所があつて、警察官たるべき者に對して學術及實務を教授して居る。警察官講習所は講習科及教習科を置き、講習科は本科及別科に分け、本科は現に監督者である者又は將來監督者たらんとする者に對して德操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的とし、其の修業期間は六箇月乃至一箇年である。別科は現に特種勤務に従事し、又は將來特種勤務に従事せんとする者に對して其の德操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的とし、修業期間は其の都度定める事になつて居る。教習科の修業期間は四箇月であつて、朝鮮全土に配置する内地人たる初任巡查に對して警察官に必要な訓育教養を施すものである。尙初任朝鮮人巡查は從來各道巡查教習所に於て教養して居たが近く警察官講習所を擴充して内地人初任巡查同様綜合教養を爲すべく目下準備中である。

防 空

朝鮮に於ける防空は昭和八年朝鮮總督府と朝鮮軍との間に防空協定を行ひ主要地域の防空を實施したのに始まり、支那事變に際しても當初は右協定に基き防空を實施した。然る處事變の擴大、國際情勢の緊迫化等に依り到底此の儘經過することを許さない情勢に立至つたので、昭和十二年十一月十八日勅令を以て朝鮮に防空法を施行し、強力にして統制ある防空を實施することとなり更に其後に於ける防空情勢に徴し國民防空強化の爲速かに之を改正整備することを緊要とするに至り昭和十六年十二月二十日防空法朝鮮施行令及防空法施行規則の改正施行を見るに至り現在に及んで居る。

而して現在に於ける防空機構は昭和十四年二月、朝鮮總督府に防護課を新設して防空事務と消火水防の事務を一括管掌することとし各道には警察部警務課に防空係を設けて防空事務を處理し來りたるが時局の進展に伴ひ昭和十六年一月二十一日道防護課を新設し道内全般の防空事務を掌理せしむることとした。尙防空上重要な府邑は道知事の指定に依り、規模大なる施設又は事業及國の管理する施設は、朝鮮總督の指定に依り夫々防空計畫設定者として定められた所に基き防空を實施するのである。尙消火水防其の他の警防に従事せしむる爲昭和十四年十月一日、全鮮一齊に警防團を結成したが、同團は道知事及警察署長の指揮監督下に防空實施に當るものである。

經 濟 警 察

支那事變を契機として我國の經濟機構は自由主義經濟より統制經濟へと一大轉換を餘儀なくせられ、

就中國防經濟の確立は戰爭の目的遂行上事變下最大の重要政策とせらるるに至り、爾來各種の統制法令が相亞いで發布を見るに至つた。かくて之が運営の萬全を期する爲朝鮮に於ても内地に順應し、昭和十三年十一月經濟警察制度を創設し、警務局警務課に經濟警察係を新設し、地方は京畿道に經濟警察課を、其の他の道には保安課に經濟警察係を設置し、警察署には狀況に應じ經濟警察係を置き、又は保安係に經濟警察官を配置して之を掌理せしめることとした。

然るに其の後の情勢は歐洲動亂勃發等の影響を受け、物價の昂騰・物資の不足・配給不圓滑等は益々深刻化し、統制法令違反も亦増加且惡質化するの傾向を示し、從來の機構を以てしては之が使命完遂に遺憾の點があつたので、昭和十五年二月新に本府及各道（除京畿道）に經濟警察課を設置し、尙第一線特に都市警察署の陣容を増強する等、全面的機構の擴充を斷行したが、更に其の後に於ける經濟統制の高度複雑化に對應して數次に互り増員を行ひ之が運営の萬全を期しつゝある。

經濟警察の運営は、當期國防國家體制の確立を期すること固よりなるも、又凄愴苛烈なる大東亞戰戰局の現段階に即應し、其の短期決戦をも勝抜く爲、焦眉緊急の要請たる直接戦力の増強に寄與する方向に指導取締を集中し、銳意經濟警察機能の發揮に努めてゐる。

二〇 衛生

醫療機關

昭和十七年末に於ける醫療機關の狀況左の如くである。

醫療機關表 (其の一)

道名	病院	醫師 <small>(内地醫業者ヲ含ム)</small>	醫生	醫師一人に對する人口	醫生一人に對する人口
京畿道	三三	一、二〇四	五五八	二、四四二	八、三三三
忠清北道	三	六九	一六四	一三、二二三	五、五五九
忠清南道	六	一三二	二二三	一三、〇七七	七、〇九五
全羅北道	五	一四六	一一四	一〇、九七四	一四、三四七
全羅南道	九	三三六	三〇〇	一一、三五七	一三、二八三
慶尙北道	二	二五二	三〇〇	九、八八四	八、〇〇三
慶尙南道	九	三二一	四〇八	七、五三九	五、七三九
黃海道	九	二四四	一六三	七、五四〇	一一、三五七
平安南道	九	四五七	二六四	三、七〇八	六、四一九
平安北道	一五	二六一	三〇五	六、七六七	五、八八一
江原道	七	一五四	二三四	一〇、六五八	七、四六九

合	咸鏡北道	咸鏡南道	計
一七六	一四	二六	二一六
四、〇八七	二五七	三三〇	四、六七四
三、四三三	二三三	四六八	五、一三三
六、〇四五	四、四九一	五、五三三	七、一五四

同 上 (其の二)

道名	京畿道	忠清北道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尙北道	慶尙南道	黃海道	平安南道	平安北道	江原道	咸鏡南道	咸鏡北道	合計
商科醫師	三七	一七	四一	四〇	四七	七三	一三三	一五四	一〇一	四	六	六	七	一、〇八一
入商營業	三	八	二四	七	三五	二六	二六	三三	二二	一九	一三	一五	八	一九〇
産婆	五九一	四六	八九	二八	二四	一〇一	一四八	一〇五	一九五	一〇三	六七	一九五	一六一	二、〇三三
看護婦	五九	三	五	九三	一五〇	一五	一九五	二六	三二	八	九七	二〇〇	二〇五	二、八八
按摩術業	二〇四	一〇	三四	五三	七	四	一九	三	六	二四	一四	七	八	八三五
鍼術業	二八	一〇	五	六	五	四	一五	七	九	五	一四	二九	九	一、〇七三
灸術業	二〇四	七	三五	五七	四	三六	二五	三五	七	二八	八	一三	九〇	八三三
種痘施衛生	一七三	一〇六	一七九	三七	二八〇	一〇七	一七一	五九	二二	二	三五三	一一一	二	二、一一〇
合計	二、一七三	一、〇七三	二、一七三	一、〇七三	二、一七三	二、一七三	二、一七三	二、一七三	二、一七三	二、一七三	二、一七三	二、一七三	二、一七三	二、一七三

又各道に在る傳染病院及隔離病舎は昭和十七年末の數左の如し。

	府	立	邑	面	立	計
傳染病院	四		一			四
隔離病舎	一八		四一〇			四二八

一、醫師及齒科醫師 僻地に於ては醫師の分布今尙稀薄であつて、前記醫療機關表に示すが如く、昭和十六年末に於ては其の總數僅に四千八十七名に過ぎず、之を人口に對比すれば醫師一名に付人口約大千四十五名に當り、しかも其の多數は都會地に集中して居るので、朝鮮人の大部分は在來の營業者である醫生の診療に俟たなければならぬ。之が爲京城醫學專門學校に於て醫師を養成する外、大正十二年にセブランス現在旭醫學專門學校を指定し、更に毎年二回醫師試験を施行して銳意之が普及を圖り、同十三年五月京城帝國大學に醫學部を設置し更に昭和五年三月慶尙北道立大邱醫學講習所及平安南道立平壤醫學講習所（昭和八年三月何れも醫學專門學校に昇格）を又昭和十七年には京城女子醫學專門學校を指定した。齒科醫師は昭和十七年末に於て全鮮を通じ其の數僅に一千七十一名を算するに過ぎない。依つて入齒營業者を許可して之が不足を補充しつゝあるが、同營業者は専ら技工に従事し醫術の素養無きため大正十年六月齒科醫師試験規則を發布し、同十四年二月京城齒科醫學學校（昭和五年一月京城齒科）を指定し、極力優良なる齒科醫師の充實普及に努めつゝあるが一般醫師及齒科醫師の普及は容易ならざる状態であるから、邊陲地に於ては醫術及齒科醫術の經歷を有する者に、地域及期間を限つて醫業又は入

齒營業を免許してゐる。都市では内地人移住の増加に伴ひ漸次醫療機關も充實するが、僻地は依然不足してゐるので道立醫院の外道衛生課で巡回診療を實施中である。大正三年四月公醫制度を布いて全鮮に百三十七名の醫師を配置し、主として民間診療を爲さしむると共に、各官廳の衛生事務に従事せしむることゝした。この公醫は昭和十六年定員を更に四三名増員せられ二二六名となつたが昭和十七年末實員五百二十三名の外に道費公醫百二十一名となつてゐる。

二、**醫生** 醫生には二種がある、一は大正二年十一月發布の醫生規則に依り、朝鮮人にして本則發布前二年以上營業を免許したる者に對して永久に醫術の開業を免許された者、一は醫生に就き三年以上營業を修習したる者に對し、地域を定め五年以内の期限を付して其の開業を免許される者である。醫生は今猶ほ朝鮮に於ける重要な醫療機關であるから公醫を教師として醫術の教養を行はしめつゝある。

三、**産婆** 従來朝鮮人は一般に分娩に際して他人の介添を嫌忌した爲め朝鮮人にして産婆を業とする者は無かつたが、近時漸く其の效用を認むるやうになつて來た。そこで京城帝國大學醫學部附屬醫院及大邱・平壤・咸興の道立醫院・鐵道醫院等に於て之が養成を爲す外、大正十三年九月セブランス聯合醫學專門學校附屬醫院産婆看護婦養成所を、昭和七年三月釜山府立病院附設産婆看護婦養成所産婆科を指定し又昭和十六年平壤海軍共濟組合病院附屬看護婦産婆養成所を指定すると共に、各道に於て産婆試験を行ひ以て其の増加を圖りつゝある。

四、**看護婦** 醫師・醫院の増加に伴ひ看護婦の需要も漸次増加して來た。そこで大正十一年五月看護婦

規則を制定し、産婆と共に前記各醫院及官公立病院に於て之を養成する外、各道に於て試験を施行し之が増加普及を圖つて居る。昭和十七年迄に於ける看護婦養成所の指定は十二箇所となつた。

五、種痘施術生 種痘普及の爲、明治三十二年各道に種痘認許員を設置し、其の素養ある朝鮮人には男女を通じて之を認許したが、古來朝鮮婦人は男子に近接するを忌むを以て、内地人に對しては特に婦人にのみ許すこととした。尙大正十二年朝鮮種痘令公布に伴つて從來の種痘認許員を種痘施術生と改めた。

藥品取締

一、藥品 藥品に關しては明治四十五年三月藥品及藥品營業取締令を公布し、藥劑師・製藥者・藥種商・賣藥業者等の各業務範圍を限定し、毒藥劇藥の販賣授與に嚴重な制限を加へ、殊に阿片煙の密輸入、不正販賣、吸煙に關しては朝鮮刑事令の規定に依つて之を取締つた。然るに歐洲戰亂以後阿片等の價格暴騰に因り、平安北道及咸鏡北道に於て阿片の製造を爲す者が續出したので、大正八年六月朝鮮阿片取締令を公布し、粟粟の栽培を制限し、生産阿片は政府に收納して賠償金を交付し、同時に醫藥用阿片及製藥用阿片は政府の專賣として賣下又は交付する規定を設け、其の販賣授與に付ても亦取締を嚴重にしたので、朝鮮刑事令の勵行と相俟つて阿片煙の吸飲は全く其の跡を絶つに至つた。然しながら之と共にモルヒネ類の注射服用を以て阿片煙吸飲に代へ、其の害阿片に劣らざるものがあるので、

之を防止するの必要と共に國際阿片條約を履行する爲、同九年十二月モルヒネ・コカイン及其の鹽類取締に關する府令を公布して麻藥類の輸入を制限し、且鮮内に於ける製造販賣に付ても亦嚴重なる取締を加へ同十二年及十五年の兩年度に互り右府令を改正し、如何なる者も此種藥品の購入に際しては警察署の身分證明又は認證を必要とし、右手續なき者に對しては一切其の所有所持を禁止した。然しながら麻藥類の密賣及濫用其の跡を絶たなかつたので、製藥用阿片の賣下を廢止し、昭和五年三月より專賣局に於て鹽類モルヒネ及鹽酸デアセチールモルヒネを製造賣下げることとし、以て麻藥類の取締を一層嚴にした。更に昭和十年四月朝鮮麻藥取締令を制定し取締の完璧を期しつゝあるが昭和十七年五月阿片製造並麻藥製造等の事務を專賣局より厚生局に移管し一段と取締の強化を計ることとなつたが同年十一月より一時警務局に於て管掌せるも昭和十八年四月より再び專賣局の管轄するところとなつた。

其の他賣藥検査規程を定め、又大正二年七月藥品巡視規則を施行して漸次藥品及賣藥の精良を期し、併せて一般藥業者に對する取締を勵行しつゝある。

二、**藥劑師**。藥劑師は他の醫療機關に比し遙に少數である。そこで藥種商を許可し、藥品需給の圓滑を圖つたが、藥品の知識乏しく危険少くないので、大正五年に藥劑師試験規則を發布し、同十四年に朝鮮藥學校を指定し、更に昭和五年九月京城藥學專門學校を指定し、以て藥劑師の養成普及に努めつゝある。同十七年十二月末調査に於ける藥劑師の數は僅に七二七名に過ぎない。

食 品 取 締

一、飲食物及其の他物品 飲食物其の他物品の取締に付ては、牛乳營業取締規則、衛生上有害飲食物及有害物品取締規則、清涼飲料水及氷雪營業取締規則並にメチール・アルコール（木精）取締規則等を發布し、且本府及各道に衛生試験室を設置し、藥劑師たる技術員をして飲食物及飲食用器具並に藥品・賣藥等の化學的試験に當らしめ、以て不良飲食物藥品賣藥等の取締に遺憾なきを期してゐる。

昭和十七年中に於ける衛生試験件數は一萬六百二件に達した。

二、屠場及屠畜 屠場の取締は韓國政府の發布に係る屠獸規則及各理事廳公布の規程に依り各道に於て適宜規則を制定して來たが、大正八年十一月屠場規則を發布して之を統一した。昭和十七年末に於ける屠場數は一千四百十三箇所、同年中の屠畜總頭數は七十四萬九千二百二十四頭である。而して屠畜中最も多きは豚の四十三萬千八百六十三頭で之に亞ぐは牛の三十一萬千八百二十五頭である。

三、牛乳搾取所及牛乳取締 從來牛乳を用うること少く、唯内地人又は外國人が之を需要したばかりであつたが、併合以來朝鮮人間の需要漸次増加し、營業者の數も亦増加した爲、明治四十四年牛乳營業取締規則を發布して、之を取締つたが、昭和十五年四月朝鮮牛乳營業取締規則を發布し從來の規則を全面的に改正した。而して昭和十七年末の搾乳營業者は二百十二名、乳用牛並山羊約四千五十八頭、其の搾乳量は二萬一千五百二十四石である。

上 水

朝鮮は一般に飲料水が不良であるので之が改良の必要を認め、併合以來毎年國費・道費及道費補助を以て地方をして水道の敷設及模範的公共井の掘鑿を行はしめて居る。

昭和十六年末現在に於ける水道數は二十一府二十一箇所、一一四邑中四九ヶ所其他郡所在地面等に九ヶ所合計七十九ヶ所である。

傳 染 病 豫 防

一、傳染病 韓國併合以來傳染病豫防令其他諸種の法令を發布し海港檢疫所をも設置して、豫防處置を講じたが、大正十三年傳染病豫防令を改正し指定病數を十種とし、疑似症及病原體保有者の措置に關する規程を完備し、昭和三年六月一日より傳染病豫防令施行規則を改正實施すると共に、各般の施設改善及取締の勵行に努めてゐる。尙昭和十五年六月再歸熱を指定して傳染病豫防令を適用することとした。

(イ)コレラ 鮮内に侵入するコレラは主として其の淵源を上海地方に發し、一は内地諸港を一は滿洲を経て侵入するものであるから、本府は例年コレラ患者上海に發生せし時を以て第一期とし、沿海及國境地方民に豫防注射を實施すると共に、海港檢疫の嚴行に努めて居る。尙ほコレラ豫防宣傳の

爲、大正十年以來活動寫眞フィルムを作成し、各道に配付すると共に海外に於けるコレラ狀況の周知に努め、一般民衆の警戒心を喚起せしむる等、深甚の考慮を拂つてゐる。

(ロ)痘瘡 本病は古來一般朝鮮人間に免るべからざるものと信ぜられて居たので、種痘施行に對して之を避忌する狀況であつた。因つて大正十二年朝鮮種痘令を公布して其の強行に努め、一面痘瘡豫防宣傳フィルムを調製して各道に配付し、大いに之が宣傳に努めた結果、漸次患者の減少を見た。しかし今尚ほ往々滿洲地方より病毒侵襲し、各地に流行する事例もあるから、種痘の徹底を期し防疫の最善を盡してゐる。

(ハ)赤痢・腸チブス 本病は到る處に四季を通じて小流行を起す有様であるから、之が豫防宣傳の映寫竝に衛生講話、ポスターの配布等凡有方法に依り、民衆思想の啓發に努めると共に飲料水の改善、便所下水の改良、豫防注射の無料實施に意を用ひてゐるが、大正十三年豫防令の一部を改正して菌保有者に對する制限を設け、特に菌保有者の檢索に努めてゐる。又近時徑口免疫法の研究發達に伴ひ、本府は昭和七年以來赤痢・チブス等の豫防内服薬を製造して、之を一般に有償頒布し、事前豫防上良好なる成績を収めて居る。

二、海港檢疫 海港檢疫は警察官署の管掌に屬し、鮮外より來る船舶に對して之を行ふもので、現在之を行ふ港は仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・龍岩浦・新義州・元山・城津・清津・雄基・羅津・多獅島及海州の十四港である。

三、痘苗製造 痘苗は本府家畜衛生研究所に於て之を製造してゐるが、府邑面及警察官署に於て施行する種痘用を無料とし、京城帝國大學附屬醫院・道立醫院・藥劑師・藥種商の請求に依り賣下ぐるものは定價の二割減である。又滿洲・間島は地域相接し、同地に於ける種痘の疎密は直に朝鮮に影響すべきを以て、同地の公種痘に對しては特に無料配付を爲して居る。

四、慢性傳染病 慢性傳染病中主なるものは癩及結核である。

(イ)癩 癩患者は昭和十七年十二月末調査の結果に依れば其の數一萬三千三百七十三人を算してゐる。而して之が醫療機關としては全羅南道小鹿島に官立癩療養所一あり、大邱及麗水の二箇所私立癩療養所がある。官立癩療養所たる小鹿島更生園は五千八百七十七人の患者を收容し、私立療養所では大邱愛樂園に六百三十二人、麗水の愛養園に六百三十九人を收容した。此等私立療養所に對しては國庫より補助を與へ、又私立療養所の所在地附近に各地より蝟集して、癩部落を形成し、相助會を設けて居る患者に對しても本府製造に係る治療藥を無料給付してゐる。

(ロ)結核 本病の豫防に關しては、大正七年結核豫防に關する府令を發布し、病毒傳播防止の取締を爲しつゝあるが、昭和十一年四月朝鮮結核豫防協會を設立し、更に各道に於ても夫々道結核豫防協會を設立し、一般社會に對する結核豫防思想の普及啓發等、社會事情に適應した豫防對策を講じつつありし處、

畏くも 皇后陛下に於かせられては國內に於ける結核蔓延の現状に御憂慮あらせられ昭和十四年四

月二十八日內閣總理大臣を召させられ結核豫防に關する優渥なる 令旨を賜はり且結核の豫防並に治療に關する施設の資として多額の御内帑金を下賜あらせられたるを以て、政府に於ては御懿旨を奉體し財團法人結核豫防會を設立し之を内地外地に亙る中央團體として結核豫防上必要なる諸事業を行ふこととなり五月二十二日其の設立を見、總裁には畏くも 秩父宮妃殿下を奉戴するの光榮に浴した。而して同會は朝鮮、臺灣に之が地方本部を置き道府縣に其の支部を設置することとなつたので、朝鮮に於ても財團法人結核豫防會朝鮮地方本部を設立し、各道に其の支部を置き、該事業を支援、補充して朝鮮の結核豫防並に治療に關する事業を行ひ、政府の施設と相俟て結核豫防の目的の下に左の事業を遂行するものである。

- (一) 結核豫防對策の調査研究
- (二) 結核豫防思想の普及
- (三) 結核豫防實生活の指導
- (四) 結核豫防模範地區の設定
- (五) 結核豫防並に治療に關する諸事業の助成
- (六) 財團法人結核豫防會の事業の支援
- (七) 其他本部の目的達成に必要な事項

五、**地方病** 朝鮮に於ける地方病は肺ヂストマ・十二指腸蟲・マラリア等である。肺ヂストマは大正十一年より十二年に亙り各道をして本病の分布其他の基本調査をなさしめた結果、一般朝鮮人の嗜好するモクヅ蟹・ザリ蟹等の生食に基因することを證明したので、之が豫防の爲、本病の感染経路を示した映畫を作製して各道に配付し、其他豫防宣傳・講話會等を開催して民衆の自覺喚起に努め、又大

正十三年六月モクヅ蟹及ザリ蟹の採取及授受禁止に關する府令を發布して之が取締を嚴にし、一面罹病者の治療方法を講じて來た。處が此等蟹類は之を火食すれば感染の虞がないばかりでなく、農村疲弊の折柄相當食用ともなり、經濟的價值も少くないので、昭和九年八月一日限り該府令を廢止して其の取締方法を道知事に委し、地方の實情に即せしむると共に蟹類火食の風習を馴致する方策を採つて居る。

十二指腸及マラリアは各地に散在して居るので、民衆の衛生思想を啓發して自衛心の喚起を促し、豫防治療の誘掖に努めてゐる。

二二 國民總力運動

一、國民總力運動の由來

朝鮮統治の根本方針たる一視同仁の 聖旨に遵ひ、朝鮮同胞の國體觀念を明徴にし皇國臣民たるの資質を鍊成向上し以て齊しく休明の澤を享けしむるは歴代總督の特に意を用ひ來つた所であるが、支那事變以來、大陸に於て帝國の一翼を成す朝鮮の地位は頓に重視せらるるに至り、即ち朝鮮同胞二千五百萬舉げて眞の皇國臣民としての團結の下に内鮮一體協心戮力し以て時艱に參ずることは帝國の大東亞經縮遂行上朝鮮の絶對なる姿となつたのである。

茲に於て當時内地に於ける國民精神總動員運動に呼應し、其の三大目標たりし舉國一致、堅忍持久、盡忠報國に加ふるに半島同胞の速急なる皇國臣民化を眼目とせる強力なる國民運動組織を結成し官民一體となり國民精神總動員運動として發足したのであるが、昭和十四年秋歐洲動亂と之を繞る實際情勢の急轉に伴ひ之等複雑重大なる時局に鑑み國民組織の再編成を要請せらるるに至つたので、内地に呼應し朝鮮自體の特殊事情に即せる新體制の再編成を斷行して現機構たる國民總力朝鮮聯盟に改め、總督政治と表裏一體密接不離なる國民總力運動を展開せしむることとなり、昭和十五年十月茲に遅しく再出發し今日に及び來つたものである。

かくて戦時下銃後國民運動として大なる成果を收め來つた所、昭和十六年十二月畏くも宣戰の大詔渙發せられ時局は大東亞戰爭に突入して愈々重大化するのみならず、朝鮮に於ては未曾有の感激裡に徵兵制度並に海軍志願兵制度の實施を見る等、朝鮮事情は急激に躍進し今や鐵石の團結を以て新たな構想の下に更に強鞏なる一大運動の展開を要請せらるるに至つた。時恰も行政簡素化に依る本府行政機構の改革を機とし、同十七年十一月中央機構たる朝鮮聯盟の改組強化を行ひ之が幹部として實踐力ある民間人を配し活潑なる運動を推進せしむることとなつて従來別個の組織を以て活動し來れる臨戰報國團並に軍事普及協會を統合抱攝して強力明朗なる一大總力運動となり既に第三年を迎へ決戰の氣魄は朝鮮の山野に奔騰し仕奉の精神に徹して物心一如戰力の増強に總力を結集し以て聖戰完遂に驀進を續けるに至つたのである。

二、國民總力運動の目標及其の特異性

小磯現總督は昭和十七年六月就任以來、國體の本義透徹を以て半島興隆と聖戰目的完遂の必須不可缺なる要諦となし、朝鮮同胞の國體本義透徹並に皇國臣民たるの自覺向上とを以て道義朝鮮の確立を期し、皮相形式的同調に墮する内鮮一體觀を警め、物心兩面の水準を向上せしめて速かに無差別一體なる境地に導入すべく、機會ある毎に反覆切言せられてゐる所である。

乃ち國民運動にありても其の大綱に順ひ官と表裏一體となり、昭和十八年度に於ては運動要綱として道義朝鮮の確立、皇民の鍊成、決戰生活の確立、必勝生産力の擴充、徵兵制度實施の準備の五大目

標を掲げ二千五百萬の總力を結集鍊磨して各々職域に於て 皇運扶翼の體制を確立し内鮮一丸となり 銃後の決戦に逞しき運動を展開してゐる。

因に朝鮮に於ける國民總力運動は其の本質に於て内地の大政翼賛運動と異なるものではないが、朝鮮の特殊性に基き次の如き特殊性を有してゐる。

(一) 國體の本義透徹による道義朝鮮の確立を圖り特に朝鮮同胞の皇國臣民たるの鍊成に重點を置く。

(二) 本運動は飽く迄臣道實踐職域奉公を眼目とする國民實踐運動であつて内地に於けるが如き政治運動的性格を有せず。

(三) 本運動は當初の國民精神總動員運動並に其の以前八箇年に互つて顯著なる功績を残した農山村振興運動を始め産業、經濟、文化等各般に互る諸運動を抱攝して展開したる沿革を有する。

(四) 運動機構は僻陬十戸の愛國班に至る迄上下左右に完全な組織網が完備され而も道以下町洞里部落の末端組織迄行政機構と表裏一體を爲し總督施政の輔翼機關たる機能發揮に遺憾なからしむ。

三、國民總力運動の機構

(一) 指導機構

イ 總督府及各道に國民總力課を設置し運動の指導並に之が他の部課との連絡調整に任す。

ロ 國民總力運動連絡委員會

政務總監を委員長とし、本府各局長及關係課長、民間有力者更に陸海軍の參加を得て二十四人の委員を委囑し眞に軍官一致の強力なる連絡機關として、總督政治の圓滑なる總力運動への具體化に付毎月一回以上開催し、基本方策の審議策定をなし決定事項は直に實踐運動に展開せしむる。

(二) 實踐機構

イ 朝鮮聯盟

京城に朝鮮聯盟を設け、朝鮮總督を總裁に政務總監を副總裁に、全鮮の軍、官、民の幹部又は有力者より其の適任者を顧問、參與、理事、評議員、參事等に委囑して夫々聯盟運動に參畫せしめ、更に事務局を設け事務局總長の下に總務、鍊成、經濟、厚生及宣傳の五部を設け右理事中の適任者を部長に其の他の理事並に參事を部員に配し聯盟運動の參謀本部たらしむ。

ロ 地方聯盟

朝鮮聯盟の組織網として地方行政機構に準じ、道に道聯盟を、府郡島に府郡島聯盟を、邑面に邑面聯盟を、町洞里部落に町洞里部落聯盟を夫々結成し、各々其の直上の聯盟に隸屬せしむ、之等の執行機關としては道聯盟に知事が會長に、府郡島聯盟は府尹、郡守、島司が理事長に、邑面聯盟は邑面長又町洞里部落聯盟は町總代又は區長が夫々理事長に當り、之に夫々の地區内に於ける軍、官、民の幹部、有力者を役員に委囑し以て軍官眞に渾然一體の國民運動たる實を發揮する。

ハ 愛國班

國民總力運動

愛國班は地方聯盟活動の基底組織として結成され、其の構成は十戸を標準とし、昭和十七年四月現在全鮮愛國班數は約三十六萬餘、愛國班員數は約四百四十八萬である。此の班員數は代表班員たる世帯主を以て數ふるから、實數は半島住民の全部を包含して餘すところがなしと言つて差支ない。

ニ 各種聯盟

會社、銀行、工場、鑛山、大商店其他團體は勿論のこと官公署、學校等苟も多數集團する所には必ず餘す所なく聯盟を結成し、何れも所在府邑面聯盟に隸屬すると共に團體内上下の系統をも保たしめ、夫々職域奉公に邁進する。

ホ 仕奉隊

仕奉隊は昭和十八年八月鑛山工場を始め職域聯盟の基底組織たる愛國班の組織を改變せる新鋭組織で、職場との不離一體性に基き、各職場機構の長を隊長として大中小隊に編成し、隊長の陣頭指揮に依り全職場を舉げて現人神に仕奉（つかへまつる）皇國産業の本義を體認し心身を鍊成して能率の増強を圖り生産の戰士たる自覺と矜持を以て職域總力運動の實を舉揚しつつある。以上各機構圖解別表の通り。

四 國民總力運動の現況

前記の如く本運動は總督政治と表裏一體をなし、指導機關の強化と實踐機關の熱意と相俟ち都鄙官

民上下一體となり、強靱なる組織網を展張してゐるが、前掲昭和十八年度運動要綱につき現況を摘録すれば次の通りである。

(一) 道義の昂揚

道義の昂揚は肇國の精神を把握し皇國の道たる惟神の大道を奉じて皇國民たるの自覺と光悅とを徹底向上し、進んで八紘爲宇の眞諦を體得し、之を峻嚴苛烈なる決戰場裡に具現せんとする魄力を振起昂揚するの所以であり、小磯現總督の統理大綱として屢示せられてゐる所である。

即ち國體本義の闡明滲透に就いてはあらゆる機會と方法を動員して之が徹底に努むると共に、一視同仁の 聖旨徹底を圖り或は國語の普及常用より更に進んで全生活の國語化を期し或は扶餘神宮御造營工事に全鮮各地より奉仕せしむる等内鮮相互敬愛の精神を涵養し以て内鮮一體の具現促進を圖るの外、強度なる敬神崇祖の生活運動を展開し、感謝、奉仕、勤勞、遵法、規律、禮儀、廉潔、清掃、親切乃至交通道德等生活全野に亙る道義生活の履修實踐に邁進をつづけてゐる。

(二) 皇民の鍊成

皇國の世界的使命を確把し皇國民たる資質と品格を鍊成し眞に大東亞指導の中核體たるの自覺向上に努むべきは 天業を扶翼し奉るの第一義であり、内鮮を問はず齊しく負ふところの光榮ある實務なるに鑑み、道場鍊成は勿論各般の鍊成方法を創設増強して皇民鍊成に官民の努力を傾注してゐるのである。

即ち本府の指導者錬成所を初め朝鮮聯盟の外金剛稜道場其他全鮮官公署團體に於ける道場錬成は勿論各職域聯盟に於て強方に實施しつつある月曜錬成或は新銳組織たる前掲仕奉隊の出發等、官民の錬成措施相伴うて展開せられ、就中青少年を對象とする國防軍事海洋等の諸訓練及婦人を對象とする生活面の皇民化等は一面徴兵制實施に對應する施措として特に意を用ひつつある所である。

(三) 決戦生活の確立

現下の苛烈なる決戦段階に處する銃後國民として生活全野を擧げて戰爭目的へ集中し、速急なる決戦體制を整ふる爲決戦生活徹底要綱を定め米英的自我巧利的弊風の殘滓を完全に拂拭し簡素剛健なる生活の確立に努むると共に國民貯蓄の増強、資源の愛護供出、防空防護訓練の徹底、軍人援護の強化等、家庭、街頭の決戦色は濃密化し澎湃たる決戦氣魄を横溢せしめてゐる。

同要綱は日常起居執務より衣、食、住の身邊乃至社交等に至る全生活に互り卑近なる生活守則で之を實踐反覆し以て滲透徹底を圖りつつある。本運動の一翼として健民、健兵の趣旨に則し乳幼児母性の保護、醫療班の無醫面(村)派遣、工場鑛山厚生施設の勸奨等家庭より職域へ、職域より社會へ、決戦體制の擴充強化に相當の成果を收めてゐる。

(四) 必勝生産力の擴充

過去八箇年に互り農山漁村に對する勤勞増産改良及生活刷新等の更生運動は幾多の業績を残し昭和十五年國民總力運動に吸收包攝せられたのであるが、爾來其の精神を相承けて更に清新潑刺たる

運動として皇國農道の確立に努め戰時下我が國の食糧増産に寄與しつつあるは既に周知の所である。商工鑛業等の職域に於ては前掲仕奉隊を結成し、生産戰士たる國家的性格の自覺を促し仕奉の精神に徹せしめ以て戰略物資の増産供出乃至輸送等戦力の増強に總力を發揮しつつある。

特に全鮮の勞力を高度に發揮せしむる爲、遊休者、婦人等の鍊成出勤並に之に對する施設を講じ決戰戦力の飛躍的増強を圖りつつあるが、亦一面優秀なる農村中堅青年を内地農村に派遣せしむる農報青年隊の如き其の農繁期に奉仕せしめ、先進農法の體得及之による朝鮮農法の開拓に資せしむるは勿論、内地の氣候、風土、人情、文化等其他あらゆる形而上下の事象に接觸せしめ、之により得る成果に至りては内鮮共に倍々其の將來に大なる期待を注がれてゐる所である。

(五) 徴兵制度實施の準備

昭和十七年五月徴兵制度實施一度豫定せらるるや、一視同仁の聖旨に基く崇高なる榮譽として其の感激は幾多の感激佳話を生むに至つたが、其の實施後の遺憾なきに備ふるために即ち此の感激を啓導して建軍の本義、徴兵制度の本旨等の普及徹底に努むると共に戸籍整備の協力、國語の急速なる普及、國語の常用醇化乃至生活の國語化を圖る等、或は朝鮮青年特別鍊成等の官の諸施設と形影相伴ひ、本制度實施の成果を完からしむるに萬遺憾なきを期しつつあるが、かくて御楯として御召に應ずる當の青年は元より、全鮮老若男女齊しく兵の父兄として母姉としての晴の目を待望しつつ各々完き構へにいみじき精進を續けてゐる。

國民總力運動

(六) 其の仕の實施事項

イ 大詔奉戴日 この日早曉を期して全鮮隈なく國旗の下に相集ひ國民儀禮の後各町部落毎の常會を實施してゐる。

ロ 常會 毎月十日を愛國班常會と定め津々浦々の班員舉げて之に出席し毎月の實踐徹底事項等を中心に協議申合せを行ふがラヂオは特に常會向放送をなし之が指導に當つてゐる。

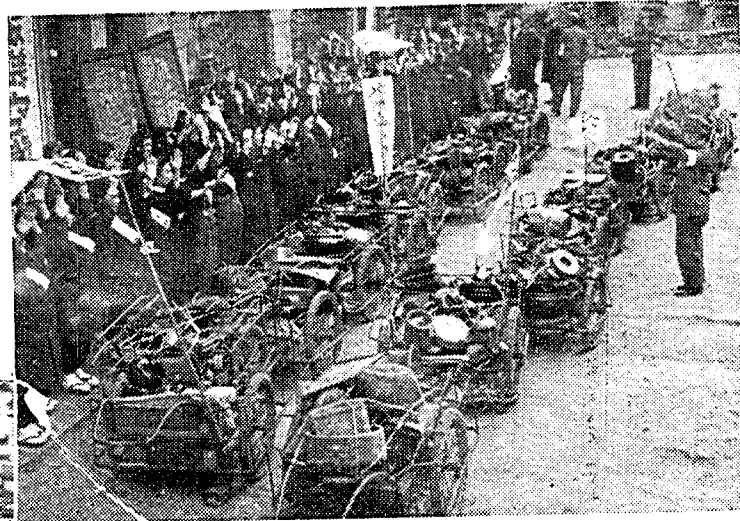
ハ 宮城遙拜、默禱 毎朝の宮城遙拜と正午の默禱とは初期の精動運動以來逸早く實施せられてゐる。毎朝毎日の野良に職場に家庭に街頭に、號笛を合圖とし朝暾を浴びつつ遙かの 皇居に額き或は祈念默禱する度しき姿は決戦朝鮮の一風景となつてゐる。



大 詔 奉 戴 日



愛國班常會



(一) 納 獻 類 屬 金



(二) 納 獻 類 屬 金

二二 國家總動員計畫

昭和十二年支那事變勃發以來軍需資材の圓滑なる充足竝に國民生活安定の確保は、事變の目的達成上最も緊要であり、之が爲めには平時經濟態勢より戰時經濟態勢へと國家經濟機構の編成換へを行ひ、以て計畫的に國防經濟の機能を充實することが肝要である。

そこで從來官房文書課で取扱ひたる資源調査竝に總動員事務を分離して、同年九月新に官房資源課を設置し人的及物的資源の調査を行ひ之に依り蒐集せられた資料を基礎として國家總動員計畫を設定遂行し逐次經濟機構を戰時態勢に移行し國防上の全能力を有效適切に發揮せしむるやう國防態勢を整備すると共に國家總動員計畫中物資動員計畫に關聯する諸般の事務に付ては特に主力を注ぎ萬遺憾なきを期したのである。

然るに支那事變の長期化は漸次國家總動員事務の全面的増大を要請するに至つた。茲に於て昭和十四年十一月竝に同十六年十一月の兩度に互り機構を整備擴充し官房資源課を企畫部とし物資動員計畫事務を中心として増大し來つた國家總動員計畫事務竝に時局の進展と共に相次いで發動せられた國家總動員法關係事務、物資確保の爲の海上輸送事務を擔當處理し來つたのであるが昭和十七年十一月總督府の機構改革に伴ひ如上の事務は新設總務局企畫室に移管せられ之が事務機構の整備強化と相俟つて一路大東亞戰爭完遂の爲總ゆる施策に専念しつゝあり。

國土計畫

肇國の理想に基き大東亞共榮圈建設の聖業を完遂する爲高度國防國家の建設を窮極の目標として國防・經濟・人口・文化的の諸般の計畫を土地との關聯に於て綜合的に合目的に構成し、大東亞諸地域の綜合的利用開發の計畫を樹立せんとする國土計畫が制定せられ、企畫院を中心とし内外地を通じ事務機構の整備竝に之が調査研究を進めつゝあるが、朝鮮に於ても日本國土計畫の一環として斯業の朝鮮に於ける展開に確固たる基礎資料を提供すると共に決戰下朝鮮の有する特殊事情を最高度に發揮せしめる爲目下總務局企畫室に於て着々資料の蒐集竝に實態的調査研究を進めつゝある。

二三 物價調整

物價の調整は凡ゆる經濟、産業政策に至大の影響があり、之が適正を期することは戰時財政經濟の圓滑なる運行、生産力の擴充及國民生活の安定に不可缺緊要事である。殊に朝鮮に於ては物價昂騰に依る國民生活の脅威及び生産力擴充の障害は、統治への影響上並に大陸兵站基地として負荷せられた特殊の立場上忽にすべからざる事である。従つて朝鮮に於ける物價調整事務は内地の方針に順應すると共に特殊な考慮が拂はれて居る。

一、暴利取締 朝鮮に於ける暴利取締は支那事變勃發の直前、鐵類の暴騰の状態に鑑み昭和十二年「暴利を目的とする賣買の取締に關する件」を發布し其の後事變發生と共に内地の改正に呼應し數次之が改正を行ひ來つたが、昭和十四年十二月價格等統制令の施行に關聯して全文を改正し、從來列舉品目のみに適用せしものを全部の物品に適用すること、又道知事が除外を認めた一部のものの外價格表示をすることとした。昭和十五年七月更に之を強化して、暴利を得るを目的とする物品の賣買の媒介を爲すことを禁じ、又價格表示の外に公定價格か協定價格か等の別を明かにして一般消費者の認識を容易ならしめたのであるが其の後の状態に鑑み昭和十六年八月改正を加へ官廳の指示若は正當の事由ある場合の外買占め、賣惜み、抱合せ又は負擔附販賣を禁ずると共に不當の報酬を得て爲すことを得ない賣買の媒介の對象を不動産に迄及ぼし、尙停止價格、公定價格の範圍内にも朝鮮總督の指定したる

ものに付ては暴利を得て販賣することを得ないこととしたのであるが、更に昭和十八年八月第六回目の改正を爲し暴騰の傾向にあつた修繕料に付いても暴利取締の對象として之を追加し其の暴利を抑壓し以つて物資厚生生活用の促進助長に資することとし本規則の萬全なる運営を期してゐるのである。

二、物價委員會 昭和十三年八月本府に物價委員會を設置して物價に關する重要事項を調整審議することとし、初め物資別の六専門委員會を置いて居たが物價調整の重要性に鑑み、昭和十五年之を五部會十八専門委員會に擴充強化し調査の慎重を期すると共に價格公定の促進を圖りつつある。

三、價格統制 本府は昭和十三年十月府令を以て昭和十二年法律第九十二號（輸出入臨時措置法）第二條の規定に基き朝鮮物品販賣價格取締規則を制定し、重要物品の額を指定年月日に於ける價格に据置き又は物價委員會の審議を経て公定價格を指定し、生活必需品等一部物資の價格騰貴を抑制した。然るに物價昂騰の趨勢は止まる所なく、殊に第二次歐洲大戰の勃發は我が國物價の騰勢に拍車を加ふることとなつたので、昭和十四年十月勅令を以て公布せられた價格等統制令が同月二十七日朝鮮にも施行せらるるに及び同日附府令を以て同令施行規則を發布し之が運用に關する手續きを決定した。本令の引上禁止の對象となるものは物の價格の外運送賃、保險料、賃貸料及加工賃に及び、此等の價格等は行政官廳の許可に依る特殊の場合の外指定期日たる昭和十四年九月十八日の額を超ゆること得ざらしめ、又指定期日の額が不當に高いものは之を引下げ得ることとした。

斯くて統制令に基き公定價格を全面的に設定することとなつたが土地、建物等不動産が本統制令の適用を除外せられ居る間隙に乘じ思惑の對象となり不當に昂騰して生産擴充を阻害し國民住宅の拂底を招來する虞あるを以て昭和十五年十一月宅地建物等價格統制令が公布せられ同年十二月より施行するに至つたが更に昭和十六年九月價格等統制令の改正が行はれ從來價格、運送賃、保管料、損害保険料、賃貸料又は加工賃に限定せられた統制の對象を修繕料其の他の財産的給付に及ぼすこととなつた。之が爲修繕料、請負料、手数料、使用料、手間賃、宿泊料、入場料其の他凡ての財産的給付に付必要があれば統制を加ふることが出来ることとなつたのであるが其の方法は此等修繕料等の中一定期日の料額に停止するを適當且必要とするものは朝鮮總督の指定した期日に停止し一定期日に停止したもの又は停止しないものに付ても業者の組合等より協定額の申請あるときは之を認可し、尙從來の公定の方法も併用して適正額を維持し國民生活の安定を期することとした。

又從來の九・一八停止價格の規定も昭和十六年十月十九日迄有效であつたのを此の改正に依り仍ほ當分の間效力を有することに改正せられたのである。

四、奢侈品製造販賣制限 昭和十五年七月府令を以て昭和十二年法律第九十二號（輸出入臨時措置法）の規定に基き奢侈品等製造販賣制限規則を發布した。本令は戰爭目的達成上並に國民生活上必要な資材、勞力、動力等が奢侈贅澤品等の製造販賣に充當ざるを抑制して軍需品及國民生活必需品の生産供給を確保すると共に奢侈贅澤品に向けられた購買力を抑止し公債の消化、貯蓄の増強に振向けんとす

るもので、即ち本令に基き總督の指定した物品及他の法令に依り使用制限された白金・銅・鋼・鉄鐵皮革及ゴム等の製造又は販賣を禁止すると共に、總督の指定した物品若くは其の中古品の價格に限界を設け、之を超ゆるものの販賣を禁止し又は規格品外の販賣を禁ずるものである。然し之を直に強行するときは業者に著しい打撃を與へ、物資需給の圓滑を缺ぐ虞があるので、市場在庫品に付ては特免の方法を考慮したが、將來は質實簡素な國民生活を確立する爲禁止物品の範圍は漸次擴大されるものと豫想される。

五、物價調整機構の擴充 以上の如く物價調整の事務は時局下經濟對策の中心を爲すに至つたので、物價委員會の設置及擴充と共に、昭和十三年度殖産局商工課に専任職員を配置し之に當らしめたが、價格等統制令の施行に伴ひ昭和十四年度第二豫備金支出に依り本府及道を通じ増員を行ひ、昭和十五年二月官制改正公布と共に殖産局に物價調整課を特設し、又京畿・慶南北及平安南道の各道にも物價及物資調整の爲一課を新設して所要の人員を配置し、昭和十五年度に若干の増員を行ひ本事務を専行せしめたるが昭和十六年八月各道内務部に調整課を特設すると共に同年十一月再度官制改正公布され従來殖産局に特設されたる物價調整課を企畫部に移管し爾後物資・物價兩面の事務を一元的に遂行し來つたが更に昭和十七年十一月の官制改正に依り企畫部廢止さるゝと共に物價調整課も亦物價課と改名せられ殖産局に復歸し現在に至つて居る。

二四 情報宣傳

一、概 要

本府は從來文書課に於て施政方針並其の實績の周知宣傳と、一般朝鮮事情の調査及紹介に關する事務を處理して來たが、支那事變勃發以來諸般の事務激増と、特に情報宣傳事務の重要性に鑑み、昭和十二年七月本府に朝鮮中央情報委員會を、各道に情報委員會を設置し情報、啓發宣傳並此等業務の連絡協調及調査審議に當ることとなつた。

而して中央情報委員會は特に重要問題の外は幹事會を毎週一回開催して當面の事項を處理しつゝあつたが、昭和十六年十一月愈々緊迫化する時局に即應し、情報宣傳事務の全面的強化擴充を圖るため文書課内の情報映畫報道の三係に増員を行ひ新に情報課を新設するに至つた。

斯くて十二月八日大東亞戰爭の勃發を見るや或は鮮内民衆の時局認識徹底に、或は朝鮮事情の對内外宣傳に其の重要性と繁忙さは日と共に多きを加へつゝある。

二、朝鮮に於ける啓發宣傳の特殊性

朝鮮に於ける情報宣傳は施政方針並に其の實績を内外に周知せしむる宣傳と、鮮内民衆の啓發指導とに分つことが出来る。其の目標とするところは前者にあつては飽くまでも半島に於ける皇道示現の實情であり、内地・滿洲・支那は勿論、特に南方諸地域の文化工作上朝鮮の正しい姿を紹介宣傳する

ことは極めて肝要事である。

鮮内民衆に對する啓發の目標は言ふ迄もなく時局認識の徹底でありその窮極するところは皇國臣民意識の昂揚である。これは半島に於ける國民總力運動の目標であり、この點よりも之が啓發宣傳は國民總力朝鮮聯盟と密接なる關聯を保ちつゝ實施して居る。

従つてその宣傳對象も内地人・朝鮮人は勿論、滿洲人・華人を初め南方諸民族に及ぶと共にその宣傳對象の中樞たる朝鮮人についても上下知識の懸隔甚しく、夫々宣傳の企畫、實施を異にし、夫れだけ朝鮮に於ける情報宣傳事務は複雑、困難な事情にある。

三、啓發宣傳の實施

有効なる宣傳を實施するためには時局の正しき認識と情勢の正確な判斷を必要とする。之がため啓發宣傳上必要な各種の情報を蒐集し、關係方面に連絡するの外、之等に基き隨時必要とする指導方針、指導要領等を決定して、之を通達してゐる。

斯くてこの方針、要領に基き或は官廳に於て或は國民總力朝鮮聯盟その他各種團體に於て、或は學校に於て、或は民間に於て夫々活潑な啓發宣傳が實施せられるわけであるが、本府に於て實施しつゝあるところは大體次の通りである。

1. 印刷物による啓發宣傳

朝鮮事情紹介用印刷物として各資料、パンフレット、各種リーフレット、ゑはがき等を刊行、廣く

内地滿洲・支那方面に配付するの外、來鮮視察者等に贈呈してゐる。

また時局認識徹底用の印刷物としては、時局叢書として「貫け、大東亞戦争」「乗切れ長期戦」を初め「アメリカを抉る」「アメリカ及アメリカ人の正體」等を刊行、更に隨時必要の都度謄寫刷の資料を作成、全鮮官廳・學校・各團體を初め關係方面に配付して宣傳の資料たらしめてゐる。

また定期刊行物としては内地の「週報」に類する「通報」を月二回「寫真週報」に類する「寫真旬報」を月三回刊行しつゝあり、更に地圖、ポスター、壁新聞等も作成配付した。

2. 寫真による啓發宣傳

未だ國語普及不十分な半島民衆に對し寫真による宣傳が極めて有効なことは申すまでもない。情報課ではこの爲寫真專任の技術員を置き、寫真製作の設備を有するの外、全鮮の報道寫真家を以て組織する朝鮮報道寫真協會を主宰し、或は場合により民間寫真團體の協力を得る等斯くて蒐集したる寫真は新聞・雜誌に掲載するの外、或は展覽會に、或は紙芝居に利用し、更に朝鮮紹介用として内地・滿洲・支那・南方諸地域に送付利用してゐる。

3. 紙芝居による啓發宣傳

機宜に應じ脚本を作成、若くは公募し、之を製作して各官廳に配付して巡回せしむるの外、業者作成の紙芝居についても常に密接なる連絡を保ち濃密なる指導を行つてゐる。

4. 展覽會による啓發宣傳

内地・滿洲・鮮内に於て自ら之を主催、實施するの外、各團體、百貨店等に於て主催の分についても之が内容を指導するは勿論、資料の提供、斡旋等をも行つてゐる。

5. 新聞・雜誌による啓發宣傳

必要と認むる事項については本府情報課に於て之を新聞發表すると同時に原稿の提供は勿論編輯者との緊密なる連絡の下に之等の編輯をして本府の意圖する宣傳の線に沿はしめ正しき輿論の喚起に努めつゝある。

6. 放送による啓發宣傳

放送協會と連絡をとり、番組の編成に參畫、放送内容の充實適正を期しつゝあるが、更に必要と認むる際本府幹部の放送を實施し、或は法令の周知徹底に、或は時局の正しき認識に、或は技術上の指導に、或は生活の改善、建設に、この有効なる文化機能を十二分に活用してゐる。

7. 映畫による啓發宣傳

情報課に於ては從來映畫製作設備を有し、映畫製作に當つてゐるが、既往三ヶ年間に於ける製作數三十四本七十九卷に達してゐる。尙この外購入映畫現在數四百本千百卷に及び、之等は各道及映寫設備を有する團體を會員とする社團法人映畫啓發協會を通じ、各方面に貸出し、之等の手を通じて全鮮津々浦々に至る映畫宣傳の侵透を企圖してゐる。また來鮮主要旅行團等に對しては朝鮮事情紹介の映畫を觀覽せしめ朝鮮認識に資することとしてゐる。

更に民間の映畫製作についても絶えず濃厚なる指導を加へ映畫宣傳の適正を期してゐる。

8. 各種行事、國民運動

内地に於ける行事、國民運動等に合流するは勿論朝鮮独自の立場に於て實施する場合もあり、之等については國民總力運動として前記各種手段方法により全鮮的に活潑なる運動を展開してゐる。

9. 出版

總務局内に關係局課を以て組織する出版統制協議會新設せられ鮮内に於ける出版の適正と之に基く紙の重點的配給を實施しつゝあるが、更に進んで優良出版物の推薦も行ひ以て出版による啓發宣傳の徹底を期しつゝある。

10. 其他

其他他府邑面・警察署・駐在所等に於て絶えず座談會、講演會を開催、情報課に於ては常に之等の新鮮なる資料を提供してゐるが、更に本府幹部は機會ある毎に、自ら第一線に立つては民衆を鼓舞激勵してゐる。又時としては民間有識者、朝鮮人有力者を派遣し、または軍部側講師を斡旋したこともある。要するに宣傳は凡ゆる機會を捉へることが肝要であると同時に凡ゆる手段方法に訴へる要がある。この意味に於て本府に於ける啓發宣傳も以上の外更に繪畫・演劇・演藝・音樂・店頭裝飾等凡ゆるものを利用して居る。

殊に各藝能文化を指導し國體の本義に基く新文化を建設することは極めて肝要なことであり、併せて

民衆の時局認識啓發の立場から朝鮮演劇文化協會を指導して、全鮮演劇競演會の開催、朝鮮美術家協會を指導して實施せしめる銃後繪畫美術展、朝鮮音樂協會をして實施せしめる全鮮音樂競演會、朝鮮總督府文學賞の設定等この方面に於ても廣汎且つ濃厚なる指導を加へてゐる。

四、各機關との連絡

情報課長は内閣情報官を兼ね情報局と絶えず密接なる連絡を保持しつゝあるが、二ヶ月一回宛内外地の連絡懇談會を開催、更に隨時内地情報官の來鮮を仰ぎ當面の打合を遂げてゐる。

軍部との連絡については朝鮮軍及師團の關係官と必要の都度打合を遂げてゐるが、更に毎月一回定例懇談會を開催、また國民總力朝鮮聯盟とは同様定例打合日を設定し、相互緊密なる連絡を保ちつゝ事務の遂行に當つてゐる。

一五 朝鮮史編修會

朝鮮の文化は其淵源甚だ遠く、且優秀なるものも亦尠くない。然るに從來之等に關する記録・古文書其他史料の保存方法不充分なる爲逐年湮滅の傾向があつたので、大正十一年十二月斯道専門の内鮮學者を擧げて朝鮮史編纂委員會を組織し、更に同十四年六月官制を制定して朝鮮史編修會を設置した。

爾來逐年其の事業を進め、昭和四・五年に至り史料の一般的蒐集並に整理が略完了したので、昭和六年度よりその印刷に着手し、昭和十三年を以て全三十五卷二萬四千頁挿入圖版三百九十五葉、同十四年三月を以て朝鮮史總目錄、同十五年三月を以て、朝鮮總索引を編纂刊行し以て朝鮮史を完了した。尙この朝鮮史の編纂刊行に伴つて蒐集せる重要資料を廣く一般に紹介せんが爲、昭和八年度より寫眞或は活版を以て「朝鮮史料叢刊」二十種と朝鮮史料集眞三帙をも刊行した。本會の事業は十有六年間の歲月と九十四萬餘圓の經費を費したもので、朝鮮史の稿本三千五百三十八冊、地方より採集せる史料は四千九百五十種、其重要史料を複製せしもの二千冊に達し、其外古文書、畫像等を寫眞撮影せしもの三千五百種に及び、朝鮮史は既に編纂刊行完了せしも未だ編纂せざる李太王三十一年甲午七月以後より韓國併合に至る迄の最近代の史料は、是非將來の爲蒐集して置く必要があるので、昭和十四年度に於て之を行ふ計畫を樹て昭和十五年度より史料蒐集に着手せしも、史料多數の爲先づ寫眞撮影に着手し既に寫眞撮影總枚數三萬九千八百餘枚に達し其外史料を蒐集複製しつゝ傍ら近代朝鮮史第一卷の原稿執筆中なり。尙續朝

鮮史料叢刊第一通文館志及同第二朝鮮通交大紀刊行の豫定である。

朝鮮史編修會

二九九

二六軍 事

陸 軍

朝鮮に於ける陸軍諸部隊最高統率機關として京城に朝鮮軍司令部を置く。朝鮮軍司令官は陸軍大將又は中將を以て之に親補し 天皇に直隸し朝鮮に在る陸軍諸部隊（朝鮮憲兵隊を除く）を統率する。

各道廳所在地に兵事部があり、其の兵事區は左の如くである。

京城兵事區	京城畿道
平壤兵事區	平安南道
羅南兵事區	咸鏡北道
新義州兵事區	平安北道
咸興兵事區	咸鏡南道
海州兵事區	黃海道
春川兵事區	江原道
清州兵事區	忠清北道
大田兵事區	忠清南道

大邱兵事區 慶尙北道
 釜山兵事區 慶尙南道
 全州兵事區 全羅北道
 光州兵事區 全羅南道

釜山・永興灣・羅津には要塞司令部が置かれ、堂該要塞地帯は陸海軍省告示を以て別に定められて居る。朝鮮憲兵隊司令部は京城に在り、該司令官は憲兵司令官に隸し朝鮮に於ける憲兵隊を統率する。憲兵は朝鮮に於ける軍事警察に係るものは朝鮮軍司令官、行政司法警察に係るものは朝鮮總督の指揮を受ける。而して憲兵隊管區は左の如くである。

京城憲兵隊區 京畿道・江原道
 大邱憲兵隊區 忠清南道・全羅南道・慶尙南道
 平壤憲兵隊區 平安南道・黃海道
 咸興憲兵隊區 咸鏡南道
 羅南憲兵隊區 咸鏡北道

徵兵制施行に就とるて

政府は昭和十七年五月八日の閣議に於て朝鮮同胞の徵兵制實施準備をなすことに決定した旨、九日情

報局並に朝鮮總督府より發表した。

(情報局發表) 政府は八日の閣議に於て朝鮮同胞に對し、徴兵制を施行し、昭和十九年度より之を徴集し得る如く準備を進むることに決定せり。

(情報局總裁談) 朝鮮同胞に對し徴兵制を施行せられんことを念願する要望は議會に對する請願、現地よりの報告等に徴するも甚だ熾烈なるものがあり、曩に昭和十三年勅令第九十五號陸軍特別志願兵令を以て志願に依る現役又は第一補充兵編入の途を拓かれ、銓衡に合格した志願兵は現に陸軍部隊で良好なる成績を擧げ時局下の軍務に従事してゐる。

又支那事變以來内鮮一體の機運は澎湃として興り大東亞戰爭勃發を契機とする朝鮮同胞銃後奉公の至誠は頓に昂揚して居る實情に鑑み茲に徴兵制實施の準備を進むることに關し閣議決定を見た次第である。

海 軍

鎮海警備府

朝鮮に於ける海軍最高統率機關である。

一、沿革 明治四十四年四月一日對馬及朝鮮の沿岸海面を第五海軍區とし慶尙南道鎮海を軍港と稱し同四十五年四月松眞に於ける鎮海防備隊を鎮海に移したが、大正五年四月一日鎮海軍港に要港部を

置き鎮海要港部と稱した。同十二年四月一日對馬及朝鮮の沿岸海面を第三海軍區に編入して鎮海軍港を鎮海要港と改稱し、更に昭和十二年四月一日海軍區令改正により朝鮮の沿岸海面及陸上は第三海軍區に編入せられた。昭和十六年十一月二十日要港部令改正により鎮海警備府と改稱せられた。

二、任務 所管警備區の防禦及警備並所管の出師準備に關することを掌り又所屬各部を監督す。

警備府司令長官は海軍中將を以て之に親補し 天皇に直隸し部下の艦船部隊を統率し又海軍大臣の命を承け軍政を掌ると共に作戰計畫に關しては、軍令部總長の指示を承ける。

三、警備府の組織 警備府には司令部あり幕僚を置き司令官長を佐く。

四、所屬官衙部隊

鎮海海軍港務部

鎮海海軍工作部

鎮海海軍經理部

鎮海海軍病院

鎮海海軍施設部

鎮海海軍軍需部

鎮海海軍人事部

鎮海海軍兵團

軍事

第五海軍燃料廠

及諸部隊船舶が附屬せしめられて居る。

此外に京城在勤海軍武官府及釜山・清津在勤海軍武官府同じく警備府の隸下に屬する。

京城在勤海軍武官府は昭和十三年四月京城に置かれた京城在勤海軍武官の服務する所で該武官は朝鮮一圓の警備及出師準備の連絡、資源調査物資の取得の斡旋、軍事普及獻納金品取扱等の事務を掌る。同武官は朝鮮總督府御用掛を囑託せらるるを例とす。

釜山及清津在勤海軍武官府は昭和十六年十二月開設せられ船舶保護に關する事務を掌る。

海軍特別志願兵制度の實施に就て

昭和十八年七月二十七日勅令第六百八號を以て海軍特別志願兵令を發布せられ戶籍法の適用を受けざる帝國臣民たる男子にして海軍の兵役志願を許さるゝことなり。鎮海に海軍人事部及海兵團を置き之等志願兵の徵募並に教育を實施せしめらるゝこと。

二七 在外朝鮮人に對する保護施設

在外朝鮮人は地理的關係より滿洲國特に東部滿洲地方最も多く、中華民國之に次ぎ、海外に於ては米國本土・布哇・玖馬等が多數を占めてゐる。而して之等在外朝鮮人の多くは、朝鮮統治に對する認識豫ね薄弱なるものが多いから、本府は朝鮮の現狀を認識せしめ且つ皇國臣民の本質に徹せしめんが爲、滿洲・支那・蒙疆は勿論其の他の諸外國在留朝鮮人に對しても、内鮮一體の趣旨の下に保護指導を爲すべく特に外務省と協議し、外務大臣より在外公館に對し右の趣旨に基く通牒を發して之が徹底を期して居る。

又朝鮮統治の精神並に躍進半島の實情は、外國並に外國人間にも殆んど認識されて居ない憾があるから、有力な外國人の來鮮に際しては直接鮮内各地を視察せしむる外、或は映畫・文書等により、更に各種の會合等を設けて新しき朝鮮を紹介し、廣く全世界に對し、内鮮一體の事實を周知徹底せしめ、朝鮮に對する我が國統治の根本方針並に實際を正しく認識せしむべく銳意これに努めて居る。

在滿朝鮮人の概況

朝鮮人の滿洲に於ける交渉は歴史的、地理的因縁深く且つ緊密なものがあり、従つて渡滿者も少くなかつたが、明治初年頃から進出の勢を増し、貧困農民及勞働者の渡滿する者日に多きを加ふるに到つた。

在外朝鮮人に對する保護施設

併し乍ら所謂舊東北軍閥政權時代に於ける官憲、地主等は、此等朝鮮人移住民に對して苛斂誅求の横暴を極め、爲に彼等は常に不安・焦燥・壓迫に怯へつゝも、尙幾多の犠牲を拂ひ惡戰苦闘を繼續し來つたのである。然るに偶々昭和六年滿洲事變勃發し、亞いで民族協和、王道樂土を國是とする滿洲帝國建設せられ、日滿兩帝國は一體不可分の緊密な關係を結び鮮滿亦一如の精神具現化せられるや、朝鮮人の滿洲への關心著しく昂まり、大陸に進出する者日に月に増加し毎年五萬を算へるに至つた。在滿朝鮮人の人口總數は、其の移動性の激しいのと奥地調査の至難なるとに依り正確を期することは出來ないが、昭和十七年十一月一日滿洲國治安部の調査に依れば百五十六萬二千餘人である。

而して在滿朝鮮人の約八割は農業に従事してをり、而も其の過半は間島省及舊東邊道に營農してゐるものであるが、彼等は日夜孜々として曠野を拓き今や數百萬町歩の未墾地を開墾するに至り、増産報國に挺身しつゝある狀況である。

在滿者に對する施設

滿洲事變前に於ける施設 從來の渡滿朝鮮人の多くは、徒手空拳何等の資本を有しない爲、滿人地主への小作料に或は高利債務の支拂に、又甚しきは舊軍閥の苛斂誅求に因り、農耕資金は勿論日々の生活にも追はるゝ有様であつた。そこで韓國當時の統監府は間島に臨時派出所を設け、種々の保護施設を講じて此等同胞の伸展を圖つて來たが、更に併合後本府は益々其の施設を擴充し、各地に本府職員を駐在

せしめて直接朝鮮人の保護に當らしめ、又外務省・滿鐵會社等と協力し年々多額の經費を支出して、教育・衛生・獸疫豫防・金融・産業及救濟等に關する各般施設の充實に努めて來たのであつた。

滿洲事變後に於ける施設 滿洲事變と共に蜂起した暴逆な兵匪・共匪・土匪の魔手を逃れ、鐵道沿線其他市街地に避難し來つた奥地居住朝鮮同胞の數は、一時的ではあつたが間島及表滿洲に於て各三萬餘人の多きに上つた。本府は此等避難民の救護處理の爲、新京其他各避難地中重要箇所を臨時に多數の職員を配置し、軍部・大使館及領事館等と協力して避難民の救濟に遺憾なきを期した。次いで滿洲國の建國成るや滿洲の情勢全く一變し、多年舊軍閥の誅求に喘ぎつゝあつた在滿朝鮮人は、漸次生活の更生を期し得るに到つたが、此の劃期的な現象は又一面、鮮内の一般民衆に大きな刺戟を與へ、新に多くの渡滿者を誘致することゝなつた。爰に於て本府は、此等朝鮮人の保護撫育に一層拍車を加ふるの要あるを認め、先づ既移住者に對する生活安定の方途を講じ、從來の教育・醫療・金融・産業の諸施設を益々積極的に擴充し、亞いで滿洲事變及北滿大水害に因る罹災朝鮮農民中、原地歸還不能者に對する恒久的安定處理として、表滿洲に於ては昭和六年度に鐵嶺、昭和八年度に營口（榮興と改む）及河東、昭和九年度に綏化（興亞と改む）の四安全農村を、昭和十年度には三源浦の安全農村を建設すると共に、既設農村の擴充に努め、昭和十二年よりは營口農村の一部を除き、土地代家屋費の年賦償還を開始し自作農創定に入ることゝなつた。此等の安全農村には、何れも南滿及北滿一圓に互る避難鮮農及其他貧困なる朝鮮農民を收容したのであるが、現在各農村とも順調な發展途上にある。

又間島地方は思想的に極めて複雑であり、滿洲事變以前より不逞團の巢窟、共匪の根據地として善良なる朝鮮農民は絶えず其の迫害を蒙り、殊に滿洲事變直後に在つては、兵匪・共匪隨所に跋扈し、殺害・放火・掠奪・拉致等暴戾至らざるなき爲、奥地居住の鮮農は陸續として安全地帯に避難する状態であつた。本府は此等朝鮮農民救済の爲凡ゆる障害を排し、極力應急的保護を加へると共に彼等の安定策として間島に集團部落を建設することとした。右部落は自衛自作の一種特異の農民部落であつて、昭和七年度に九箇所、同八年度に十六箇所、更に同九年には五箇所を建設した。本施設の實現は、間島に於ける安全圏を擴大し、兵共匪の蠢動を壓迫することとなるを以て、匪賊は必死の勢を以て部落建設作業に妨害を試み、數十回に亙り襲撃を敢行したが、自衛團は常に勇敢に應戦し克く之を排撃してその事業を完成した。本部落は地理的に見て要所々々を占據してゐるが爲に、間島治安上最も効果的な一大役割を演ずるものであつて、本府は此等集團部落に收容した朝鮮農民の爲、各般の施設を集中し將來模範農村たらしむべく努力してゐる。

尙間島に對しては、本府は別に昭和七年度より東洋拓殖會社と協定し、同社をして尙五箇年間に二百萬圓の資金を以て二千五百戸の自作農創定を計畫し、現在其の貸出額は百三十萬圓にして創定面積約一萬四千町歩、戸數三千戸を自作農として創定した。

右集團部落並に安全農村の施設は、昭和十二年十二月一日滿洲國に於ける我が國の治外法權の撤廢と同時に、擧げて本府より滿洲國に移讓し、滿洲國は本府の方針を踏襲し其の指導監督に努むることとな

つた。

朝鮮農民の滿洲新規入植

朝鮮人の滿洲移住者は滿洲建國當時既に百三十萬を突破し、尙鮮内よりの新移住者は年々數萬人に上る實狀に鑑み、本府は之が統制及安定を圖り、之に依つて滿洲國の統治並に産業開發に貢獻し、同時に朝鮮に於ける過剩人口の調整に資し、更には内地に於ける朝鮮人勞働問題の解決に寄與するの極めて重要なるを認め朝鮮人の滿洲開拓民事業を經營せしむる爲、昭和十一年制令を發布し同年九月鮮滿拓殖株式會社を京城に設置せしむると共に、又滿洲國に於ては康德三年（昭和十一年）勅令を發布し新京に滿鮮拓植股份有限公司（康德五年七月滿鮮拓植株式會社と改稱す）を設置し兩者は一體不可分の關係の下に開拓民事業に當つて來たのであるが、その後支那事變の勃發あり四圍の情勢は開拓民事業の重要性を加へ、遂に昭和十四年十二月滿洲開拓政策基本要綱を時を同じくして日滿兩國政府に於て決定し茲に於て朝鮮人開拓民も内地人開拓民に準じて取扱はるゝこととなり昭和十五年度より之が方針に基いて實施することとなり従來朝鮮人開拓民の助成機關たる滿鮮拓植會社は昭和十六年六月一日之を内地人開拓民の助成機關たる滿洲拓植會社に統合し内鮮開拓民事業を一元的に取扱ふこととなつた。而して今次大東亞戰爭に於て帝國の南方作戰の進展は必然北方の鎮護を一層強化する要あるべく第一期計畫の終了と共に昭和十七年度よりは特に現下の戰時態勢に即應する第二期五箇年計畫を確立し以て開拓政策の強力な

る推進を圖り以て時局の要請に應ずることゝなつた。

開拓民（入植形態を集團、集合及分散に分つ）特に集團、集合開拓民の重要使命に鑑み個人施設に要する經費は本府單獨の下に補助すると共に開拓地に於ける共同施設に要する諸經費は鮮滿折半負擔し積極的助成策を講じつゝある。本府斡旋に依り昭和十八年六月末迄新規に入植せしめた集團、集合開拓民は左表の通であるが開拓民の一戸當耕地は水田の場合は二町五反内外、畑の場合は南滿は五町内外北滿は十町歩内外にして食糧費、家屋、農具其他營農費は滿拓に於て之を貸付し土地の熟田化を俟つて年賦償還方法に依り土地建物、耕牛代の償還完了と共に自作農たらしむる計畫である。

尙附記すべきは開拓民は孰れも所謂統制開拓民として取扱ひ、在滿既往開拓朝鮮農民の游動防遏並に安定定着の必要上昭和十三年より本府と滿洲國間の協定に依り朝鮮より滿洲への新規營農開拓民は毎年概ね一萬戸とし、彼等には本府發給の移住證を必ず携行せしめ漫然渡滿者の防止を圖つてゐる。

集團開拓民省別入植調 (昭和十七年六月末現在)

省名	年次	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	計
間島	戸	二四〇	一、二八〇	一、八二四	一、〇七四	三三六	三三	五、七六六				
奉天	戸	一	五〇	一	一	四三六	一	八〇四				
通化	戸	一	一	一	一	六〇四	三七〇	一	一	一	一	一、〇四八
吉林	戸	一	一	一	一	四三六	八三三	一	一	一	一	一、三三七

集合開拓民省別入植調 (昭和十七年六月末現在)

省名	年次	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	計					
興安東	計	560	240	520	3,476	2,850	4,080	3,800	1,076	1,554	1,046	17,272
興安南											301	501
黑河									353	39	10	1,267
北安								2,800	39	435	27	3,680
錦州		560		43	19	23	5		46			1,766
龍江							5					5
濱江							33					33
牡丹江							92					92
計		560	240	520	3,476	2,850	4,080	3,800	1,076	1,554	1,046	17,272

省名	年次	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	計
間島		274	550	1	388	250	1,462
吉林		87	50	100	58		295
奉天		45	95	41			181
錦州			50				50
通化		11	150			197	358
牡丹江		464					464
濱江			191				191
在外朝鮮人に對する保護施設						311	311
計		274	550	101	388	250	1,462

在外朝鮮人に對する保護施設

三一二

興安南	一	六八六	一	六八六
計	八八一	一、七七二	一四一	四四七
			四四六	三、六八七

在支朝鮮人の概況

朝鮮人の支那に於ける交渉が滿洲に於けると同様自然的、地理的關係上古くから存在した事は改めて述ぶる迄もないが、現在の居留朝鮮人に就て之を見れば、明治四十三年の韓國併合後之に不満を唱ふる「不平分子」にして、支那特に北支方面に渡る者多く、同時に一般的な渡航者も漸く其の數を加へ、更に之に拍車を掛けたのは大正八年の獨立騷擾事件であつた。けれ共朝鮮人移住者の特に増加したのは、滿洲事變後で、冀東防共自治政府成立後、其の地理的關係から、滿洲國居住者中同方面に轉住する者が漸次其の數を加へたのであつた。かくて在支朝鮮人は今次支那事變の直前たる昭和十二年六月末現在には、其の概數三萬と稱せられてゐた。かくて事變發生當時は、戦火の洗禮を受けた爲各地方共相當の減少を見たけれども、支那事變の大東亞戰に進展するにつれ、皇軍は支那奥地に進出し、且其の後方地帯は治安も漸次恢復したので、新規移住者數は昭和十四年以降月平均三千人を越え、昭和十八年一月一日現在に於ける統計の示す處に依れば、北支に於て七萬四千二十九人中支に一萬一千五百二十六人、南支に千九十九人、計八萬六千六百五十四人であり、之に調査漏の者を合すれば約十萬と推せられるに至つた。支那事變前までの、之等在留者の大部分は、少數の「不平分子」と比較的多數の所謂「不正業者」

(禁制品密賣者)であつたと言はれるが、然し善良な半島同胞も決して諂かつた譯ではなく、殊に支那事變より大東亞戰爭に互り在留半島人も亦立派な皇國臣民である事を立證した。即ち天津日本義勇隊特別班は全部半島人で組織され其の班員は數次の變動にも不拘常に百餘名あり、事變勃發と同時に一致團結して現地軍警と協力し、數々決死的獻身作業を開始し、其の間名譽の戦死傷者をも出す等其の眼覺しい活動振は一般より多大なる好評を博した。青島・張家口・濟南に於ても同様の團體が結成されて夫々相當の活動を爲し、又上海朝鮮人會の事變當初に於ける大奉仕作業實施及び其の後に於ける活動、昭和十五年三月末の包頭事件當時の在留朝鮮人の彈雨下の奉仕作業其の他各地に於ける軍用飛行機の獻納、國防獻金、勞力奉仕等も亦少くないが殊に今回朝鮮人同胞に對する徵兵制度施行の旨發表を見るや何れも異常の感謝感激の下に名實共に日本人たらんとして舉つて皇國臣民化運動に邁進しつゝある狀況である又特に新しい事象は、古來關房より出ずることのなかつた婦人迄が、内地人婦人と共に第一線後方にふさわしい活動を始めたことである。又事變後帝國不動の國策線に副ひ、相當の資産と識見を有する堅實な半島人の新に渡航する者も増加して來たが、在留半島人の斯る愛國的事象と相俟つて、大東亞新秩序建設の上に今後益々大きな力となるであらう。

在支者に對する施設

在外朝鮮人に對する保護施設

從來在支朝鮮人の保護指導は一に外務省に於てなされ、外務省は出先公館との緊密なる聯絡の下に各地朝鮮人民會を督勵して工作し來つたものであるが、本府に於ては在支朝鮮人に對しても在滿朝鮮人同様之が惠澤に浴せしむべく計畫中の處、偶々昭和十二年七月支那事變の勃發に際會し、奧地在住者にして北京・天津等の安全地帯に避難し來つた者が少くなかつた。そこで本府は同七月十六日不取敢職員を天津に急派し、總領事館及軍と連絡して應急救護事務に當らしめ、かくて皇軍は破竹の進撃を續け、一方北支の治安も漸次恢復するに伴ひ、半島同胞の新に進出する者も激増し來り、之が保護撫育上幾多緊急處理を要する問題が簇出したので、本府は更に職員を同地方各地に派遣して之に當らしめ、同年十月外務省との間に在支朝鮮人事務の處理方に關する協定を結び兩廳間の分擔事項を定めたのである。即ち本府に於ては在留朝鮮人の思想善導・教育・衛生・産業・金融の如き助長方面の特別施設の創始擴充を爲すと共に、就職斡旋、事變後急激に増加した新規移住者の指導誘掖等、諸般の恒久的保護撫育事務に當ることとなり、昭和十三年度には北支・蒙疆方面に職員を増派して之等の事務に當らしめた。同年十月に至り更に既述本府外務省間の協定を昭和十四年度以降中支にも適用することに協定した。蓋し朝鮮人と内地人とは民度風習を異にする爲、實際上の取扱を全然同一にすることは兩者共に却つて不便を感ずる點があるのと、今後に於ける在外朝鮮人の動向は直に鮮内民心に反映するので、朝鮮統治の上に影響を及ぼすこと大なるものがあり、其の取扱上の規準は之を鮮内と同一程度たらしむることを必要とし、又實際の衝に當る者は特別の知識經驗を必要とする關係上、朝鮮事情に精通し朝鮮行政に最も習熟

せる技能と経験を有する本府が外務省に協力實施するのを最も適當なりと思惟した結果である。

今本府の在支朝鮮人に對する施設を示せば大要次の通りである。

(イ)職員の配置狀況 本府は外務省との協定に依り在北支朝鮮人の保護撫育事務に當る爲、昭和十三年

六月に北京及張家口の兩出張所を開設し、北京出張所の監督下に天津及青島に派遣員を配置した。

昭和十四年度中に更に濟南にも派遣員を置き、昭和十五年に、中支在支朝鮮人保護に任ずる爲上海にも職員を増派すると共に、昭和十六年九月石門、太原にも職員を派遣することになった。

(ロ)教育施設 在支朝鮮人兒童は殆ど日本内地人兒童と完全な共學の恩恵に浴してゐる。そしてその就學率は殆ど百パーセントに近く、之が經費も相當多額に上り、爲に内地人側の教育費負擔は加重したけれども、之に對し内地人から何等不平の聲もなかつたことは、在支朝鮮人の齊しく感激してゐる處である。然し内鮮共學に對する最大の障害は國語の不自由に基因するので、本府は昭和十四年十月中外務省との間に協定を結び、國語の豫習を目的とする幼稚園(初等教育準備學校)教育は本府が之を擔當することゝつたが、昭和十八年四月現在幼稚園の數中支を合し三十五ヶ所五九學級に達し昭和十八年本府の補助金は二二六、〇八六圓(維持費一一五、二八六圓、臨時費二〇、八〇〇圓)に上つて居る尙新に開設するものに對しても適宜の處置を講ずる筈である。

(ハ)衛生施設 昭和十三年天津・北京・張家口昭和十四年濟南・青島昭和十五年上海昭和十六年太原の各居留民團に囑託醫を設置し在支朝鮮人の救療に従事せしむる外本府衛生試験室調濟になる急救藥品即

在外朝鮮人に對する保護施設

ち胃腸藥、風邪藥其の他十四種の藥品を無償配付する等保健衛生の完璧を期すことに努めつゝあり。

(ニ)金融施設 北京及天津は北支に於ける朝鮮人の重なる集合地域であつて、昭和十四年三月現在で北京には約一萬人天津には約七千人居住してゐるが、朝鮮人の爲の金融機關は之を排除してゐる實狀にあつたので、帝國領事館に於て兩地に都市金融組合を設置させ、その組合員に對し指導金融をなし物心兩方面の指導に依つて經濟の發展と生活の安定を期する事とし、天津興業金融組合は昭和十四年三月十三日附、北京興業金融組合は同月十七日附で夫々設置又昭和十六年二月には青島、昭和十七年には濟南、徐州、昭和十八年には石門に設置、業務を開始し本府は之等金融組合に對し夫々基本金五千圓經費二千二十圓宛を補助し其の維持助成を計りつゝあり。

蘆臺模範農村

(ホ)北支安全農村設置 本府は支那事變に依る避難朝鮮人の救濟及不正業者を歸農正業に就かしむる目的の下に外務省及軍、冀東自治政府と協議を遂げ河北省寧河縣蘆臺附近に荒蕪地三、五〇〇町歩を買収し安全農村を設定することとし建設は東洋拓殖會社をして之に當らしめ、同社は本府及外務省よりの補助を受け昭和十三年十二月工事に着手し昭和十五年六月概ね建設工事を完了したるが之が所要額は約二、五〇〇、〇〇〇圓にして本府はこの内約八〇〇、〇〇〇圓の補助をなし本農村建設の助成を計れり。

現在農村の收容戸數は約一、〇〇〇戸、五、〇〇〇名に及んでゐるが本農村の運営は所轄領事館の監督

及本府指導の下に協同組合之に當り組合は農村の一般事務、農事の指導をなすと共に農民に對し營農資金の調達に當らしむることとしたが、之が營農資金の融資額は一、〇〇〇、〇〇〇圓を超過する狀況にして本府は之に對し金利補償の爲昭和十五年以降毎年五萬三千圓の補助をなし農民の負擔の輕減を計れり。又教育施設としては組合に於て蘆臺農村國民學校を經營し來りたる處昭和十七年十月外務省の指定學校となり現在約七〇〇名の兒童を收容し之が教育に當らしめてゐるが之に對しても年々多額の補助をなし教育に萬全を期してゐる。其の他衛生施設としては病院を建設し囑託醫を配置し農村民の救療に従事せしむる等本府は夫々適切なる施設を講じつつあるが他方農村の警備に付ても自衛團を組織せしめ領事館警察署の指揮の下に警備の萬全を期してゐる。斯くの如く農村の諸般の設備日々完備し本農村民は感謝の念を持って生業に邁進しつゝある現況にして本年度は約二、〇〇〇町歩、を植付け、畝六〇、〇〇〇石の收穫を豫想せられ治安の維持と相俟つて往年の荒無地は今や全く美田と化し北支に於ける重要な食糧米生産地として年々飛躍的發展を遂げ名實共に安全農村として所期の目的を達成しつゝあり。

灤縣栢各莊農村

北京天津を中心に北支一帶には約八萬人の半島同胞在住する處其の約八割は正業なく兎角の惡評を蒙りつゝあるを以て之等を歸農正業に就かしむると共に北支産米増産計畫に即應すべく昭和十八年度より河北省灤縣栢各莊附近に約一萬町歩に及ぶ大農村を建設し約五千戸の朝鮮人を收容する計畫にて在

北京日本大使館監督の下に華北墾業會社をして工事に着手せしめ、本府としては百萬圓の豫算を以て之が助成に努力しつゝあり、然して昭和十八年五月北京、天津より約七〇〇戸蘆臺より指導農家として一〇〇戸計八〇〇戸を入植せしめ一、〇〇〇町歩餘の水稻植付を完了し着々農村完成に邁進中なり

(一)華北半島人協會並に協勵會の設立 北支在住朝鮮人の指導助成に關する方策を調査研究し之が實踐に付指導助成を爲すを目的として軍、外務省、本府の指導の下に昭和十六年四月三十日北京に華北半島人協會を設立し之が下部團體として實踐機關たる協勵會を北京外三七箇所設置せり。而して協勵會に於ては内鮮一體の精神に則り半島人をして與亞聖戰の意識に徹せしめ華北在住皇國臣民としての責務を完遂せしめんが爲國民意識の昂揚、内鮮一體精神の確立、奉仕責任觀念の徹底、質實剛健なる生活の建設等の勵行邁進に依り半島人の自省自戒、互助協勵、親睦向上を計るを以て目的とす。

昭和十八年度華北半島人協會に對し本府は補助費六萬圓を交付して其の助成に努む尙同會には專任指導員を設置し機關雜誌「協勵」を發行し各現地機關の指導後援の下に其の目的達成に邁進しつゝあり。

附
錄

參
考
統
計
表

參 考 統 計 表

目 次

1	面 積(帝國全土)……………	一
2	面 積(内地との比較)……………	一
3	戸數及人口……………	一
4	人口密度……………	二
5	内地人の出生及死亡……………	二
6	朝鮮人の出生及死亡……………	三
7	朝鮮人の内地渡航及歸還者……………	三
8	行政區劃……………	四
9	朝鮮總督府特別會計歲入歲出……………	五
10	朝鮮鐵道用品資金特別會計……………	五
11	朝鮮簡易生命保險特別會計……………	六
12	國稅收納額……………	六
13	收入濟額稅目別……………	六
14	直接稅平均負擔額……………	六
15	地方財政……………	七
16	國民學校……………	八
17	書 堂……………	八
18	國語を解する朝鮮人……………	九
19	神社神祠……………	九
20	朝鮮神宮參拜者……………	九
21	布教所布教者及信徒……………	一〇
22	醫療機關……………	一〇
23	傳染病患者及死亡者……………	一一
24	專賣收入及支出……………	一一
25	國有鐵道收入及支出……………	一二
26	鐵道投資額……………	一二
27	鐵道營業料程……………	一二
28	道路延長……………	一二
29	放送局及聽取者……………	一三
30	郵便貯金現在高……………	一三
31	朝鮮簡易生命保險契約現在高……………	一三
32	金融機關……………	一四

53	林野蓄積	三三
52	林野面積	三三
51	肥料消費高	三三
50	鶏	三二
49	豚	三〇
48	牛	三〇
47	家畜産高	三〇
46	大豆、粟、棉、甘藷、馬鈴薯	二九
45	麥	二九
44	米	二八
43	農産價額種類別	二八
42	農産價額	二七
41	自作小作別農業者戸數	二七
40	農業者戸數	二七
39	自作小作別耕地面積	二六
38	耕地面積	二六
37	銀行金利	二六
36	朝鮮銀行券發行高	二五
35	手形交換高	二五
34	銀行貸出金現在高	二四
33	銀行預金現在高	二四

69	朝鮮人の開拓民	三〇
68	貿易額	二九
67	保險	二九
66	會社	二八
65	工産價額業種別	二八
64	工産價額	二七
63	工場、從業者及生産額	二七
62	鑛産價額	二七
61	鑛業稼行鑛區	二六
60	鑛業許可鑛區	二六
59	水産製造高	二五
58	水産價額比較(帝國全土)	二五
57	水産價額	二四
56	林産價額種類別	二四
55	林産價額	二三
54	造林	二三

參考統計表

(本表中昭和十七年の計數を揭示せざるものは未だ集計に至らざるもの及發表禁止のものなり。)

千 面	面 積	1 面 積 (帝國全土)						
		總 數	朝 鮮	內 地	臺 灣	樺 太	南洋群島	關 東 州
61,063	30,840	30,840	3,151	35,962	36,090	2,199	3,423	
1,000.00	334.36	561.71	53.80	533.00	31.55	5.08		

2 面 積 (内地との比較)

全 鮮	最 大	最 小	一 道 平 均	道 名		内 地	面 積
				朝 鮮	内 地		
330,840	3,978	7,428	16,977	成鏡南道	九州より青森縣を除きたるもの	330,840	3,978
	3,978	7,428	16,977	忠清北道	九州より鹿兒島縣を除きたるもの	330,840	3,978
	3,978	7,428	16,977		熊本縣	330,840	3,978
	3,978	7,428	16,977		四國より香川縣を除きたるもの	330,840	3,978

3 戸 數 及 人 口

總 數	戸 數			人 口		
	内地人	朝鮮人	外國人	内地人	朝鮮人	外國人
2,804,103	5,923	2,749,956	3,151	1,333,027	1,721,543	1,333,027
4,558,677	17,620	4,733,236	14,768	2,470,387	777,011	2,393,063
						73,824

4 人口密度 昭和十五年十月一日現在(國勢調査)

朝鮮	二〇	臺灣	一六三	南洋群島	六	關東州	三九五
内地	一九一	樺太	二				

5 内地人の出生及死亡

年次	出生		死亡		自然増加	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合
明治四十三年	五、三〇八	三〇・九四	三、二六一	一九・〇一	二、〇四七	一一・九三
昭和四年	一〇、八五五	三三・三三	八、三二七	一七・〇三	二、五二八	五・一九
同五年	一一、四三三	三三・六	七、六一	一五・三〇	三、七五二	七・四八
同六年	一一、八三五	三三・九六	八、四〇六	一六・三三	三、四二九	六・六五
同七年	一三、七五二	二六・二七	八、七三三	一六・六六	五、〇二〇	九・五九
同八年	一三、〇九一	二四・一〇	八、五九	一五・三九	四、七三三	八・七一
同九年	一三、四九八	二四・〇四	八、四四八	一五・〇五	五、〇五〇	八・九
同十年	一四、一三九	二四・二三	八、八八四	一五・二三	五、二五五	九・〇〇
同十一年	一四、五六四	二三・九二	九、四七三	一五・五六	五、〇九一	八・三六
同十二年	一四、九四六	二三・七四	九、五二五	一五・一三	五、四二	八・六一
同十三年	一六、五二五	二六・〇八	九、二六〇	一四・六三	七、二六五	一一・四

出生、死亡及自然増加の割合は年末人口(内地人)千人に對する比率を示す。

6 朝鮮人の出生及死亡

年次	出生		死亡		自然増加	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合
明治四十三年	一七五、三三二	一三・五	一〇七、三〇八	八・七	六七、九二三	五・八
昭和四年	七一九、一五五	三六・六	四三二、八五三	二四・二	二六六、三〇二	一四・七
同五年	七六〇、六〇三	三六・四	三七三、七三三	一八・九	三八六、八八〇	一九・六
同六年	七〇五、九〇六	三五・八	四〇一、五四八	二〇・七	三〇四、三五八	一五・四
同七年	六〇四、二七五	三〇・六	四四八、五三三	三三・三	一五五、七五三	七・六
同八年	五九〇、〇三五	二九・〇	三九三、六六八	一九・四	一九七、三六七	九・七
同九年	六二五、五七九	三〇・〇	三九八、四八二	一九・四	二二七、〇九七	一〇・五
同十年	六三三、九七九	二九・四	四二一、四四四	一九・八	二〇四、五三五	九・六
同十一年	六二五、三六一	二八・九	四三三、〇六三	一九・八	一九一、三八	八・九
同十二年	六二八、三〇五	二八・九	三六六、七三三	一七・八	二四一、四七三	一一・三
同十三年	七九二、九七五	三六・三	三六四、一七九	一七・五	四〇八、七九六	一八・六

出生、死亡及自然増加の割合は年末人口（朝鮮人）千人に對する比率を示す。

7 朝鮮人の内地渡航及歸還者

年次	渡航者	歸還者	差引渡航者増(△減)
昭和八年	一五三、二九九	八九、一二〇	六四、一七九

慶 尚 南 道	慶 尚 北 道	全 羅 南 道	全 羅 北 道	忠 清 南 道	忠 清 北 道	京 畿 道	總 道 數 (一三)
三	一	二	二	一	一	三	二二
一九	二二	二一	一四	一四	一〇	二〇	二二八
一	一	一	一	一	一	二	島
二二	一一	一〇	一六	一一	一四	一八	邑
二二七	二四〇	二四二	一六九	一六一	一〇二	二二三	(町)
							面
							(村)

8

行政區劃 昭和十七年十月一日現在

同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和
十 七 年	十 六 年	十 五 年	十 四 年	十 三 年	十 二 年	十 一 年	十 年	九 年
三三四、五六五	三二五、六四三	三三四、一六八	二八四、七二六	一六四、九二三	一二一、八八二	一一三、七一四	一〇八、六五九	一五九、一七六
二一九、三七三	二四二、四六九	二一八、〇二七	一七六、九五六	一四二、六六七	一二〇、七四八	一一〇、五五九	一〇六、一一七	一一二、四六二
一一五、一七二	八三、一七四	一一六、一四一	一〇七、七七〇	二二、二五六	一、一三四	三、一五五	二、五四二	四六、七一四

黃海道 平安南道 平安北道 江原道 咸鏡南道 咸鏡北道

一	二	一	一	三
一七	一四	一九	二一	一六
一	一	一	一	一
一〇	五	九	三	九
二〇〇	一三四	一六二	一六一	一二一
〇	〇	〇	〇	六九

9 朝鮮總督府特別會計歲入歲出 (決算)

總額	經常部	臨時部	總額	經常部	臨時部
五三、二八四、四六四	三五、五四、一七六	二六、七三〇、二八八	四六、一七三、三三〇	三五、五四七、九四三	一〇、六三四、三八
昭治四十四年度			昭治四十四年度		
一、〇八五、元一、四五〇	六七三、七四八、二七八	四二一、六四三、一七三	九三一、八〇九、六三九	四七、九三一、四六八	四九三、八七六、一六二
昭治十六年度			昭治十六年度		

10 朝鮮鐵道用品資金特別會計 (決算)

總額	用品及工作費	雜收入	總額	俸給及諸給	用品及工作費
三、八六〇、〇〇九	三、八三三、六一	二七、六六六	三、七九、二七七	四三、九一一	三、七三六、三六六
明治四十四年度			明治四十四年度		
八三、〇三〇、〇一八	七九、六〇五、二七五	二、四一四、七四三	八二、一九三、三四四	一	八二、一九三、三四四
昭和十五年度			昭和十五年度		

11 朝鮮簡易生命保險特別會計 (決算)

歳	入				出			
	總額	保料	運用收入	その他	總額	俸給	事業費	その他
昭和四年度	七四、四七〇	六三四、六四〇	一、五〇九	九八、五五四	三四六、六三二	三、三〇七	二二、三四四	—
同十七年度	三三、〇八、三五五	五七、六七八、三二一	四、九二五、四二一	四四、七四三	二六、三〇五、一四七一	六、五五〇、七二六	二、八二七、四九九一	七、三六、九七一

12 國稅收納額

年度	調定済額	収入済額	缺損額	翌年度へ繰越額	収入歩合
明治四十四年度	一三、五三三、六三三	一三、四四〇、九六六	一〇三、六六七	四九、三七七	九・九〇割
昭和十六年度	三四五、〇七七、九三三	二四三、三六五、八七六	八六、六〇一	二、六〇五、四一八	九・八九割

13 収入済額税目別

年度	總額	所得稅	地稅	營業稅	酒稅	關稅	その他
昭和十六年度	二四三、三六五、八七六	六五、一四六、九三二	一四、一〇四、五九九	七、八六三、三三三	三、三四四、三三三	七、七四、六二三	一、二六、一六三、三九七

14 直接稅平均負擔額 (昭和十六年) (單位圓)

道 地方團體

15 地方財政 (豫算) 昭和十六年度

豫算總額 一六九、〇四八、八八〇

一團體當豫算額 一三、〇〇三、七六〇

備考	部		郡		部		府		平均	内地人	朝鮮人	外國人	
	教育費負擔	教育費負擔	道	國	府稅(一般經濟)	道	國	總額					
教育費負擔は左の區分に依る。	四・三六	〇・七八	六・〇九	一・二二	二・〇〇	二・〇〇	八・四七	二・三五	二・三〇	三・九七	四・〇三	二・九〇	二・八五
府	四・三六	〇・七八	六・〇九	一・二二	二・〇〇	二・〇〇	八・四七	二・三五	二・三〇	三・九七	四・〇三	二・九〇	二・八五
府第一部特別經濟府稅													
府第二部特別經濟府稅													
郡													
學校組合費													
學校費賦課金													
部													
學校組合費													
學校費賦課金													

府	總額	二〇	一〇七、五九七、七三六	五、三七九、八八七
	一般經濟	二〇	八六、九〇二、四七六	四、三四五、一二四
第一特別經濟		二〇	八、六〇四、六四七	四三〇、二三二
		二〇	一二、〇九〇、六一三	六〇四、五三一
第二特別經濟		二、三三六	五五、九七五、八六四	二三、九六二
		二二〇	五一、六一四、一一二	二三四、六九一
學 校 組 合	費	四六〇	五、四〇二、八一八	一一、七四五
	面			
學 校				
學 校				
學 校				

16 國民學校

明治四十五年五月末現在

昭和十七年五月末現在

學校數	職員數	總數	內地人	朝鮮人	外國人
官立國民學校	二	四八	一四	一四	一
公立國民學校	五八	一、九八一	三、六四三	二、五八七	一、六九、五〇〇
道知事認定學校	三五	九一、二〇三	一四一	九三〇	六三、四五四

17 書 堂

明治四十四年度末

書 堂	教 員	生 徒	書 堂	教 員	生 徒	一校平均
	一六、七二	一四一、六四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八・六
	一六、四〇					

明治四十四年度を百とせる指數

大正五 年度末 二五、四八六
 同 十 年度末 二四、一九三
 昭和元 年度末 一六、〇八九
 同 六 年度末 九、二〇八
 同 十一 年度末 五、九四四
 同 十五 年度末 四、一〇五
 同 十七 年度末 三、〇五二

18

國語を解する朝鮮人

總數	二五、四八六	二五、八三二	二五九、五三二	一五四	一五四	一八三
	二四、一九三	二四、五三一	二九八、〇六七	一四六	一四六	二〇〇
	一六、〇八九	一六、五六八	一九六、八三八	九七	九七	一三九
	九、二〇八	九、五九四	一四六、九〇一	五六	五六	二〇四
	五、九四四	六、五四三	一六九、九九九	三六	三九	二〇〇
	四、一〇五	四、七五五	一五八、三三〇	二五	二八	二二
	三、〇五二	三、七二九	一五三、七八四	一八	二三	一九
						五〇・四

昭和 四 年末 一、四四〇、六三三
 同 十七 年末 五、〇八九、二四四

19

神社、神祠

總數	一、四四〇、六三三	九〇〇、一五七	五四〇、四六六	七六・六九
	五、〇八九、二四四	二、三五三、八四三	二、七五三、三七一	一九九・四〇
稍解し得るもの				
普通會話に差支なきもの				
朝鮮人總人口千人に付				

昭和十七年末現在

20

朝鮮神宮參拜者

總數	五五、九二二	四、五八二	九五、二三〇	四八三	三八	一、五二五
内地人						
朝鮮人						
滿支人						
歐米人						
一日平均						
官幣大社	三	二	六	五	八三	
國幣小社						
其の他の神社						

昭和八年 年次

病名	院			計	醫師	限地業者	醫生
	官立	公立	私				
總數	一六〇	一四六	六	三一二	八八〇	七〇	一、三三〇
昭和三十七年末	一七六	五	五九	二三〇	三、五七〇	五三〇	三、四三〇
醫師一人當人口	六、〇四五人	一、二四八人	内地	醫師一人當面積	朝鮮	内地	六・一方村
(内地は昭和十三年末)							

23 傳染病患者及死亡者 (昭和十七年)

傳染病名	患者	死亡者	傳染病名	患者	死亡者
總數	二、三、六五〇	三、三九四	發疹チフス	二、五七二	三、二九九
コレラ	一	一	再歸熱	六六八	一九
赤痢	三、六二八	五四八	猩紅熱	三九八	九
腸チフス	一一、一一三	一、四六三	チフテリア	二、八九二	五二四
パラチフス	六八三	六〇	流行性腦脊髄膜炎	九六	三八
痘瘡	一、六〇〇	四〇四			

24 專賣收入及支出

年度	收入	支出	差引益金
大正十年度	一六、九三七、三三五	一三、一三三、三三五	四、八三三、九九〇
昭和十六年度	一三六、四五六、一五七	六三、五三三、二一〇	七三、九六三、〇四七
專賣局は大正十年度より開廳す			

25 國有鐵道收入及支出

收 入		支 出		差 引 益 金	
明治四十四年度	五、七五七、八六三	明治四十四年度	五、一三三、七九一	明治四十四年度	六三五、〇七二
昭和十六年度	三九、二八六、七〇一	昭和十六年度	一八四、九九元、九三〇	昭和十六年度	四四、三〇六、七七二

26 鐵道投資額

總 數		國有鐵道		私設鐵道	
明治四十四年度末	一〇九、四七七、六三四	明治四十四年度末	一〇五、〇七六、九六二	明治四十四年度末	七五〇、〇〇〇
昭和十六年度末	一、五二七、六三〇、六九九	昭和十六年度末	一、一五八、八三一、五五六	昭和十六年度末	三、六五〇、六七三
				昭和十六年度末	一一、六六〇、九三六

27 鐵道營業料程

總 數		國有鐵道		私設鐵道	
明治四十四年度末	一、三六九・〇	明治四十四年度末	一、三三五・三	明治四十四年度末	一〇・〇
昭和十五年年度末	五、九五三・六	昭和十五年年度末	四、二九三・四	昭和十五年年度末	一、五五五・九
國有鐵道營業料面積百方料に付 (昭和十三年)		朝鮮		內地	
		朝鮮	一・八五料	內地	四・七五料

28 道路延長

朝鮮		內地		面積一方料當	
國道	三、六三三	國道	八、六二五	朝鮮	一四三
地方道	一八、八一四	府縣道	一一〇、六七五	內地	三二二
計	三、四四六	計	一二九、二九〇		

(昭和十八年三月末
內地は昭和十三年末)

29 放送局及聴取者

放送局數	聴取者數			人口一萬人當聴取者
	總數	内地人	朝鮮人	
昭和二年年度末	一	四、一六	九四九	三・六人
同十七年度末	八	二六、〇四七	一四九、六三三	二〇・二〇人
昭和二年二月より放送開始				

30 郵便貯金現在高

年度末現在高	預人員		預金額		人口百人當		人口一人當	
	預人員	預金額	當預金額	預金額	預人員	預金額	預金額	預金額
明治四十三年度	一三六、九六六	三、二〇六、四四五	三三・〇七	二〇	二・四二			
昭和十七年度	九、三六四、八三九	二四九、四〇一、〇〇〇	二六・五九	三六	九・四六			

31 朝鮮簡易生命保險契約現在高

件數	保險料		保險金額	
	件數	保險料	件數	保險金額
昭和四年度末	一一八、四三九	一三九、七〇三	二四、八七九、四三七	
同十七年度末	五、五五五、六三二	五、五七七、一八三	一、〇七三、八九三、五八九	

朝鮮簡易生命保險は昭和四年十月一日より實施す

32 金融機關 昭和十七年末

一四

銀行

本 店	支 店 及 出 張 所	總 數	朝鮮銀行	朝鮮殖産銀行	朝鮮貯蓄銀行	普通銀行
朝鮮金融組合聯合會	一	六	一	一	一	三
金融組合	一	一四	一	一	二〇	一三六
手形交換所	一	六四五	一	一	一	一
無盡會社	一	二七三	一	一	一	一
信託會社	一	一三	一	一	一	一
支店及出張所	一	一	一	一	一	一

朝鮮金融組合聯合會の本店は本店欄に、支店は支店欄に、金融組合の支所及支店欄に掲ぐ。

33 銀行預金現在高 (單位千圓) 昭和十七年末

總 額	定期預金	當座預金	特別當座預金	其の他の預金
朝鮮銀行	一、八三三、五七六	七六〇、二九五	三四四、三九三	二九〇、九七三
朝鮮殖産銀行	三〇一、四四四	一五三、五四七	六五、五六一	三三、四〇六
朝鮮貯蓄銀行	五六〇、三六六	二七〇、〇〇九	一一五、〇一一	九〇、六三一
普通銀行	二二四、二二一	七五一	一	一
總 額	七四六、六〇五	三三三、九八八	一三三、八三二	一六、九三六

34 銀行貸出金現在高 (單位千圓) 昭和十七年末

總額	年賦及定期 貸付金	貸付金	當座貸越	諸割引手形
朝鮮銀行	二、四四五、八三六	一、六四八、八五四	二七、五四六	一四九、六三三
朝鮮殖産銀行	五六〇、二四九	五三、六三七	三三、九四七	三三、六七五
朝鮮貯蓄銀行	一、二四八、八三五	六三〇、六六〇	四六、〇〇一	四三、三四一
普通銀行	六四、三八	六四、三八	—	—
總額	五、七二、四五四	四四〇、三三九	四八、五九八	八三、五九七

35 手形交換高 (金額單位千圓) 昭和十七年

總額	小切手	送金爲替	約束手形
朝鮮銀行	三、六四六、四九八	二、三九三、〇五四	二三八、五〇三
朝鮮殖産銀行	六、五三、四八五	四、四六三、五四六	六七八、九一七
仕拂手形	一、四、五二六	七五九、三六〇	七〇、八四四
總額	二七六、一七六	四四二、三五二	三〇六、三三二

36 朝鮮銀行券發行高

發行餘力	發行高	發行高	發行高
總額	正貨準備	保證準備	保證準備
三〇、一三三	七、〇三五	一三、一三六	三〇、〇〇〇
六、八六三	—	—	—
限制額	—	—	—
—	—	—	—

明治四十三年末

昭和十七年末

九〇八、六〇〇

一 保證發行 七五〇、〇〇〇

限度發行 七五〇、〇〇〇

一六、六〇〇

一六

37 銀行金

昭和中平均

預金

貸出

出

(定期) 年利

(當座) 日歩

(貸付) 日歩

(當座貸越) 日歩

(手形割引) 日歩

朝鮮銀行

三四

二

一八・二

一八・四

一八・一

普通銀行

三四

三

一四

一四・九

一四

本店朝鮮
本店內地

38 耕地面積

總數 (除火田)

一毛作 二毛作 計

田 火田

總面積に對する耕地面積

明治四十三年末

二、四四、九〇四町

一毛作 二毛作

八四七、六六七町

一、六二七、三六七町

一一・二%

昭和十六年末

四、四九、五三〇町

一毛作 二毛作

一、七九、五七三町

二、七一九、九三九町

三〇・一%

39 自作小作別耕地面積

總數

自作

小作

自作

小作

昭和十六年末

四、四八九、五三六町

五、六七、六八七町

一、一〇二、四四五町

一、七〇七、六八八町

一、四一、七五三町

40 農業者戸數

總數 內地人 朝鮮人 滿洲國人及
中華民國人 其他の
外國人 總戸數と
の割合

明治四十三年末	二、三三六、三〇〇	二、一三三	二、三三三、八一四	三、四	一〇	八三、三
昭和十七年末	三、〇五三、四四六	五、八九三	三、〇四三、四六五	四、〇八七	一	六三、八

41 自作小作別農業者戸數

總數 自作 自作兼小作 小作 被備者 火田民

昭和十七年末	三、〇五三、四四六	五、九、七二七	七、九、四三三	一、六四一、七〇三	九、五、七六	五、八、八
--------	-----------	---------	---------	-----------	--------	-------

42 農産價額

農産 畜産 合計

年	農産		畜産		合計	
	實數	指數	實數	指數	實數	指數
明治四十三年	三〇七、六一、三三三	一〇〇	一三、四四五、九〇三	一〇〇	三二一、〇七、一三三	一〇〇
大正四年	三三二、八〇七、八七五	一六〇	四三、七三三、二四八	三三五	三七五、五四〇、一三三	一七〇
同 九 年	一、二七〇、一八〇、三三三	六二二	五、六、七二一、一六八	四三三	一、三、六、八九一、五〇〇	六〇〇
同 十 四 年	一、一四五、八二九、〇九四	五五二	六、七、六〇、九七四	五〇三	一、二、三、五、一〇、〇六八	五四九
昭和五年	六九二、五四三、一四九	三三四	三、六、四、七三六	二二六	七三四、二、七、八七五	三三八
同 十 年	一、一〇〇、五六六、六七五	五三〇	四、六、四、八、四九三	三三四六	一、一、四、七、〇、五五、一六八	五二九
同 十 二 年	一、四九〇、八九二、九〇三	七二八	六、九、五、九、四、五六一	五二八	一、五、六、〇、四、八、七、四六四	七〇六
同 十 六 年	?	?	一、三、六、〇、三三、〇八〇	六二五	一、三、六、〇、三三、〇八〇	六二五

43 農産價額種類別 (單位圓) (其ノ一)

總數 植産物 價額

昭和十五年 二,〇五三,五五五,二二二,六五五,〇三三 八六六,四三三,〇九九,二四〇,六四四,七三三 三三三,三三〇,三二八,一三三,三六九,〇八三 八八,一七,五七三
 昭和十六年 二,三四〇,三三三,九七三,一八二,四一五,八七九,一〇四,六八八,〇三三 二二六,二〇一,三四一,〇四一,二七七,八四九,〇一五,一〇一,一五〇,八〇四

同 上 (其の二)

植産物價額

蔬 菜 果 實 其他 蠶 業 生 産 品 加 工 品 畜 産 物 並 同 副 産 物 自 給 肥 料

昭和十五年 一八三,七六〇,三三六 三六,三二一,二七 八〇八,三三三 四六,三二一,五二〇 七九,四四,八九〇 一三,三三八,一九七 二九,四四五,三九四
 昭和十六年 一八八,八八四,七〇一 四一,四七三,三二一,〇七四,七六七 三五,一五六,六三三 九四,五四七,〇八八 一三〇,二四八,一五三 二六,八四一,三三八

44 米

作付 段 別 (町) 收 穫 高 (石)

明治四十三年 一,三五三,七九六,八一,三五五,三〇九,九 八三,六九八,四 一三,七八八,五 一〇,四五,六三三 九,七三五,〇七三 五八三,六〇一 九七,九四〇
 昭和十五年 一,六四一,七四六,五一,〇三,八二六,〇 三三,三九八 一五,六二,七 二,五二七,三三三,二一,一三三,七九九 二七,一,六二二,一三三,九八三

米收穫高内鮮比較 昭和十四年

作付段別 收穫高 一段步收穫高

朝 鮮 一,二三四,八〇五,七 一四,三五五,七九三 一,一六三

內 臺

地 灣

45 麥

三、一九二、七〇三・〇
六四四、三四五・四

六八、九六三・〇〇〇
九、二五一、七四〇

三・一六〇
一・四三〇

明治四十三年

昭和十五年

作付段別

收穫高

作付段別

收穫高

八五七、五九二・六

六、三〇七、六三三

一、五三九、九三三・四

二、五〇五、四六三

五七五、九七五・五

四、七四六、九三六

八〇七、七六二・九

六、八三三、一六三

二四三、八九四・三

一、三〇五、九七二

三四七、五七六・〇

二、〇七八、二三六

三八、七〇〇・八

二五四、七二五

三五三、四二五・〇

三、四四一、九二四

總 大 小 稞 麥

イ

數 麥 麥 麥 麥

一

一

二一、一六・五

一〇二、一五一

46

大豆 粟 棉 甘 諸 馬 鈴 薯

明治四十三年

昭和十五年

作付段別

收穫高

作付段別

收穫高

四八八、〇五二・〇

二、七四六、五八

六六五、四九九・六

三、二六六、一〇七

五三六、一六七・五

三、三四六、六〇〇

六八二、一九三・四

四、二六〇、八五八

六〇、一六〇・一

二、〇七八、八三六

二九三、四七七・三

一八六、八四〇、五五八

?

?

四四、八二八・四

八五、九三六、二八〇

?

?

一三三、八四〇・三

一七七、三九八、四・七

大 粟 棉 甘 馬

鈴

豆 薯 諸

47 家蠶繭產高

飼養戶數	明治四十三年			昭和十六年		
	總數	春蠶	夏秋蠶	總數	春蠶	夏秋蠶
繭種掃立枚數(枚)	七六、〇三七	七六、〇三七	?	一、五五九、九七六	八六〇、六九七	六九九、二七九
繭種掃立枚數(枚)	八九、九八〇	八四、五六六	五、三九四	一、一三四、三八〇	六五二、六九六	四七二、六八四
繭產高(町)	四四三、二三〇	四二三、一〇〇	二九、一三〇	三〇、一八五、九五六	一一、七二五、三六三	七、四七〇、五九三

48 牛

飼養戶數	明治四十三年			昭和十六年		
	總數	朝鮮種	其他	總數	朝鮮種	其他
總數	?	七〇三、八四四	?	一、四四四、六四九	一、七五三、五六一	二、三九、八二七
居殺數	?	?	?	六三三、七九一	一、二七、四五八	六三三、五二一
輸出數	?	?	?	?	?	?
移出數	?	?	?	?	?	?
總數	一七五、九四七	?	?	一一〇、四八八	?	?
總數	三二五、三九四	?	?	一〇四、八〇六	?	?
輸出數	?	?	?	?	?	?
移出數	?	?	?	?	?	?
總數	一〇八、九	?	?	?	?	?
總數	五九、〇三三	?	?	?	?	?
總數	五三、八五七	?	?	?	?	?

49 豚

明治四十三年末	昭和十六年末	飼養戶數		朝鮮種		其他	
		總數	牝	牝	牡	牝	牡
1,007,446	1,337,042	565,757	?	334,288	157,134	574,718	370,963
?	?	798,936	?	58,106	?	?	?

50 鶏

明治四十三年末	昭和十六年	昭和十七年末	飼養戶數		朝鮮種		其他	
			總數	雌	雌	雄	雌	雄
?	2,796,359	1,800,023	1,800,023	?	1,262,224	428,800	701,023	
?	?	1,491,747	5,693,602	3,411,541	1,595,383	9,933,779	8,564,622	1,041,055
?	?	1,800,023	3,000,000	?	?	?	?	?
?	?	1,800,023	3,000,000	?	?	?	?	?

51 肥料消費高 (單位數量、價額千圓) (最近十箇年)

昭和七年	昭和八年	總數		石		過		硫		化		調		其	
		數量	價額	窒	素	磷	灰	加	里	肥	料	肥	料	合	料
2,494,565	2,494,565	49,336	1,491,987	40,124	1,303	1,591	14,003	71,934	17,276	17,276	668	1,337	2,494,565	2,494,565	2,494,565
17,276	17,276	2,199	9,833	857	1,089	161	957	668	1,337	668	1,337	668	1,337	668	1,337
430,383	430,383	15,288	83,361	19,934	53,919	532	1,140	25,201	53,919	53,919	1,467	803	430,383	430,383	430,383
26,691	26,691	632	3,240	17,969	1,571	1,730	106	2,322	1,467	1,467	803	803	26,691	26,691	26,691

昭和九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年
價額	價額	價額	價額	價額	價額	價額	價額
五六〇、四九〇	七〇三、〇〇四	八〇九、四三七	八五五、四九〇	九一九、〇四九	八八二、一三〇	八〇九、四九〇	七四七、六七七
四八、五四五	三八、七〇一	一八、九三四	三、〇九五	二九、三九四	三、〇〇八	三三、三七四	三三、四四一
五三、一九四	二四、一〇〇	二六、三〇四	一八、一七九	一五、四六八	一四、四五三	九、七二五	一三、二七五
二二、三〇八	二四、三八五	三〇、六〇〇	三七、八七〇	三二、四八五	二五、九六二	二四、八三一	一八、二〇九
二八、四四九	三六、六四八	四七、二〇五	四七、七七一	五九、六二二	五八、四八二	一六、七六四	二一、六九九
八四、〇〇四	一三五、〇六八	一〇一、〇八四	一〇九、三六八	五九、五六二	五六、四六〇	七八、〇九七	三二、七〇三
一、七七二	一、四三八	一、六四七	二、五一六	四、五九六	四、三二一	四、四四四	八
三五、七三四	四三、五九四	五四、五三八	七三、七四五	七五、四三七	七〇、一三三	六〇、八〇二	四九、九四三
五二、一七七	一三、六九六	一八九、三七一	二八、九三八	三三、三七三	三〇、四〇四	三三、六一二	三九、七四五
四、〇六四	一〇、一三七	一六、六九二	一七、九四五	九、五三三	八、八七七	一〇、三九二	三九、三四一
三、一七九	一、一八五	六三、七五四	二八、九三八	三三、八一四	四三、〇五四	三三、一五五	三九、七四五
一、〇八一	六三、八九七	六三、七五四	五九、九九七	三〇、一六七	四一、六六一	二、三四八	二、四四八

52 林野面積

昭和十六年末	總數	國有	公有	寺刹有	私有
一六、二七七、九〇五	五、三五八、九〇七	一、〇六六、七三七	一八七、三三	九、六六五、一四〇	
九三、五三五	一、七五八	一、六三七	一、九三三	五、八三七	
七四七、六七七	一、七五八	一、六三七	一、九三三	五、八三七	

53 林野蓄積

昭和十六年末	總數	國有林	公有林	寺刹有林	私有林
	六七五、〇三九 <small>尺</small> 、六九八 <small>尺</small>	三三〇、五〇九 <small>尺</small> 、七六〇 <small>尺</small>	三四、七〇八 <small>尺</small> 、九四九 <small>尺</small>	一五、二七四 <small>尺</small> 、九三三 <small>尺</small>	二九四、五五六 <small>尺</small> 、〇三五 <small>尺</small>

54 造林 (最近十箇年)

總數 國費經營 公營及民營

年	施業面積 <small>百</small>	施業本數 <small>千本</small>	施業面積 <small>百</small>	施業本數 <small>千本</small>	施業面積 <small>百</small>	施業本數 <small>千本</small>
昭和六年	八五、九三五	三〇五、〇五八	七、六七八	一〇、五〇三	七八、二四七	二九四、五五五
同 八年	八〇、三八六	二六六、五〇三	八、四五〇	九、三八〇	七一、九三六	二五七、一三三
同 九年	七五、四九四	二三三、七二五	九、五六七	八、三三七	六五、九三七	二二五、三九八
同 十年	七五、七〇九	二〇八、九二〇	一〇、六二四	一三、三七一	六五、〇八五	一九五、五三九
同 十一年	八二、三五四	三三四、〇一一	一四、七八四	一八、五九六	六七、四七〇	二〇五、四一五
同 十二年	七九、〇六二	三三〇、九二二	一五、六三三	一九、一〇八	六三、四四〇	二二一、八〇四
同 十三年	九〇、八九四	三五一、六八九	一七、〇七六	一二、九三三	七三、八一八	二三八、六九六
同 十四年	一〇五、四七三	三三九、三九八	一七、〇七三	五八、九三三	八八、四〇〇	二七〇、三七五
同 十五年	一二一、三九三	三三八、七七七	二三、三四六	三八、三三四	九八、一四七	三〇〇、五五三
同 十六年	一四六、三四七	四〇九、九二五	二五、三三三	三九、九八二	一二〇、九三四	三六九、九四三

55 林産價額

年	實數	指數
明治四十三年	一九,二四〇,〇〇〇 <small>円</small>	100
大正 四年	三,九四五,〇〇〇	一九
同 九年	三〇,三〇六,〇〇〇	一五七
同 十四年	五三,四八六,六一九	二七八
昭和 五年	六三,三六〇,三三四 <small>円</small>	三三九
同 十年	一一四,〇〇五,三四二	五九三
同 十二年	一三八,七〇九,四一一	七三一
同 十五年	二二六,六七三,八九三	一,二三〇

56 林産價額種類別

年	材		薪		材		木		炭		其他
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	
昭和十六年	三,四四,二五六 <small>千尺</small>	三,一八一,七三九 <small>千尺</small>	五七,九三九 <small>千尺</small>	一,〇九二,二五五 <small>千尺</small>	九九,〇七三 <small>千尺</small>	四七,三〇七 <small>千尺</small>	一七,五〇八 <small>千尺</small>	一八九,七三六 <small>千尺</small>			

57 水産價額

年	漁獲高		養殖生産高		水産製造高		合計		指數
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	
明治四十四年	六,七三三,一六〇 <small>円</small>	一五,九五五,九三三	?	?	二,六五四,九一九 <small>円</small>	九,四二八,〇七九 <small>円</small>	九,四二八,〇七九 <small>円</small>	一〇〇	
大正 五年	一五,九五五,九三三	四四,九九七,五九〇	?	?	九,七六一,八五三	二五,七七七,七七五	二五,七七七,七七五	二七五	
同 十年	四四,九九七,五九〇	七二,七四九	?	?	二五,六五四,八八九	七二,三九九,九二八	七二,三九九,九二八	七五八	
昭和 元年	五三,七四三,八六七	二,四八一,九三九	?	?	三四,二九,三七三	九〇,三五四,一七九	九〇,三五四,一七九	九五九	
同 六年	四六,五七八,一七〇	二,六二五,一三六	?	?	二八,三三九,四三三	七七,五六三,七四八	七七,五六三,七四八	八三四	
同 十一年	七九,八七九,一七七	四,七四七,四九九	?	?	七九,三七七,二八三	一六四,〇〇三,八七九	一六四,〇〇三,八七九	一,七四一	

昭和十六年

一六、七五〇、六一

一八、四七一、四五

一七三、六三〇、六五

三五七、八五三、八〇七

三、八〇〇

58 水産價額比較 (帝國全土) 昭和十三年

總數	總數		漁獲高		養殖高		製造高	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合	實數	割合
總數	八三四、一九九 <small>千片</small>	100.0%	四九、三三八 <small>千片</small>	100.0%	四、六四三 <small>千片</small>	100.0%	三三、三三九 <small>千片</small>	100.0%
朝鮮鮮	一八九、八三三	三三.七	八七、〇八二	一八.二	五、九四四	一四.二	九六、八一七	三〇.九
內地	五八、六四〇	七.〇六	三五、四三〇	七五.〇	三〇、一一〇	七三.三	一九九、一〇〇	六三.六
臺灣	三三、五五三	二.八	一五、六七〇	三.三	五、五五五	一三.三	三、三三八	〇.八
樺太	三五、五六二	三.一	一三、一九四	二.七	一	一	一三、三六八	三.九
南洋	六、六三二	〇.八	三、九四二	〇.八	八三	〇.二	二、五九六	〇.八

59 水産製造高 昭和十四年

總數	總數		鹽乾類		煮乾類		鹽藏類		素節類	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
總數	四七三、五二四 <small>担</small>	一八一、七五八、三五七 <small>円</small>	一六、五二五 <small>担</small>	一六、五二五、七九四 <small>担</small>	二〇、八九九 <small>担</small>	二〇、八九九、七三六 <small>担</small>	五三、三〇三 <small>担</small>	五三、三〇三、三三四 <small>担</small>	二、六二〇	一、六六六、八二七 <small>担</small>
鹽乾類	一八一、七五八	一八一、七五八、三五七	一六、五二五	一六、五二五、七九四	二〇、八九九	二〇、八九九、七三六	五三、三〇三	五三、三〇三、三三四	二、六二〇	一、六六六、八二七
煮乾類	二六三、二七四	八三、四八〇、一七六	一	一	一	一	一	一	一	一
鹽藏類	一六、四四二	一六、四四二、七〇三	一七、〇三八	一七、〇三八、八七四	一	一	一	一	一	一
素節類	三九、五五五	一六、四四二、七〇三	一	一	一	一	一	一	一	一

水産罐詰類	六、〇二〇、七三三	四、三三六、一一五	壓搾肥料	一四三、六六六、九三六	三六、三九三、三〇四
水産罐詰類	八四、五三一	七五、三七〇	乾製肥料	五八、八三七、三四六	一六、一〇八、四三〇
海藻類	二、六三四、〇四三	一八、八五六、二二一	油肥類	一〇六、〇四一、八一九	四二、八三六、〇九六
冷凍品	二、〇〇七、四三六	四五四、八四〇	海藻類	二、三四七、四七〇	二、七九八、〇〇一
櫻干類	三一一、二九三	四八九、七三〇	工業品	一三三、九七七	一三三、三三〇
其他(食用品)	三、九七一、五五三	三、五二四、一一一	藥品	二、〇三三	三五、六二八
非食用品總數	三三〇、三三九、八三八	九九、二九八、〇七九	其他(非食用品)	二七一、二五七	四、三六〇

60 鑛業許可鑛區

總數	七九六	三三七	鐵鑛	四九	一五五	三三	一五三	三七	二七九	三六
明治四十四年末	二、〇九〇	六、四三四	タンクス鑛	一四八	一五〇	三三	一五三	三七	二七九	三六
昭和十五年末	二、〇九〇	六、四三四	鐵鑛	二四五	一五〇	三三	一五三	三七	二七九	三六
同 十六年	二、〇九五	六、四〇五	鐵鑛	二五四	一五〇	三三	一五三	三七	二七九	三六

61 鑛業稼行鑛區

總數	二〇六	七五	鐵鑛	一三	一	二	四三	二	五	八
明治四十四年末	二〇六	七五	鐵鑛	一三	一	二	四三	二	五	八
昭和十五年末	二〇六	七五	鐵鑛	一三	一	二	四三	二	五	八
同 十六年	二〇六	七五	鐵鑛	一三	一	二	四三	二	五	八

總數	二〇六	七五	鐵鑛	一三	一	二	四三	二	五	八
明治四十四年末	二〇六	七五	鐵鑛	一三	一	二	四三	二	五	八
昭和十五年末	二〇六	七五	鐵鑛	一三	一	二	四三	二	五	八
同 十六年	二〇六	七五	鐵鑛	一三	一	二	四三	二	五	八

昭和十五年末 七、二九三 四、六五〇 八五 二三四 一、一八七 一六九 二九九 三九五 三五三

62 鑛産價額

實數 指數 實數 指數

明治四十三年 六、〇七、九五三 一〇〇 昭和五年 三四、六五四、四六三 四〇六
 大正四年 一〇、五一五、九六六 一七三 同十年 八八、〇三九、三〇一 一、四五一
 同九年 三四、三〇四、六八八 三九九 同十一年 一一〇、四三九、六五五 一、八三〇
 同十四年 二〇、八七六、九六四 三四四

63 工場從業者及生産額

工場數 從業者數 生産品價額

明治四十四年 二五二 一四、五七五 一九、六三九、六五五
 昭和十五年 七、一四二 二九四、九七一 一、六一九、九三七、三六四

64 工業産價額

實數 指數 實數 指數

明治四十四年 一五、六四五、一五九 一〇〇 昭和六年 三五三、九二四、五七八 一、六二七
 大正五年 六〇、三三八、五七六 三六六 同十一年 七三〇、八〇六、七六八 四、六七一
 同十年 三〇、五五五、八三一 一、二八二 同十五年 一、八七三、六三三、五四八 二、九七六

昭和元年

二九、九六七、五四

一、九二七

二八

65 工産價額業種別 (昭和十五年)

業種	實數		割合	
	實數	割合	實數	割合
總數	一、八七三、六三三、五四八 ^円	一〇〇・〇%		
紡織工業	二二二、一七七、八八六	一二・四	木製品工業	六九九、四四二、一七四 ^円
金屬工業	一二九、六六九、一四一	六・九	印刷製本業	三五、〇二八、〇三〇
機械器具工業	七六、六六四、六一三	四・一	食料品工業	一九、〇七〇、九八八
窯業	六一、六五四、〇二七	三・三	其の他の工業	三七三、四〇三、七〇三
				二四六、五二二、九八六
				一三・二

66 會社

社 (朝鮮に本店を有するもの) 昭和十六年末

業種	總數		合名會社		合資會社		株式會社		有限會社	
	社數	公稱資本額 又ハ出資額 ^{千円}	社數	出資額 ^{千円}	社數	出資額 ^{千円}	社數	公稱資本額 ^{千円}	社數	出資額 ^{千円}
總數	三、二五	二、三五、三五 ^{千円}	二七〇	三、〇五五 ^{千円}	六九〇	四八、七二八 ^{千円}	三、〇四二	二、一六五、九二一 ^{千円}	一〇三	一〇、六四二 ^{千円}
農林業	一七一	二〇、六五八	四三	八、九八三	二七	九、〇六一	一〇一	八三、六四	—	—
商業	八四〇	二〇、三三〇	七四	七、五〇七	二九	九、五二五	五〇一	一八七、三六三	四	五、九四六
工業	一、二八七	五八、三四四	一〇七	六、三〇〇	三三〇	一〇、五九七	八二五	四八七、七五三	四	三、六七五
鑛業	一三七	五九三、九三六	—	—	一三	九九四	一三	三九一、八二八	—	—

水產業	六四	二〇、九五六	一	二〇〇	三	一、三四一	五一	一九、五二五	一
金融業	九四	一六九、〇〇七	九	五八	一四	九〇四	七〇	一六七、四七五	一
運輸及倉庫業	二二七	二三五、八三八	〇	二八	三六	九二七	一八九	二三四、四〇八	二
電氣業	一五	五三〇、〇三〇	一	一	一	一	一五	五三〇、〇三〇	一
保險業	二	五、五〇〇	一	一	一	一	二	五、五〇〇	一
雜業	四〇九	九一、八七六	三五	七、三五	一四九	一五、四八九	三三八	六八、五五七	七
									六〇五

67 保

險 (年末現在 契約高)

(金額單位千圓) 昭和十五年

生命保險	總數	七八八、二二	一、五〇七、六五	一、〇七四、〇九五	一四、八八五	一五、九二五	一、六九〇	六四二	七	一五二	一
火災	數	一、二九四、三七〇	二、七〇三、二七三	二、四七七、四六七	一二三、〇三	一〇一、四六八	六、三三〇	四、八三八	八	一三三	一
海上	運送										
傷害	自動車										
子信用	森林										
盜難											

68 貿易額

對外國貿易	輸出	四、五三五	一四、四三四	一八、九六九	九、八九九	一五、三七六	二五、三四八	四〇、七三六	九、九六九	五九、六九六
	輸入	一四、四三四	一八、九六九	九、八九九	一五、三七六	二五、三四八	四〇、七三六	九、九六九	五九、六九六	
對內地貿易	輸出	一〇〇、五八九	一六五、四九一	三五、六七	四八五、八九三	五五八、八三三	一、〇四四、七〇七	七、九二九	一、二二〇、一九九	
	輸入	一六五、四九一	三五、六七	四八五、八九三	五五八、八三三	一、〇四四、七〇七	七、九二九	一、二二〇、一九九		
總計	輸出	一〇四、九二四	一八四、四六〇	四四、五六六	五三〇、四七六	六一三、六一九	一、〇八九、四四三	一七、八九八	一、四四〇、一九四	
	輸入	一八四、四六〇	四四、五六六	五三〇、四七六	六一三、六一九	一、〇八九、四四三	一七、八九八	一、四四〇、一九四		

昭和十一年	七五、二六五	二四、四九九	一八九、七六四	// 元、二三三	五二八、〇四七	六四七、九八一	一、一五五、九六五	二二九、八七〇	一、三五五、七三〇
同十二年	一一三、〇九七	二八、一三八	二四一、二三六	// 一五、〇四一	五七三、四四五	七三五、四三三	一、三〇七、八五八	一六三、九六八	一、五四九、〇九五
同十三年	一六九、〇六六	一三四、五八二	三〇三、六四九	出越三四、四八四	七二〇、五三九	九二一、三四五	一、六三一、八八五	二二〇、八〇六	一、九三五、五三四
同十四年	二六九、九一一	一五九、〇三一	四三八、九四三	// 二〇、八七九	七三六、八八二	一、三九九、四七一	一、九六六、二九九	四九二、五三四	二、四九五、三四二

69 朝鮮人の開拓民

昭和十六年	集團開拓民	六三戸	集合開拓民	一四戸	分散開拓民	六〇三戸	合計	一、三六六戸

昭和十八年十二月二十日印刷
昭和十八年十二月二十四日發行

定價金壹圓

朝鮮總督府編纂

京城府西大門區蓬萊町三丁目六十二・三番地

印刷所 朝鮮印刷株式會社

承認書番號十一月單第八號
發行部數四、五〇〇部